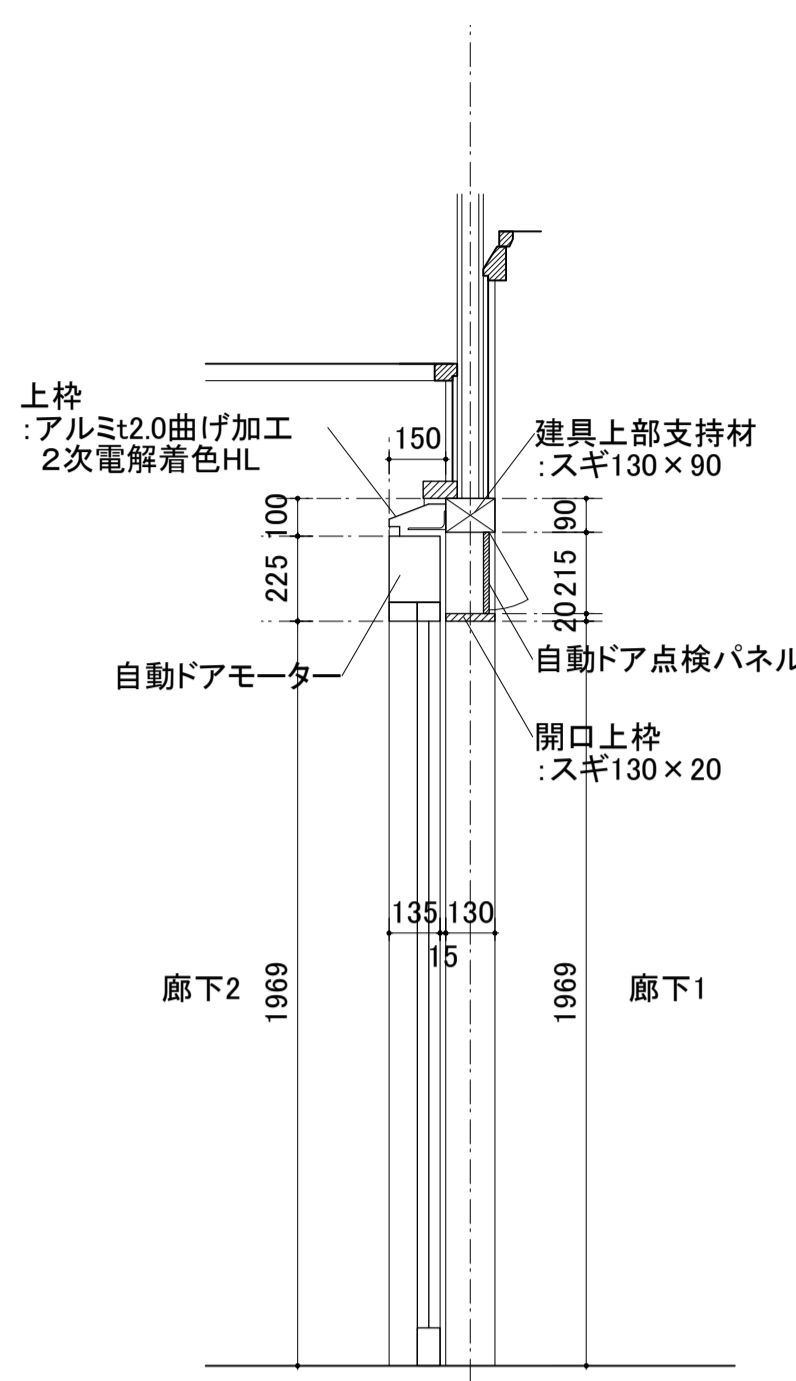
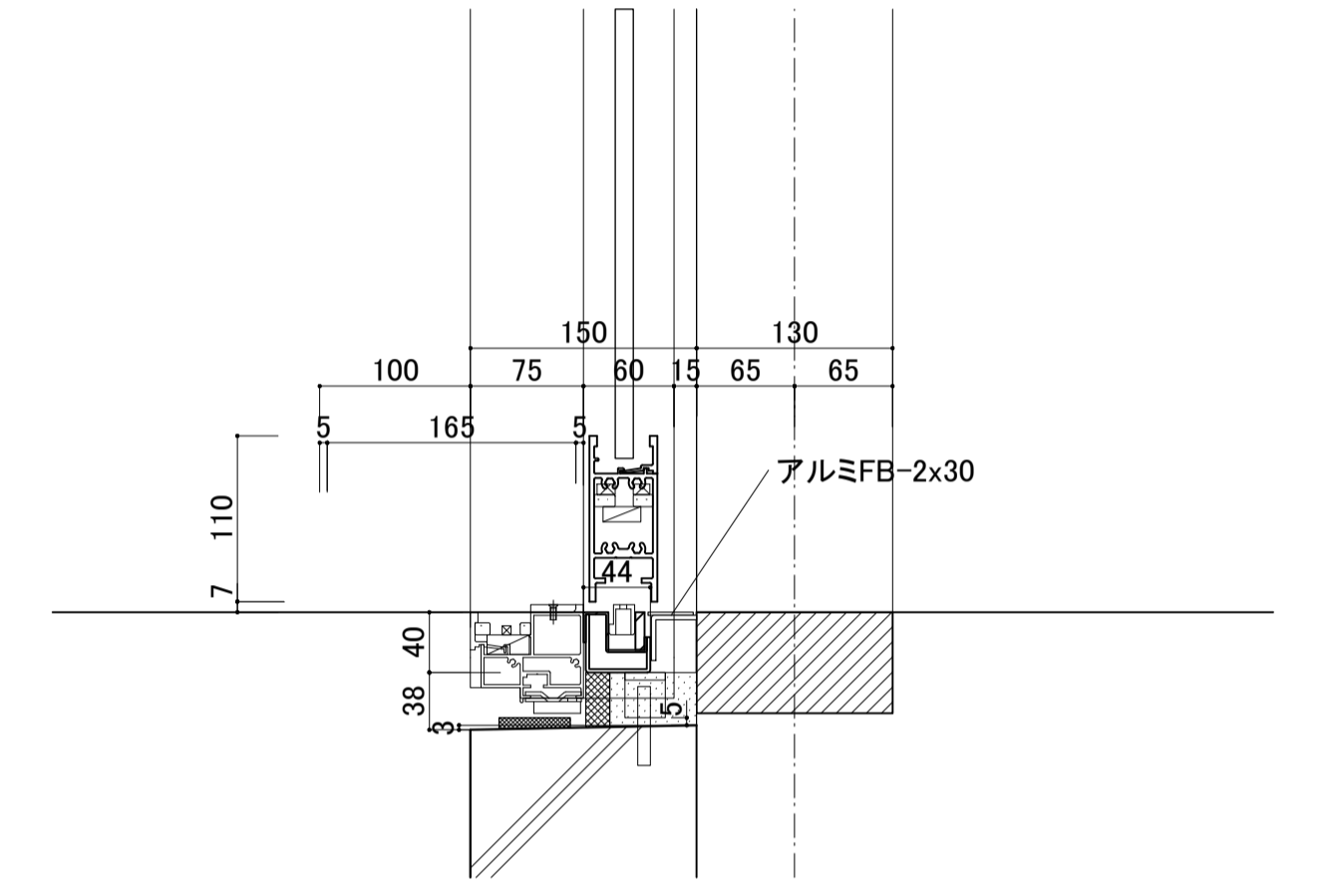
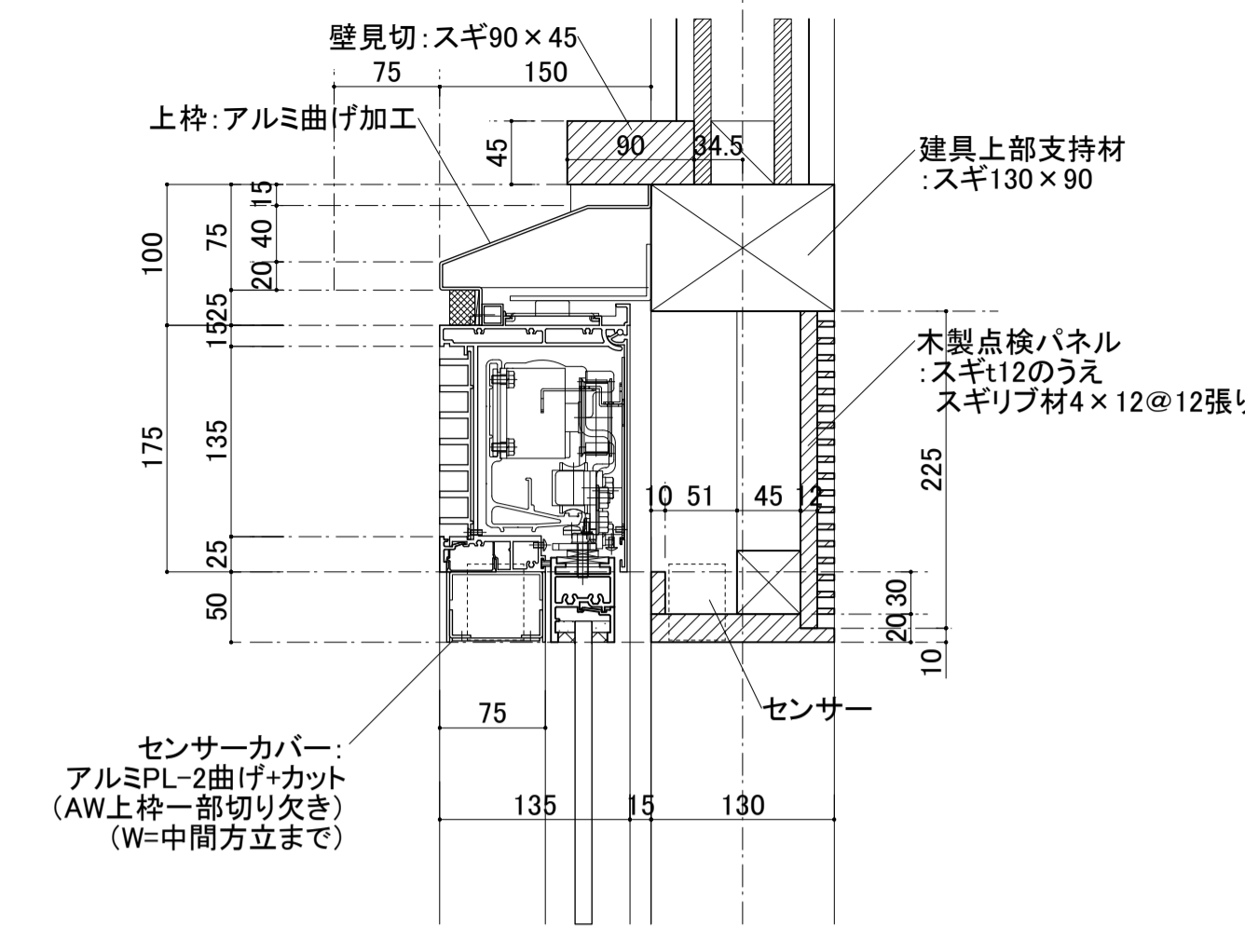


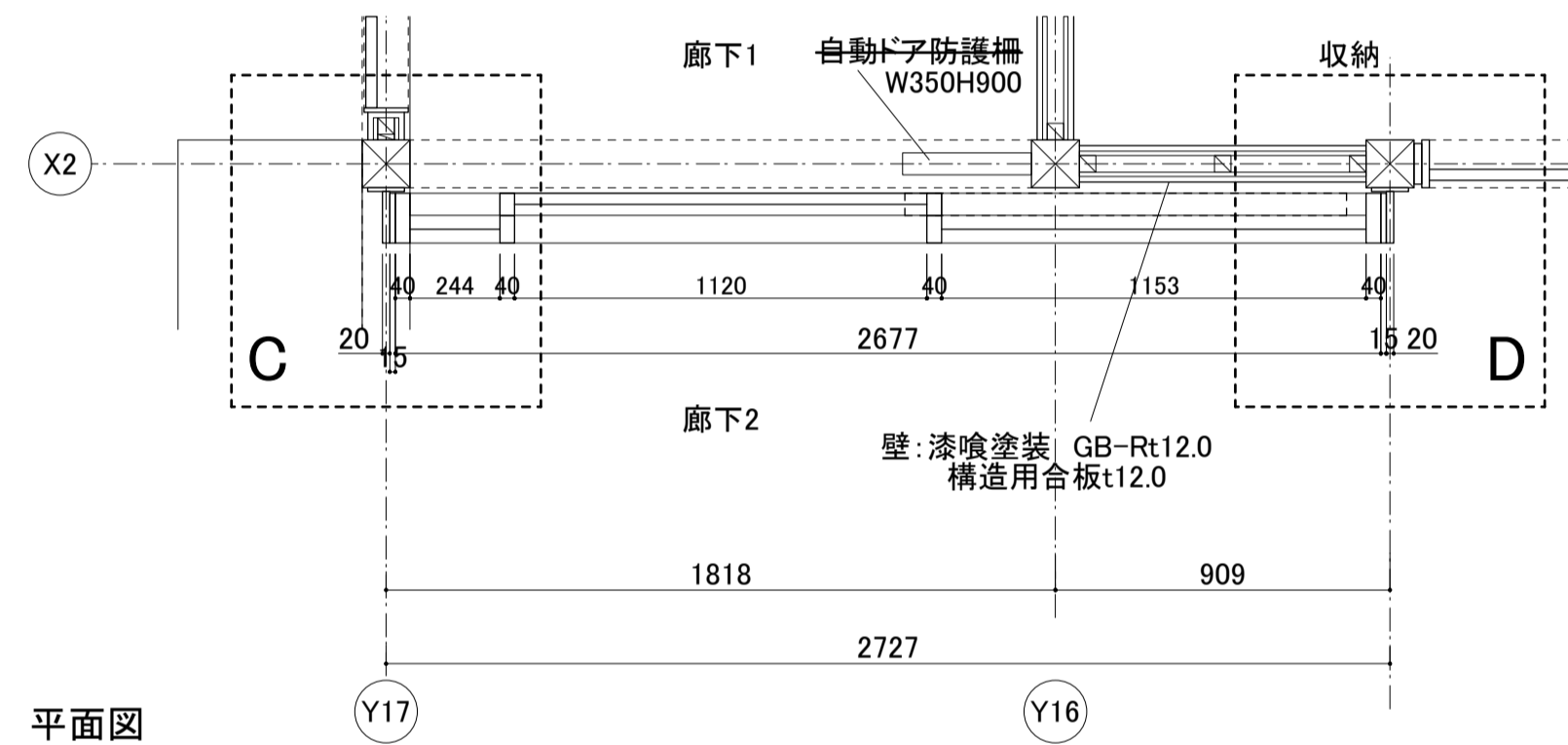
立面図



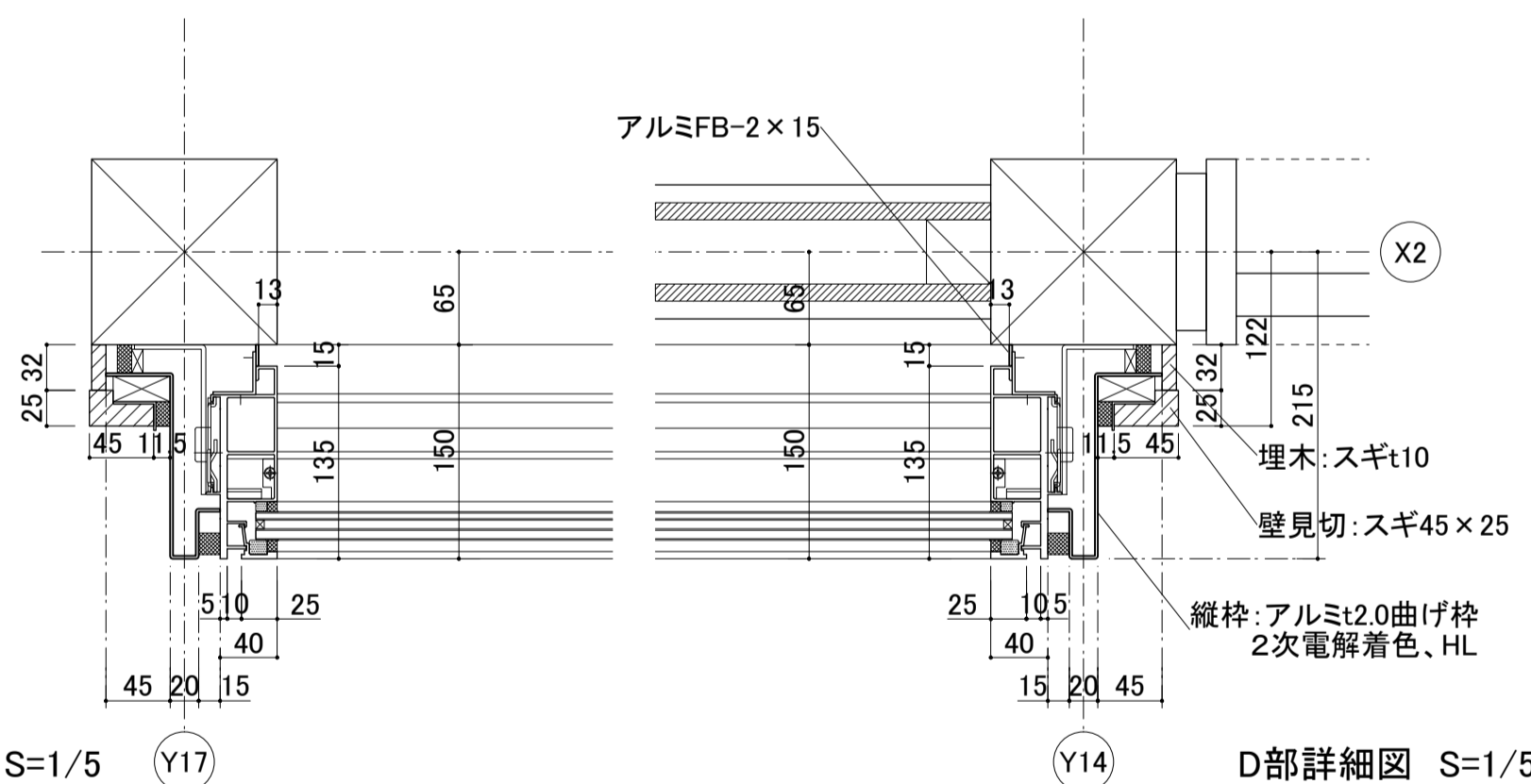
断面図



断面詳細図 S=1/5

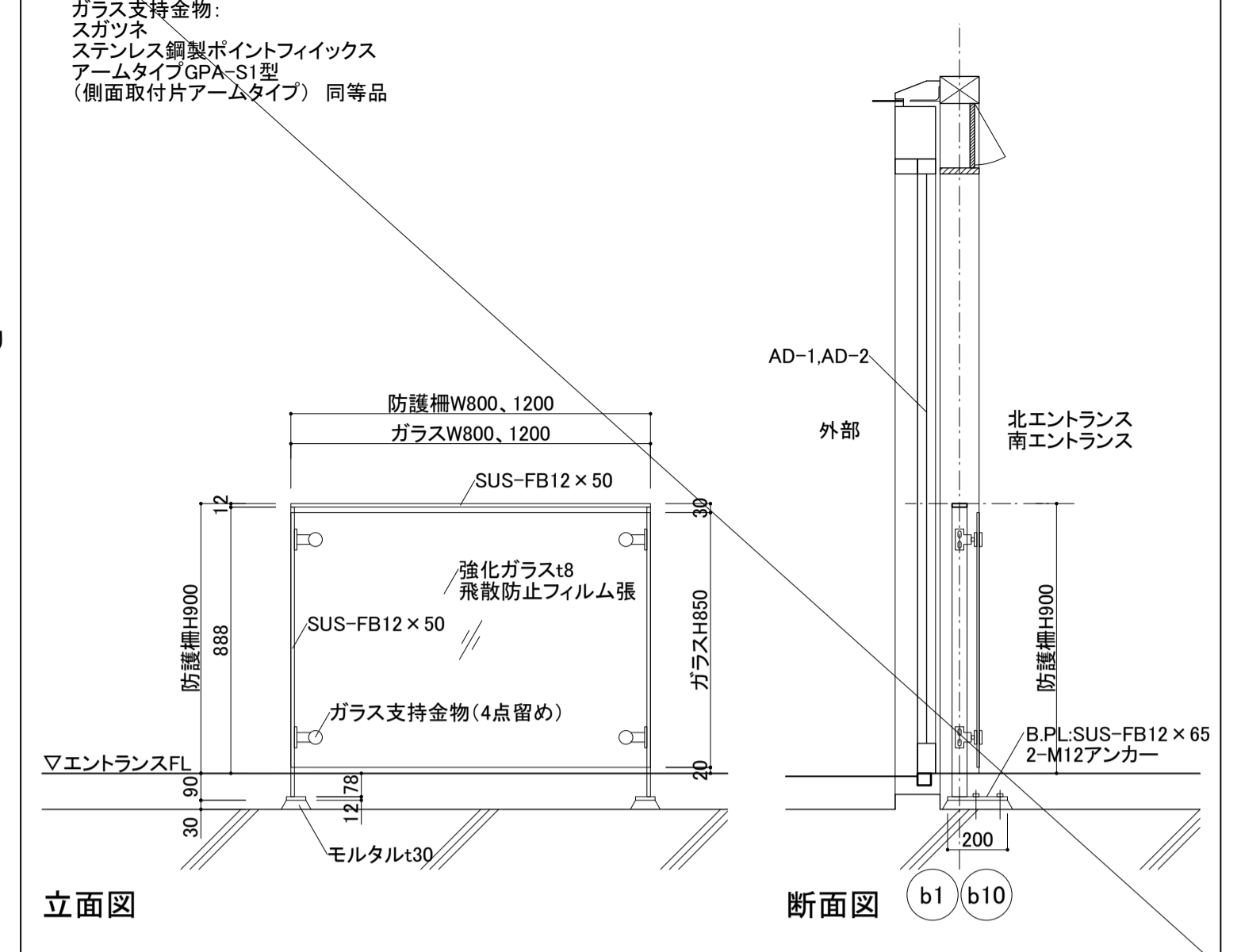


平面図



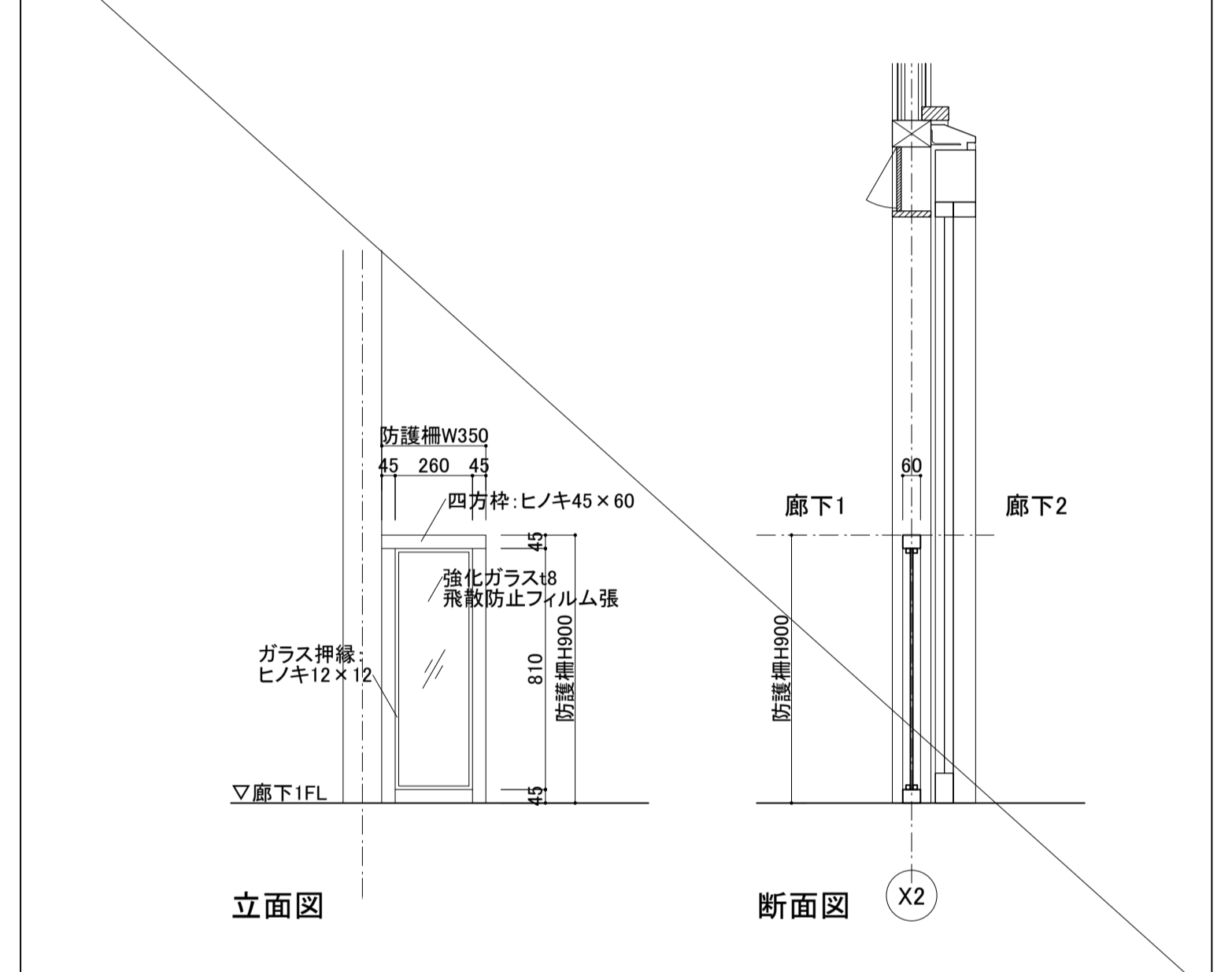
C部詳細図 S=1/5

D部詳細図 S=1/5



立面図

断面図



立面図

断面図

※特記なき限り、外部に使用する木材の見掛け面は上小節以上。ただし、抜節・死節は無しとする。また、付柱は柱目とする。
 ※特記なき限り、内部に使用する木材の見掛け面は上小節以上。ただし、抜節・死節は無しとする。
 ※特記なき限り、見掛け面以外は、並材以上とする。
 ※化粧材(スギ、ヒノキ)については、使用材料の選別等により色合いに著しいバラツキがないよう配慮すること。

4. 地業工事	<p>○砂利地業 (4.6.2)</p> <p>材 料 ・再生クラッシュラン G ・切込砂利又は切込砕石 砂利厚さ (4.6.3) □ 60mm 範 囲 ・基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ・図示による()</p> <p>範 囲 (4.6.4) ・基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による()</p> <p>厚 さ (4.6.4) □ 50mm 設計基準強度 (4.6.4) □ 18N/mm² スランプ (4.6.4) □ 15cm又は18cm</p>	6. コンクリート工事	<p>○コンクリートの類別 (6.2.1)</p> <p>コンクリートの類別 □ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308に適合したコンクリート)</p> <p>・普通コンクリート (6.2.1~4)(6.3.2)</p> <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>○24</td> <td>○18</td> <td>○2.3程度</td> <td>○全箇所</td> </tr> </table> <p>構造体強度補正值 □ 標準仕様書 6.3.2による</p> <p>・軽量コンクリート (6.2.1~3)(6.3.2)(6.10.1,2)</p> <table border="1"> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m³)</th> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>□ 21</td> <td>・</td> <td>・1種・2種</td> <td></td> </tr> </table> <p>構造体強度補正值 □ 標準仕様書 6.3.2による</p>	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所	○24	○18	○2.3程度	○全箇所	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	種類	適用箇所	・	□ 21	・	・1種・2種		<p>○構造体コンクリートの仕上り (6.2.5)</p> <p>合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>・ A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5)</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>・ a種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ b種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ c種</td> <td></td> </tr> </table> <p>・打増し厚さ (打放し仕上げ部) (6.8.1)</p> <p>・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm ・20mm</p> <p>○型枠 (6.8.2)</p> <p>せき板の材料及び厚さ ◎合板(※12mm ・ G)</p> <p>・断熱材を兼用した型枠材の使用 (6.8.2) 使用箇所 ・図示による()</p> <p>・MCR工法用シートの使用 (6.8.2) 適用箇所 ・図示による() 打増し厚さ ・20mm 打増し範囲 ・図示による()</p> <p>スリーブの材種・規格等 (6.8.2) ・図示による()</p> <p>・コンクリートの単位水量測定</p> <p>○コンクリートの強度試験</p> <p>実施要領 ・図示による(構造関係共通事項(構造関係共通事項)構-2 施工方法等計画書関連等コンクリートの単位水量測定)</p> <p>・図示による(木造基礎構造標準図8)</p>	種 別	適用箇所	・ A種		・ B種		・ C種		種 別	適用箇所	・ a種		・ b種		・ c種									
	設計基準強度 (N/mm ²)		スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所																																									
○24	○18	○2.3程度	○全箇所																																											
設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	種類	適用箇所																																										
・	□ 21	・	・1種・2種																																											
種 別	適用箇所																																													
・ A種																																														
・ B種																																														
・ C種																																														
種 別	適用箇所																																													
・ a種																																														
・ b種																																														
・ c種																																														
5 鉄筋工事	<p>○鉄筋 (5.2.1)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>呼び径(mm)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>○SD295</td> <td>D10,D13,D16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SD345</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・溶接金網 (5.2.2)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>・溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○鉄筋の継手及び定着 (5.3.4)(5.5.2)(5.6.3)</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>継 手 の 方 法</th> <th>呼 び 径 (mm)</th> </tr> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>・ガス圧接 ・機械式継手D10,D13,D16 ○重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>・重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋()</td> <td>・重ね継手</td> <td></td> </tr> </table> <p>継手位置 (5.3.4) ◎図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)5.1)</p> <p>柱及び梁主筋の重ね継手の長さ (5.3.4) ◎図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1表3.1)</p> <p>耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4) ・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1表3.1) ・図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1(a)(3))</p> <p>鉄筋の定着長さ (5.3.4) ◎図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)3.1(b)) ◎図示による(木造基礎構造標準図4.(h))</p> <p>○鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網を含む) (5.3.5)</p> <p>最小かぶり厚さ ◎図示による(構造関係共通事項(配筋標準図)表4.1) ◎図示による(木造基礎構造標準図4.(g))</p> <p>軽量コンクリートを適用する場合 ・あり 適用箇所() ・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm</p> <p>耐久性上不利な箇所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・あり 適用箇所() ・最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm</p> <p>○各部配筋 (5.3.7)</p> <p>各部配筋 ◎図示による(構造関係共通事項(配筋標準図))</p>	種類	種類の記号	呼び径(mm)	備考	○SD295	D10,D13,D16			・SD345				・				・				種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位	・溶接金網				・鉄筋格子				部 位	継 手 の 方 法	呼 び 径 (mm)	柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・機械式継手D10,D13,D16 ○重ね継手		耐力壁の鉄筋	・重ね継手		その他の鉄筋()	・重ね継手		<p>○セメント (6.3.1)</p> <p>種 類 □ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種 又はフライアッシュセメントA種 適用箇所() 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定 の他、水和熱が7日目で352J/g 以下、かつ28日目で402J/g 以下のものとする ・高炉セメントB種 G 適用箇所() ・フライアッシュセメントB種 G 適用箇所()</p> <p>○骨 材 (6.3.1)</p> <p>アルカリシリカ反応性による区分 □ A ・B</p> <p>○混和材料 (6.3.1)</p> <p>○混和剤 混和剤の種類 □ 標準仕様書 6.3.1(4)(a)による ○混和材 混和材の種類 □ 標準仕様書 6.3.1(4)(b)による</p> <p>・寒中コンクリート (6.11.1)</p> <p>適用期間 ・図示による()</p> <p>構造体強度補正值 (6.11.2) ◎標準仕様書 6.11.2(3)(7)による ・積算温度による</p> <p>・暑中コンクリート (6.12.2)</p> <p>構造体強度補正值 □ 6N/mm</p> <p>・マスコンクリート (6.13.1)</p> <p>適用箇所 ・図示による() セメントの種類 (6.13.2) ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 G ・フライアッシュセメントB種 G ・シリカセメント</p> <p>混和材料 (6.13.2) ・混和剤 混和剤の種類 標準仕様書6.13.2(2)(7)による</p> <p>・混和材 混和材の種類 標準仕様書6.13.2(2)(4)による</p> <p>スランプ (6.13.2) □ 15cm</p> <p>構造体強度補正值 ・ □ 標準仕様書表6.13.1による (6.13.2)</p> <p>○無筋コンクリート (6.14.1)</p> <p>コンクリートの種類 ・ □ 普通コンクリート セメントの種類 □ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種 又はフライアッシュセメントA種 ・高炉セメントB種 G ・フライアッシュセメントB種 G</p> <p>設計基準強度 (6.14.1) □ 18N/mm</p> <p>スランプ (6.14.1) □ 15cm又は18cm</p> <p>適用箇所 (6.14.1) ・ □ 標準仕様書 6.14.1(4)(7)~(h)による</p> <p>・流動化コンクリート (6.15.1)</p> <p>適用箇所 ・図示による()</p> <p>○打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4)</p> <p>打継ぎの位置 ◎図示による() 目地寸法 ・標準仕様書 9.7.3(1)(7)~(9)による</p> <p>ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法 (6.8.1) ◎図示による()</p>
種類	種類の記号	呼び径(mm)	備考																																											
○SD295	D10,D13,D16																																													
・SD345																																														
・																																														
・																																														
種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位																																											
・溶接金網																																														
・鉄筋格子																																														
部 位	継 手 の 方 法	呼 び 径 (mm)																																												
柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・機械式継手D10,D13,D16 ○重ね継手																																													
耐力壁の鉄筋	・重ね継手																																													
その他の鉄筋()	・重ね継手																																													

構造概要等	5.軽微な変更への対応 (あらかじめの検討)	施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等(位置の変更) 施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分	構造関係共通事項 (共通事項)	構-2 項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>1.建物概要等</p> <p>建物概要</p> <table border="1"> <tr><td>工事名称</td><td>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事</td><td>備考</td></tr> <tr><td>工事場所</td><td>東京都新宿区内藤町11</td><td></td></tr> <tr><td>延べ面積</td><td>456.71 m²</td><td></td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>456.71 m²</td><td></td></tr> <tr><td>階数</td><td>地上1階</td><td>階数に算入しない階 ○無し・有り()</td></tr> <tr><td>高さ関係</td><td>高さ(7.29)m 軒高(4.83)m</td><td></td></tr> <tr><td>工事種別</td><td>○新築・増築・改築・移転 ・大規模の修繕規模の様様替</td><td></td></tr> </table> <p>構造概要</p> <table border="1"> <tr><td>構造種別</td><td>地上 木造 地下 なし</td><td>備考</td></tr> <tr><td>架構形式</td><td>X方向(木造在来軸組)構造 Y方向(木造在来軸組)構造</td><td></td></tr> <tr><td>耐震構造</td><td>○耐震構造 ・制振構造</td><td></td></tr> <tr><td>方式</td><td>○免震構造(免震層の位置・基礎下免震・中間階免震()階 ○直接基礎(独立・連続○べた・)</td><td>適用箇所は 図示による()</td></tr> <tr><td>基礎方式</td><td>・杭基礎(・場所打ちコンクリート杭・既製コンクリート杭) ・耐震構造・鋼管杭・)</td><td></td></tr> <tr><td>耐震安全性</td><td>・Ⅰ類(1.5)・Ⅱ類(1.25)・Ⅲ類(1.0)</td><td></td></tr> </table> <p>2.構造設計条件等</p> <p>計算方法</p> <table border="1"> <tr><td>許容応力度計算(令第82条各号+令第82条の4【ルート1】○新鋼筋○新鋼筋)</td><td>X方向</td><td>Y方向</td><td>備考</td></tr> <tr><td>許容応力度等計算</td><td>【ルート2】</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>保有水平耐力計算</td><td>【ルート3】</td><td></td><td>X方向、Y方向 の適用する計 算法に○を記 載する</td></tr> <tr><td>限界耐力計算</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の計算法(令第46条壁量計算)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別な検証法(特別応答解析による)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大臣認定(認定番号)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>指定性能評価機関名()</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>評価・高層評価・免震評価・その他 (評価番号)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>外力等</p> <table border="1"> <tr><td>地震力</td><td>設計用一次固有周期)秒 地震地域係数(Z) Z=○1.0・0.9・0.8・0.7 地盤の種類 第(2)種地盤 Tc=()秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向 一次設計 C=(0.2) C=(0.2) 二次設計</td><td>備考 適用:新御殿</td></tr> <tr><td>風圧力(施行令第87条)</td><td>地表面粗度区分 基準風速(V) 速度圧(q) ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s</td><td></td></tr> <tr><td>風圧力(施行令第82条の4)</td><td>地表面粗度区分 基準風速(V) 平均 速度圧(q) ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s</td><td></td></tr> <tr><td>積雪荷重</td><td>区域 ・多雪区域 ○多雪区域以外 設計垂直積雪量 (30)cm 単位荷重 (20)N/m²/cm 垂直積雪量の低減・低減する ○低減しない</td><td></td></tr> <tr><td>積載荷重</td><td>床用 柱梁基礎 地震 一般部床 2900 N/m² 2400 N/m² 1300 N/m² 令第85条 百貨店 縁側 1800 N/m² 1300 N/m² 600 N/m² 令第85条 屋上広場 屋根 600 N/m² - - 短期荷重として検討</td><td></td></tr> </table> <p>3.地盤調査資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該敷地の既往調査報告書 ○当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査結果(今回工事に含まれる地盤調査については構造図を参照)実施した試験;標準貫入試験、SWS試験、室内土質試験 <p>4.液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有り (範囲・工法・仕様・計測・試験等については構造図を参照) ○無し 	工事名称	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事	備考	工事場所	東京都新宿区内藤町11		延べ面積	456.71 m ²		建築面積	456.71 m ²		階数	地上1階	階数に算入しない階 ○無し・有り()	高さ関係	高さ(7.29)m 軒高(4.83)m		工事種別	○新築・増築・改築・移転 ・大規模の修繕規模の様様替		構造種別	地上 木造 地下 なし	備考	架構形式	X方向(木造在来軸組)構造 Y方向(木造在来軸組)構造		耐震構造	○耐震構造 ・制振構造		方式	○免震構造(免震層の位置・基礎下免震・中間階免震()階 ○直接基礎(独立・連続○べた・)	適用箇所は 図示による()	基礎方式	・杭基礎(・場所打ちコンクリート杭・既製コンクリート杭) ・耐震構造・鋼管杭・)		耐震安全性	・Ⅰ類(1.5)・Ⅱ類(1.25)・Ⅲ類(1.0)		許容応力度計算(令第82条各号+令第82条の4【ルート1】○新鋼筋○新鋼筋)	X方向	Y方向	備考	許容応力度等計算	【ルート2】			保有水平耐力計算	【ルート3】		X方向、Y方向 の適用する計 算法に○を記 載する	限界耐力計算				その他の計算法(令第46条壁量計算)				特別な検証法(特別応答解析による)				大臣認定(認定番号)				指定性能評価機関名()				評価・高層評価・免震評価・その他 (評価番号)				地震力	設計用一次固有周期)秒 地震地域係数(Z) Z=○1.0・0.9・0.8・0.7 地盤の種類 第(2)種地盤 Tc=()秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向 一次設計 C=(0.2) C=(0.2) 二次設計	備考 適用:新御殿	風圧力(施行令第87条)	地表面粗度区分 基準風速(V) 速度圧(q) ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s		風圧力(施行令第82条の4)	地表面粗度区分 基準風速(V) 平均 速度圧(q) ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s		積雪荷重	区域 ・多雪区域 ○多雪区域以外 設計垂直積雪量 (30)cm 単位荷重 (20)N/m ² /cm 垂直積雪量の低減・低減する ○低減しない		積載荷重	床用 柱梁基礎 地震 一般部床 2900 N/m ² 2400 N/m ² 1300 N/m ² 令第85条 百貨店 縁側 1800 N/m ² 1300 N/m ² 600 N/m ² 令第85条 屋上広場 屋根 600 N/m ² - - 短期荷重として検討				<p>1.適用範囲 (1)構造関係共通事項(配筋標準図)は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。 (2)構造関係共通事項(鉄骨標準図)は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。</p> <p>2.優先順位 設計図書(図面のうち建築構造図に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。 1. 構造図及び構造関係共通事項(共通事項) 2. 構造関係共通事項(配筋標準図)構造関係共通事項(鉄骨標準図)</p> <p>3.特記仕様 (1)項目は、番号に○・印の付いたものを適用する。 (2)特記事項は○・の付いたものを適用する。 (3)○印の付かない場合は□印の付いたものを適用する。 (4)○印と□印の付いた場合は共に適用する。</p> <p>4.用語の定義 (1)構造図とは、建築構造図のうち構造関係共通事項以外の図面をいう。 (2)異形鉄筋の径(本文、図、表において「D、d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。 (3)長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。</p> <p>5.記号等 図面で使用する記号等は表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。</p> <p>表1.1 異形鉄筋の断面表示記号</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>径</th><th>D10</th><th>D13</th><th>D16</th><th>D19</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th></tr> <tr><td>建築</td><td></td><td>○</td><td>×</td><td>◇</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>⊗</td><td>◎</td></tr> </table> <p>表1.2 各階伏図における記号</p> <table border="1"> <tr><th>記号</th><th>説明</th><th>記号</th><th>説明</th></tr> <tr><td>○S</td><td>スラブの配筋種別</td><td>⊕</td><td>杭の位置</td></tr> <tr><td>◇</td><td>スラブ厚さ</td><td>⊕</td><td>試験杭の位置</td></tr> <tr><td>○</td><td>階段の配筋種別</td><td>▨</td><td>打増しの範囲</td></tr> <tr><td>○D0</td><td>土間コンクリート</td><td>⊗</td><td>スラブ開口</td></tr> <tr><td>□□□</td><td>コンクリートブロック壁(CB壁)</td><td>⊕</td><td>ボーリング位置</td></tr> <tr><td>▨</td><td>梁・スラブの上がり下がりの範囲</td><td></td><td>FLからの上がり下がり</td></tr> <tr><td>EW○○</td><td>耐力壁</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>EKW○○</td><td>片持ちスラブ階段を受け、かつ耐力壁</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ERW○○</td><td>土圧を受け、かつ耐力壁</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>表1.3 梁貫通孔記号</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>径</th><th>50</th><th>75</th><th>100</th><th>125</th><th>150</th><th>175</th><th>200</th><th>225</th><th>250</th><th>275</th><th>300</th><th>325</th><th>350</th><th>375</th><th>400</th></tr> <tr><td>建築</td><td></td><td>⊕</td><td>✖</td><td>+</td><td>✖</td><td>⊕</td><td>✖</td><td>≡</td><td>✖</td><td>⊕</td><td>✖</td><td>≡</td><td>✖</td><td>⊕</td><td>✖</td><td>≡</td></tr> </table> <p>表1.4 スリーブ材質の凡例</p> <table border="1"> <tr><th>管名</th><th>鋼管</th><th>溶融亜鉛めっき鋼板</th><th>硬質塩化ビニル管(薄肉管)</th><th>つば付き鋼管(黒管)</th></tr> <tr><td>記号(建築用)</td><td>SP(白管)</td><td>GA</td><td>VU</td><td>RS</td></tr> </table> <p>□建築用以外のスリーブ材質は各工事による。</p> <p>表1.5 高力ボルト径の記号</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>径</th><th>M12</th><th>M16</th><th>M20</th><th>M22</th><th>M24</th></tr> <tr><td>高力ボルト(F10T、S10T)</td><td></td><td>○</td><td>◇</td><td>⊕</td><td>✖</td><td>※</td></tr> <tr><td>溶融亜鉛めっき高力ボルト(F&T相当)</td><td></td><td></td><td> </td><td>+</td><td>✖</td><td>※</td></tr> </table> <p>表1.6 普通ボルト径の記号</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>径</th><th>M12</th><th>M16</th><th>M20</th><th>M22</th><th>M24</th></tr> <tr><td>普通ボルト</td><td></td><td>○</td><td>◇</td><td>⊕</td><td>✖</td><td>※</td></tr> </table> <p>表1.7 溶接継手及び溶接面の分類別記号</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">溶接継手</th><th colspan="2">分類</th><th rowspan="2">記号</th></tr> <tr><td>完全溶込み溶接</td><td>突合わせ継手 T型継手 かど継手</td><td>B T L</td></tr> <tr><th rowspan="4">溶接面</th><td>隅肉溶接</td><td></td><td>F</td></tr> <tr><td>部分溶込み溶接</td><td></td><td>P</td></tr> <tr><td>フレア溶接</td><td></td><td>FL</td></tr> <tr><td>片面溶接 両面溶接</td><td></td><td>1 2</td></tr> </table> <p>表1.8 溶接の補助記号</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>補助記号</th></tr> <tr><td>現場溶接</td><td>▶</td></tr> <tr><td>全周溶接</td><td>○</td></tr> <tr><td>全周現場溶接</td><td>▶</td></tr> <tr><td>断続溶接の長さ及び間隔</td><td>L-P</td></tr> </table> <p>図1.1 溶接記号の記載例</p>	区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	建築		○	×	◇	○	○	○	⊗	◎	記号	説明	記号	説明	○S	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置	◇	スラブ厚さ	⊕	試験杭の位置	○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲	○D0	土間コンクリート	⊗	スラブ開口	□□□	コンクリートブロック壁(CB壁)	⊕	ボーリング位置	▨	梁・スラブの上がり下がりの範囲		FLからの上がり下がり	EW○○	耐力壁			EKW○○	片持ちスラブ階段を受け、かつ耐力壁			ERW○○	土圧を受け、かつ耐力壁			区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400	建築		⊕	✖	+	✖	⊕	✖	≡	✖	⊕	✖	≡	✖	⊕	✖	≡	管名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼板	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)	記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS	区分	径	M12	M16	M20	M22	M24	高力ボルト(F10T、S10T)		○	◇	⊕	✖	※	溶融亜鉛めっき高力ボルト(F&T相当)				+	✖	※	区分	径	M12	M16	M20	M22	M24	普通ボルト		○	◇	⊕	✖	※	溶接継手	分類		記号	完全溶込み溶接	突合わせ継手 T型継手 かど継手	B T L	溶接面	隅肉溶接		F	部分溶込み溶接		P	フレア溶接		FL	片面溶接 両面溶接		1 2	区分	補助記号	現場溶接	▶	全周溶接	○	全周現場溶接	▶	断続溶接の長さ及び間隔	L-P	<p>1.コンクリートの単位水量測定</p> <p>(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。 (3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1)測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はその運搬車のレディーミストコンクリート(以下「生コン」という。)を合格とし、そのまま打設する。 2)測定した単位水量が設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、その運搬車の生コンを合格とし打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)測定した単位水量が設計値±20kg/m³を超える場合は、その運搬車の生コンを不合格とし、打設せずに持ち帰らせるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m³以内になるまで運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4)3)により不合格となった生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4)単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により監督職員に提出する。 (5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は当該生コン生産者以外の機関とする。</p>
工事名称	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事	備考																																																																																																																																																																																																																																																																					
工事場所	東京都新宿区内藤町11																																																																																																																																																																																																																																																																						
延べ面積	456.71 m ²																																																																																																																																																																																																																																																																						
建築面積	456.71 m ²																																																																																																																																																																																																																																																																						
階数	地上1階	階数に算入しない階 ○無し・有り()																																																																																																																																																																																																																																																																					
高さ関係	高さ(7.29)m 軒高(4.83)m																																																																																																																																																																																																																																																																						
工事種別	○新築・増築・改築・移転 ・大規模の修繕規模の様様替																																																																																																																																																																																																																																																																						
構造種別	地上 木造 地下 なし	備考																																																																																																																																																																																																																																																																					
架構形式	X方向(木造在来軸組)構造 Y方向(木造在来軸組)構造																																																																																																																																																																																																																																																																						
耐震構造	○耐震構造 ・制振構造																																																																																																																																																																																																																																																																						
方式	○免震構造(免震層の位置・基礎下免震・中間階免震()階 ○直接基礎(独立・連続○べた・)	適用箇所は 図示による()																																																																																																																																																																																																																																																																					
基礎方式	・杭基礎(・場所打ちコンクリート杭・既製コンクリート杭) ・耐震構造・鋼管杭・)																																																																																																																																																																																																																																																																						
耐震安全性	・Ⅰ類(1.5)・Ⅱ類(1.25)・Ⅲ類(1.0)																																																																																																																																																																																																																																																																						
許容応力度計算(令第82条各号+令第82条の4【ルート1】○新鋼筋○新鋼筋)	X方向	Y方向	備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
許容応力度等計算	【ルート2】																																																																																																																																																																																																																																																																						
保有水平耐力計算	【ルート3】		X方向、Y方向 の適用する計 算法に○を記 載する																																																																																																																																																																																																																																																																				
限界耐力計算																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他の計算法(令第46条壁量計算)																																																																																																																																																																																																																																																																							
特別な検証法(特別応答解析による)																																																																																																																																																																																																																																																																							
大臣認定(認定番号)																																																																																																																																																																																																																																																																							
指定性能評価機関名()																																																																																																																																																																																																																																																																							
評価・高層評価・免震評価・その他 (評価番号)																																																																																																																																																																																																																																																																							
地震力	設計用一次固有周期)秒 地震地域係数(Z) Z=○1.0・0.9・0.8・0.7 地盤の種類 第(2)種地盤 Tc=()秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向 一次設計 C=(0.2) C=(0.2) 二次設計	備考 適用:新御殿																																																																																																																																																																																																																																																																					
風圧力(施行令第87条)	地表面粗度区分 基準風速(V) 速度圧(q) ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s																																																																																																																																																																																																																																																																						
風圧力(施行令第82条の4)	地表面粗度区分 基準風速(V) 平均 速度圧(q) ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ (34)m/s																																																																																																																																																																																																																																																																						
積雪荷重	区域 ・多雪区域 ○多雪区域以外 設計垂直積雪量 (30)cm 単位荷重 (20)N/m ² /cm 垂直積雪量の低減・低減する ○低減しない																																																																																																																																																																																																																																																																						
積載荷重	床用 柱梁基礎 地震 一般部床 2900 N/m ² 2400 N/m ² 1300 N/m ² 令第85条 百貨店 縁側 1800 N/m ² 1300 N/m ² 600 N/m ² 令第85条 屋上広場 屋根 600 N/m ² - - 短期荷重として検討																																																																																																																																																																																																																																																																						
区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32																																																																																																																																																																																																																																																														
建築		○	×	◇	○	○	○	⊗	◎																																																																																																																																																																																																																																																														
記号	説明	記号	説明																																																																																																																																																																																																																																																																				
○S	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置																																																																																																																																																																																																																																																																				
◇	スラブ厚さ	⊕	試験杭の位置																																																																																																																																																																																																																																																																				
○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲																																																																																																																																																																																																																																																																				
○D0	土間コンクリート	⊗	スラブ開口																																																																																																																																																																																																																																																																				
□□□	コンクリートブロック壁(CB壁)	⊕	ボーリング位置																																																																																																																																																																																																																																																																				
▨	梁・スラブの上がり下がりの範囲		FLからの上がり下がり																																																																																																																																																																																																																																																																				
EW○○	耐力壁																																																																																																																																																																																																																																																																						
EKW○○	片持ちスラブ階段を受け、かつ耐力壁																																																																																																																																																																																																																																																																						
ERW○○	土圧を受け、かつ耐力壁																																																																																																																																																																																																																																																																						
区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400																																																																																																																																																																																																																																																							
建築		⊕	✖	+	✖	⊕	✖	≡	✖	⊕	✖	≡	✖	⊕	✖	≡																																																																																																																																																																																																																																																							
管名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼板	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)																																																																																																																																																																																																																																																																			
記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS																																																																																																																																																																																																																																																																			
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24																																																																																																																																																																																																																																																																	
高力ボルト(F10T、S10T)		○	◇	⊕	✖	※																																																																																																																																																																																																																																																																	
溶融亜鉛めっき高力ボルト(F&T相当)				+	✖	※																																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24																																																																																																																																																																																																																																																																	
普通ボルト		○	◇	⊕	✖	※																																																																																																																																																																																																																																																																	
溶接継手	分類		記号																																																																																																																																																																																																																																																																				
	完全溶込み溶接	突合わせ継手 T型継手 かど継手		B T L																																																																																																																																																																																																																																																																			
溶接面	隅肉溶接		F																																																																																																																																																																																																																																																																				
	部分溶込み溶接		P																																																																																																																																																																																																																																																																				
	フレア溶接		FL																																																																																																																																																																																																																																																																				
	片面溶接 両面溶接		1 2																																																																																																																																																																																																																																																																				
区分	補助記号																																																																																																																																																																																																																																																																						
現場溶接	▶																																																																																																																																																																																																																																																																						
全周溶接	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
全周現場溶接	▶																																																																																																																																																																																																																																																																						
断続溶接の長さ及び間隔	L-P																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>K A P</p> <p>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則(一級建築士第272618号)</p> <p>構造主任技術者 萩生田秀之(一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史(一級建築士第367949号)</p>	<p>香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 10本郷3F 長谷川祥久(一級建築士第289714号)</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東京都文京区本郷2-12-10 10本郷3F 松本 洋平(一級建築士第367970号)</p>	<p>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)</p> <p>構造関係共通事項 1 -</p> <p>環境省新宿御苑管理事務所</p>	<p>S-02</p> <p>87</p> <p>164</p>																																																																																																																																																																																																																																																																				

木造基礎構造標準図

1. 一般共通事項

(a) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
 (b) 本仕様書は、3階建て以下木造建築物の、べた基礎及び布基礎に適用する。
 杭基礎・独立基礎、部分地下などの壁・擁壁については、別途添付の設計図を参照すること。
 防湿シート・断熱材については意匠図による。
 (c) 本仕様書表記単位は、特記なき限り N、mm、N/mmとする。
 (d) 本図と構造関係共通事項(配筋標準図)と相違がある場合には、構造関係共通事項(配筋標準図)の記載内容を優先する。

4. 鉄筋工事

(a) 鉄筋の種類

図中で使用する記号は、下表を標準とする。

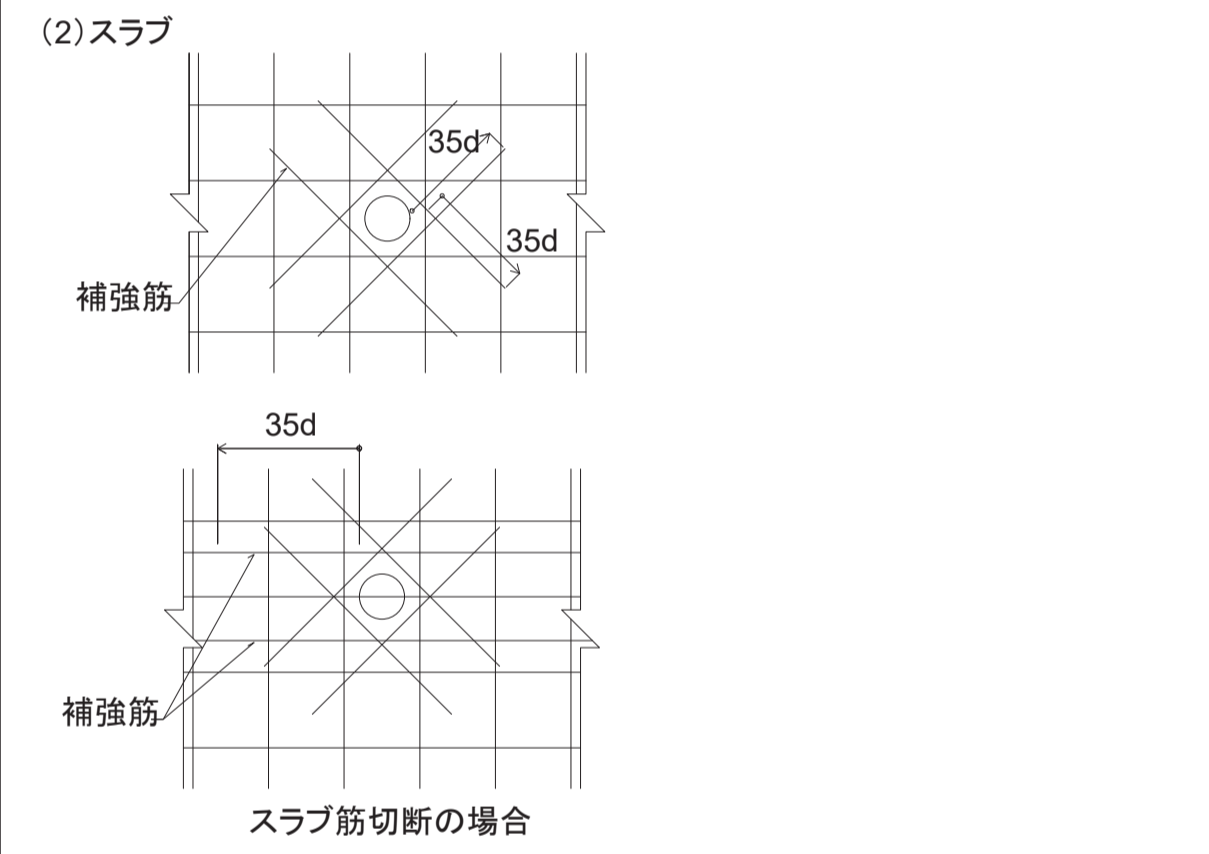
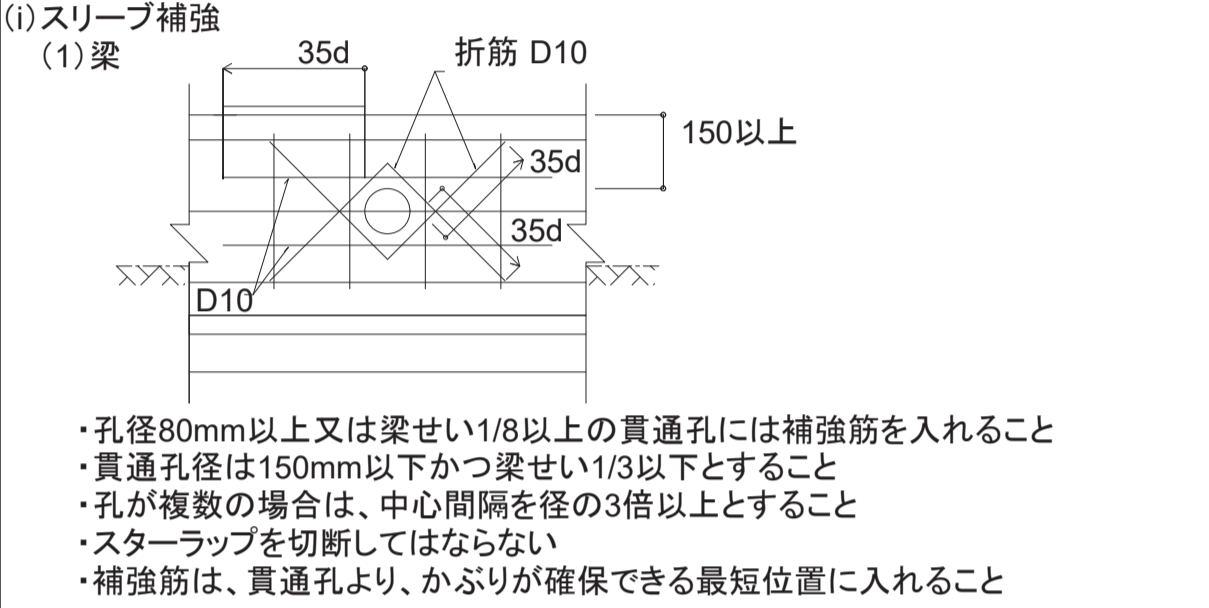
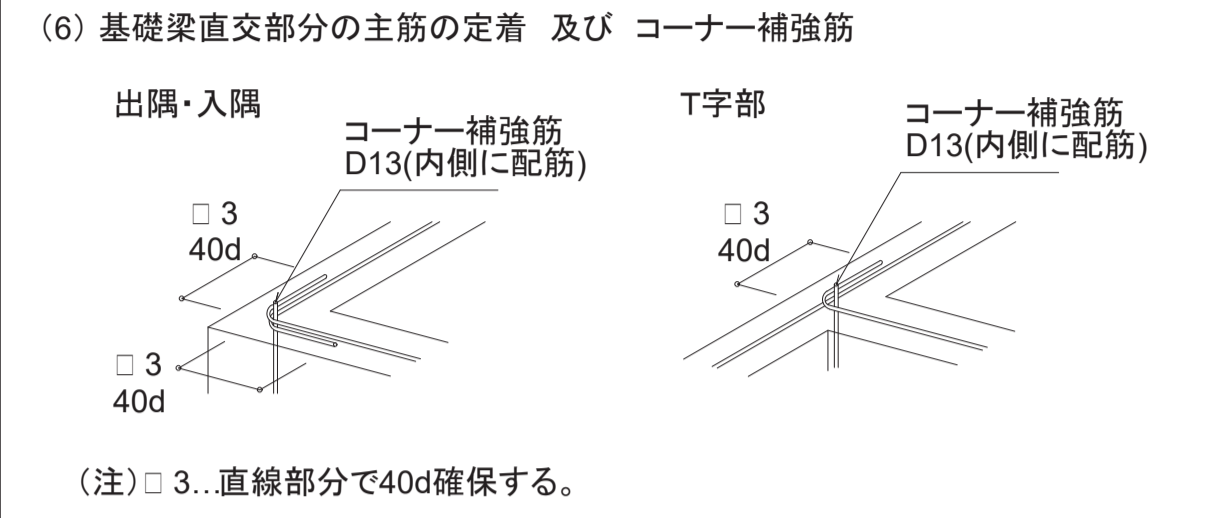
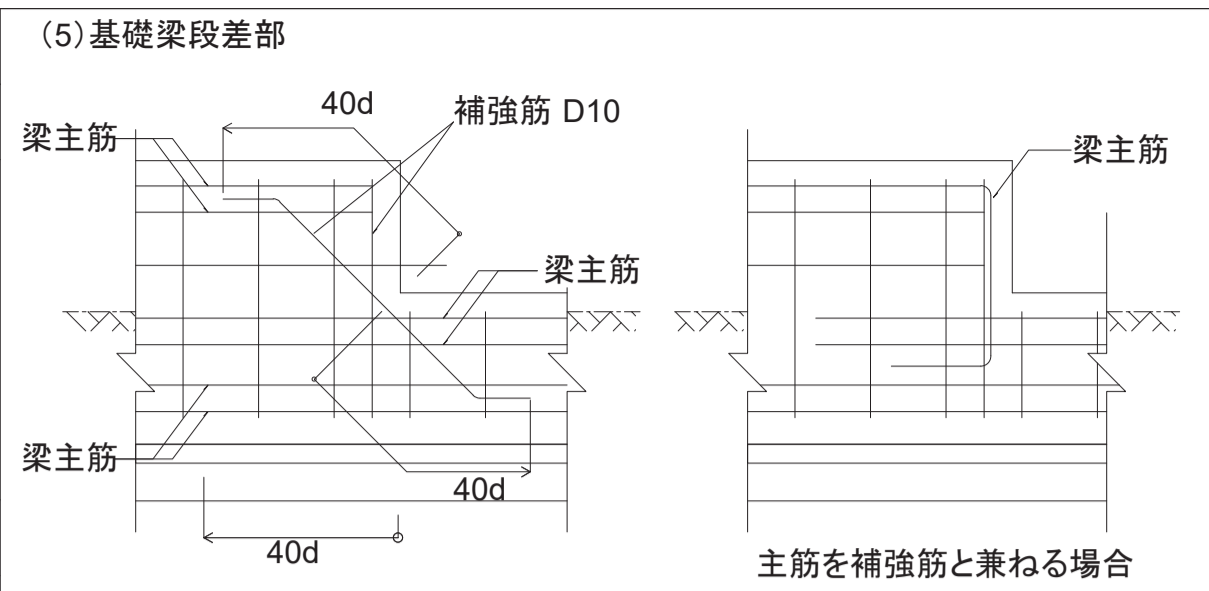
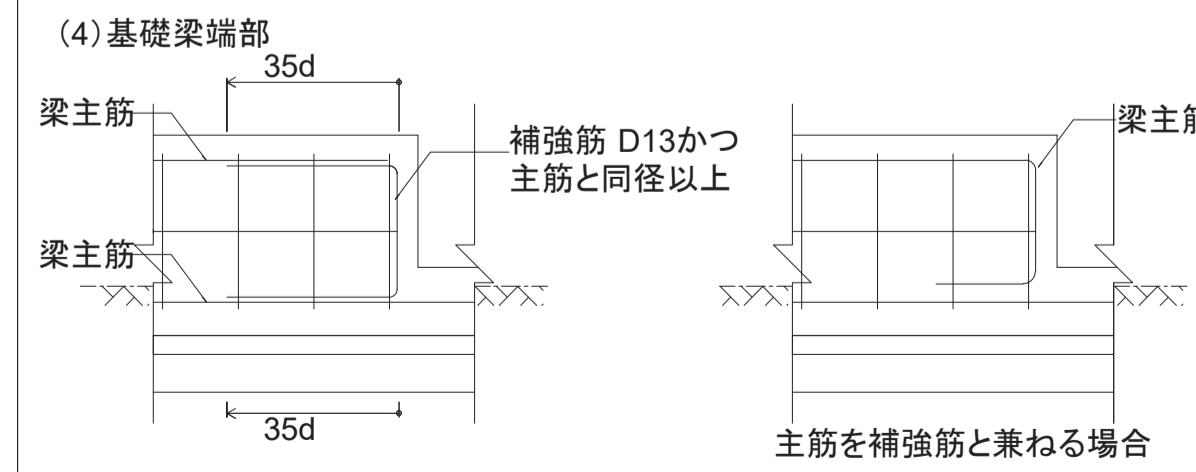
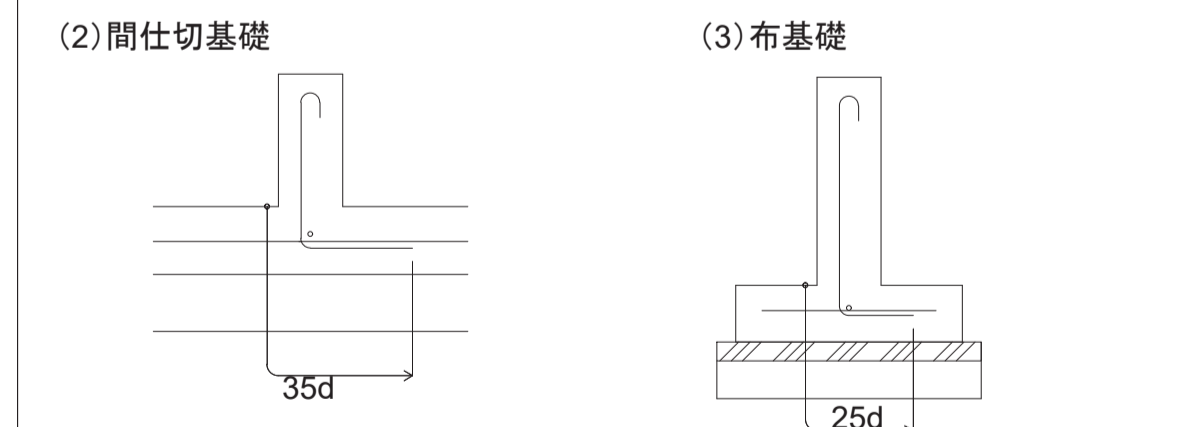
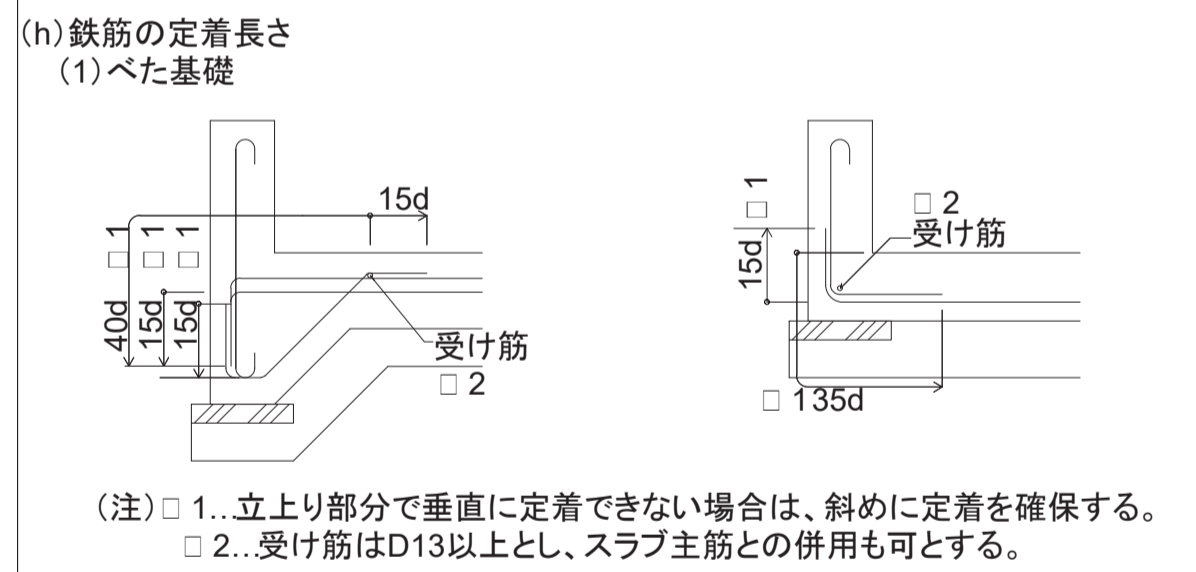
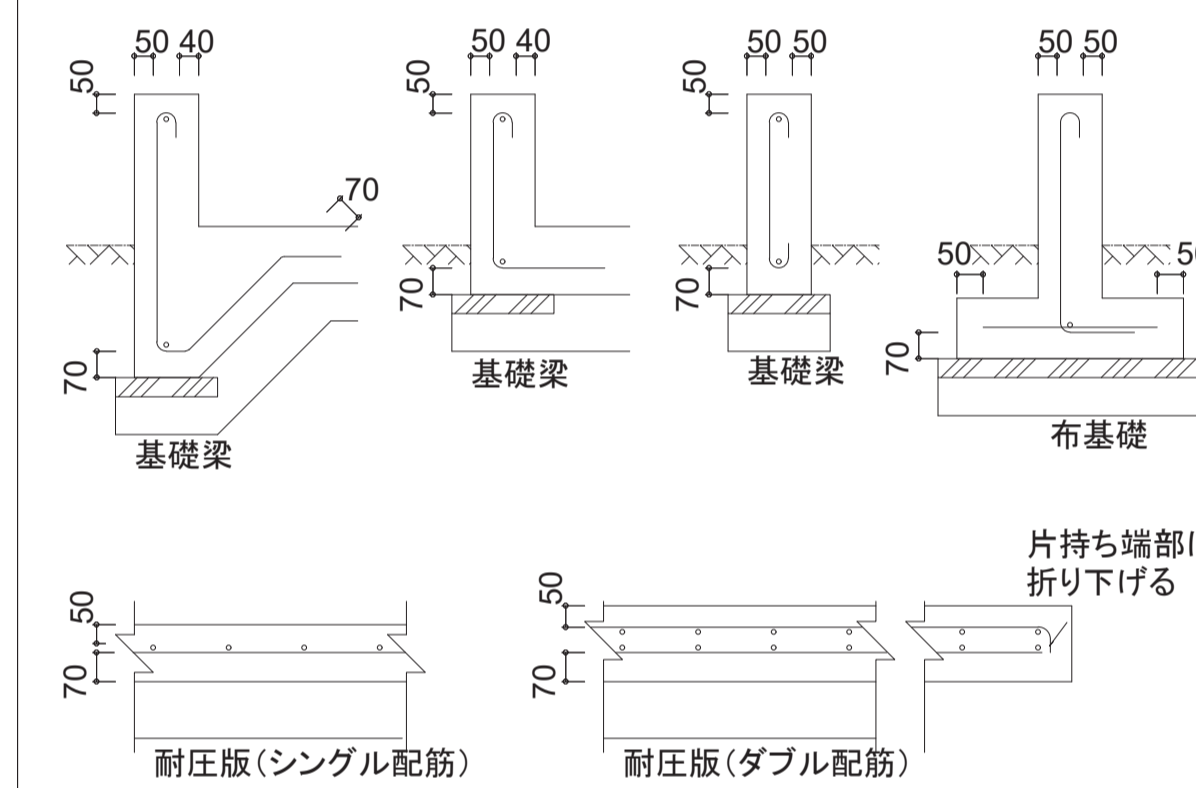
D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
○	×	●	●	⊖	○	⊗	⊗

(b) 鉄筋末端部の折曲り形状
 (d) 鉄筋の定着及び重ね手
 (f) 鉄筋のあきと鉄筋間隔

構造関係共通事項(配筋標準図)の記載内容による。

(g) 基礎に対するコンクリートの設計かぶり厚さ

部位	最小かぶり厚さ	設計かぶり厚さ	
土に接しない部分	ベタ基礎立上り部屋内側	30	40
	ベタ基礎耐圧版の屋内側	40	50
土に接する部分	布基礎立上り部	40	50
	ベタ基礎立上り部の屋外側	60	70
	布基礎立上り部以外の部分 ベタ基礎耐圧版の接地側		



6. アンカーボルト工事

(a) 木造軸組工法標準図による。
 (1) アンカーボルトのかぶり厚さは、50mm以上を確保すること。
 (2) 土台用アンカーボルトの寸出法は、土台天端から-10mm～+50mm程度とする。

7. コンクリート工事

(a) コンクリートは、JIS A 5308 に適合するJIS認証工場で製造されたレディミクストコンクリートとする。
 (b) コンクリートの強度

調査管理強度(呼び強度) = 品質基準強度 (aとbの大きい方) + 構造体強度補正值(c温度補正)

(1) 設計基準強度は、21N/mmを標準とする。
 (2) 耐久性基準強度は、短期:18N/mm、標準:24N/mm長期30N/mm、超長期36N/mmより選択する。
 超長期の場合、かぶり厚さを10mm増した場合は、30N/mmとすることができる。
 (3) 構造体強度補正值は、下表による。

セメントの種類	コンクリートの打込みから28日までの期間の予想平均気温の範囲(□)
早強ポルトランドセメント	5□以上 5□未満
普通ポルトランドセメント	10□以上25°C未満 10□未満
構造体強度補正值	+3 +6

・暑中期間(日平均気温の平均値が25°Cを超える期間)における構造体強度補正值は6N/mmとする。

(c) 特記無き場合のスランブは、18cm以下とする。

(d) コンクリートの養生
 (1) コンクリートは、打込み後5日以上湿潤養生を行うこと。
 (2) 気温が2°C以下となるおそれのある場合には、適切な保温養生を行うこと。
 (3) コンクリートの打込み後1日間は、振動、衝撃を与えてはならない。

(e) 型枠の最小存置期間

セメントの種類	平均気温	15□以上	5□以上 15□未満	5□未満
早強ポルトランドセメント	2日以上	2日以上	3日以上	5日以上
普通ポルトランドセメント	3日以上	3日以上	5日以上	8日以上

建設省告示第1655号による。

8. コンクリートの強度試験

(a) 試験総則

(1) コンクリートの強度試験は、製造工場及びコンクリートの種類が異なるごとに1日以上、かつ、コンクリート150m³ごと及びその端数につき1回以上とする。コンクリート数量が少量の場合も実施する。

(2) コンクリートの強度試験方法

1) 1回の試験の供試体の個数及び試料採取

i) 1回の試験の供試体の数は、表6.9.2による試験用その他必要に応じてそれぞれ3個とする。

ii) 適切な間隔をあけた3台の運搬車から、それぞれ試料を採取し、i)で必要な数の供試体を作成する。ただし、調査管理強度の管理試験用は、1台の運搬車から同時に作製した3個の供試体で1回の試験を行う。

iii) ii)で3台の運搬車から作製した供試体から、それぞれ1個ずつ取り出し、3個の供試体で1回の試験を行う。ただし、調査管理強度の管理試験用は、1台の運搬車から採取した試料で同時に作製した3個の供試体で1回の試験を行う。

2) 供試体は、JIS A 1132に基づいて工事現場で作製し、それぞれ試験の目的に応じた養生を行う。
 なお、脱型は、コンクリートを詰め終わってから16時間以上3日間以内に行う。

3) 供試体の養生方法及び養生温度

i) 標準養生は、JIS A 1132による20±2°Cの水中養生とする。
 ii) 工事現場における養生は水中養生又は封かん養生とし、養生温度はコンクリートを打ち込んだ構造体にできるだけ近い条件になるようにする。
 また、水中養生の場合の養生温度は、養生水槽の水温の最高及び最低を毎日測定し、養生期間中の全測定値を平均した値とする。
 なお、供試体の保管場所は、直射日光の当たらない屋外とする。

4) 圧縮強度試験

i) 試験方法は、JIS A 1108による。

5) 供試体の養生方法、材齢、1回の試験の個数及び試験回数は表6.9.2による。寒中コンクリートの場合は別途とする。

表6.9.2

試験の目的	養生方法	材齢	個数/回	試験回数
調査管理強度の管理試験用	(2)(3) i)による標準養生	28日	3個/回	a)による
型枠取外し時期の決定用	工事現場における水中養生	必要に応じて定める		必要に応じて定める
構造体コンクリートの圧縮強度推定用	工事現場における封かん養生(注)	28日を超え91日以内	3個/回	a)による
	(2)(3) i)による標準養生	28日		

(注)強度試験の不合格が想定される場合

(b) 調査管理強度の管理試験

調査管理強度の管理試験の判定は、1)及び2)を満足すれば合格とする。

1) 1回の試験結果は、調査管理強度の85%以上とする。
 2) 3回の試験結果の平均値は、調査管理強度以上とする。

(c) 構造体コンクリート強度の推定試験

構造体コンクリート強度の推定試験の判定は、次の1)2)3)のいずれかを満足すれば合格とする。

1) 現場水中養生供試体の材齢28日の圧縮強度の試験結果が、次を満足すること。
 i) 材齢28日までの平均気温が20°C以上の場合は、1回の試験結果が、調査管理強度以上であること。
 ii) 材齢28日までの平均気温が20°C未満の場合は、1回の試験結果が、設計基準強度に3N/mm²を加えた値以上であること。

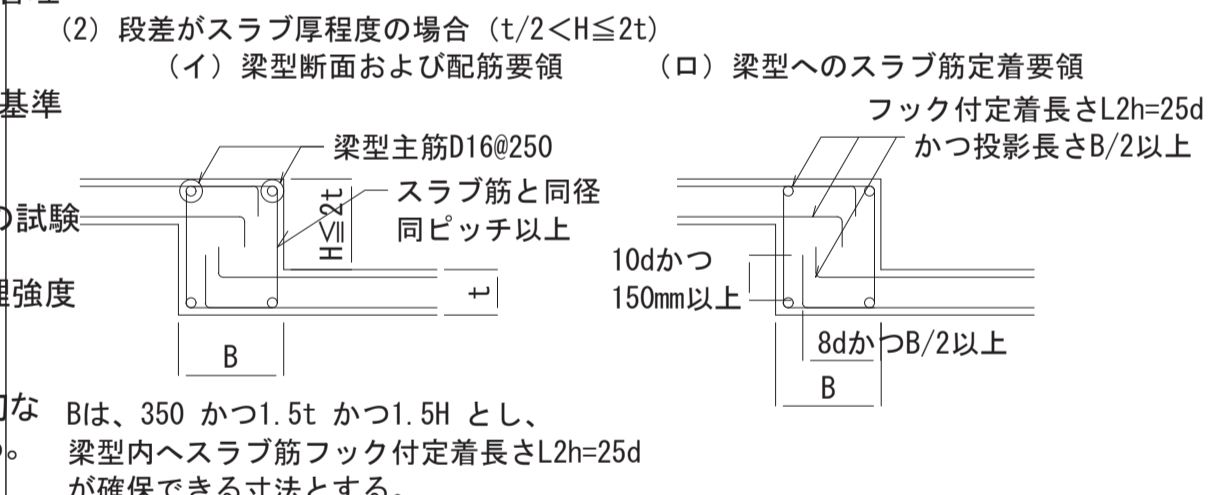
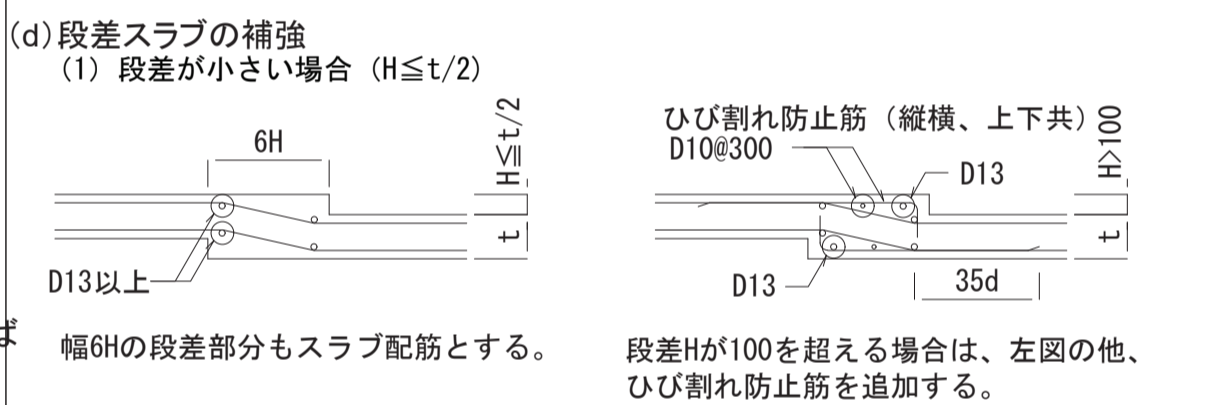
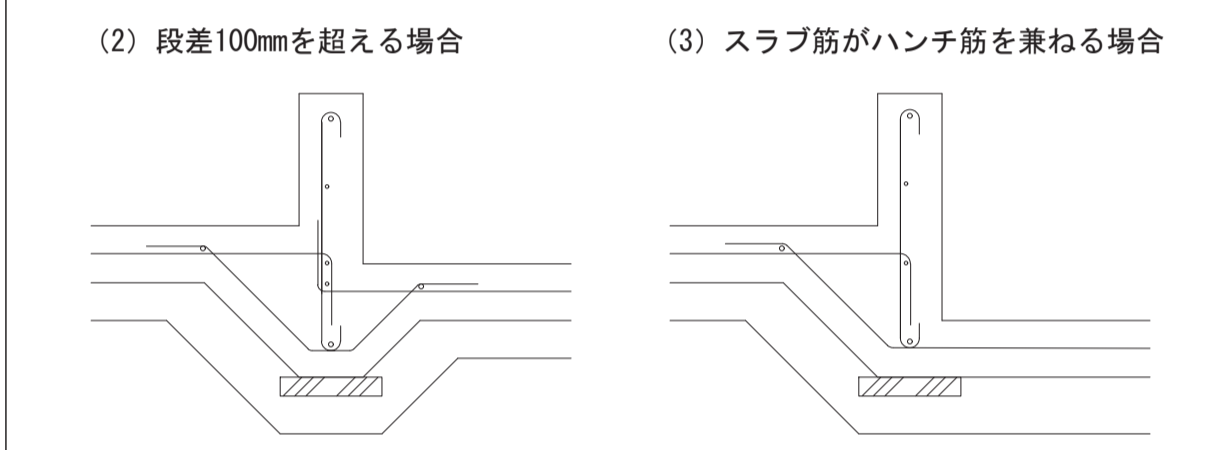
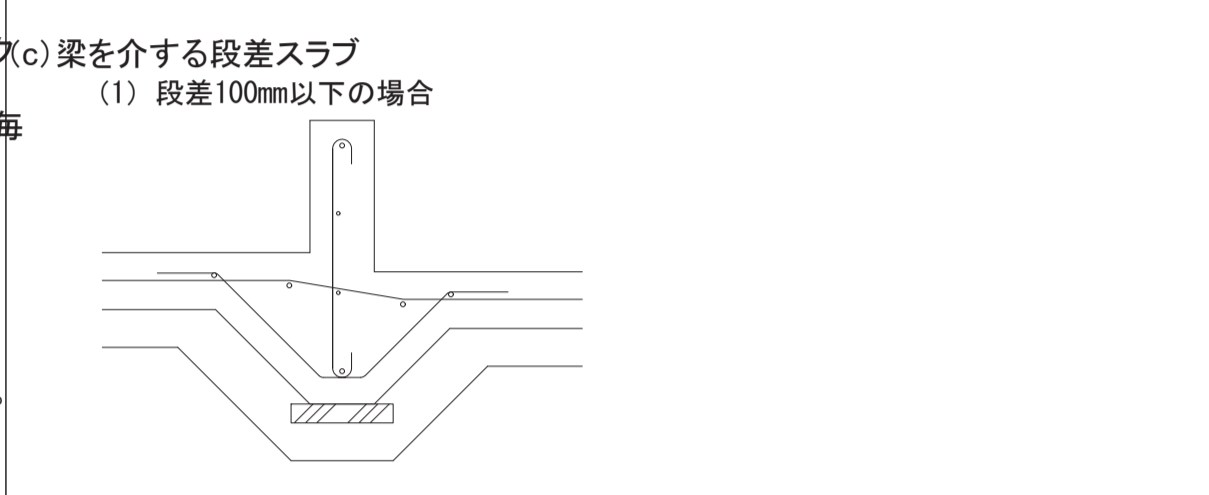
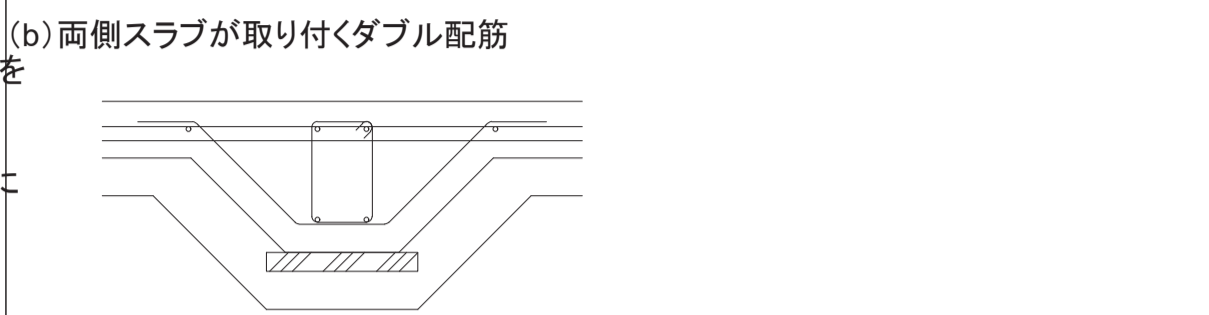
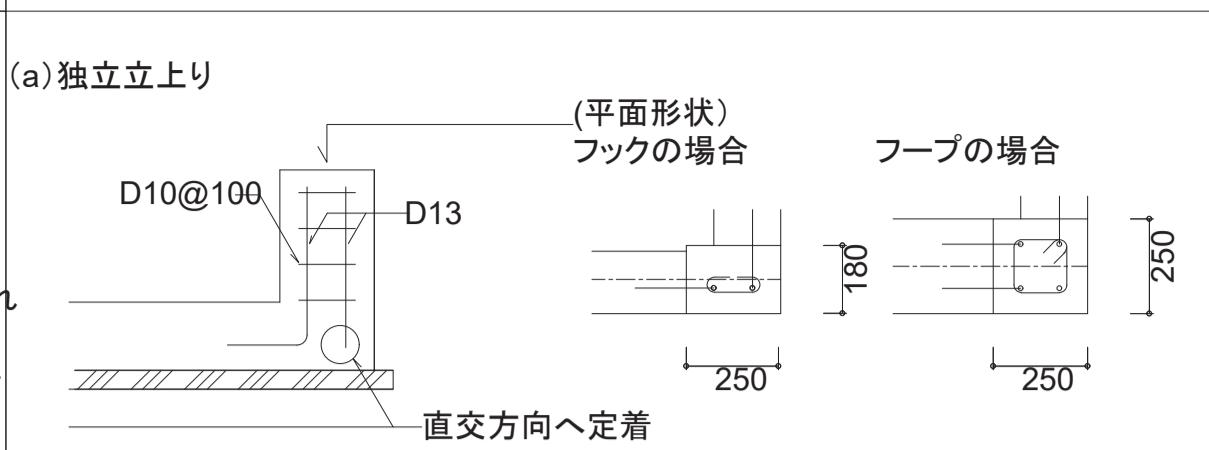
2) 現場封かん養生供試体の材齢28日を超え91日以内の圧縮強度試験の1回の試験結果が、設計基準強度に3N/mm²を加えた値以上であれば合格とする。
 3) 標準養生供試体の材齢28日の圧縮強度試験の1回の試験結果が、調査管理強度以上であれば合格とする。

不合格となった場合は、監督職員の承諾を受け、JIS A 1107 又はその他の適切な試験方法により構造体の強度を確認し、処置について監督職員の指示を受ける。

(d) 検査機関

検査は第三者機関で行うことを原則とする。

10. 配筋要領



令和7年度新宿御苑日本館御殿工事		工事設計図																																													
<p>特記仕様書</p> <p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 S-Q2 構造関係共通事項1 建物概要による</p> <p>2. 工期 同上</p> <p>3. 敷地面積 同上</p> <p>4. 建物概要</p> <p>1. 新御殿新築整備 木造平屋 一式</p> <p>建築面積 S-Q2 構造関係共通事項1 建物概要による 延べ床面積 同上</p> <p>2. 上記に伴う、電気及び機械設備工事 一式</p> <p>3. 上記に伴う、外構工事 一式</p> <p>5. 指定部分 有・無 対象部分() 指定部分工期 年 月 日</p> <p>6. 工事範囲 □「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。 ・「3. 工事種目」のうち の工事範囲は下記表のとおりとする。 ただし、他の工事種目はすべて今回工事範囲とする。</p> <table border="1"> <tr><td>2 仮設工事</td><td></td></tr> <tr><td>3 土・地業・基礎工事</td><td></td></tr> <tr><td>4 木造工事</td><td></td></tr> <tr><td>5 軸組構法(壁構造系)工事</td><td></td></tr> <tr><td>6 軸組構法(軸構造系)工事</td><td></td></tr> <tr><td>7 枠組壁工法工事</td><td></td></tr> <tr><td>8 丸太組構法工事</td><td></td></tr> <tr><td>9 CLTパネル工法工事</td><td></td></tr> <tr><td>10 木工事</td><td></td></tr> <tr><td>11 防水工事</td><td></td></tr> <tr><td>12 石工事</td><td></td></tr> <tr><td>13 タイル工事</td><td></td></tr> <tr><td>14 屋根及びとい工事</td><td></td></tr> <tr><td>15 金具工事</td><td></td></tr> <tr><td>16 左官工事</td><td></td></tr> <tr><td>17 建具工事</td><td></td></tr> <tr><td>18 塗装工事</td><td></td></tr> <tr><td>19 内装工事</td><td></td></tr> <tr><td>20 断熱・防露、ユニット及びその他工事</td><td></td></tr> <tr><td>21 排水工事</td><td></td></tr> <tr><td>22 舗装工事</td><td></td></tr> <tr><td>23 植栽工事</td><td></td></tr> </table> <p>II. 建築工事仕様</p> <p>(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築木造工事標準仕様書(令和4年版(令和4年))」(以下「木造標準仕様書」という。))による。図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編(令和4年版)(令和4年))」(以下「標準仕様書」という。))による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を活用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は(/) 図、機械設備工事の特記仕様書は(/) 図による。</p> <p>(3) 本特記仕様書の表記</p> <p>1) 項目は、番号に-印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、・印の付いたものを適用する。 ・印の付かない場合は、□印の付いたものを適用する。 ・印と□印の付いた場合は、共に適用する。</p>				2 仮設工事		3 土・地業・基礎工事		4 木造工事		5 軸組構法(壁構造系)工事		6 軸組構法(軸構造系)工事		7 枠組壁工法工事		8 丸太組構法工事		9 CLTパネル工法工事		10 木工事		11 防水工事		12 石工事		13 タイル工事		14 屋根及びとい工事		15 金具工事		16 左官工事		17 建具工事		18 塗装工事		19 内装工事		20 断熱・防露、ユニット及びその他工事		21 排水工事		22 舗装工事		23 植栽工事	
2 仮設工事																																															
3 土・地業・基礎工事																																															
4 木造工事																																															
5 軸組構法(壁構造系)工事																																															
6 軸組構法(軸構造系)工事																																															
7 枠組壁工法工事																																															
8 丸太組構法工事																																															
9 CLTパネル工法工事																																															
10 木工事																																															
11 防水工事																																															
12 石工事																																															
13 タイル工事																																															
14 屋根及びとい工事																																															
15 金具工事																																															
16 左官工事																																															
17 建具工事																																															
18 塗装工事																																															
19 内装工事																																															
20 断熱・防露、ユニット及びその他工事																																															
21 排水工事																																															
22 舗装工事																																															
23 植栽工事																																															

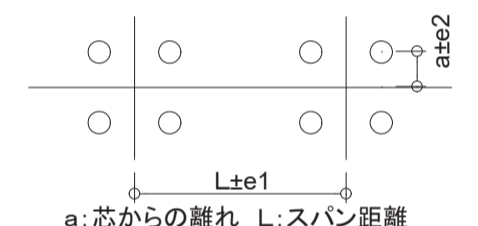
<p>3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>4) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>5) ㊄印は、「図等による環境物品等の調達推進に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断基準)を満たすものを示す。</p> <p>グリーン購入法に基づく、環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という)(環境省ホームページに掲載)(毎年2月改定)において位置づけられた、「特定調達品目」に該当する材料及び建設機械等は、原則として基本方針に定める判断基準を満たすものを使用することとする。なお、やむをえず判断基準に満たないものを使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。また、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードし、Excelファイルで作成し、提出する。</p> <p>6) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。</p>																				
章	項目	特記事項																		
1 一般共通事項	* 適用基準	<p>1) 図面、本特記仕様書木造標準仕様書及び標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。</p> <p>・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>・公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。</p> <p>建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課</p>																		
	* 適用区分	<p>建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。</p> <p>・風圧力 風速(Vo= m/s) 地表面粗度区分)</p> <p>・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表()</p>																		
	* 環境への配慮	<1.4.1>																		
3. 材料の品質等	<p>1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④までを満たすものとする。</p> <p>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、紙紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む)ない難揮発性の可塑性剤を除くが添加されていない材料を使用する。</p> <p>④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。</p> <p>① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料</p> <p>② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</p> <p>④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p>																			
	* 足場等	<2.2.4>																		
2 仮設工事	<p>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p>																			
3-1 土工事	3-2 地業工事	3-3 扶助工事	3-4 コンクリート工事																	
4 木造工事	<p>1. 防腐・防蟻処理</p> <p>木造工事補足事項1 4. 耐久性 防腐・防蟻処理 による</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">適用部位</th> <th colspan="3">処理の種類及び方法</th> </tr> <tr> <th>防腐・防蟻処理が不要な樹種</th> <th>薬剤の加圧注入</th> <th>薬剤の塗布等</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・K2 ・K3 ・K4</td> <td>・行う</td> </tr> </table> <p>インサイジング ○適用する ・適用しない</p> <p>薬剤の塗布等による処理の方法 薬剤の種類 ・ 適用部材 ・ 処理の方法 ・</p> <p>□ 木造標準仕様書4.2.1(ウ)(b)①から⑤までによる ・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理</p> <table border="1"> <tr> <th>適用部位</th> <th>処理の方法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>			適用部位	処理の種類及び方法			防腐・防蟻処理が不要な樹種	薬剤の加圧注入	薬剤の塗布等	・	・	・K2 ・K3 ・K4	・行う	適用部位	処理の方法				
適用部位	処理の種類及び方法																			
	防腐・防蟻処理が不要な樹種	薬剤の加圧注入	薬剤の塗布等																	
・	・	・K2 ・K3 ・K4	・行う																	
適用部位	処理の方法																			

<p>・合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入(K3)による防腐・防蟻処理 適用部位 図示</p> <p>・地盤に接する鉄筋コンクリートによる床下の防蟻処理 適用は木造標準仕様書4.2.2 (フ)による (イ)による</p> <p>・地盤の土壌の防蟻処理 使用する薬剤 有効成分の系統() 剤型の種類 ・液剤 ・粒剤 処理方法及び使用量 ・帯状散布(帯状の幅:約20cm) 液剤:処理長さ1L/m 粒剤:() ・面状散布 液剤:処理長さ3L/m² 粒剤:()</p> <p>(木造工事構造関係補足事項による)</p>		<4.2.2>	<4.2.3>
2. 防腐措置	<p>基礎外周部の換気孔 ○ねこ土台 材質等() □防風スクリーン又は防虫網</p> <p>・換気孔 □防風スクリーン又は防虫網</p> <p>小屋裏換気方法は木造標準仕様書4.2.4(3) (a) (b) (c) (d) (e) 換気孔の大きさ 図示</p>		
3. 防火被覆処理	<p>・防火被覆材の材料 図示 ・防火被覆材の厚さ 図示 ・接合部等の防火被覆処理 図示</p>		
5 軸組構法(壁構造系)工事	* 木材	<5.2.2>	
	* 構造用面材	<5.2.3>	
	* 接合金物	<5.2.4>	
	* 釘及び木ねじ	<5.2.4><5.5.7><5.5.9>	
	* ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金	<5.2.4><5.5.10>	
	* 火打土台	<5.6.2>	
	* 火打梁	<5.7.8><5.8.6>	
	* 床束	<5.8.2>	

<p>・ラグスクリュー</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">Z、C、D、Sマーク表示金物</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>Z、C、D、Sマークの規格</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <td>・ラグスクリュー</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>Z、C、D、Sマーク表示金物以外のラグスクリュー</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>材質等</th> <th>形状・寸法等</th> <th>表面処理</th> </tr> <tr> <td>・ラグスクリュー</td> <td>木造標準仕様書表5.2.2のボルトによる</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ドリフトピン</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.2.4></th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>材質等</th> <th>径・寸法等</th> <th>表面処理等</th> </tr> <tr> <td>・ドリフトピン</td> <td>・</td> <td>□ SS400</td> <td>□ 丸鋼</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・木栓及び木だば</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.2.4></th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>樹種</th> <th>形状・長さ等</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>・木栓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木だば</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・接着剤</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.2.4></th> </tr> <tr> <td>・床鳴り防止用接着剤</td> <td colspan="3">接着剤の種類(床根太用接着剤 JIS A 5550) 種類()</td> </tr> <tr> <td>・接着剤による接合</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>・接着剤と併用した場合</td> <td colspan="3">接着剤の種類()</td> </tr> </table> <p>○孔あけ加工</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.4.3></th> </tr> <tr> <td>ボルトの径</td> <td>・図示</td> <td colspan="2">□ 木造特記仕様書表5.4.2による</td> </tr> <tr> <td>ドリフトピンの孔径</td> <td>・図示</td> <td colspan="2">□ ピン径と同径</td> </tr> </table> <p>○表面の仕上げ</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.4.4><18.13.2></th> </tr> <tr> <td>見え掛り面の表面の仕上げ程度</td> <td colspan="3">・製材</td> </tr> <tr> <td>・機械加工</td> <td>・A種</td> <td>・B種</td> <td>・C種</td> </tr> <tr> <td>・手加工</td> <td>・H-A種</td> <td>・H-B種</td> <td>・H-C種</td> </tr> <tr> <td>・構造用集成材</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>・機械加工</td> <td>・A種</td> <td>□ B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・丸木材</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>・機械加工</td> <td>・A種</td> <td>・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・手加工</td> <td>・H-A種</td> <td>・H-B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材保護塗料塗布</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>・施工箇所</td> <td>・図示</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・種別</td> <td>・A種</td> <td>・B種</td> <td></td> </tr> </table> <p>○アンカーボルトの設置等</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.5.3></th> </tr> <tr> <td>埋込み深さ</td> <td>・</td> <td colspan="2">○図示</td> </tr> <tr> <td>保持及び埋込み工法</td> <td>○A種</td> <td>・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋込み位置の許容誤差</td> <td>・</td> <td colspan="2">□ ±9mm</td> </tr> </table> <p>○基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.5.4></th> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>○木造標準仕様書<5.5.4>(フ)による</td> <td colspan="2">・無収縮モルタル</td> </tr> <tr> <td>モルタルの厚さ</td> <td>・</td> <td colspan="2">○図示</td> </tr> </table> <p>○建方精度</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.5.6></th> </tr> <tr> <td>建入れ直し後の建方精度の許容値</td> <td>・</td> <td colspan="2">□ 1/1,000以下</td> </tr> </table> <p>・接合金物の工法</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.5.8></th> </tr> <tr> <td>熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱</td> <td colspan="3">・埋め木</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材(JIS A 9526)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・</td> </tr> </table> <p>・釘及び木ねじの工法</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.5.9></th> </tr> <tr> <td>構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち</td> <td colspan="3">・隠し釘打ち</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・釘頭埋め木</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・つぶし頭釘打ち</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・釘頭現し</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">□ 木ねじ頭埋め木</td> </tr> </table> <p>・火打土台</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.6.2></th> </tr> <tr> <td>・木製の火打土台</td> <td colspan="3">・鋼製火打土台</td> </tr> </table> <p>・火打梁</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.7.8><5.8.6></th> </tr> <tr> <td>小屋組</td> <td>・木製の火打梁</td> <td>・鋼製の火打梁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>・木製の火打梁</td> <td>・鋼製の火打梁</td> <td></td> </tr> </table> <p>○床束</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4"><5.8.2></th> </tr> <tr> <td>○木製床束</td> <td colspan="3">○鋼製床束</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・樹脂製床束</td> </tr> </table>				Z、C、D、Sマーク表示金物				種類	Z、C、D、Sマークの規格	その他		・ラグスクリュー				・				種類	材質等	形状・寸法等	表面処理	・ラグスクリュー	木造標準仕様書表5.2.2のボルトによる			・				<5.2.4>				種類	材質等	径・寸法等	表面処理等	・ドリフトピン	・	□ SS400	□ 丸鋼	・				<5.2.4>				種類	樹種	形状・長さ等	その他	・木栓				・木だば				<5.2.4>				・床鳴り防止用接着剤	接着剤の種類(床根太用接着剤 JIS A 5550) 種類()			・接着剤による接合				・接着剤と併用した場合	接着剤の種類()			<5.4.3>				ボルトの径	・図示	□ 木造特記仕様書表5.4.2による		ドリフトピンの孔径	・図示	□ ピン径と同径		<5.4.4><18.13.2>				見え掛り面の表面の仕上げ程度	・製材			・機械加工	・A種	・B種	・C種	・手加工	・H-A種	・H-B種	・H-C種	・構造用集成材				・機械加工	・A種	□ B種		・丸木材				・機械加工	・A種	・B種		・手加工	・H-A種	・H-B種		・木材保護塗料塗布				・施工箇所	・図示			・種別	・A種	・B種		<5.5.3>				埋込み深さ	・	○図示		保持及び埋込み工法	○A種	・B種		埋込み位置の許容誤差	・	□ ±9mm		<5.5.4>				材料	○木造標準仕様書<5.5.4>(フ)による	・無収縮モルタル		モルタルの厚さ	・	○図示		<5.5.6>				建入れ直し後の建方精度の許容値	・	□ 1/1,000以下		<5.5.8>				熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱	・埋め木				・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材(JIS A 9526)				・			<5.5.9>				構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち	・隠し釘打ち				・釘頭埋め木				・つぶし頭釘打ち				・釘頭現し				□ 木ねじ頭埋め木			<5.6.2>				・木製の火打土台	・鋼製火打土台			<5.7.8><5.8.6>				小屋組	・木製の火打梁	・鋼製の火打梁		床組	・木製の火打梁	・鋼製の火打梁		<5.8.2>				○木製床束	○鋼製床束				・樹脂製床束		
Z、C、D、Sマーク表示金物																																																																																																																																																																																																																																																							
種類	Z、C、D、Sマークの規格	その他																																																																																																																																																																																																																																																					
・ラグスクリュー																																																																																																																																																																																																																																																							
・																																																																																																																																																																																																																																																							
種類	材質等	形状・寸法等	表面処理																																																																																																																																																																																																																																																				
・ラグスクリュー	木造標準仕様書表5.2.2のボルトによる																																																																																																																																																																																																																																																						
・																																																																																																																																																																																																																																																							
<5.2.4>																																																																																																																																																																																																																																																							
種類	材質等	径・寸法等	表面処理等																																																																																																																																																																																																																																																				
・ドリフトピン	・	□ SS400	□ 丸鋼																																																																																																																																																																																																																																																				
・																																																																																																																																																																																																																																																							
<5.2.4>																																																																																																																																																																																																																																																							
種類	樹種	形状・長さ等	その他																																																																																																																																																																																																																																																				
・木栓																																																																																																																																																																																																																																																							
・木だば																																																																																																																																																																																																																																																							
<5.2.4>																																																																																																																																																																																																																																																							
・床鳴り防止用接着剤	接着剤の種類(床根太用接着剤 JIS A 5550) 種類()																																																																																																																																																																																																																																																						
・接着剤による接合																																																																																																																																																																																																																																																							
・接着剤と併用した場合	接着剤の種類()																																																																																																																																																																																																																																																						
<5.4.3>																																																																																																																																																																																																																																																							
ボルトの径	・図示	□ 木造特記仕様書表5.4.2による																																																																																																																																																																																																																																																					
ドリフトピンの孔径	・図示	□ ピン径と同径																																																																																																																																																																																																																																																					
<5.4.4><18.13.2>																																																																																																																																																																																																																																																							
見え掛り面の表面の仕上げ程度	・製材																																																																																																																																																																																																																																																						
・機械加工	・A種	・B種	・C種																																																																																																																																																																																																																																																				
・手加工	・H-A種	・H-B種	・H-C種																																																																																																																																																																																																																																																				
・構造用集成材																																																																																																																																																																																																																																																							
・機械加工	・A種	□ B種																																																																																																																																																																																																																																																					
・丸木材																																																																																																																																																																																																																																																							
・機械加工	・A種	・B種																																																																																																																																																																																																																																																					
・手加工	・H-A種	・H-B種																																																																																																																																																																																																																																																					
・木材保護塗料塗布																																																																																																																																																																																																																																																							
・施工箇所	・図示																																																																																																																																																																																																																																																						
・種別	・A種	・B種																																																																																																																																																																																																																																																					
<5.5.3>																																																																																																																																																																																																																																																							
埋込み深さ	・	○図示																																																																																																																																																																																																																																																					
保持及び埋込み工法	○A種	・B種																																																																																																																																																																																																																																																					
埋込み位置の許容誤差	・	□ ±9mm																																																																																																																																																																																																																																																					
<5.5.4>																																																																																																																																																																																																																																																							
材料	○木造標準仕様書<5.5.4>(フ)による	・無収縮モルタル																																																																																																																																																																																																																																																					
モルタルの厚さ	・	○図示																																																																																																																																																																																																																																																					
<5.5.6>																																																																																																																																																																																																																																																							
建入れ直し後の建方精度の許容値	・	□ 1/1,000以下																																																																																																																																																																																																																																																					
<5.5.8>																																																																																																																																																																																																																																																							
熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱	・埋め木																																																																																																																																																																																																																																																						
	・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材(JIS A 9526)																																																																																																																																																																																																																																																						
	・																																																																																																																																																																																																																																																						
<5.5.9>																																																																																																																																																																																																																																																							
構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち	・隠し釘打ち																																																																																																																																																																																																																																																						
	・釘頭埋め木																																																																																																																																																																																																																																																						
	・つぶし頭釘打ち																																																																																																																																																																																																																																																						
	・釘頭現し																																																																																																																																																																																																																																																						
	□ 木ねじ頭埋め木																																																																																																																																																																																																																																																						
<5.6.2>																																																																																																																																																																																																																																																							
・木製の火打土台	・鋼製火打土台																																																																																																																																																																																																																																																						
<5.7.8><5.8.6>																																																																																																																																																																																																																																																							
小屋組	・木製の火打梁	・鋼製の火打梁																																																																																																																																																																																																																																																					
床組	・木製の火打梁	・鋼製の火打梁																																																																																																																																																																																																																																																					
<5.8.2>																																																																																																																																																																																																																																																							
○木製床束	○鋼製床束																																																																																																																																																																																																																																																						
	・樹脂製床束																																																																																																																																																																																																																																																						

10 木 工 事	・材料	<p>木工事に使用する木材等は、使用材料表9による</p> <p>木工事に使用する合板等は、使用材料表10による</p> <p>釘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS A 5508 材質() ・JIS A 5508に規定されている釘以外の釘 材質() ・造作化粧面材の釘打ち <ul style="list-style-type: none"> □隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し <p>木ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS B 1112 又は JIS B 1135 材質 ※ステンレス ・JIS B 1112 又は JIS B 1135 に規定されているもの以外の木ねじ 材質() 	<10.2.2> <10.2.3> <10.2.4>	14 屋根及び と い 工 事	・材料	<p>下葺材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトルーフィング940 □改質アスファルトルーフィング下葺材(一般タイプ) <p>改質アスファルトルーフィングの積雪寒冷対策 ・行う</p>	<14.2.2>	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼板 板厚 □一般部0.35mm、谷どい部0.4mm ・硬質塩化ビニル樹脂 種類() 外径() 厚さ() 長さ() <p>と い 受 金 物</p> <p>材種 ・溶融垂れめつきを行った鋼板製 ・鋼板製 形状 ・市販品(と い 径 100以下) ・ 25×4.5以上</p> <p>足金物 材種 ・溶融垂れめつきを行った鋼板製 ・鋼板製 多雪地域 ・適用する 硬質塩化ビニル製集水器の形状 □図示 硬質塩化ビニル製あんこうの形状 □図示</p>	<p>(5)接着強さ試験 JIS A 9526の6.2.7による。-</p> <p>(6)透湿率試験 JIS A 9526の6.2.8により、測定はJIS A 1324「建築材料の透湿性測定方法」又はJIS K 7225「硬質発泡プラスチック-水蒸気透過性の求め方」による。-</p> <p>(7)難燃性の表面加熱試験 JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。-</p> <p>(8)発熱性試験 建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。-</p>																																																															
	・表面仕上げ	<p>・製材の表面仕上げ</p> <p>機械加工 ・A種 ・B種 ・C種</p> <p>手加工 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種</p> <ul style="list-style-type: none"> □内部造作材はH-B種 ※下地材はH-C種 <p>・造作用集成材の表面仕上げ</p> <p>機械加工 ・A種 ・B種 ・C種</p>	<10.1.3> <表10.1.1> <表10.1.2>		・金属板葺	<p><14.3.2~8></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>板及びコイルの種類</th> <th>塗膜の耐久性、めつき付着量等の種類及び記号</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>屋根葺形式</th> <th>固定釘等の材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td>・平葺(一文字葺)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ JIS G 3322の屋根用コイル</td> <td></td> <td></td> <td>・心木あり瓦葺葺 ・心木なし瓦葺葺 ・横葺 ・立平葺</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	板及びコイルの種類			塗膜の耐久性、めつき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	固定釘等の材質	・			・平葺(一文字葺)		□ JIS G 3322の屋根用コイル			・心木あり瓦葺葺 ・心木なし瓦葺葺 ・横葺 ・立平葺												<p>15 金属工事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その3)による</p>																																						
	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めつき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)		屋根葺形式	固定釘等の材質																																																																		
	・				・平葺(一文字葺)																																																																			
	□ JIS G 3322の屋根用コイル				・心木あり瓦葺葺 ・心木なし瓦葺葺 ・横葺 ・立平葺																																																																			
・木材の耐候性処理	<p>屋外に使用する仕上げ木材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材保護塗料塗り 施工箇所 ※図示 種別 ・A種 ・B種 	<10.3.1>(18.13.2)	・折板葺	<p><14.4.2, 3><表14.3.1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形式</th> <th>山高、山ピッチによる区分</th> <th>耐力による区分</th> <th>材料による区分</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>軒先戸板</th> <th>耐火性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・重ね形 ・はせ締め形</td> <td>山高 山ピッチ</td> <td>()種</td> <td></td> <td></td> <td>・有り ・無し</td> <td>・30分 ・無し</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先戸板	耐火性能		・重ね形 ・はせ締め形	山高 山ピッチ	()種			・有り ・無し	・30分 ・無し	<p>16 左 官 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その3)による</p>																																																			
施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先戸板	耐火性能																																																																	
	・重ね形 ・はせ締め形	山高 山ピッチ	()種			・有り ・無し	・30分 ・無し																																																																	
・木材の防虫処理	<p>施工箇所 □図示</p> <p>処理方法 □図示</p>	<10.3.2>	<p>17 建 具 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その4)による</p>																																																																					
・外壁通気構法下地	<p>積雪地の場合の下地補強</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法種別</th> <th>補強方法</th> <th>補強高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・縦通気胴縁工法</td> <td>□木造標準仕様書10.8.2(7)(h)による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・横通気胴縁工法</td> <td>□木造標準仕様書10.8.2(7)(i)による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法種別	補強方法	補強高さ(mm)	・縦通気胴縁工法	□木造標準仕様書10.8.2(7)(h)による		・横通気胴縁工法	□木造標準仕様書10.8.2(7)(i)による		<10.8.2>	<p>18 塗 装 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その5)による</p>																																																												
工法種別	補強方法	補強高さ(mm)																																																																						
・縦通気胴縁工法	□木造標準仕様書10.8.2(7)(h)による																																																																							
・横通気胴縁工法	□木造標準仕様書10.8.2(7)(i)による																																																																							
・和室の造作	<p>柱 ・背割不要の処理</p>	<10.10.1>	<p>19 内 装 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その5)による</p>																																																																					
11 防 水 工 事	・FRP系塗膜防水	<p>・ルーフトレン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FRP系塗膜防水用ルーフトレン ・錆鉄製 <p>・オーバーフロー管</p> <ul style="list-style-type: none"> □つば付き 製造所の指定する製品 <p>・下地合板の上の防火板</p> <p>種類(・ ※ケイ酸カルシウム板)</p> <p>厚さ(・ ※10mm)</p> <p>防水層平場の勾配 ・ ※1/100以上</p> <p>水張り試験 ・行う</p>	<10.2.2, 4>	・断熱材等材料	<p><20.1.2~4></p> <p>ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ウリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ □規制対象外 ・断熱材(G) 施工箇所 ※図示 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>断熱材の種類</th> <th>材料名</th> <th>規格番号</th> <th>厚さ又は使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フェルト状断熱材</td> <td>・グラスウール</td> <td></td> <td>・JIS A 9521</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ロックウール</td> <td></td> <td>・JIS A 9504</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・JIS A 9521</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ボード状断熱材</td> <td>・グラスウール</td> <td></td> <td>・JIS A 9521</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ロックウール</td> <td></td> <td>・JIS A 9504</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・JIS A 9521</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム ・押出法ポリスチレンフォーム ・硬質ウレタンフォーム ・ポリエチレンフォーム ・フェノールフォーム ・インシュレーションファイバー</td> <td></td> <td>・JIS A 9521</td> </tr> <tr> <td>・ばら状断熱材</td> <td>・グラスウール ・ロックウール</td> <td></td> <td>・JIS A 9523</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・現場発泡断熱材</td> <td>・吹付硬質ウレタンフォームA種1 又はA種1H(難燃性を有するもの)</td> <td></td> <td>・JIS A 9526</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(品質・性能)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難燃性</td> <td> <p>下記のいずれかによっていること</p> <p>(1) JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。</p> <p>(2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験(コロンカラー試験)に適合していること。</p> </td> </tr> <tr> <td>発熱性</td> <td> <p>準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の(1)から(3)までに適合していること。</p> <p>(1) 総発熱量が9MJ/m²以下であること。</p> <p>(2) 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。</p> <p>(3) 最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/m²を超えないこと。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	断熱材の種類	材料名	規格番号	厚さ又は使用量	・フェルト状断熱材	・グラスウール		・JIS A 9521			・ロックウール		・JIS A 9504					・JIS A 9521		・ボード状断熱材	・グラスウール		・JIS A 9521			・ロックウール		・JIS A 9504					・JIS A 9521				・ビーズ法ポリスチレンフォーム ・押出法ポリスチレンフォーム ・硬質ウレタンフォーム ・ポリエチレンフォーム ・フェノールフォーム ・インシュレーションファイバー		・JIS A 9521	・ばら状断熱材	・グラスウール ・ロックウール		・JIS A 9523		・現場発泡断熱材	・吹付硬質ウレタンフォームA種1 又はA種1H(難燃性を有するもの)		・JIS A 9526		項目	品質・性能	難燃性	<p>下記のいずれかによっていること</p> <p>(1) JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。</p> <p>(2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験(コロンカラー試験)に適合していること。</p>	発熱性	<p>準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の(1)から(3)までに適合していること。</p> <p>(1) 総発熱量が9MJ/m²以下であること。</p> <p>(2) 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。</p> <p>(3) 最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/m²を超えないこと。</p>	<p>20 断 熱 ・ 防 火 ・ コ ン クリ ット 及 び そ の 他 の 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その6)による</p>										
	分類	断熱材の種類	材料名	規格番号	厚さ又は使用量																																																																			
	・フェルト状断熱材	・グラスウール		・JIS A 9521																																																																				
		・ロックウール		・JIS A 9504																																																																				
				・JIS A 9521																																																																				
・ボード状断熱材	・グラスウール		・JIS A 9521																																																																					
	・ロックウール		・JIS A 9504																																																																					
			・JIS A 9521																																																																					
		・ビーズ法ポリスチレンフォーム ・押出法ポリスチレンフォーム ・硬質ウレタンフォーム ・ポリエチレンフォーム ・フェノールフォーム ・インシュレーションファイバー		・JIS A 9521																																																																				
・ばら状断熱材	・グラスウール ・ロックウール		・JIS A 9523																																																																					
・現場発泡断熱材	・吹付硬質ウレタンフォームA種1 又はA種1H(難燃性を有するもの)		・JIS A 9526																																																																					
項目	品質・性能																																																																							
難燃性	<p>下記のいずれかによっていること</p> <p>(1) JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。</p> <p>(2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験(コロンカラー試験)に適合していること。</p>																																																																							
発熱性	<p>準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の(1)から(3)までに適合していること。</p> <p>(1) 総発熱量が9MJ/m²以下であること。</p> <p>(2) 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。</p> <p>(3) 最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/m²を超えないこと。</p>																																																																							
・シーリング	<p>下表以外は、木造標準仕様書表11.3.1による。</p> <p>ただし、外装タイル接着剤張りの場合のシーリングは標準仕様書11章による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類(記号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シーリング材の目地寸法 □木造標準仕様書10.3.3(a)(1)~(3)による</p>	施工箇所	シーリング材の種類(記号)							<11.3.2> <表11.3.1><11.3.3>	・粘土瓦葺	<p><14.5.2.3></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="8">役物</th> <th>大きさ</th> <th>産地等</th> </tr> <tr> <th>形状による区分</th> <th>製法による区分</th> <th>寸法による区分</th> <th>軒瓦</th> <th>そ の 瓦</th> <th>瓦</th> <th>半 瓦</th> <th>雪 止 め 瓦</th> <th>鬼 瓦</th> <th>巴 瓦</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・J形瓦</td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・S形瓦</td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>□ 図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・F形瓦</td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>補強用心木の防腐・防蟻処理方法()</p> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法</p>	種類	役物								大きさ	産地等	形状による区分	製法による区分	寸法による区分	軒瓦	そ の 瓦	瓦	半 瓦	雪 止 め 瓦	鬼 瓦	巴 瓦			・J形瓦			・	・	・	・	・	・	・			・S形瓦			・	・	・	・	・	・	・	□ 図示		・F形瓦			・	・	・	・	・	・	・			<p>21 排 水 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その6)による</p>
施工箇所	シーリング材の種類(記号)																																																																							
種類	役物								大きさ	産地等																																																														
形状による区分	製法による区分	寸法による区分	軒瓦	そ の 瓦	瓦	半 瓦	雪 止 め 瓦	鬼 瓦	巴 瓦																																																															
・J形瓦			・	・	・	・	・	・	・																																																															
・S形瓦			・	・	・	・	・	・	・	□ 図示																																																														
・F形瓦			・	・	・	・	・	・	・																																																															
・防水テープ	<p>両面粘着防水テープの幅 ・ □50mm以上</p>	<11.4.2>	・スレート葺	<p><14.6.2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>寸法(mm) (全長さ×全幅)</th> <th>役物</th> <th>着色(色調)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平形</td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・有()</td> </tr> <tr> <td>・波形</td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・有()</td> </tr> </tbody> </table> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法 雪止め ・設置する(図示)</p>	種類	寸法(mm) (全長さ×全幅)	役物	着色(色調)	備考	・平形		・	・	・有()	・波形		・	・	・有()	<p>22 舗 装 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その7)による</p>																																																				
種類	寸法(mm) (全長さ×全幅)	役物	着色(色調)	備考																																																																				
・平形		・	・	・有()																																																																				
・波形		・	・	・有()																																																																				
・バルコニー手すり	<p>バルコニー手すりの工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示 □木造標準仕様書11.4.3(7)①から⑤までによる固定方法 	<11.4.3>	<p>・と い</p> <p><14.8.2.3> <表14.8.1></p> <p>と い の 材 料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属板(鋼板を除く。) 種類 ※木造標準仕様書表14.8.1() 板厚 ・ ・谷どい 種類 ※木造標準仕様書表14.8.1() 板厚 ・ 	<p>23 舗 装 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その7)による</p>																																																																				
・ケイ酸質系塗布防水	<p>防水層の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□C-U1</td> <td></td> <td>・C-U1P</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	施工箇所	種別	施工箇所	□C-U1		・C-U1P		<11.5.1>(9.6.1, 3)(表9.6.1, 2)	・アスファルトシングル葺	<p><14.7.2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質</th> <th>形状</th> <th>色調</th> <th>寸法(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法 雪止め ・設置する(図示)</p>	品質	形状	色調	寸法(mm)	備考											<p>21 排 水 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その6)による</p>																																												
種別	施工箇所	種別	施工箇所																																																																					
□C-U1		・C-U1P																																																																						
品質	形状	色調	寸法(mm)	備考																																																																				
12 石 工 事	<p>□建築工事特記仕様書(その2)による</p>		<p>22 舗 装 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その7)による</p>																																																																					
13 タ イル 工 事	<p>□建築工事特記仕様書(その2)による</p>		<p>23 舗 装 工 事</p> <p>□建築工事特記仕様書(その7)による</p>																																																																					

木造工事構造関係補足事項		章	項目	特記事項	
<p>特記仕様</p> <p>1. 適用範囲 建築物および工作物の構造上主要な部分に木材を用いる工事に適用する。 項目は番号(○)の付いたもの、特記事項は・の付いたものを適用する。</p> <p>2. 優先順位 設計図書の図面に相違がある場合の優先順位は、以下のとおりとする。 (1)(2)以外の図面 (1)木造工事構造関係補足事項</p>	1 一般共通事項	①施工計画書の作成及び提出	工事に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。	⑤接合金物(Z・C・D・S・Mマーク表示金物、製作金物) 搬入される材料について、設計図書に明記された接合金物であることを確認し、以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を提出する。なお、同等性能の接合金物を用いる場合には、承諾を受ける。 接合金物・接合金等 確認項目 確認の方法 ○筋交いプレート 鋼材種別、形状、仕上がり、認定規格等 ○引き寄せ金物 ○梁受け金物 ○ミルシートの写し ○表示の確認 ○認定規格書	
		②加工図の提出	工事に先立ち加工図を作成し、監督職員に提出する。プレカット製品を使用する場合には、プレカット図を加工図とするまた、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。	⑥ドリフトピンの工法 7. 輪型ジベル接合、圧入型ジベル接合の工法 ⑧接合金物の工法 9. その他の方法による工法	
	2 材料の品質	③木材等の加工工場の選定、承諾	設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した加工工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。	④耐久性 防湿・防蟻処理	①木材の防湿・防蟻処理 ○防湿・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材(高耐久材の使用) 製材の日本農林規格及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格によるD1の樹種の心材のみを用いた製材又はこれらの樹種を使用した集成材 ・薬剤の加圧注入による処理(工場処理剤) 加圧注入の後、加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、薬剤の塗布等による処理を行う。保存処理性能区分等は以下により、使用部位等は下表による。 JAS保存処理性能区分・K4 K3 K2 JIS K 1570(木材保存剤)に定める加圧注入用保存剤又はこれと同等の保存剤を用いて、JIS A 9002(木質材料の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行う ・薬剤の塗布等による処理(現場処理剤) 木材の木口、仕口及び継手の接合箇所、亀裂部、コンクリート、モルタル、東石等に接する部分には、特に入念な処理を行う。処理の方法は以下により、使用部位等は下表による。 処理量:300g/m ² 処理回数:2回 使用薬剤:JIS K 1571(木材保存剤-性能基準及びその試験方法)に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の薬剤
		④各種試験・検査報告書の提出	各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。	②土壌処理 ○地盤に接する鉄筋コンクリートによる床下の防蟻処理 配管類がコンクリート部分を貫通する場合は、防蟻上有効な措置を施すこと。 防蟻薬剤による処理方法 使用する薬剤は、日本しろあり対策協会または日本木材保存協会の規格による。 処理範囲は、建築物の基礎に囲まれた床下の土壌を対象とし、以下による。 ① 基礎、東石及び配管類の立上り部分の土壌は、基礎等の壁際から20cm幅を帯状散布とする。 ② 浴室、便所、玄関、勝手口等の土間コンクリート下部は、基礎等の壁際から20cm幅を帯状散布とし、その内側を面状散布とする。 薬剤使用量は、帯状散布が処理長さ1m当りリットル、面状散布は1㎡当りリットルとする。	
3 材料の品質の検査方法	⑤参考図書	設計図書に示されていない事項については、監督職員の指示によるほか下記による。 (1)建築工事標準仕様書・同解説 JASS11 木工事 (2)	①刻み時の注意 ②加工寸法の精度	①木材の加工 ②加工寸法の精度	
	⑥木材の断面寸法	木材の断面を表示する寸法は、仕上り寸法とする。	③製材及び枠組壁工法構造用製材 現場または木材等の加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を提出する。また、必要性能を満たさない材料は用いない。 (1)日本農林規格に適合する木材又は国土交通大臣の指定を受けた木材の受け入れ検査は、出荷証明書に基づき表示の確認を行う。 (2)(1)以外の木材の受け入れ検査は出荷証明書に基づき、本造標準仕様書によるほか日本農林規格に準じて行う。 (3)無等級材、広葉樹製材及び丸太材の縦振動ヤング係数による基準強度の確認は、以下による。 (i)無等級材のうち次の樹種については、製材の日本農林規格第6条に定める品質曲げ性能における等級の区分に準拠する。それ以外の樹種については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し提出する。 あかまつ、べいまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ 製材の日本農林規格第6条に定める等級の区分(機械的等級区分と測定曲げヤング係数)	⑤木材の加工	
4 製作金物の加工	①共通事項	(1)木材等の加工工場に搬入された材料及び接合金物等は、受け入れ検査を行い、監督職員に報告する。また、設計図書で定められた性能を満たさない材料は用いない。 (2)加工材は、現場搬入前に断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について全数確認を行い、記録を監督職員に提出する。 (3)加工材は、現場搬入後建方前に寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。検査数量については、施工計画書で定める。	⑥製作金物の加工	①寸法精度 接合金物の寸法精度 幅、長さは製作図の寸法○±2.0mm 孔あけ許容寸法 孔芯ずれ○±1.0mm 孔間隔のずれ○±1.0mm	
	②製材及び枠組壁工法構造用製材	現場または木材等の加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を提出する。また、必要性能を満たさない材料は用いない。 (1)日本農林規格に適合する木材又は国土交通大臣の指定を受けた木材の受け入れ検査は、出荷証明書に基づき表示の確認を行う。 (2)(1)以外の木材の受け入れ検査は出荷証明書に基づき、本造標準仕様書によるほか日本農林規格に準じて行う。 (3)無等級材、広葉樹製材及び丸太材の縦振動ヤング係数による基準強度の確認は、以下による。 (i)無等級材のうち次の樹種については、製材の日本農林規格第6条に定める品質曲げ性能における等級の区分に準拠する。それ以外の樹種については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し提出する。 あかまつ、べいまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ 製材の日本農林規格第6条に定める等級の区分(機械的等級区分と測定曲げヤング係数)	⑦接合部の工法	①仕口、継手の原則 ②釘の工法 3. 木ねじの工法 ④各種ボルトの工法	
5 構造用集成材、構造用単板積層材、構造用合板、構造用パネル等	③共通事項	(1)木材等の加工工場に搬入された材料及び接合金物等は、受け入れ検査を行い、監督職員に報告する。また、設計図書で定められた性能を満たさない材料は用いない。 (2)加工材は、現場搬入前に断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について全数確認を行い、記録を監督職員に提出する。 (3)加工材は、現場搬入後建方前に寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。検査数量については、施工計画書で定める。	⑧接合金物の加工	①締付けに先立ち、ボルトの長さ、材質、呼び径、座金等が設計図書に適合していることを確認する。 (2)ボルトの締付けは2回以上に分けて行い、1群のボルトの締付けは一律となるよう行う。 (3)ボルトの締付けは、座金が部材にめり込む程度とし、めり込み音が発生した時点で締付けを完了する。 (4)締付けを完了したボルトは、ねじ部がナットから2〜3山以上出ていることを確認する。 (5)一度締付けたボルトについても、木材の収縮によるボルトの緩みを確認し、緩んだものについては再度締め直しを行う。	
	④製材及び枠組壁工法構造用製材	現場または木材等の加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を提出する。また、必要性能を満たさない材料は用いない。 (1)日本農林規格に適合する木材又は国土交通大臣の指定を受けた木材の受け入れ検査は、出荷証明書に基づき表示の確認を行う。 (2)(1)以外の木材の受け入れ検査は出荷証明書に基づき、本造標準仕様書によるほか日本農林規格に準じて行う。 (3)無等級材、広葉樹製材及び丸太材の縦振動ヤング係数による基準強度の確認は、以下による。 (i)無等級材のうち次の樹種については、製材の日本農林規格第6条に定める品質曲げ性能における等級の区分に準拠する。それ以外の樹種については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し提出する。 あかまつ、べいまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ 製材の日本農林規格第6条に定める等級の区分(機械的等級区分と測定曲げヤング係数)	⑨その他の方法による工法	①輸送計画 ②集積・保管 3. 建方計画 4. 施工時の安全性 ⑤アンカーボルトの施工	
6 接合金物(Z・C・D・S・Mマーク表示金物も含む)	①共通事項	(1)木材等の加工工場に搬入された材料及び接合金物等は、受け入れ検査を行い、監督職員に報告する。また、設計図書で定められた性能を満たさない材料は用いない。 (2)加工材は、現場搬入前に断面寸法、長さ、仕口及び継手の位置、接合金物等の取付け位置等について全数確認を行い、記録を監督職員に提出する。 (3)加工材は、現場搬入後建方前に寸法及び含水率について、監督職員の検査を受ける。検査数量については、施工計画書で定める。	⑩その他の方法による工法	①輸送計画 ②集積・保管 3. 建方計画 4. 施工時の安全性 ⑤アンカーボルトの施工	
	②製材及び枠組壁工法構造用製材	現場または木材等の加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち以下の要領で受け入れ検査を実施し、報告書を提出する。また、必要性能を満たさない材料は用いない。 (1)日本農林規格に適合する木材又は国土交通大臣の指定を受けた木材の受け入れ検査は、出荷証明書に基づき表示の確認を行う。 (2)(1)以外の木材の受け入れ検査は出荷証明書に基づき、本造標準仕様書によるほか日本農林規格に準じて行う。 (3)無等級材、広葉樹製材及び丸太材の縦振動ヤング係数による基準強度の確認は、以下による。 (i)無等級材のうち次の樹種については、製材の日本農林規格第6条に定める品質曲げ性能における等級の区分に準拠する。それ以外の樹種については、既往の研究等に基づき適切に定め、施工計画書を作成し提出する。 あかまつ、べいまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ 製材の日本農林規格第6条に定める等級の区分(機械的等級区分と測定曲げヤング係数)	⑩その他の方法による工法	①輸送計画 ②集積・保管 3. 建方計画 4. 施工時の安全性 ⑤アンカーボルトの施工	



9 軸組構造接合部の標準仕様

1.共通事項
プレカット製品を使用する場合はその形状および許容耐力に及ぼす影響を確認する。

② 横架材どうしの継手

(1)曲げ応力や引張力を負担しない継手:腰掛け継ぎ、腰掛け継ぎ
(i)せん断力が大きい場合は台持ち継ぎとする。
(ii)長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。
(iii)逆せん断と引張りの補強として短冊金物等を併用すること。
(iv)柱からの持出し位置は、連続梁の長期荷重の反曲点付近とする。
(v)土台の場合は、継手から男木側100mm付近にアンカーボルトを設ける。

(2)曲げ応力や引張力を負担する継手:追掛け大継ぎ、金輪継ぎ、尻挟み継ぎ、鋼板挿入ドリフトピン接合
(i)伝達できる曲げモーメントや引張力は母材全断面強度の20%以下と考えること。

③ 柱の継手

(1)階の中間部における柱の継手は原則として禁止する。
(2)やむを得ず柱の継手を設置する場合は、曲げ応力と軸力による複合応力の検定を行い安全性を確認する。

④ 横架材どうしの仕口

(1)せん断力が母材全断面強度の30%以下の仕口:(大入れ)蝶掛け
(i)長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。
(ii)逆せん断と引張りの補強として羽子板ボルト等を併用する。
(iii)男木のせいの2/3程度のおごをかける。なお、男木の梁せいが女木の2/3以下の場合、または仕口直下に柱がある場合には、大入れとしてもよい。

⑤ 横架材どうしの仕口

(2)せん断力が母材全断面強度の30%を超える仕口:梁受け金物
(i)既製品の場合は、製品の許容せん断耐力の値を用い、特注品の場合は構造計算で許容せん断耐力を算出して安全性を確認する。

(3)一方を片持ち梁とする場合:レベル差を設け渡りあご掛け
(i)逆せん断の補強として羽子板ボルト等を併用する。

⑥ 柱と横架材の仕口

(1)柱の上下端部:短ほぞ差し、長ほぞ差し込み止め
(i)短期の引張力に対しては、平12建告1460号、N値計算または許容応力度計算により必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。

(2)土台の出隅入隅部:土台どうしは襟輪小根ほぞ差しまたは寄せほぞ差し、柱脚部は扇ほぞ差しまたは寄せほぞ差し(柱勝ちの場合、落とし継ぎまたは土台を寄せほぞ差しとする)
(i)短期の引張力に対しては、平12建告1460号、N値計算または許容応力度計算により必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。落とし継ぎの場合は、HD金物を用いる。

(3)通し柱と脚差:小胴付きほぞ差し、傾ぎ大入れほぞ差し、梁受け金物
(i)梁受け金物以外の仕口には、引張りの補強として短冊金物やかね折り金物等を併用すること。

⑦ 筋かい端部

平12建告1460号の仕様又は同等品とする。

8.火打、方杖

⑧ 小屋束の上下端部

(1)短ほぞ差し又は長ほぞ差し込み止めとする。
(2)短ほぞ差しの場合、風圧力による引張力の補強として、かすがい2本又はひら金物又は山形プレート止めとする。

⑨ 根太、垂木と横架材

(1)落とし込み根太:横架材に大入れ または根太掛け+斜め釘
(2)半欠き根太:横架材に大入れアゴ掛け+斜め釘
(3)転ばし根太:根太が直角断面の場合、横架材に臨天釘止め
根太が縦長角断面の場合、斜め釘2本+転び止め
(4)垂木:横架材に垂木道を掘り、転ばし根太と同様に止める。
(5)風の負担の補強:許容応力度計算により必要耐力を有するひねり金物等を取り付ける。

⑩ 間柱と横架材

(1)上下横架材に深さ3mm程度大入れ+斜め釘
(2)上部ほぞ差し、下部突き付け+斜め釘

⑪ 釘の最小間隔及び最小端あき距離

継手方向	加力方向		継手直交方向	
	繊維方向	直交方向	繊維方向	直交方向
E1	15d	10d	E1 P1 P1 E2	P2
P1	12d	10d	E1 P1 P1 E2	P2
E2	5d	8d	E1 P1 P1 E1	E2
P2	5d	8d	E2 P2 E2	E1

⑬ ボルトの最小間隔及び最小端あき距離

9.13. 面材耐力壁

(1)大壁造の場合
受材は、30×40以上を柱・土台・横架材にN75-@300以下で平打ちする。

(2)真壁造の場合
受材は、30×40以上を柱・土台・横架材にN75-@300以下で平打ちする。

9.14. アンカーボルト

土台用アンカーボルト
(i)アンカーボルトは@2,000mm以内に配置する。
(ii)耐力壁等の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ200mm以内の位置に配置すること。ただし、ホールダウン用アンカーボルトを取り付けた場合は、省略することができる。

木造軸組工法標準図

1.1 軸組標準接合部

S-08 木造工事補足事項2 による。

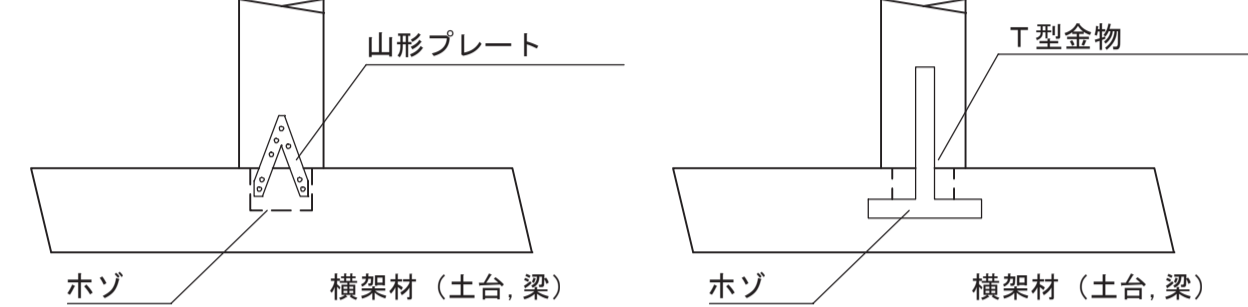
1.2 継手・仕口の補強金物

使用する接合金物を事前に監督職員に報告し、了承を得ること。

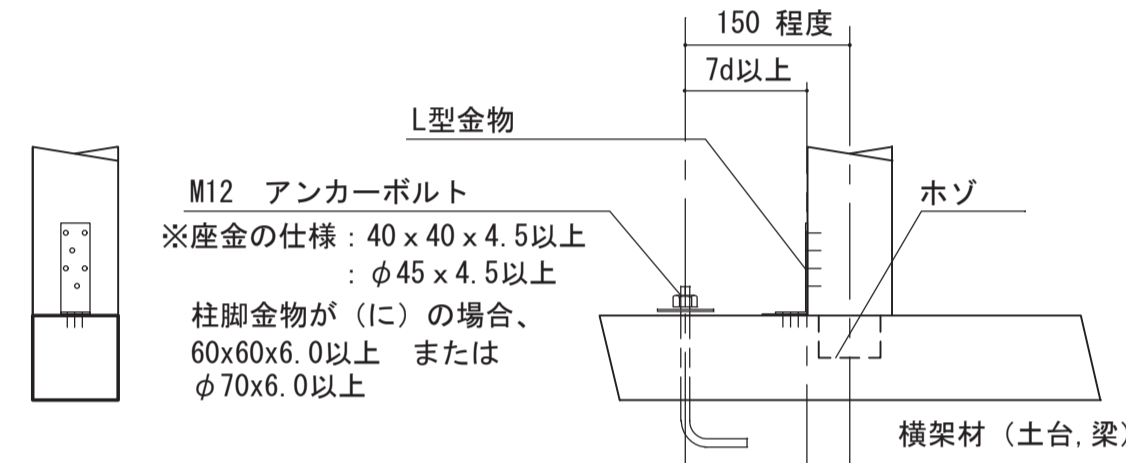
- (a) 耐力壁柱 柱頭-柱脚
- (1) 構造図に記載された耐力壁柱の柱脚・柱頭接合部には、下表の引張耐力を有する接合金物を使用すること。または、下図の接合方法とする。構造図表記の無い場合は、(は)以上の引張耐力を有する接合金物を使用すること。上階に耐力壁が取り付く場合、下階柱脚の接合金物は上階の接合金物以上の引張耐力を有すること。

構造図表記	短期許容引張耐力(kN)	構造図表記	短期許容引張耐力(kN)
い	0.0kN以上	と	15.0kN以上
ろ	3.4kN以上	ち	20.0kN以上
は	5.1kN以上	り	25.0kN以上
に	7.5kN以上	ぬ	30.0kN以上
ほ	8.5kN以上	る	40.0kN以上
へ	10.0kN以上	を	50.0kN以上

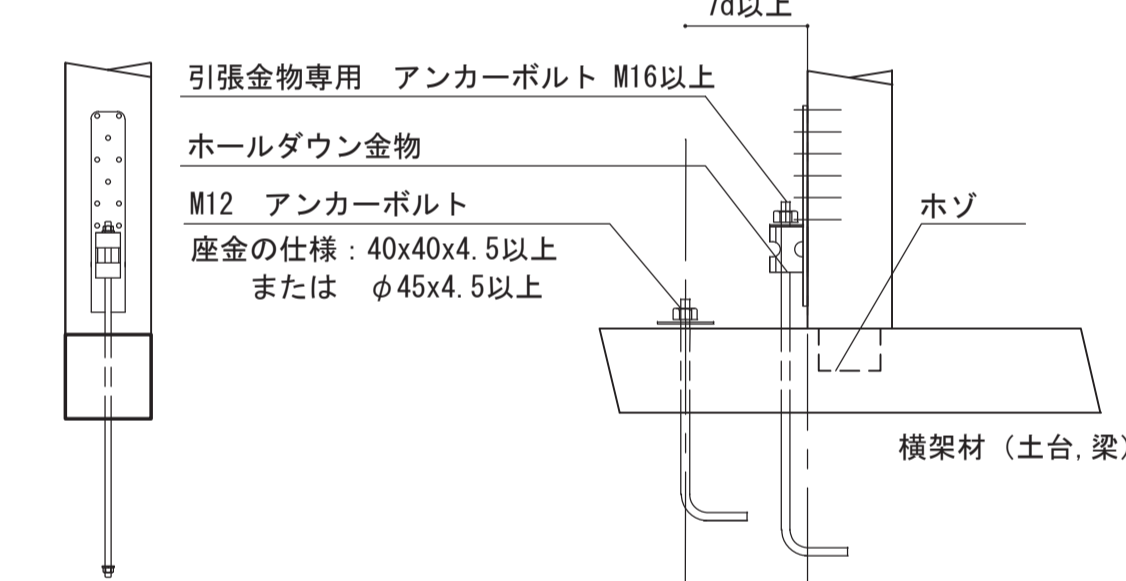
<柱脚接合部>
構造図に表記がない場合
・山形プレート等



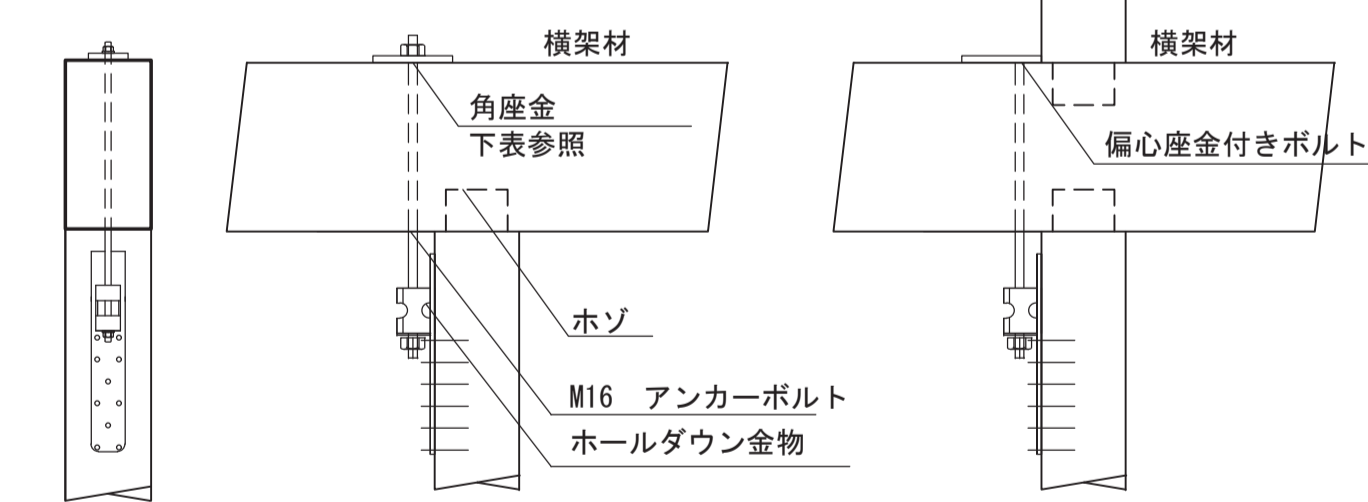
(い)～(ほ)の場合
・L型金物 と アンカーボルトの併用



(へ)～(ぬ)の場合
・M16アンカーボルトと直結させる



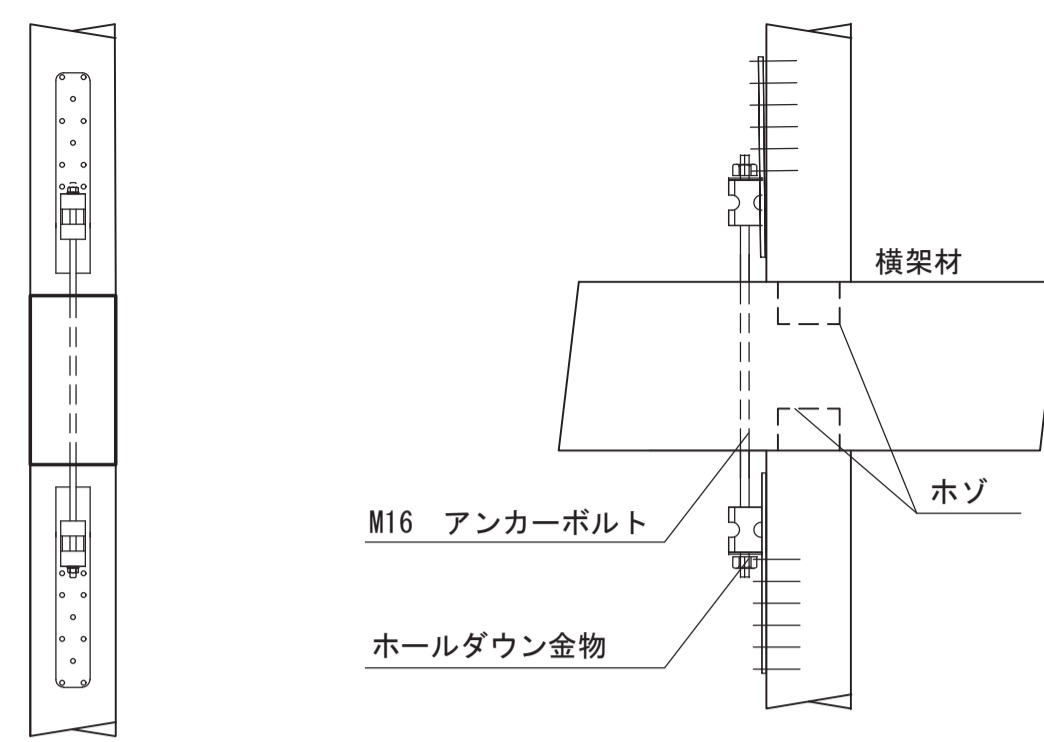
<柱頭接合部>
(い)～(ぬ)の場合



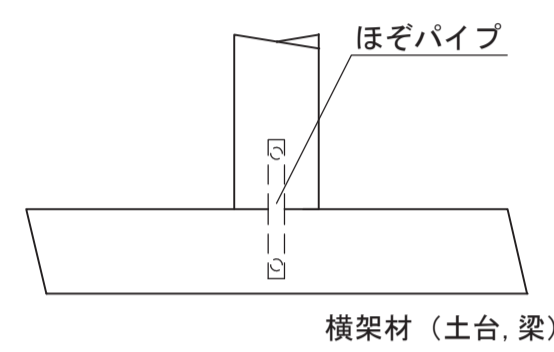
座金サイズ一覧表
ボルトの引張耐力以上のめり込み耐力をもつ座金を使用すること

柱頭金物	すぎ類	座金サイズ ひのき類	べいまつ類
い	40x40x4.5以上 φ45x4.5以上	40x40x4.5以上 φ45x4.5以上	40x40x4.5以上 φ45x4.5以上
ろ			
は			
に			
ほ	60x60x6.0以上 φ70x6.0以上	60x60x6.0以上 φ70x6.0以上	60x60x6.0以上 φ70x6.0以上
へ			
と	90x90x9.0以上 φ90x9.0以上	90x90x9.0以上 φ90x9.0以上	90x90x9.0以上 φ90x9.0以上
り			
ぬ			
る	高耐力専用座金	高耐力専用座金	高耐力専用座金
を			

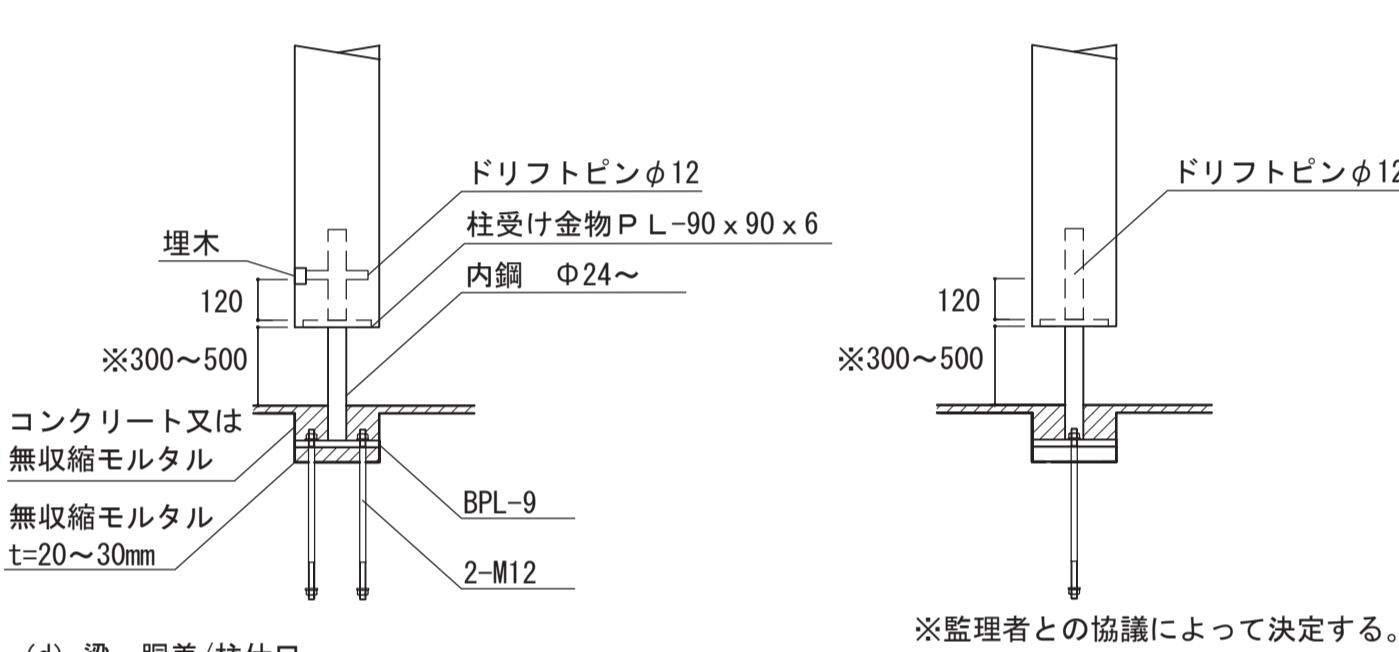
<柱頭-柱脚接合部>
(い)～(ぬ)の場合



(b) 化粧納まりの柱-横架材接合部
化粧納まりとなる柱脚は下図の接合とすること。
・【カナナイ】ほぞパイプ

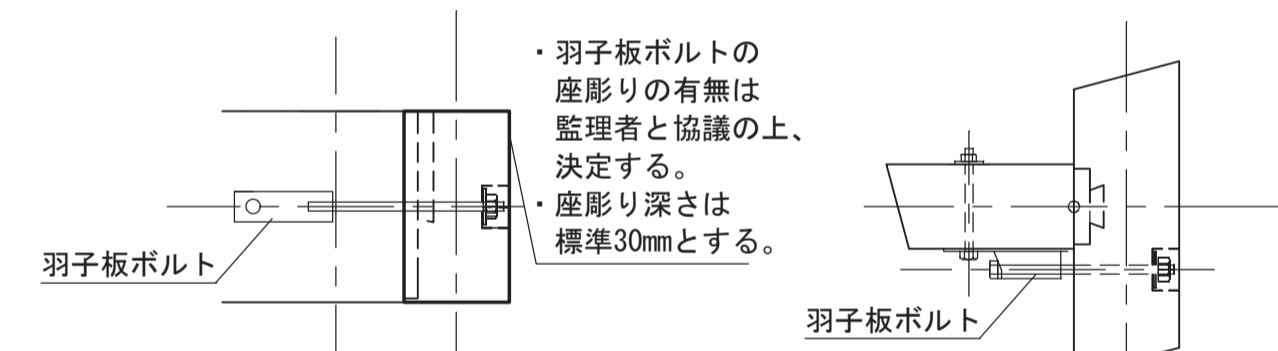


(c) 外部の独立柱(製作金物)

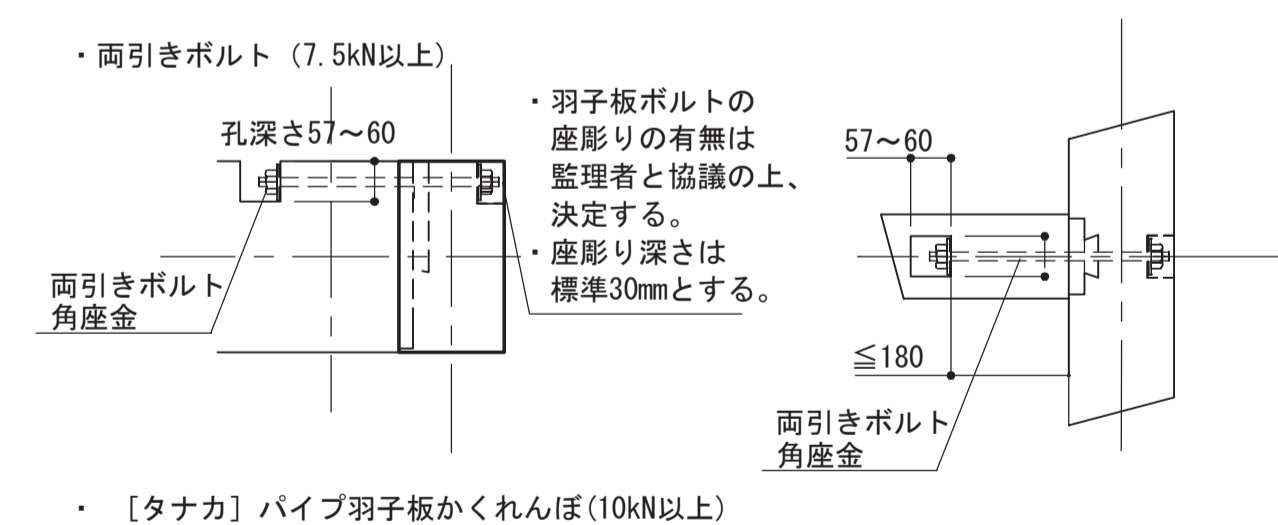


(d) 梁・胴差/柱仕口
(1) 梁仕口においては、地震力によって外れ落ちることのないよう、下図の引張耐力を有する接合金物を使用すること。
柱：スギ製材と同等以上、横架材：ベイツ製材と同等以上とし、それ以下の性能の場合は、事前に監督職員と協議することとする。

<化粧納まりではない場合>
・羽子板ボルト (7.5kN以上)



<化粧納まりの場合>



・【タナカ】パイプ羽子板かくれんぼ(10kN以上)

2.1 耐力壁

- (a) 一般事項
- 耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できるよう、耐力壁線には同等以上の壁量となるよう小屋耐力壁(くも筋かい)を設ける。
 - 釘打ち機を使用する場合は、釘頭を面材にめり込ませないよう注意する。
 - 面材張り耐力壁の面材に対する釘頭のめり込みが1.5mmを超えてしまった場合には、隣り合う釘との中間部に増し打ちすること。
 - 基礎天端は予め清掃、水湿し、モルタルなどを水平に塗り付ける。または、セルフベリリング材を天端に流して表面を平滑にしてもよい。
 - 耐力壁の土台と基礎との間は、無収縮モルタル又は十分な耐久力を持つスペーサー材を挿入し隙間を埋めること。
 - 横架材継手位置は原則として、耐力壁内に設けないこと。

2.2 筋かい耐力壁

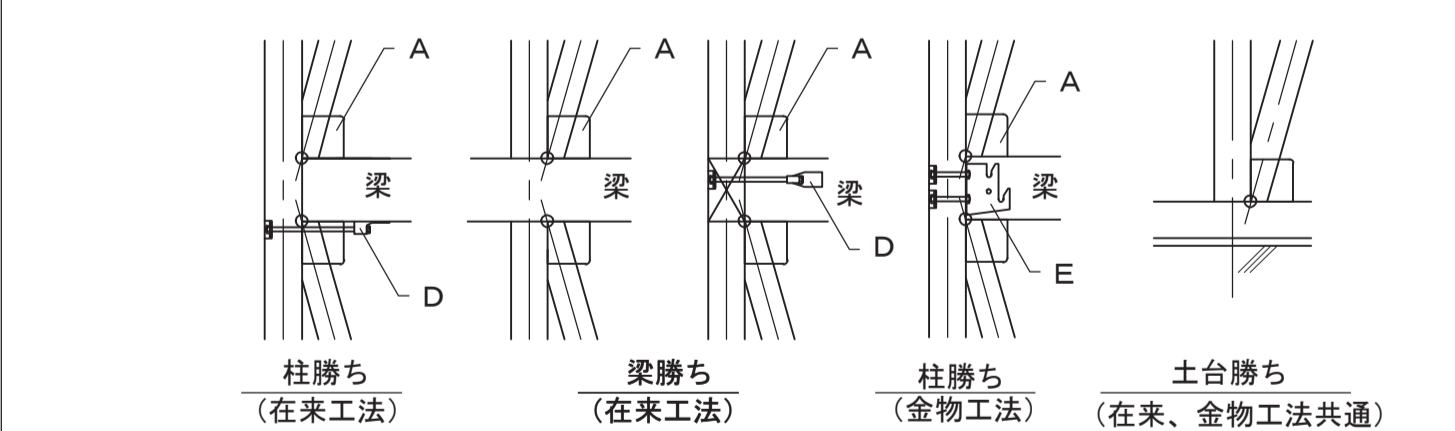
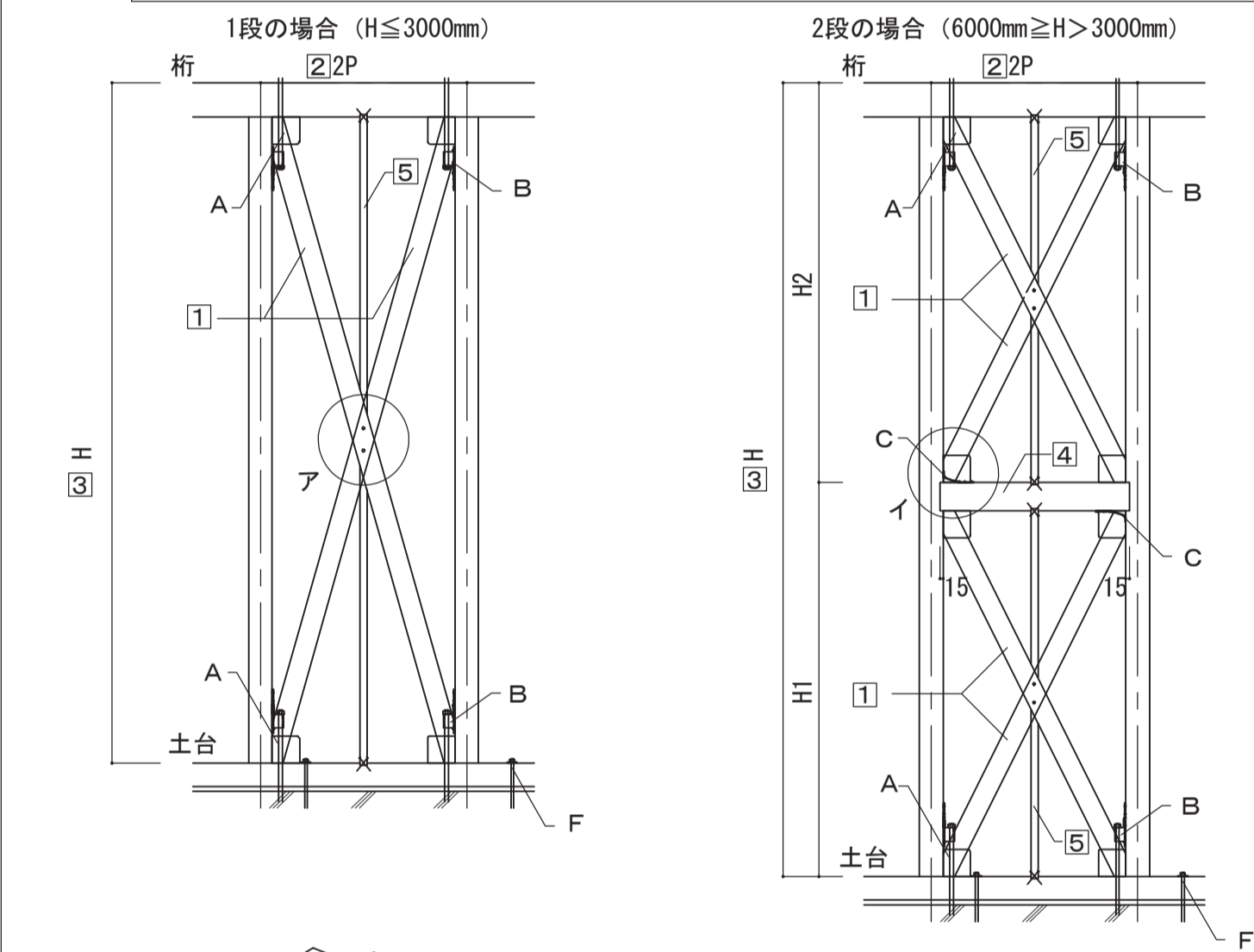
(a) 施工令46条に準じた筋交耐力壁と告示1460号第1項に基づく筋交端部の接合
S-08 木造工事補足事項2 による。

(b) 45mm×90mmの木材の筋交
(1) 各部材料および寸法

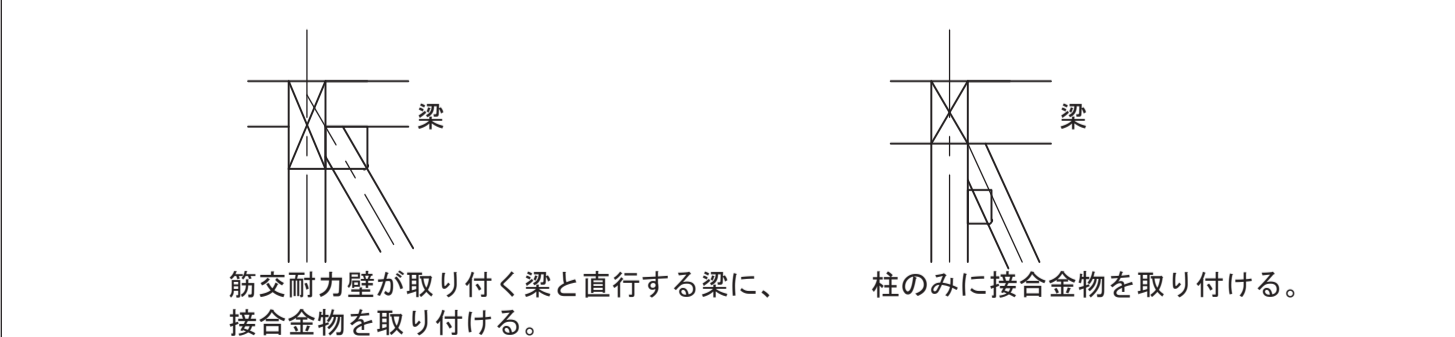
①筋かい：45mm×90mm以上
②柱間隔：900mm≦P≦1000mm
③高さH≦3000mm：1段、H>3000mm：2段 2段の場合：6000mm≧H>3000mm H1及びH2は、H/2内外
④中棧：幅：柱と同等、成≧柱幅
⑤間柱：幅30mm以上、間隔500mm以下 端部は上下横架材の間柱欠きに6～15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち

(2) 各部仕口形状及び性能

- A筋かい端部：突き付けの上 筋かいプレート(2倍用)を使用、在来工法及び金物工法とも柱梁ビスどめタイプ基本とする
- B各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、水平力時に柱頭柱脚部へ生じる引張力を上回る耐力を有する金物を使用する
- C中棧端部：15mm大入れの上、必要耐力以上の金物を横向きに使用
必要耐力：1Pの場合→8kN以上、2Pの場合→16kN以上
- D梁端部在来仕口部補強金物：耐力壁の許容せん断力以上の引張耐力を有するものとする
- E梁端部金物工法梁受け金物：耐力壁の許容せん断力以上の引張耐力を有するものとする
- F耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置(柱芯から200mm内外)に1本ずつ設ける



- (注) 1. 筋かいの芯は、柱と横架材の内法面の交点にあわせる。
2. 接合金物はZマーク金物またはZマーク同等品を使用する。
3. 筋交用の材は、目切れ等軽微なもの、かつ、節径比・集中節比が目視等級1級相当のものを使用する。
4. 下記のような納まりはしない。



KAP

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階
管理技術者 桐野 康則(一級建築士第272618号)
構造主任技術者 萩生田秀之(一級建築士第341678号)
担当技術者 池谷 聡史(一級建築士第367949号)

香山建築研究所
KOHYAMA ATELIER

一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
管理技術者 長谷川祥久(一級建築士第289714号)
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
責任主任技術者 松本 洋平(一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)

木造標準図1

環境省新宿御苑管理事務所

S-10

95

164

2.3 昭56建告1100号に準じた面材耐力壁

(a) 面材張り大壁仕様耐力壁

(1) 各部材料および寸法

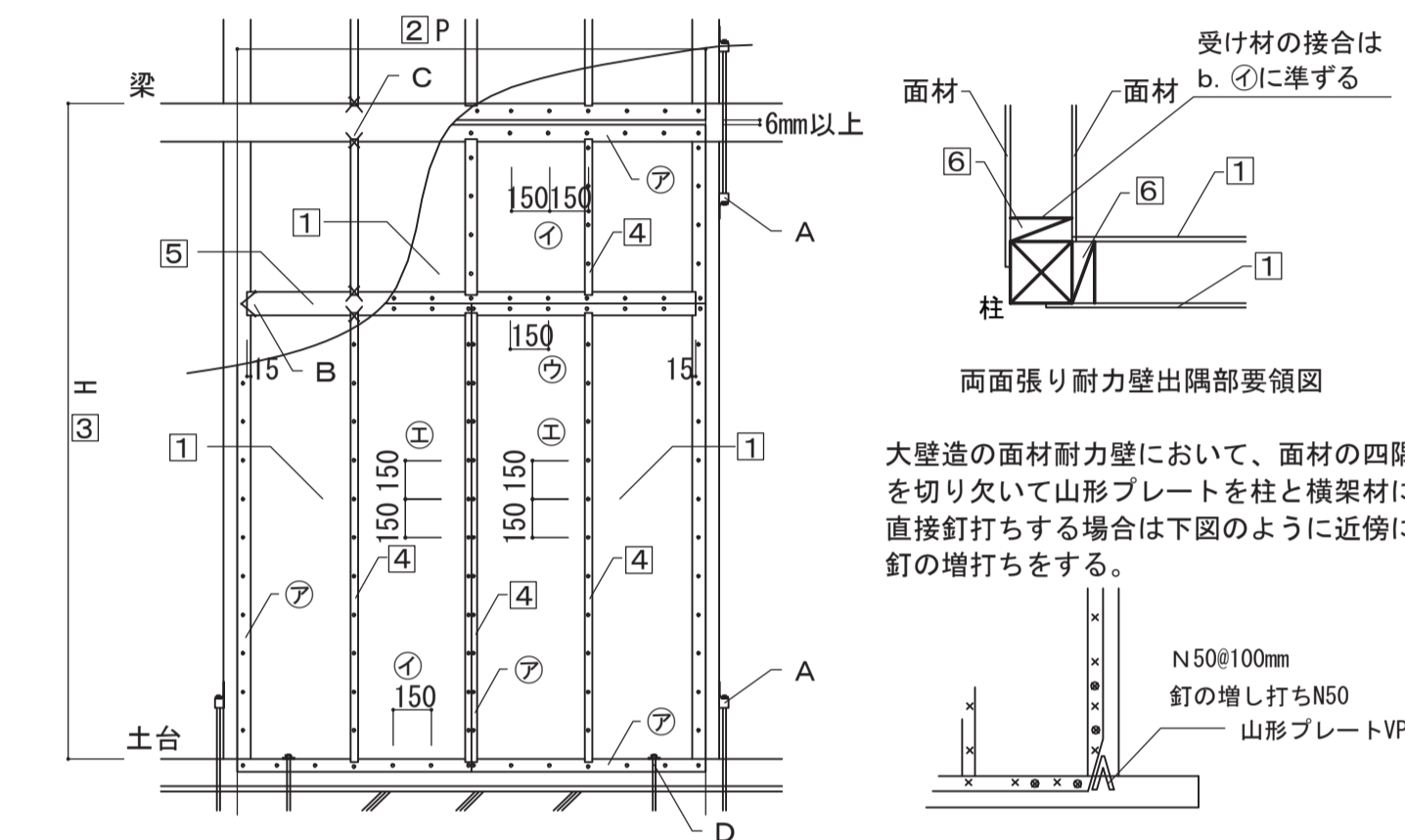
壁倍率	2.5倍
①面材	構造用合板 t=9mm以上 又はOSB t=9mm以上
②柱間隔	600 ≤ P ≤ 2000mm
③高さ	H ≤ 6000mm かつ H ≤ 5P
④間柱	幅30以上、間隔500mm以下（合板継目部は幅45mm以上）
⑤中棧	幅90mm以上
⑥受け材	幅45mm以上

(2) 各部仕口形状及び性能

- A 各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、設計図に記載の金物等を使用する
 B 中棧端部：まぐさ欠きに15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち
 C 間柱端部：間柱欠きに6~15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち
 D 耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：
 M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に1本ずつ設ける

(3) 構造用合板の釘打ち方法

壁倍率	4.0倍	3.3倍-1	3.3倍-2	2.5倍
面材の4周を釘打ちする ⑦柱及びはりに対するかかり寸法：22.5mm以上 合板に対するへり空き：10mm以上 柱はりのへり空き：12.5mm以上 金物および直交する梁等が干渉する場合は、金物を避けた位置に所定の本数を釘打ちする				
④横架材・柱	N50@75mm以下	CN50@75mm以下	N50@75mm以下	N50@150mm以下
⑤中棧	N50@150mm以下	CN50@150mm以下	N50@150mm以下	N50@150mm以下
⑥間柱	N50@150mm以下	CN50@150mm以下	N50@150mm以下	N50@150mm以下



(b) 受材付き真壁仕様耐力壁

(1) 各部材料および寸法

壁倍率	4.0倍	3.3倍-1	3.3倍-2	2.5倍
①面材	構造用MDF t=9mm以上 又は 構造用合板 t=9mm以上	構造用合板 t=9mm以上	OSB t=9mm以上	構造用合板 t=9mm以上 又はOSB t=9mm以上
②柱間隔	600 ≤ P ≤ 2000mm			
③高さ	H ≤ 6000mm かつ H ≤ 5P			
④間柱	幅30以上、間隔500mm以下（合板継目部は幅90mm以上）			
⑤中棧	幅90mm以上			
⑥受け材	幅45mm以上、成30mm以上			

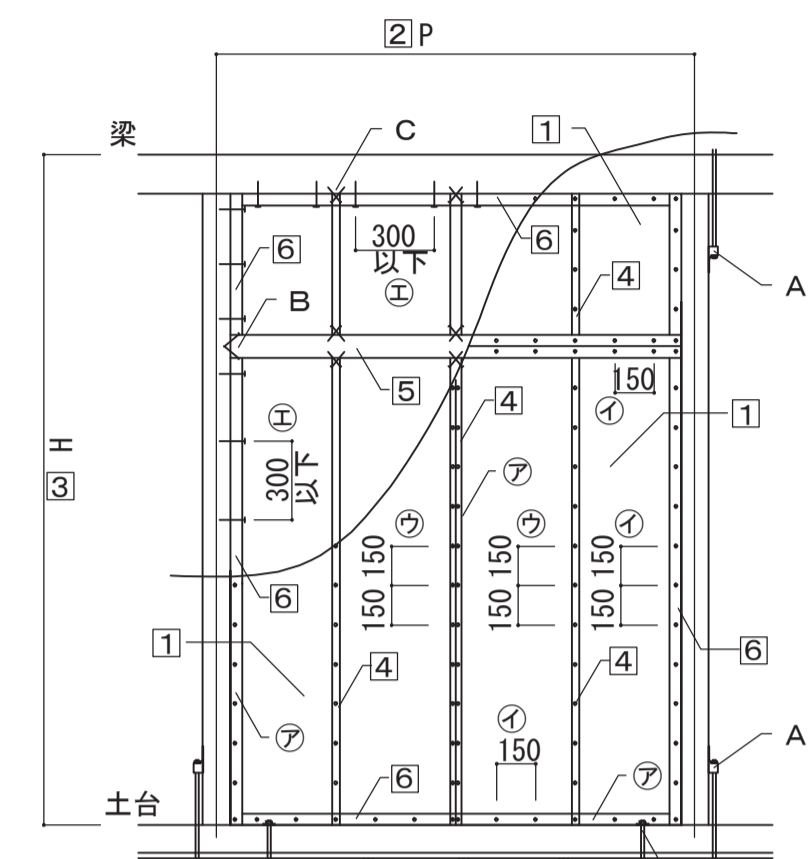
(2) 各部仕口形状及び性能

- A 各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、設計図に記載の金物等を使用する
 B 中棧端部：突き付けの上、2-N75斜め釘打ち
 C 間柱端部：突き付けの上、2-N75斜め釘打ち
 D 耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：
 M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に1本ずつ設ける

(3) 構造用合板の釘打ち方法

壁倍率	4.0倍	3.3倍-1	3.3倍-2	2.5倍
面材の4周を釘打ちする ⑦柱及びはりに対するかかり寸法：22.5mm以上 合板に対するへり空き：10mm以上 柱はりのへり空き：12.5mm以上 金物および直交する梁等が干渉する場合は、金物を避けた位置に所定の本数を釘打ちする				
④受材、中棧	N50@75mm以下	CN50@75mm以下	N50@75mm以下	N50@150mm以下
⑤間柱	N50@150mm以下	CN50@150mm以下	N50@150mm以下	N50@150mm以下
⑥受材と柱梁	N75@120mm以下	N75@200mm以下	N75@200mm以下	N75@300mm以下

(両面構造用合板（またはOSB）張りの場合は@150以下)



2.4 その他の耐力壁

- 木造軸組工法住宅の許容応力度設計の詳細計算法による面材張り耐力壁については、同書の規定に準拠し、仕様については設計図による。
- 指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された耐力壁については試験成績書の仕様を準拠する。
- 大臣認定を取得した耐力壁については、認定書に記載された適用範囲及び仕様を守る。

3.1 水平構面

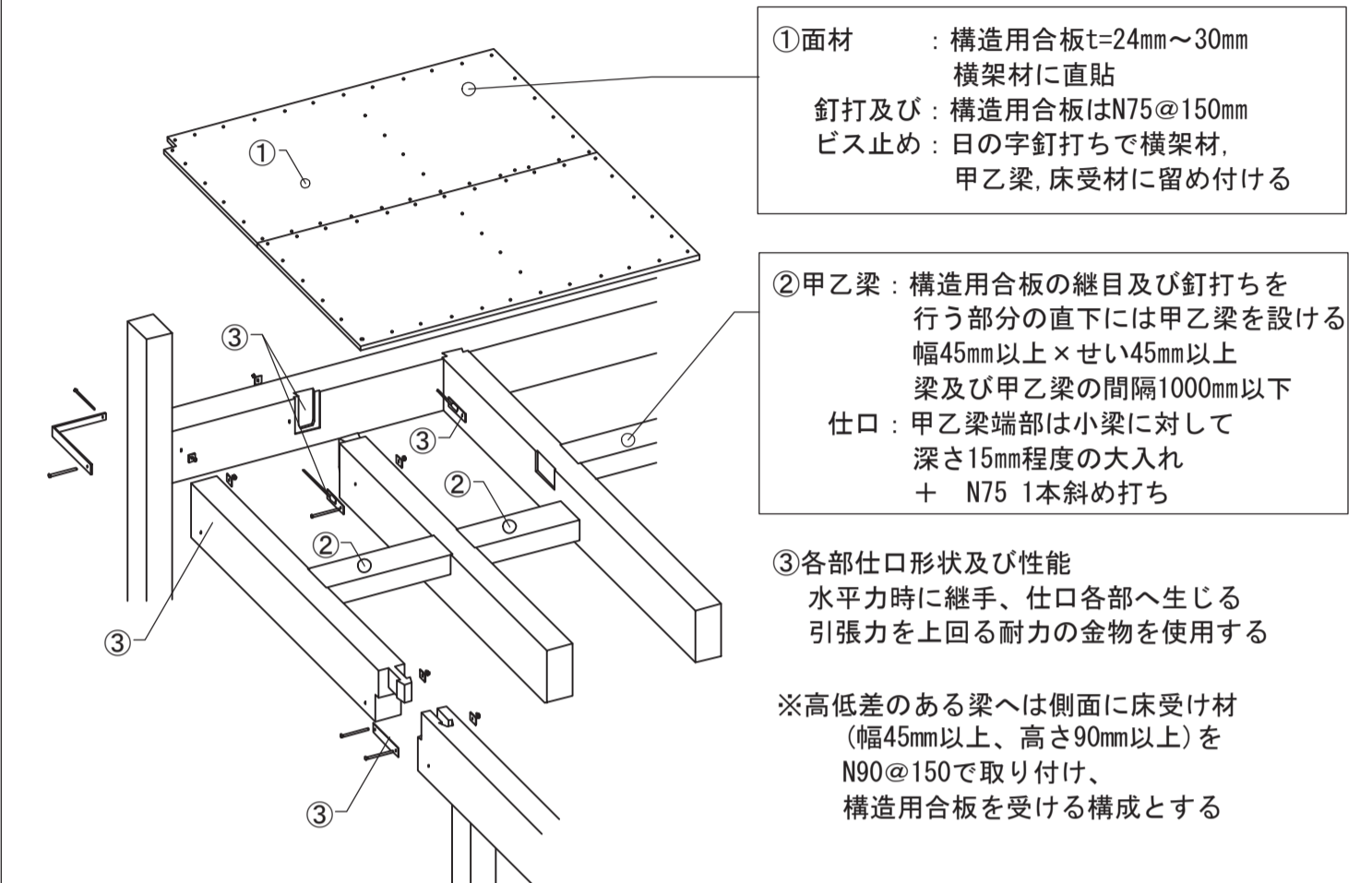
(a) 一般事項

- 各部仕口形状は、1.1による。
- 構造図に記載された水平構面は、3.2の(a)に記載されている<A>~<F>の仕様とする。
- 木造軸組接合部標準図の詳細計算法による水平構面については、木造軸組工法住宅の許容応力度設計同書の規定に準拠することとし、釘ピッチ配列等の仕様については設計図による。
- 指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された水平構面については試験成績書の仕様を準拠することとする。

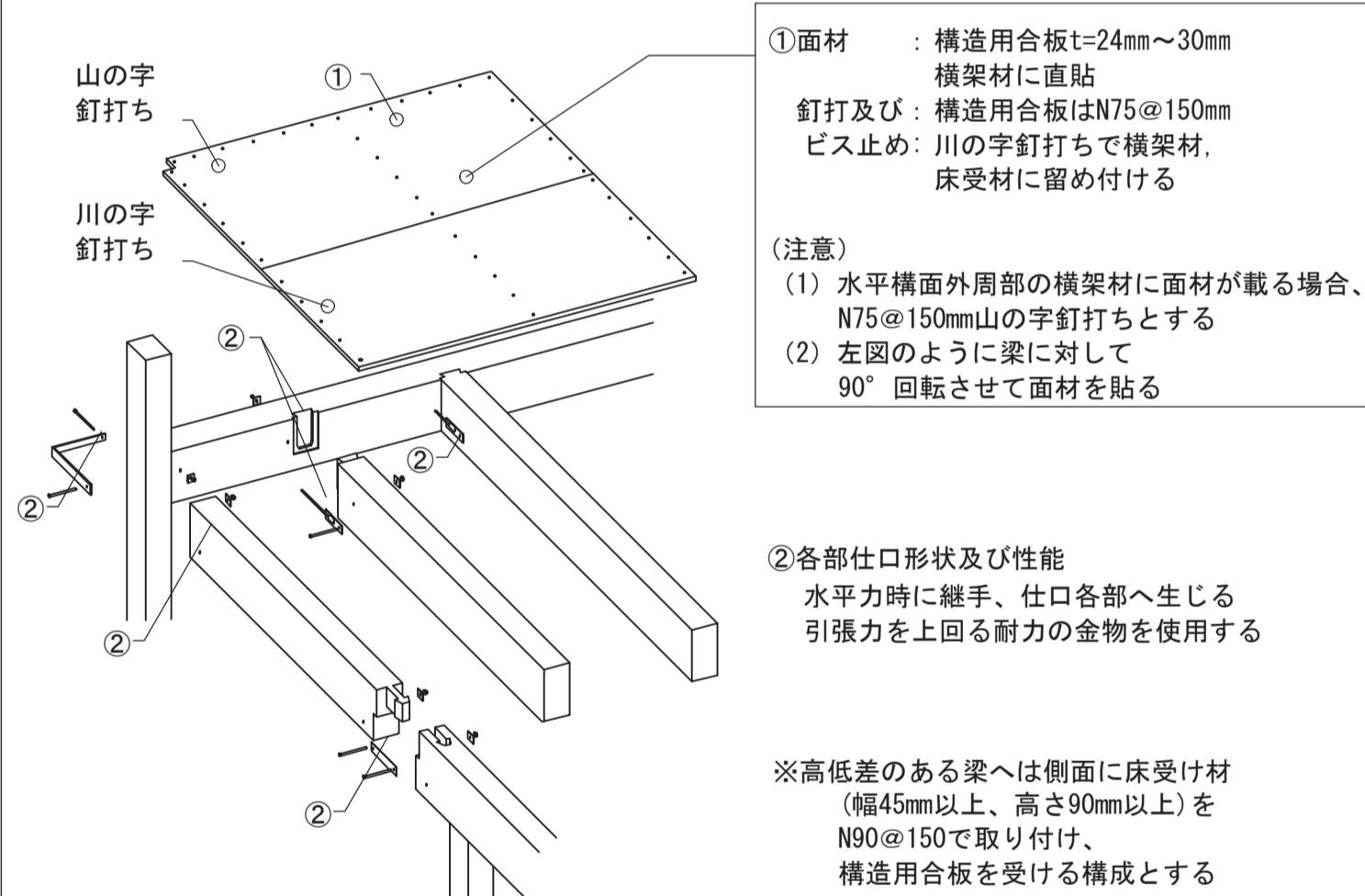
3.2 水平構面の仕様

(a) 各水平構面の仕様

<A>日の字釘打ち

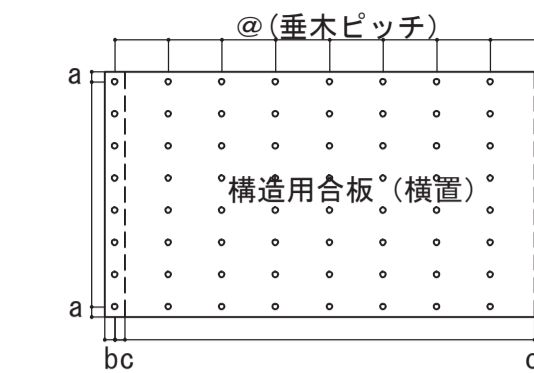


川の字釘打ち



<E>垂木-合板

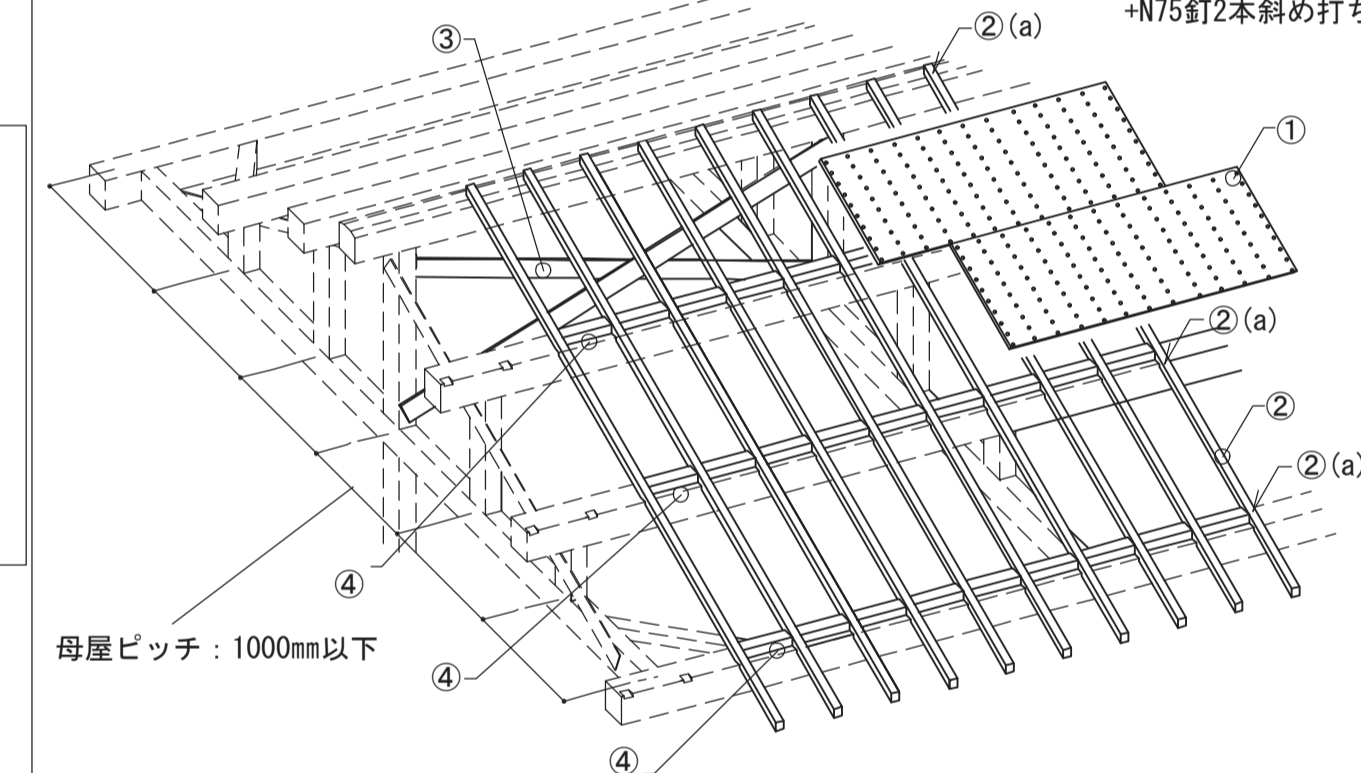
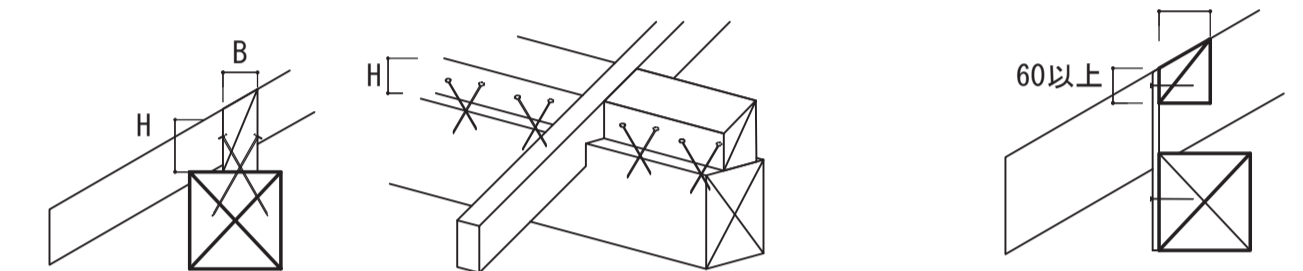
- ①面材：構造用合板t=9mm~15mm（横置）
釘打ち及び：N50@150mm川の字打ちで垂木に留め付ける
ビス止め



③小屋耐力壁

- 15mm以上×90mm以上、または面材
小屋組には擦れ止めとして、小屋耐力壁（くも筋かいまたは面材）を設ける
耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できるよう、
耐力壁線には同等以上の壁量となるよう小屋耐力壁を設ける

- 仕口：くも筋かい端部は平12建告1460号の筋かい耐力壁の接合
④転び止め
転び止めを設ける場合は下図による
仕口：下図による

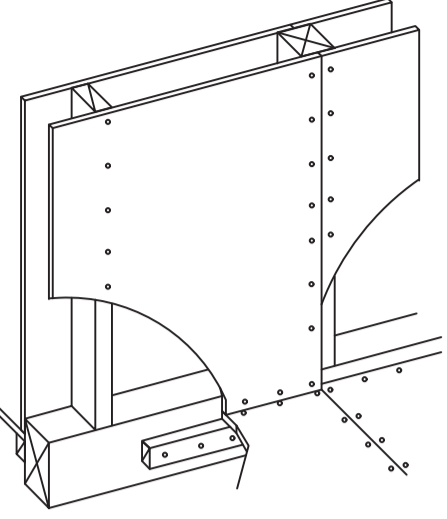


KAP		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)		S-11
一級建築士事務所第56306号	株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)	一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東宮和文京区本郷2-12-10 旧本郷3F 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)	一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東宮和文京区本郷2-12-10 旧本郷3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	木造標準図2	-	96
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)				環境省新宿御苑管理事務所		164

3.3 耐力壁と床納まり

(a) 壁勝ち納まり

○大壁合板耐力壁-床構面

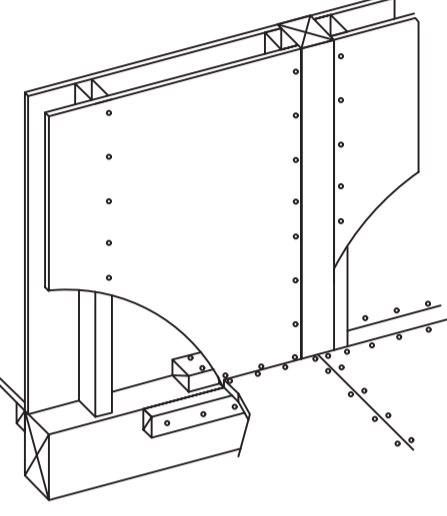


①受け材留め付け
60以上
45以上
②受け材

①受け材留め付け
床面合板厚さ t=12mm: N75又はCN75@200以下
床面合板厚さ t=24mm: CN90@150以下

②受け材
床面合板厚さ t=12mm: 幅45mm以上 x せい(見付) 60mm以上
床面合板厚さ t=24mm: 幅45mm以上 x せい(見付) 60mm以上

○真壁合板耐力壁-床構面



①壁受け材留め付け
②壁受け材
③床受け材留め付け
60以上
45以上
④床受け材

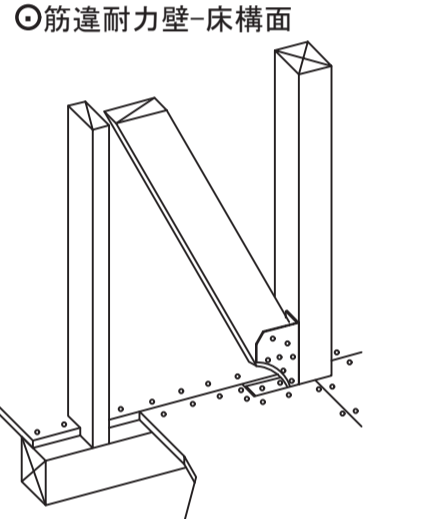
①壁受け材留め付け
片面真壁: N90又はCN90@300以下
両面真壁: N90又はCN90@150以下

②壁受け材
片面真壁: 幅45mm以上 x せい(見付) 45mm以上
両面真壁: 幅60mm以上 x せい(見付) 45mm以上

③床受け材留め付け
床面合板厚さ t=12mm: N75又はCN75@200以下
床面合板厚さ t=24mm: CN90@150以下

④床受け材
床面合板厚さ t=12mm: 幅45mm以上 x せい(見付) 60mm以上
床面合板厚さ t=24mm: 幅45mm以上 x せい(見付) 60mm以上

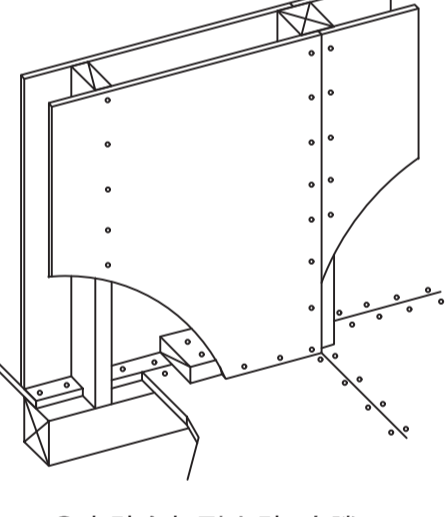
○筋違耐力壁-床構面



床の面材を切り欠いて、筋交い端部金物を設置、金物周囲の面材に釘打ちし、補強する

(b) 床勝ち納まり

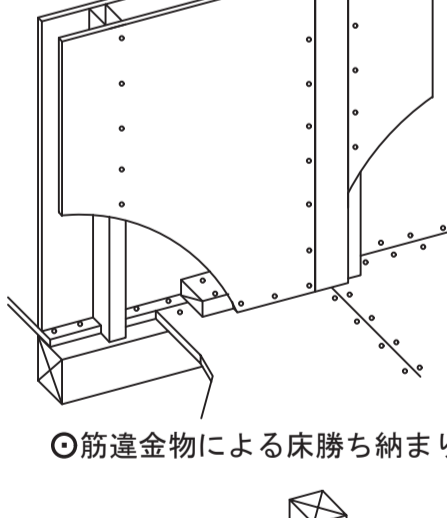
○大壁合板耐力壁-床勝



※①受け材留め付け (床勝:告示仕様) 告示1100号
※②受け材 (床勝:大臣認定仕様) 認定番号 (FRM-0296) 認定番号 (FRM-0334) 認定番号 (FRM-0414) 認定番号 (FRM-0336)

※受け材留め付けの釘ピッチ、釘サイズおよび受け材サイズは告示仕様または、大臣認定仕様を参照すること

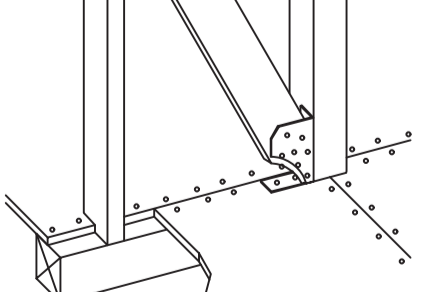
○真壁合板耐力壁-床勝



※①受け材留め付け (床勝:告示仕様) 告示1100号
※②受け材 (床勝:大臣認定仕様) 認定番号 (FRM-0298) 認定番号 (FRM-0339) 認定番号 (FRM-0483) 認定番号 (FRM-0338)

※受け材留め付けの釘ピッチ、釘サイズおよび受け材サイズは告示仕様または、大臣認定仕様を参照すること

○筋違金物による床勝ち納まり

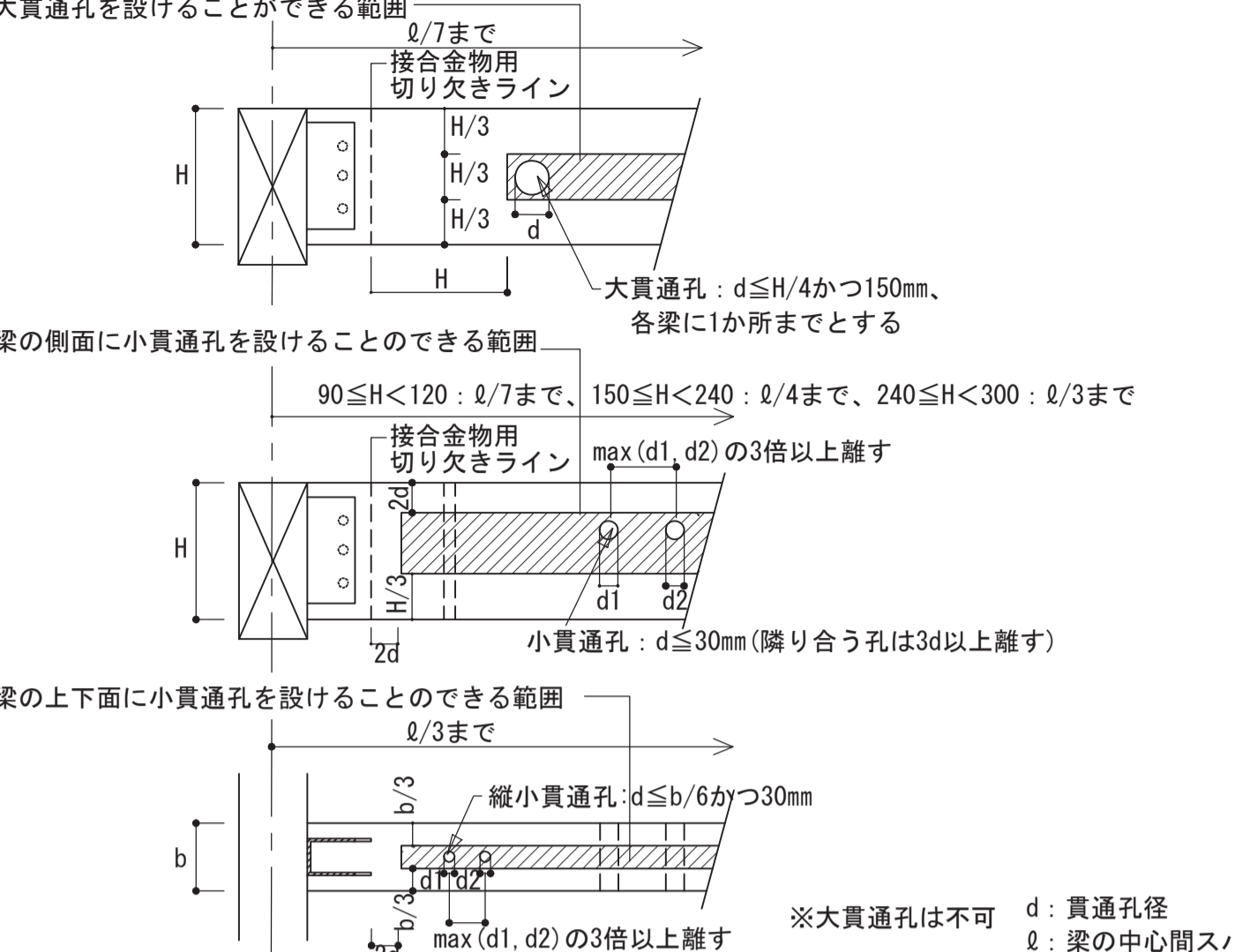


指定の筋交金物を床の面材の上から固定する

筋違耐力壁-床構面
床合板対応タイプの筋違金物
[カネシン] PS筋かい金物合板タイプ
[タナカ] 金物工法用2倍筋交 床合板仕様 2倍筋かい<マルチ>
[カナイ] スラッシュ筋かいボックスGN

4.1 梁貫通孔の条件及び仕様

貫通孔を開ける場合には、事前に監督職員と協議することとする。
大貫通孔を設けることができる範囲



大貫通孔: $d \leq H/4$ かつ 150mm 、各梁にか所までとする

梁の側面に小貫通孔を設けることのできる範囲

小貫通孔: $d \leq 30\text{mm}$ (隣り合う孔は $3d$ 以上離す)

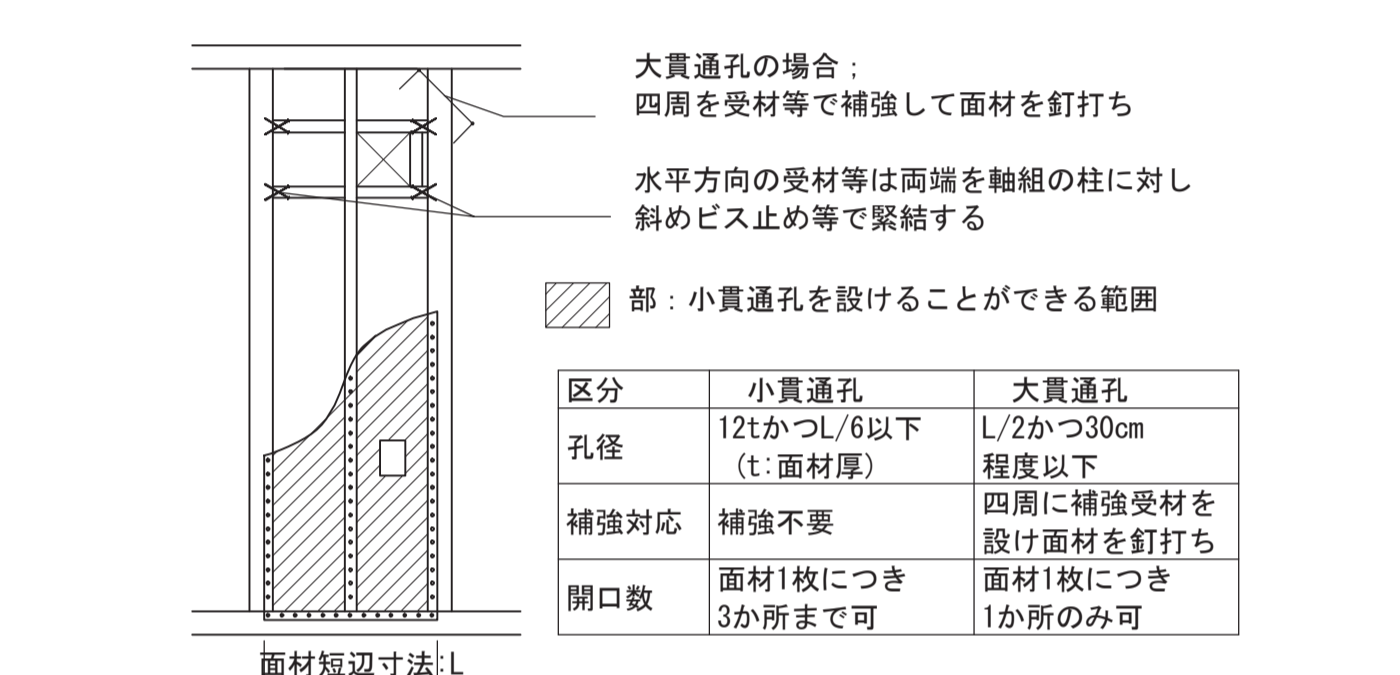
梁の上下面に小貫通孔を設けることのできる範囲

縦小貫通孔: $d \leq b/6$ かつ 30mm

※大貫通孔は不可 d: 貫通孔径 l: 梁の中心間スパン

4.2 耐力壁貫通孔

(a) 小開口付耐力壁: 木造軸組工法住宅の許容応力度設計 壁倍率7倍までの孔開けルール



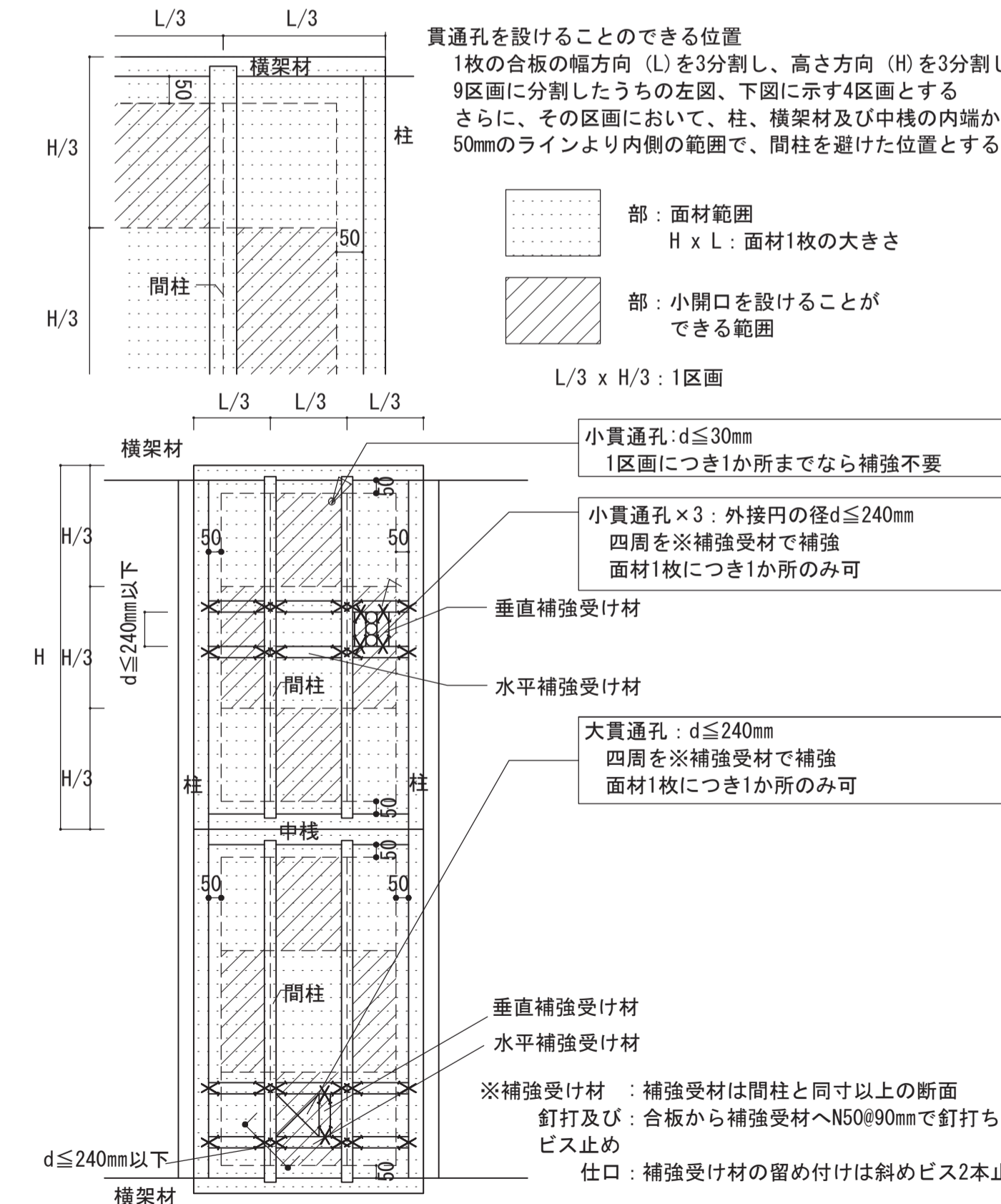
大貫通孔の場合: 四周を受材等で補強して面材を釘打ち

水平方向の受材等は両端を軸組の柱に対し斜めビス止め等で緊結する

区分	小貫通孔	大貫通孔
孔径	12tかつL/6以下 (t:面材厚)	L/2かつ30cm程度以下
補強対応	補強不要	四周に補強受材を設け面材を釘打ち
開口数	面材1枚につき3か所まで可	面材1枚につき1か所のみ可

面材短辺寸法:L

(b) 高耐力仕様合板貼耐力壁 壁倍率7倍を超える場合の孔開けルール (JIS A 3301準拠)



貫通孔を設けることのできる位置
1枚の合板の幅方向 (L) を3分割し、高さ方向 (H) を3分割して9区画に分割したうちの左側、下図に示す4区画とする
さらに、その区画において、柱、横架材及び中棧の内端から50mmのラインより内側の範囲で、間柱を避けた位置とする

部: 面材範囲 H x L: 面材1枚の大きさ

部: 小開口を設けることのできる範囲

L/3 x H/3: 1区画

小貫通孔: $d \leq 30\text{mm}$ 1区画につき1か所までなら補強不要

小貫通孔 x 3: 外接円の径 $d \leq 240\text{mm}$ 四周を※補強受材で補強 面材1枚につき1か所のみ可

垂直補強受け材

水平補強受け材

大貫通孔: $d \leq 240\text{mm}$ 四周を※補強受材で補強 面材1枚につき1か所のみ可

※補強受け材: 補強受材は間柱と同寸以上の断面 釘打ち及び: 合板から補強受材へN50@90mmで釘打ちビス止め 仕口: 補強受け材の留め付けは斜めビス2本止め

4.3 ねこ土台 (基礎パッキン)

(a) 一般事項

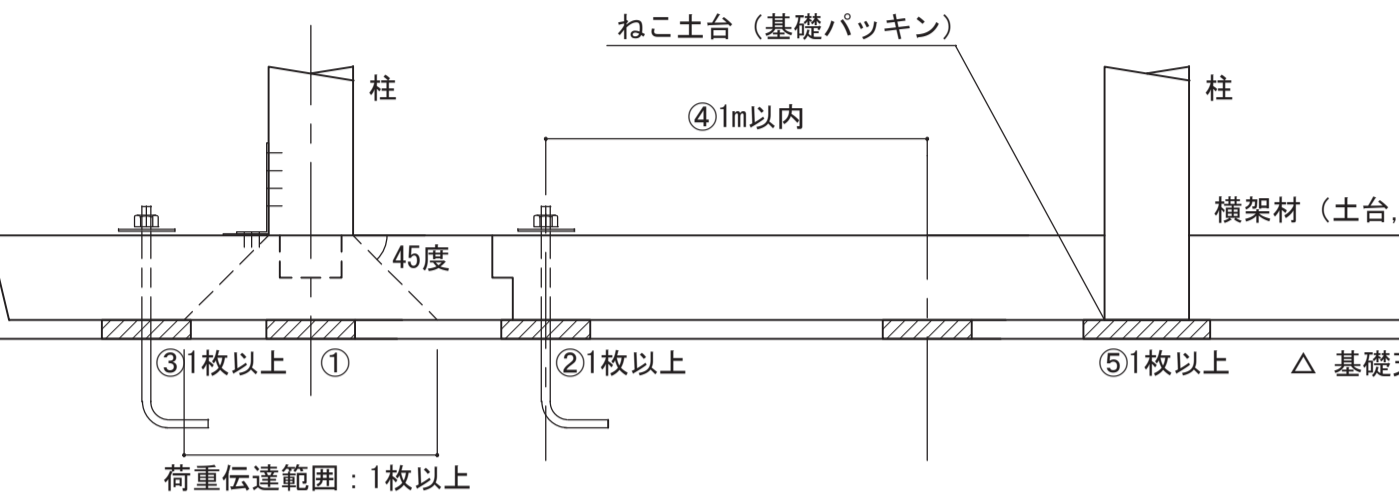
- ねこ土台の設置はメーカーの仕様による。メーカーの指定がない場合は下記による。
- 気密パッキンの仕様は意匠図による。

(b) ねこ土台の敷込箇所は以下の規定に従って設置する。

- 集中荷重の生じる部分
- 土台の継手部分
- アンカーボルトの緊結部分
- 敷込の設置間隔は1m以下とする
- 独立柱・床束等の木部下端小口がコンクリート等と接する部分
- その他、構造耐力上必要とされる部分

(c) ねこ土台の敷込枚数は以下の規定に従って設置する。

- 主要な耐力壁の軸通りが交差する部分: 2枚以上
- 集中荷重を受ける部分の荷重伝達範囲内: 1枚以上
- アンカーボルトの緊結部分及び独立柱や床束等の小口部分: 1枚以上
- その他、上部構造荷重の伝達範囲で間隔1mに達する部分: 1枚以上



ねこ土台 (基礎パッキン) ④1m以内

荷重伝達範囲: 1枚以上

(c) 基礎天端の水準レベルの調整は基礎天端用のセルフレベルング材を使用する

(d) 不備の対処方法は以下の規定に従う。

(1) 敷込間隔などの不備が生じた場合には、土台を持ち上げて敷込設置の調整を行う

(2) ねこ土台と土台の間に隙間が生じる場合は、専用の調整板を差し込み、土台の事後の不陸発生防止に備える

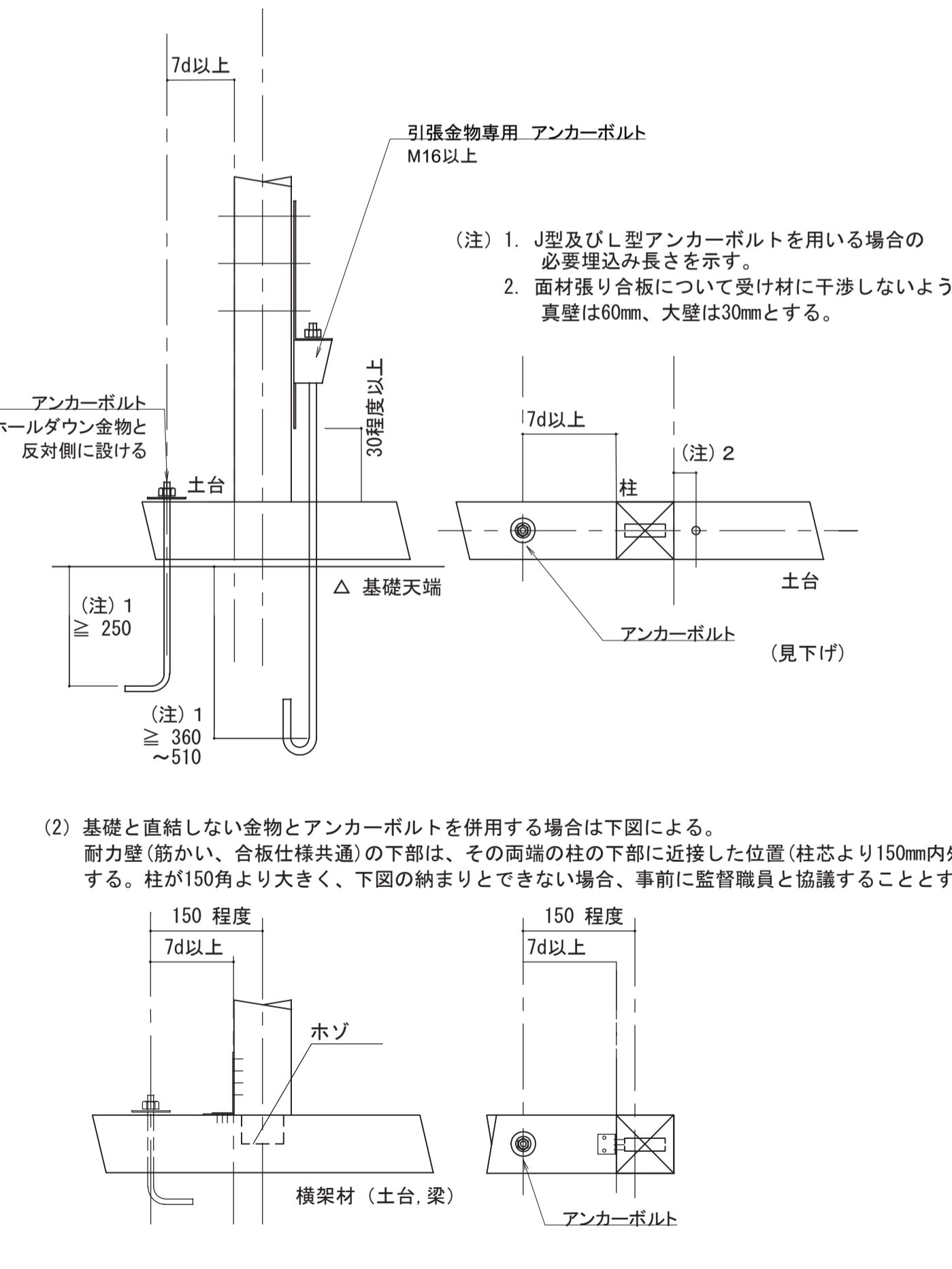
調整板を使用する場合は、以下の規定に従って設置する。

- 調整の重ね枚数は2枚まで (6mm以内) とする
- 調整板の差し込みは下記いずれかの方法による。
- 調整板はねこ土台の両サイド (基礎の内側と外側) から、基礎パッキンの上 (土台との隙間) に差し込む
- 基礎パッキンを一旦取り外し、調整板をセットしてから基礎パッキンを元の位置に戻してセットする
- 調整板が手で入らない場合はハンマーで軽く叩き込んで完全に挿入する

5.1 アンカーボルト

(a) 土台固定用アンカーボルト

- アンカーボルトの埋設位置は (2)、(3)、(4)、(5) による。
- 柱脚金物が基礎に直結する場合は下図による。



引張金物専用アンカーボルト M16以上

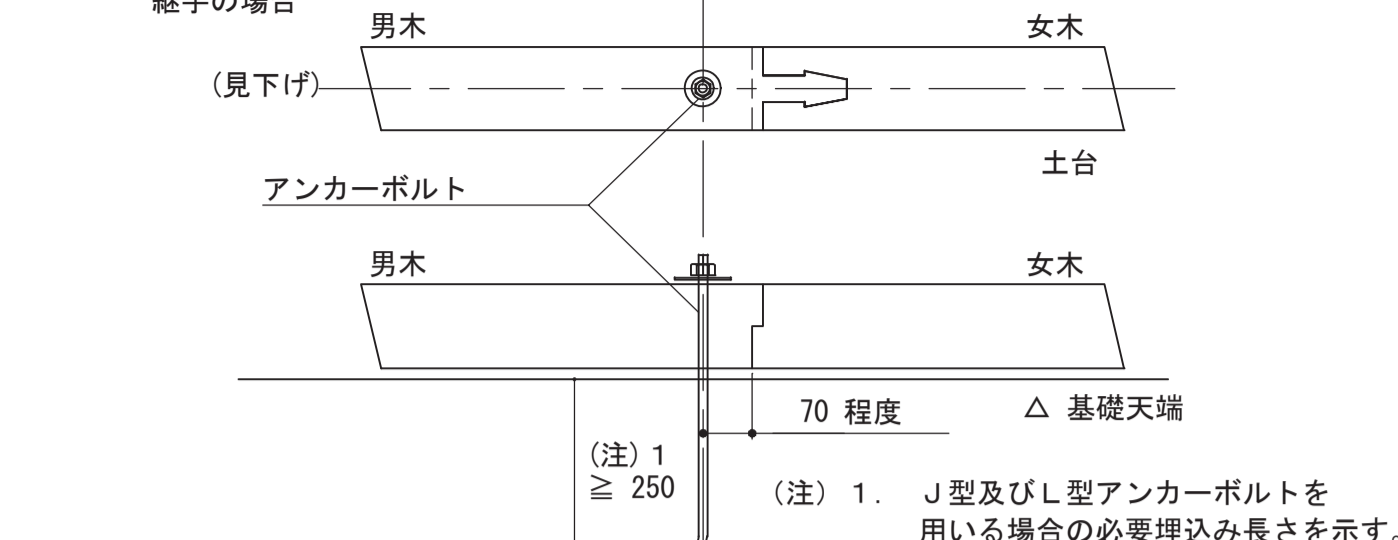
(注) 1. J型及びL型アンカーボルトを用いる場合の必要埋込み長さを示す。
2. 面材張り合板について受け材に干渉しないよう、真壁は60mm、大壁は30mmとする。

(2) 基礎と直結しない金物とアンカーボルトを併用する場合は下図による。

耐力壁 (筋かい、合板仕様共通) の下部は、その両端の柱の下部に近接した位置 (柱芯より150mm内外) とする。柱が150角より大きく、下図の納まりとできない場合、事前に監督職員と協議することとする。

(4) 土台切れの端部及び、土台の継手仕口では、男木の端部に設ける。
当該部分が出隅の場合は、出来る限り柱に近接させた位置とする。

継手の場合



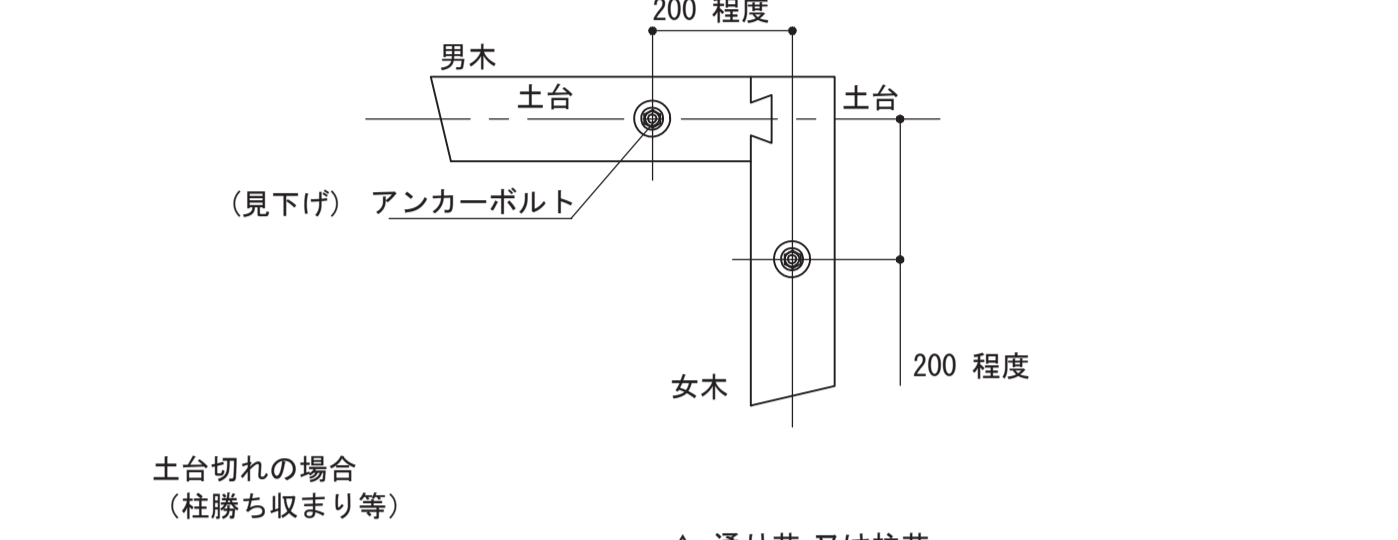
男木 女木 土台

アンカーボルト

70 程度 △ 基礎天端

(注) 1. J型及びL型アンカーボルトを用いる場合の必要埋込み長さを示す。

仕口の場合



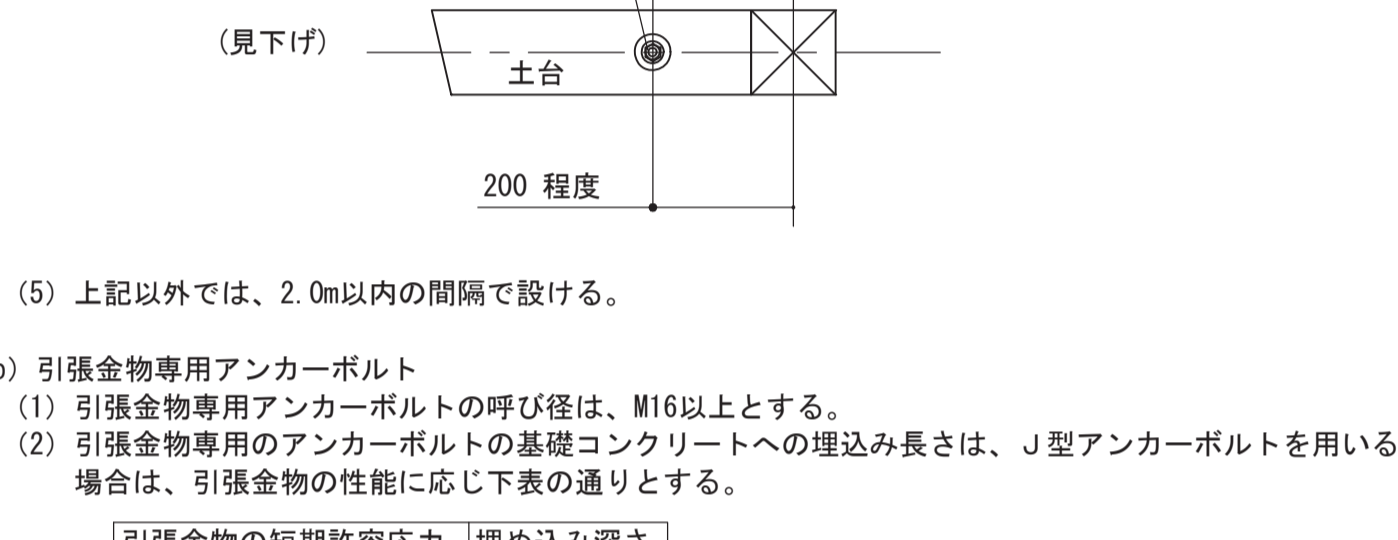
男木 女木 土台

アンカーボルト

200 程度

200 程度

土台切れの場合 (柱勝ち収まり等)



アンカーボルト △ 通り芯、又は柱芯

土台

200 程度

(5) 上記以外では、2.0m以内の間隔で設ける。

(b) 引張金物専用アンカーボルト

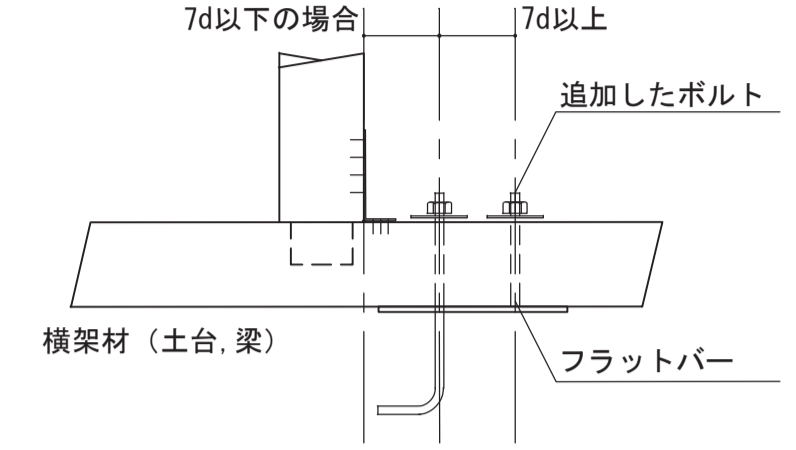
- 引張金物専用アンカーボルトの呼び径は、M16以上とする。
- 引張金物専用のアンカーボルトの基礎コンクリートへの埋込み長さは、J型アンカーボルトを用いる場合は、引張金物の性能に応じ下表の通りとする。

引張金物の短期許容応力	埋め込み深さ
25.5kN (り) 相当 以下	360mm
35.5kN (ぬ) 相当 以下	510mm

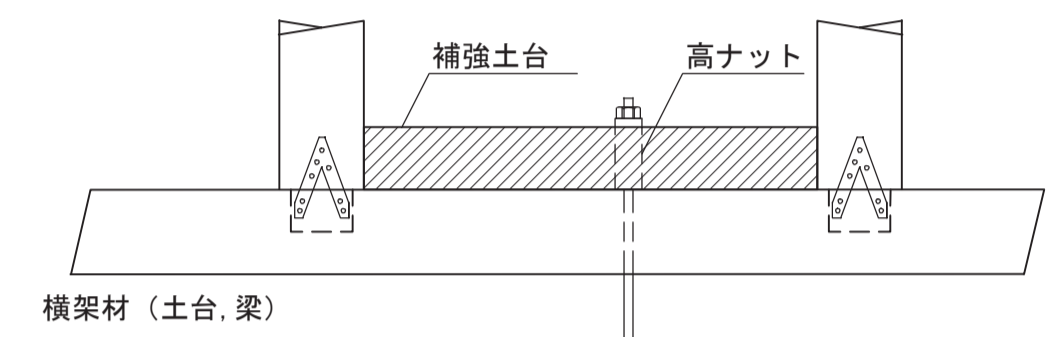
その他のアンカーボルトを用いる場合は、引張金物の耐力を満たす埋込み長さとする。

(c) その他

- アンカーボルトは指定された位置に正確・堅固に先付けとする。頂部はアンカープレートなどにより型枠に固定し、下部はアンカーキャッチャーもしくは結束線により付近の鉄筋に緊結し、コンクリート打設時に位置がずれないように配慮する。
- 親子ファイラー柱脚工法【SASST技術評価 第14-01号】(同等品可)の適用は以下による。
 - 鉄骨のBPLを介する柱脚
 上記の他、コンクリート打設時にアンカーボルトが位置ずれした箇所を採用してもよい。
- コンクリート打設後のアンカーボルト差込み(田植え)は厳禁とする。
- アンカーボルトの位置がずれた場合の対応は、(5)、(6)、(7)、(8)による。使用する方法を事前に監督職員に報告し、了承を得ること。
- アンカーボルトの位置が柱に近すぎた場合、または遠すぎた場合、下図のように対応する。
 - (近すぎた場合) ボルトを追加し、フラットバーでつないで補強する

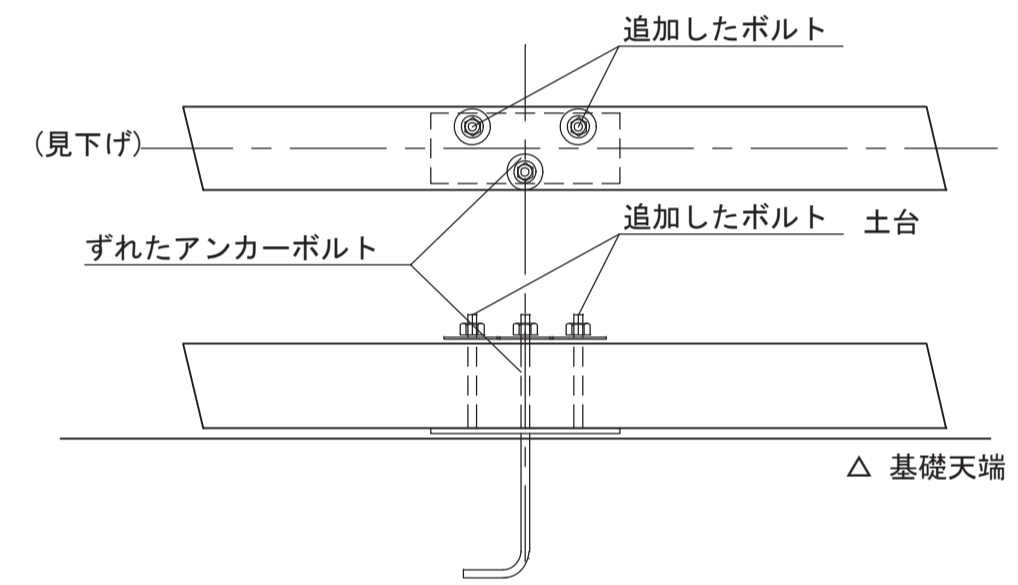


・(遠すぎた場合) 土台を重ねて補強する



- アンカーボルトの縁あき距離が1.5d以上確保できない、または座金が土台からはみ出す場合、下図のように対応する。

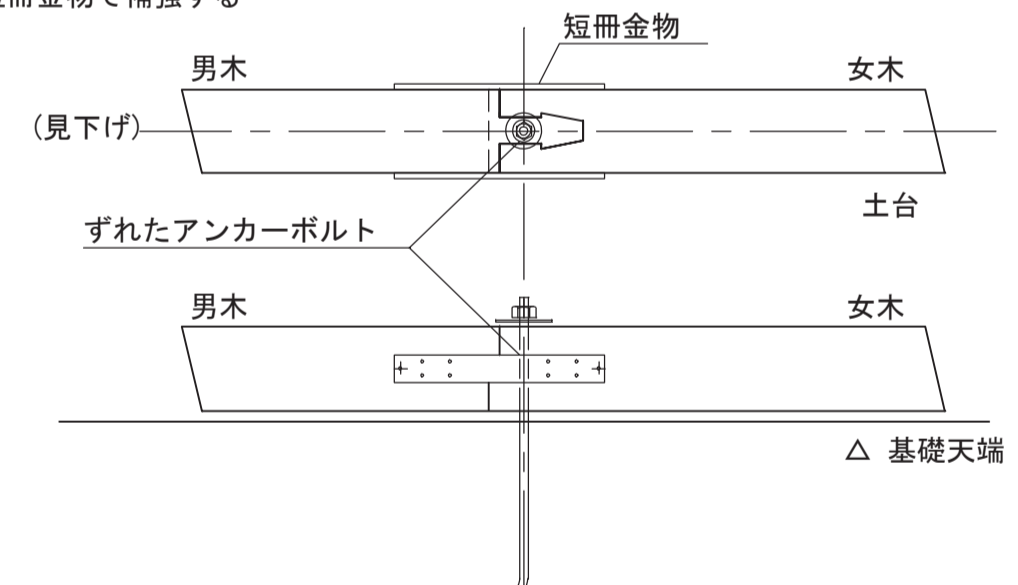
・ボルトを追加し、フラットバーでつないで補強する



- アンカーボルトが土台継手に近すぎた場合、または干渉する場合、下記いずれかの対応とする。

・継手の位置を移動する

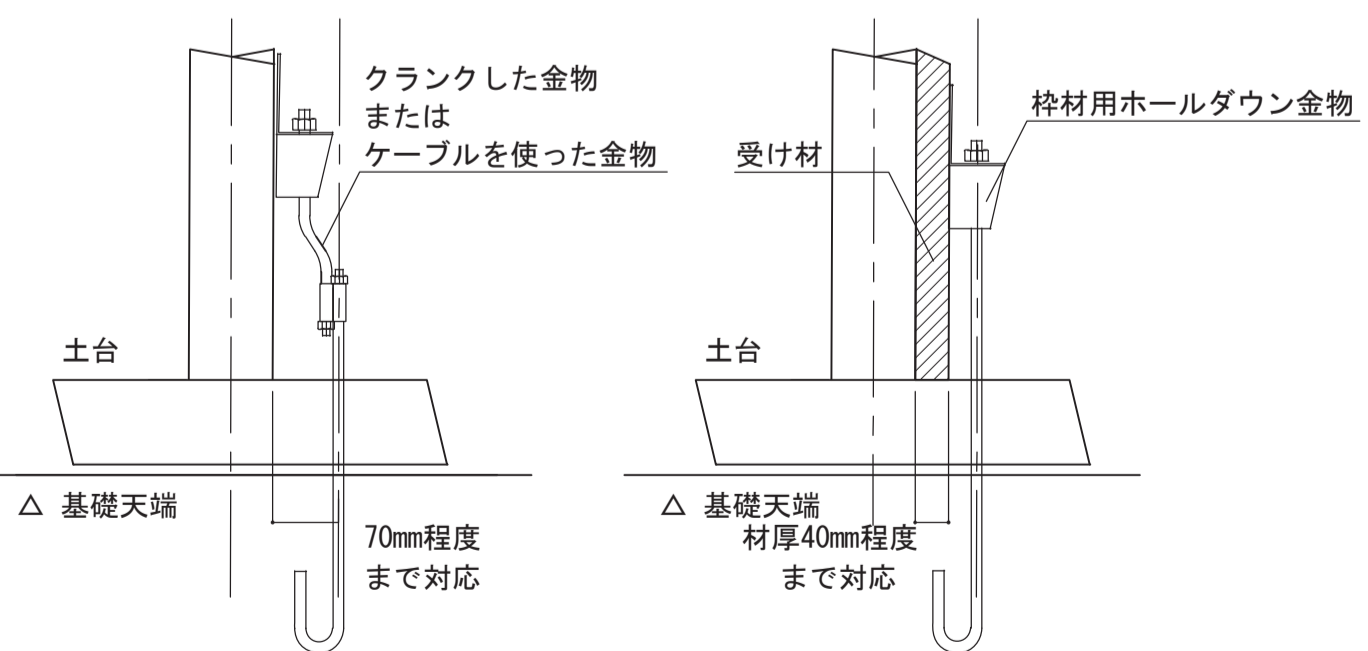
・継手を短冊金物で補強する



- 引張金物専用アンカーボルトの位置がずれた場合、下図のように対応する。

・位置調整金物を使用する

・栓材用ホールダウン金物を使用する



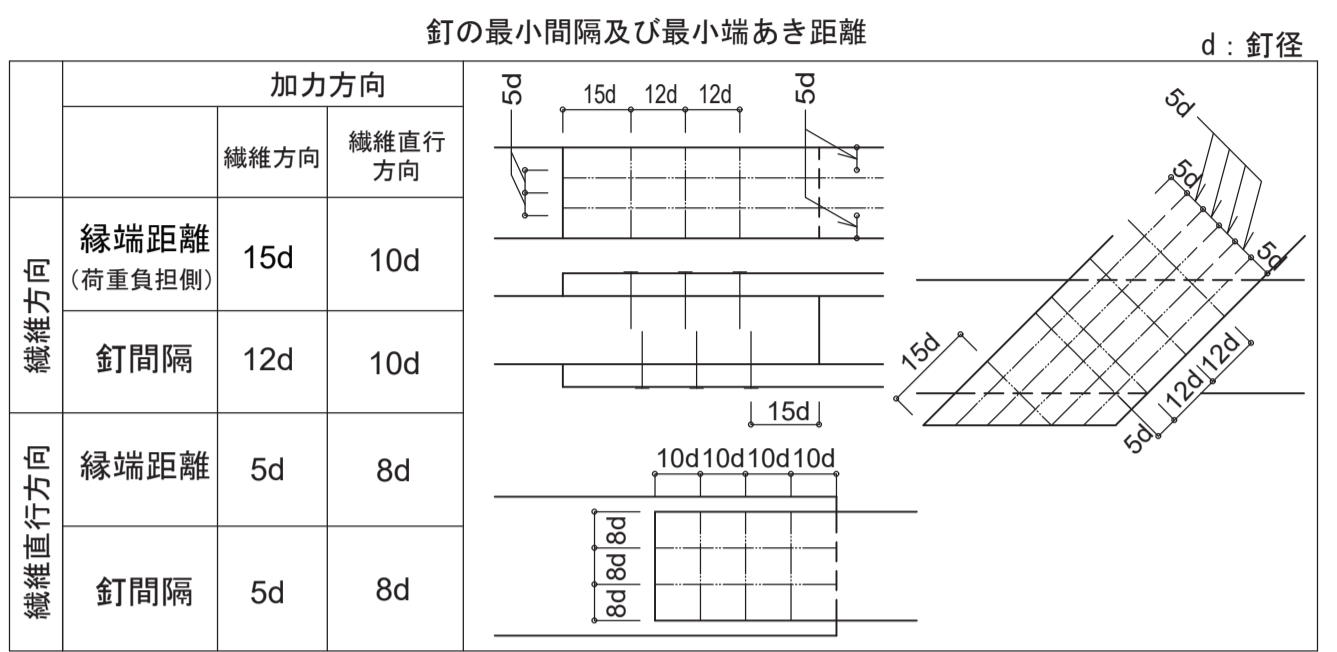
6.1 接合一般

(a) 一般事項

- 仕口、継手の各部に作用する応力を考慮し、部材の引き抜けが生じないように、原則として羽子板ボルトや木栓など、引張リ抵抗を有する補強部材を併用する。
- 接合金物および接合具は本章にて図示したもののほか、監督職員の承諾を得て、同等以上の短期基準引張耐力を有するものを用いてもよい。

(b) 釘接合

- 釘の長さは材厚の2.5倍以上とする。
- 面材表面に対し、釘頭がめり込んではいならない。
- 自動釘打ち機を使用する場合は、圧力を適切に調整するか、弱めの圧力で打込んだうえで手で打込んで仕上げる等により、釘頭のめり込みを防ぐ。
- 構造耐力上主要な部分において、釘を引き抜き方向に抵抗させることは避ける。
- 木口面に打たれた釘は、引抜き方向に抵抗させることはできない。



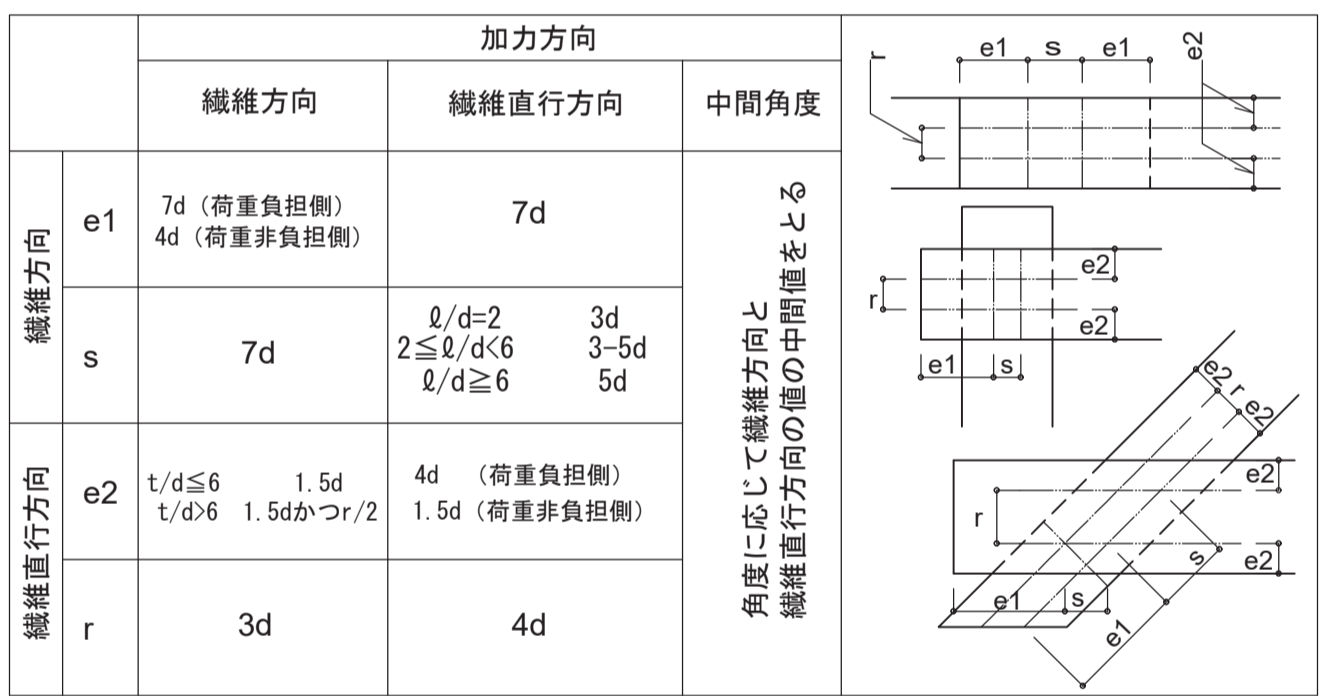
(c) 木質構造用ビス接合

- 木口面に打たれた木質構造用ビスは、引抜き方向に抵抗させることはできない。
- 先孔を設ける場合の先孔の径は、以下のとおりとする。
 - 比重が0.5以上の樹種・・・呼び径の60~75%
 - 上記以外の樹種・・・呼び径の40~70%
- 特記なき場合の配列基準は釘の最小間隔及び最小縁あき距離の表に準ずる。

(d) ボルト接合

- 締付けに先立ち、ボルトの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適していることを確認する。
- ボルトの締め付けは、座金等が木材に軽くめり込む程度とし、過度に締付けない。
- 締め付けを完了したボルトは、ねじ部がナットから2山以上突き出ていることを確認する。ただし、座振り座金等、ナットと座金为一体になって土台に埋込まれるタイプのものについては、メーカーの使用条件による。
- 引張力を負担する構造上主要な箇所のボルトで、設計図書で指定する部位のものについては、ダブルナット等、弛み止め等の適切な処置を行う。
- 一度締め付けた併用ボルトについても、木材の収縮によるボルトの緩みをチェックし、緩んだものについては再度締め直しを行う。
- 座金の厚さと大きさは、同じ胴径のボルト接合部における規定値を用いる。

ボルト・ラグスクリュー・ドリフトピンの最小間隔及び最小端あき距離 d: ボルト径、ℓ: 主材厚



- 設計図及び標準図記載以外の座金、座彫り深さ、埋木厚さは、特記なき限り用途ごと(引張、せん断)に下表により使い分ける。

尚、ボルトとの組み合わせにより耐力が決まっている羽子板ボルト等の座金は、その仕様準ずる。

引張を受けるボルト (角座金サイズ)

ボルト呼び径	ボルト引張耐力 (kN)	角座金サイズ		
		すぎ類	ひのき類	べいまつ類
M8	8.6	50x50x4.5	50x50x4.5	40x40x4.5
M10	13.6	80x80x9.0	60x60x6.0	50x50x4.5
M12	19.8		80x80x9.0	60x60x6.0
M16	36.9	105x105x9.0	105x105x9.0	105x105x9.0
M20	57.6	125x125x13.0	115x115x13.0	
M24	83.0	-	-	125x125x13.0

引張を受けるボルト (丸座金サイズ)

ボルト呼び径	ボルト引張耐力 (kN)	丸座金サイズ		
		すぎ類	ひのき類	べいまつ類
M8	8.6	φ60x4.5	φ60x4.5	φ60x4.5
M10	13.6	φ70x6.0	φ60x4.5	φ60x4.5
M12	19.8	φ90x9.0	φ90x9.0	φ70x6.0
M16	36.9	φ120x9.0	φ120x9.0	φ70x6.0
M20	57.6	φ140x13.0	φ130x13.0	φ120x9.0
M24		-	-	φ140x13.0

せん断を受けるボルト

ボルト呼び径	座金サイズ		座彫り深さ / 埋木深さ (座彫り・埋木適用: 化粧梁)
	角座金サイズ	丸座金サイズ	
M8	25x25x3.2	φ30x3.2	M8 25 / 8
M10	30x30x3.2	φ35x3.2	M10 30 / 8
M12	35x35x3.2	φ38x3.2	M12 35 / 10
M16	50x50x4.5	φ48x4.5	M16 40 / 10
M20	60x60x6.0	φ58x6.0	M20 45 / 12
M24	70x70x6.0	φ68x6.0	M24 50 / 12

- 埋木を施す箇所は緩み止め機能付きのナットを採用し、ねじ山を2山以上残す。
- ボルトが断熱層を貫通する際は接合する柱梁等の幅1/4程度の吹付け断熱を室内側に施す。
- 乾燥収縮等によりナットに緩みが生じないように、原則としてスプリングワッシャー(同等品可)に加え、緩み止め機能付きナットを使用する。
- 埋木を施す箇所は緩み止め機能付きのナットを採用し、ねじ山を2山以上残す。

(e) ラグスクリュー接合

- 締付けに先立ち、ラグスクリューの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適していることを確認する。
- 先孔を設ける場合の先孔の径は、以下のとおりとする。
 - 比重が0.5以上の樹種・・・呼び径の60~75%
 - 上記以外の樹種・・・呼び径の40~70%
- 先孔の深さは、ネジ部の長さと同寸以上とする。
- ラグスクリューの挿入は、スパナやインパクトレンチ等を用い、必ず回転させて行う。ハンマー等での叩き込みによる挿入は行わない。
- 一度ねじ込んだラグスクリューは、抜き直して再びねじ込むことは避ける。
- 鋼板を側材に用いる場合のラグスクリューは、切削ネジとし転造ネジを用いてはならない。

(f) ドリフトピン接合

- ドリフトピンは、孔に密着させて使用し、木材に対し遊びがあってはならない。
- ドリフトピンは、原則として、集成材やLVL等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はKD材(含水率15%以下)とする。
- 施工に際しては、孔に対しテーパのある側を先端にして打込み、無理な打撃を加えてはならない。
- ドリフトピンの先端テーパ部の長さは図示による。特記なき場合は、10mm以下とする。

(g) 木栓接合

- 木栓は、孔に密着させて使用し、木材に対し遊びがあってはならない。
- 木栓は、原則として、集成材やLVL等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はKD材(含水率15%以下)とする。
- 施工に際しては、木栓を孔に対し打込む時に、折れ曲がりや割れ、頭部の潰れ等が生じないように注意し、無理な打撃を加えてはならない。
- 木栓は湿気の少ない場所で保管し、現場においても水に濡れないよう注意する。
- 木栓はナラ・ケヤキ・カシ等、気乾比重0.6以上の広葉樹で、節や目切れ等の欠点の無いものとし、先端は、3~5mm程度面取りする。
- 雇材材は骨組み材と同材以上または堅木とする。

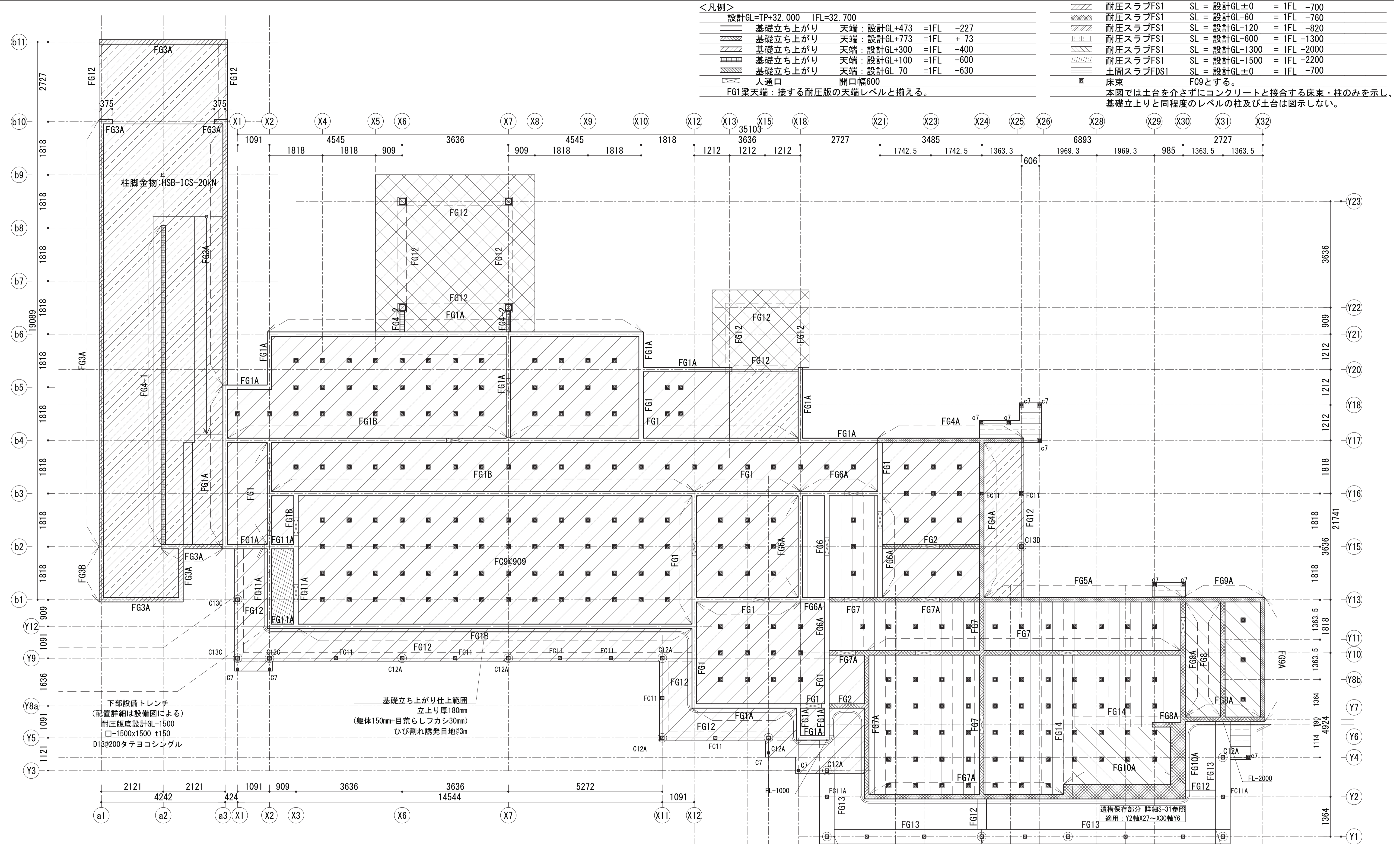
(h) グルードインロッド接合

- グルードインロッド接合とは、軸組部材の木口に先孔を開け、鋼棒等挿入して、樹脂接着剤等を注入・充填させることにより、接着剤の付着抵抗と鋼棒等の引張によって、応力を伝達する接合をいう。
- グルードインロッド接合は、原則として、集成材やLVL等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はKD材(含水率15%以下)とする。
- 施工に際しては所定の適用範囲や材料、手順、接着剤の使用環境、養生方法等を遵守して適正に行う。
- 接着剤等の注入・充填の直前に十分に清掃を行い、孔内から木くずやほこり等の不純物を除去する。

<凡例>

- 設計GL=TP+32.000 1FL=32.700
- 基礎立ち上がり 天端：設計GL+473 =1FL -227
 - 基礎立ち上がり 天端：設計GL+773 =1FL +73
 - 基礎立ち上がり 天端：設計GL+300 =1FL -400
 - 基礎立ち上がり 天端：設計GL+100 =1FL -600
 - 基礎立ち上がり 天端：設計GL 70 =1FL -630
 - 人通口 開口幅600
 - FG1梁天端：接する耐圧版の天端レベルと揃える。

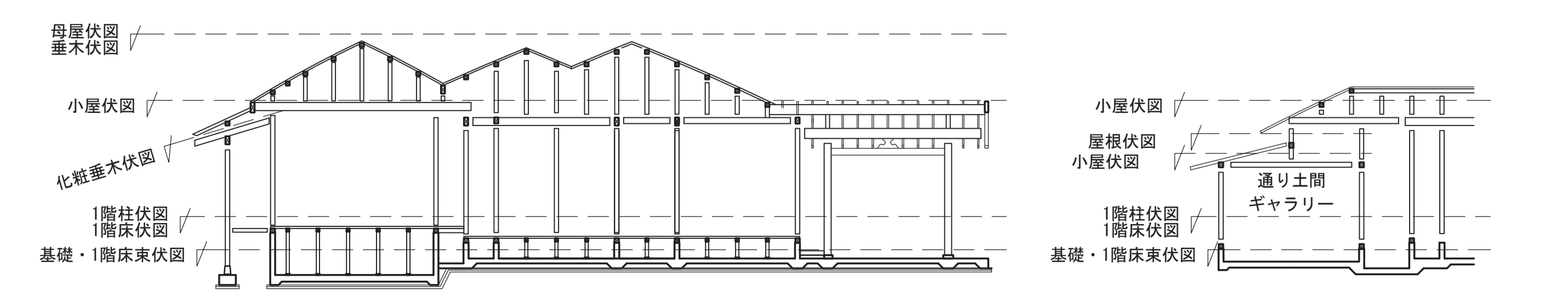
- 耐圧スラブFS1 SL = 設計GL±0 = 1FL -700
 - 耐圧スラブFS1 SL = 設計GL-60 = 1FL -760
 - 耐圧スラブFS1 SL = 設計GL-120 = 1FL -820
 - 耐圧スラブFS1 SL = 設計GL-600 = 1FL -1300
 - 耐圧スラブFS1 SL = 設計GL-1300 = 1FL -2000
 - 耐圧スラブFS1 SL = 設計GL-1500 = 1FL -2200
 - 土間スラブFDS1 SL = 設計GL±0 = 1FL -700
 - 床束 FC9とする。
- 本図では土台を介さずコンクリートと接合する床束・柱のみを示し、基礎より同程度のレベルの柱及び土台は図示しない。



下部設備トレンチ
(配置詳細は設備図による)
耐圧版底設計GL-1500
□-1500x1500 t150
D13@200タテヨコシングル

基礎立ち上がり仕上範囲
立上り厚180mm
(躯体150mm+目荒らしフカシ30mm)
ひび割れ誘発目地@3m

キープラン 1:250 (A3)

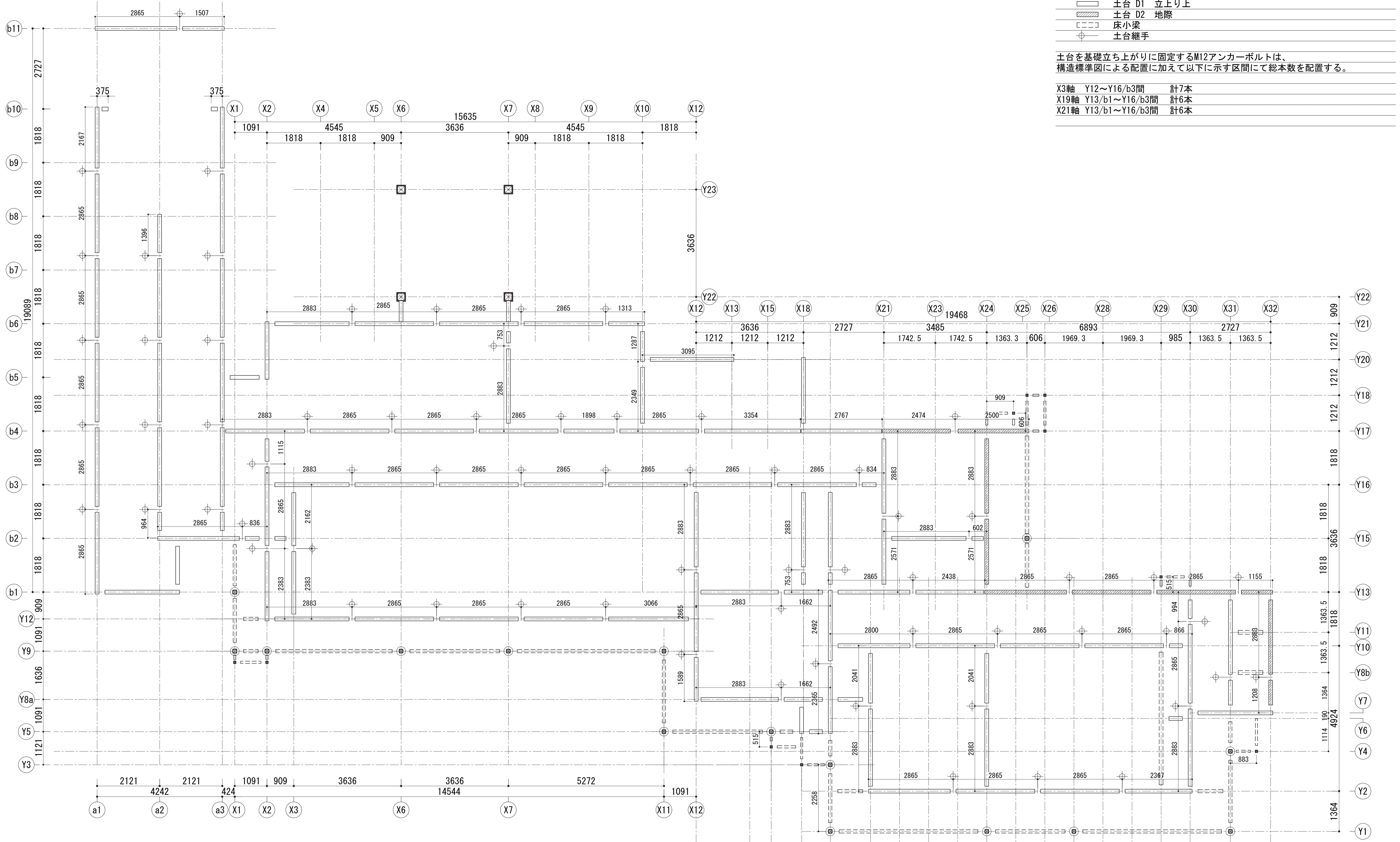


<凡例>

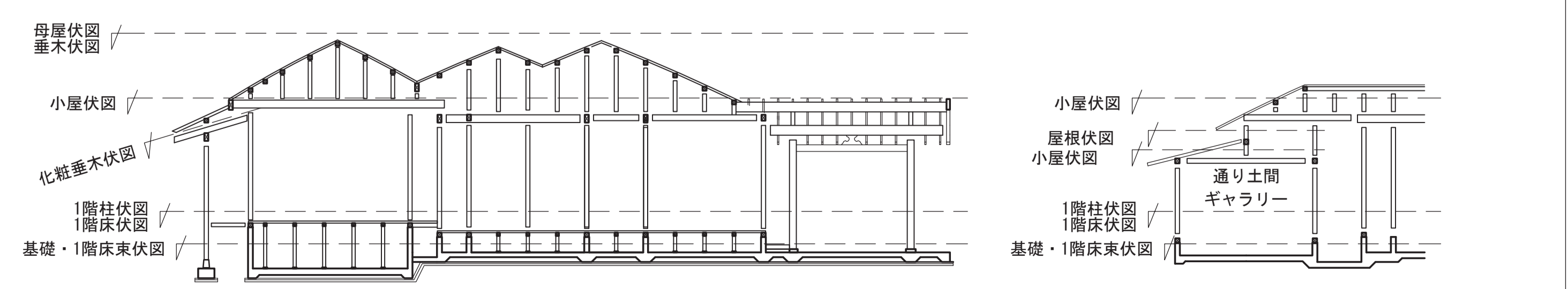
- 土台 D1 立上り上
- 土台 D2 地際
- 床小梁
- 土台継手

土台を基礎立ち上りに固定するM12アンカーボルトは、構造標準図による配置に加えて以下に示す区間にて総本数を配置する。

X3軸 Y12~Y16/b3間 計7本
 X19軸 Y13/b1~Y16/b3間 計6本
 X21軸 Y13/b1~Y16/b3間 計6本

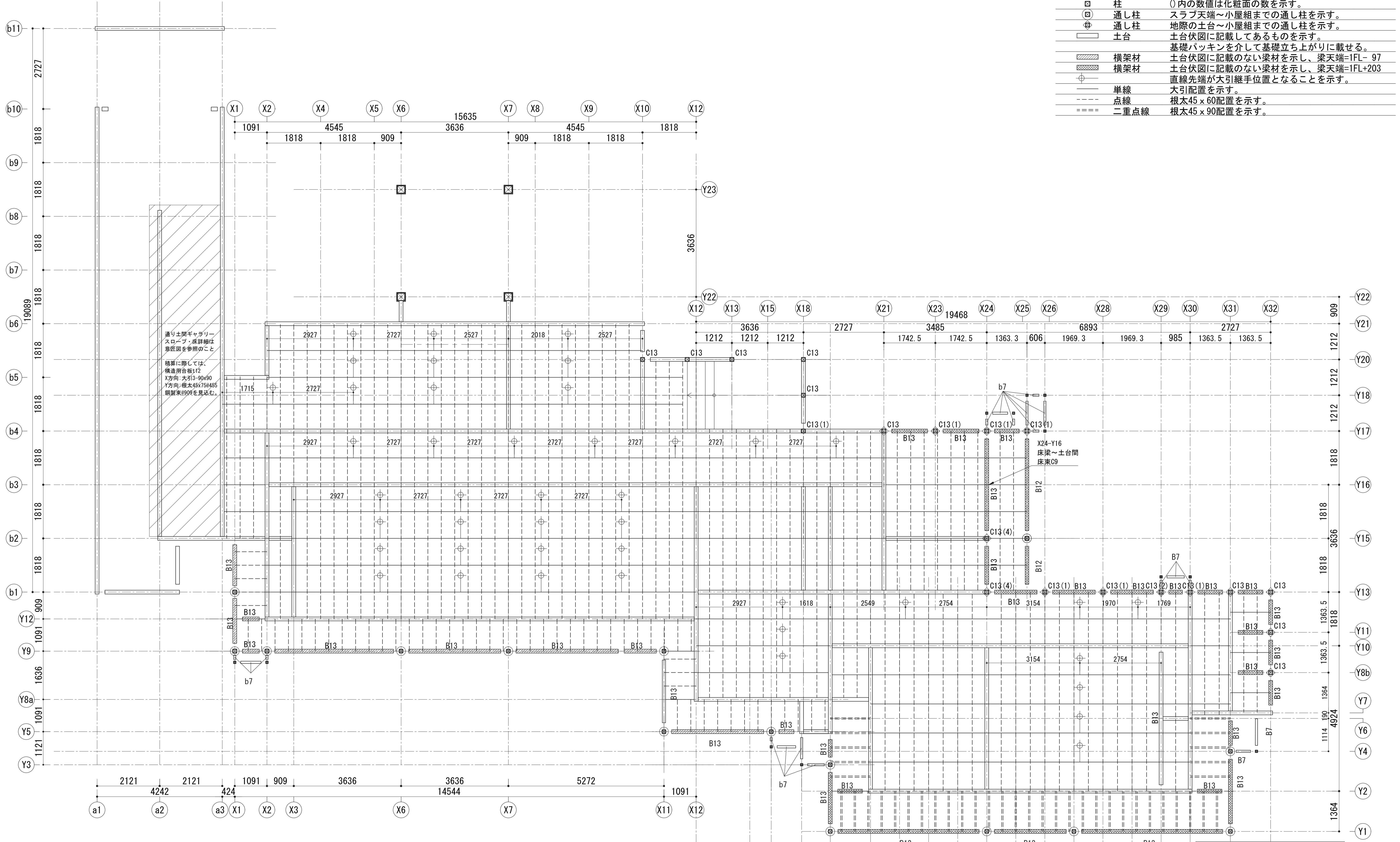


キープラン 1:250 (A3)



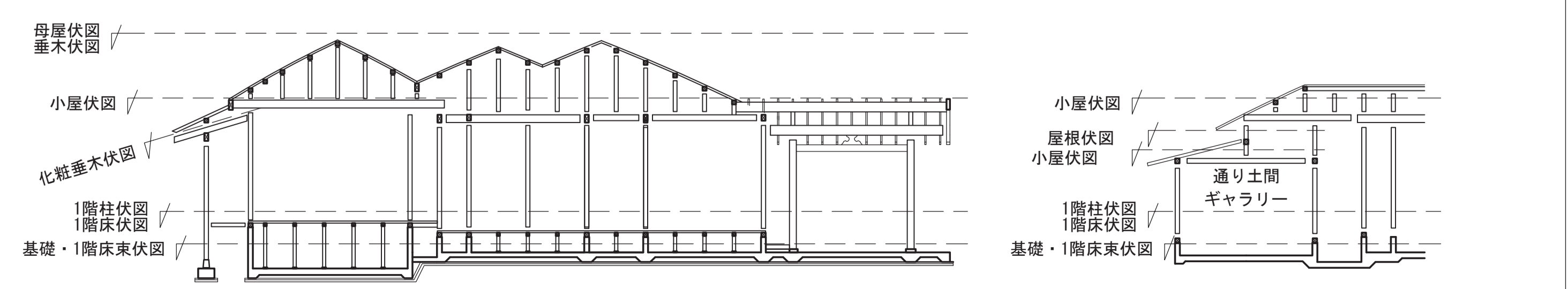
<p>KAP</p> <p>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</p>	<p>香山建築研究所</p> <p>KOHYAMA ATELIER</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</p>	<p>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)</p>	S-15
		<p>土台伏図</p> <p>A3:1/120</p>	100
<p>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</p>		<p>環境省新宿御苑管理事務所</p>	164

<凡例>		
	柱	()内の数値は化粧面の数を示す。
	通し柱	スラブ天端~小屋組までの通し柱を示す。
	通し柱	地際の土台~小屋組までの通し柱を示す。
	土台	土台伏図に記載してあるものを示す。
	横架材	基礎パッキンを介して基礎立ち上がりに載せる。
	横架材	土台伏図に記載のない梁材を示し、梁天端=1FL- 97
	横架材	土台伏図に記載のない梁材を示し、梁天端=1FL+203
	単線	直線先端が大引継手位置となることを示す。
	点線	大引配置を示す。
	二重点線	根本45 x 60配置を示す。
		根本45 x 90配置を示す。

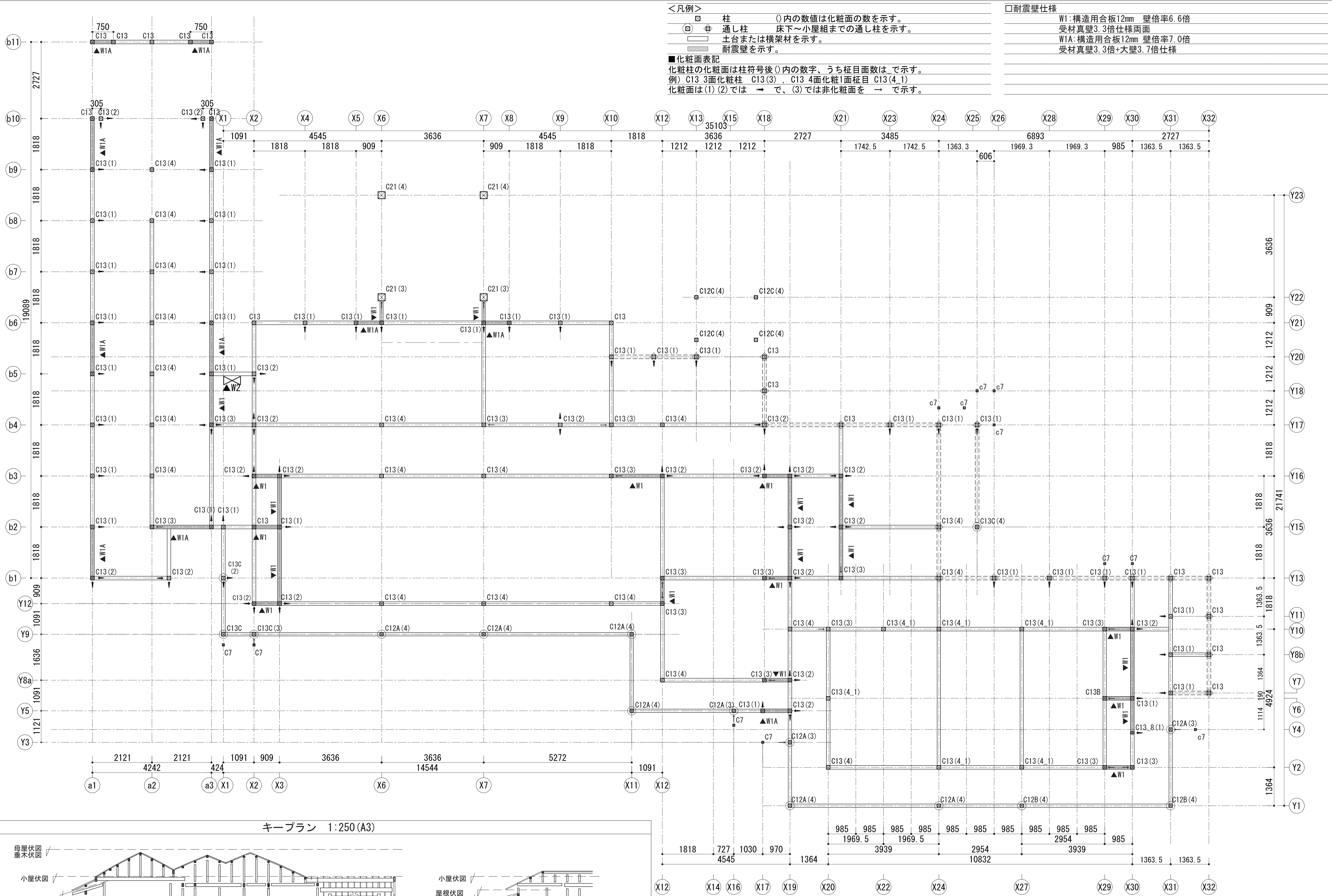


縁側床梁下部の柱貫構造は別途S-19に示す。

キープラン 1:250 (A3)



KAP <small>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</small>	香山建築研究所 <small>KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川 祥久 (一級建築士第289714号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-16
		1階床伏図	A3:1/120
環境省新宿御苑管理事務所			164

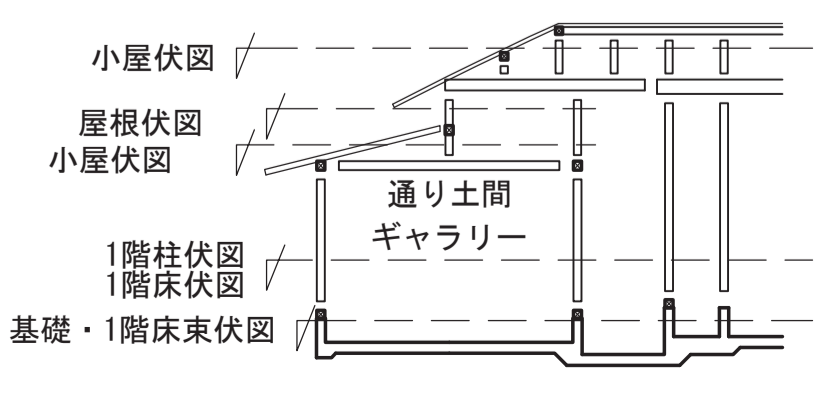
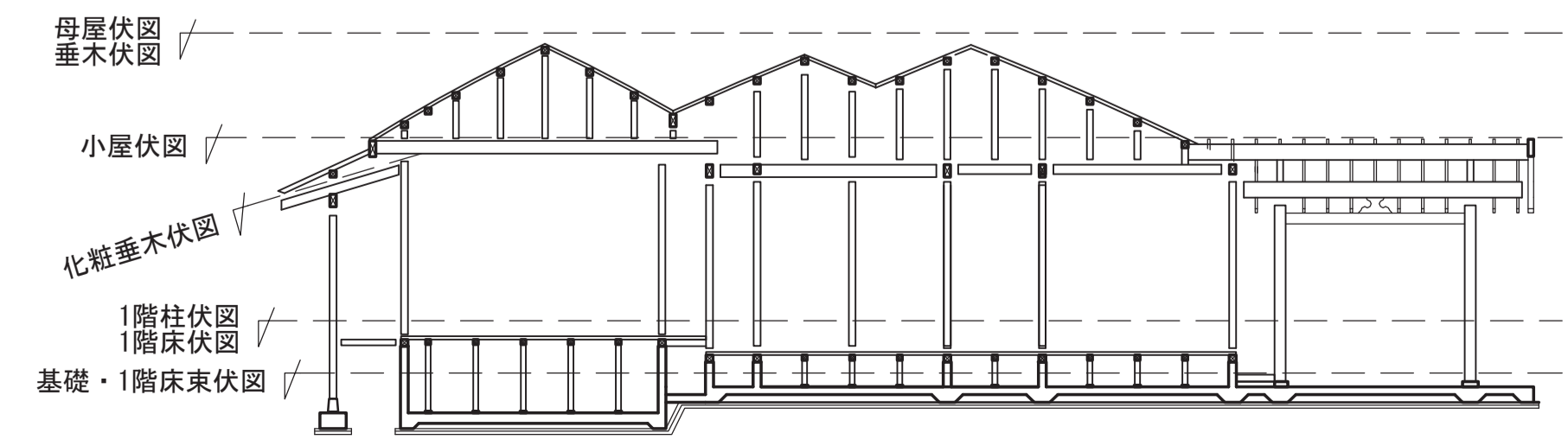


<凡例>

- 柱 ()内の数値は化粧面の数を示す。
- ⊕ 通し柱 床下~小屋組までの通し柱を示す。
- ▭ 土台または横架材を示す。
- ▨ 耐震壁を示す。
- 化粧面表記
化粧柱の化粧面は柱符号後()内の数字、うち柱目面数は 〃で示す。
例) C13 3面化粧柱 C13(3), C13 4面化粧1面柱目 C13(4 1)
化粧面は(1)(2)では → で、(3)では非化粧面を → で示す。

□耐震壁仕様	
W1:構造用合板12mm	壁倍率6.6倍
受材真壁3.3倍仕様両面	
W1A:構造用合板12mm	壁倍率7.0倍
受材真壁3.3倍+大壁3.7倍仕様	

キープラン 1:250 (A3)

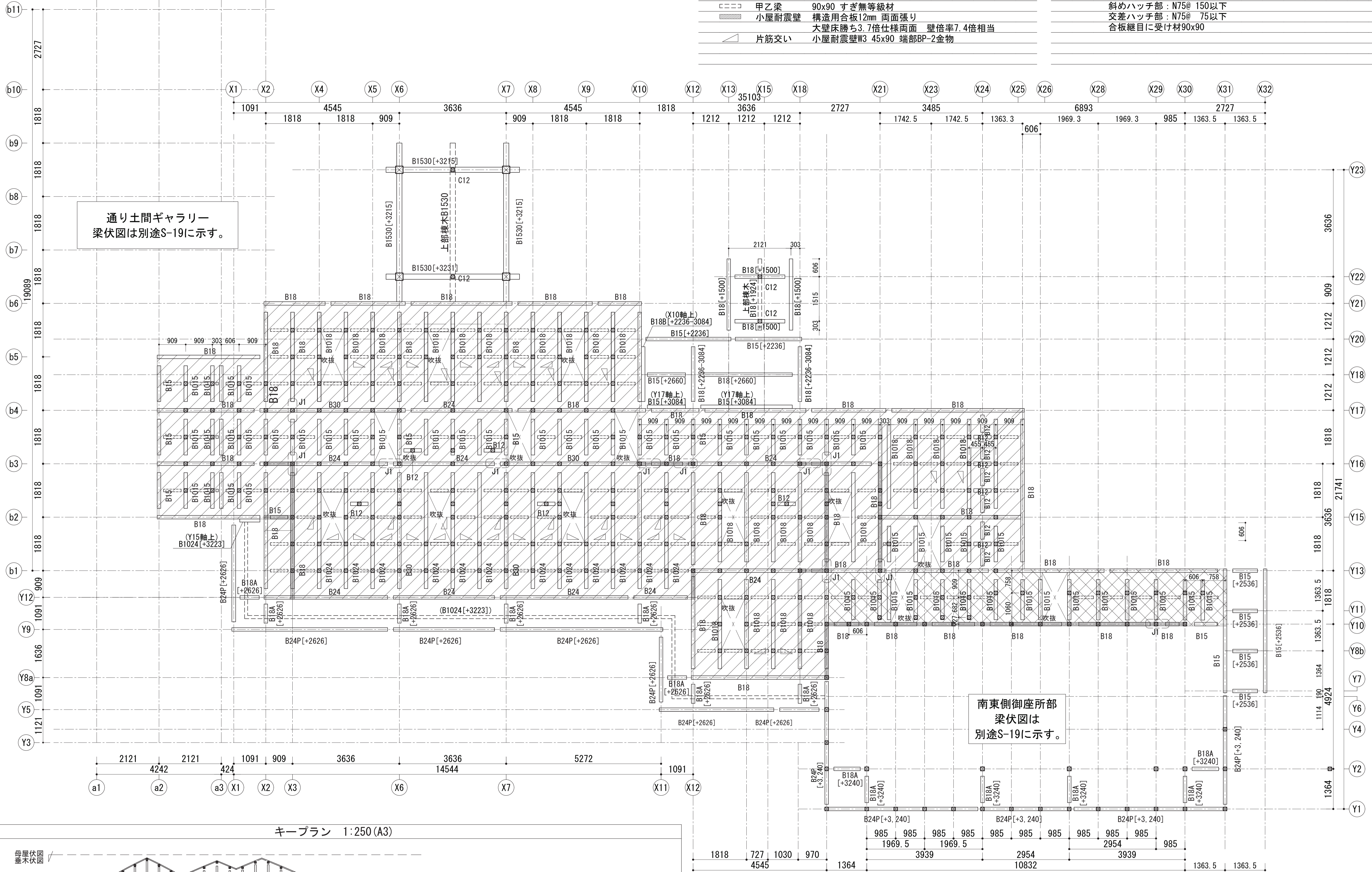


<p>KAP</p> <p>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</p> <p>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</p>	<p>香山建築研究所</p> <p>KOHYAMA ATELIER</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)</p>	<p>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)</p>		<p>S-17</p>
		<p>1階柱伏図 A3:1/120</p>		
<p>環境省新宿御苑管理事務所</p>		<p>164</p>		

<凡例>

- 小屋束 特記なき場合、すぎ正角材 C10
- ▭ 小屋梁 □内の数値はFLから梁天端までの数値とする。
- ▭ 甲乙梁 90x90 すぎ無等級材
- ▨ 小屋耐震壁 構造用合板12mm 両面張り
- △ 片筋交い 大壁床勝ち3.7倍仕様両面 壁倍率7.4倍相当
- ▭ 小屋耐震壁W3 45x90 端部BP-2金物

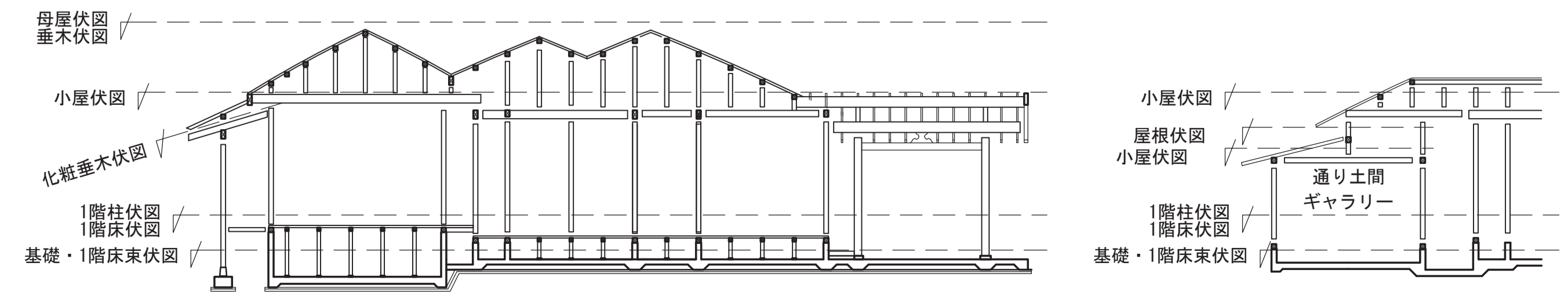
小屋梁天+3543.5
 構造用合板24mm 小屋梁天に直打ち
 斜めハッチ部：N75@ 150以下
 交差ハッチ部：N75@ 75以下
 合板継目に受け材90x90



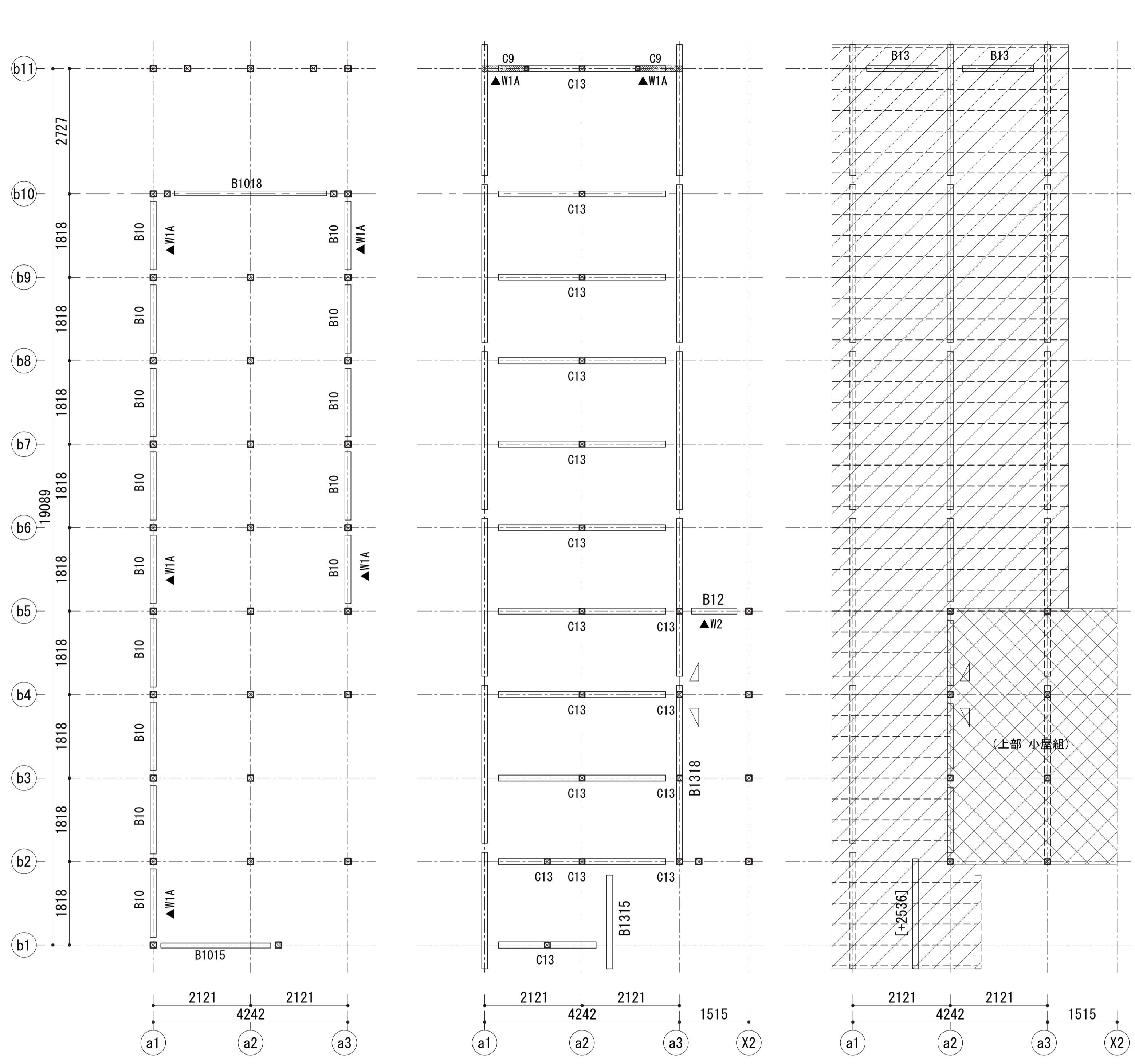
通り土間ギャラリー
 梁伏図は別途S-19に示す。

南東側御座所部
 梁伏図は
 別途S-19に示す。

キープラン 1:250 (A3)

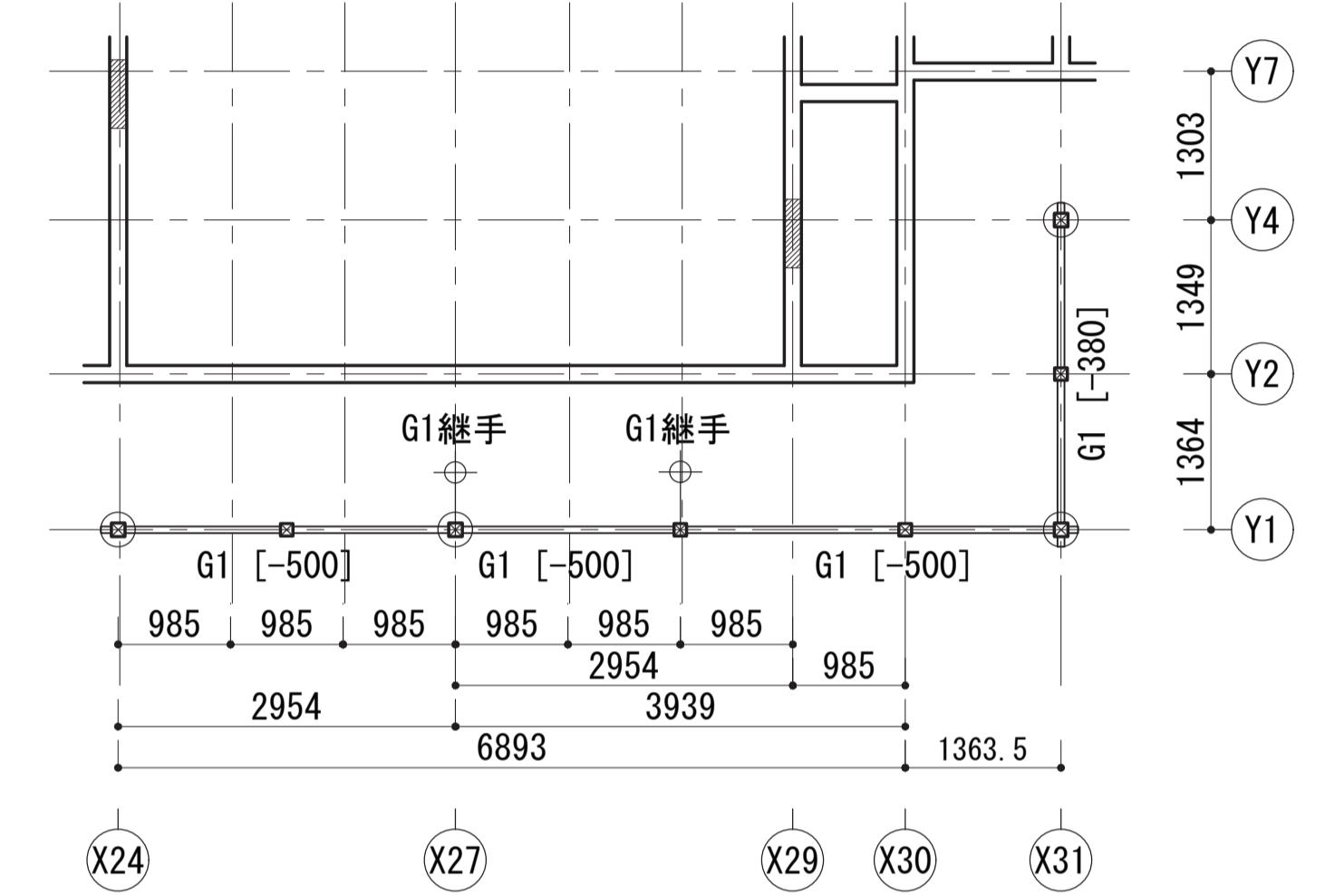
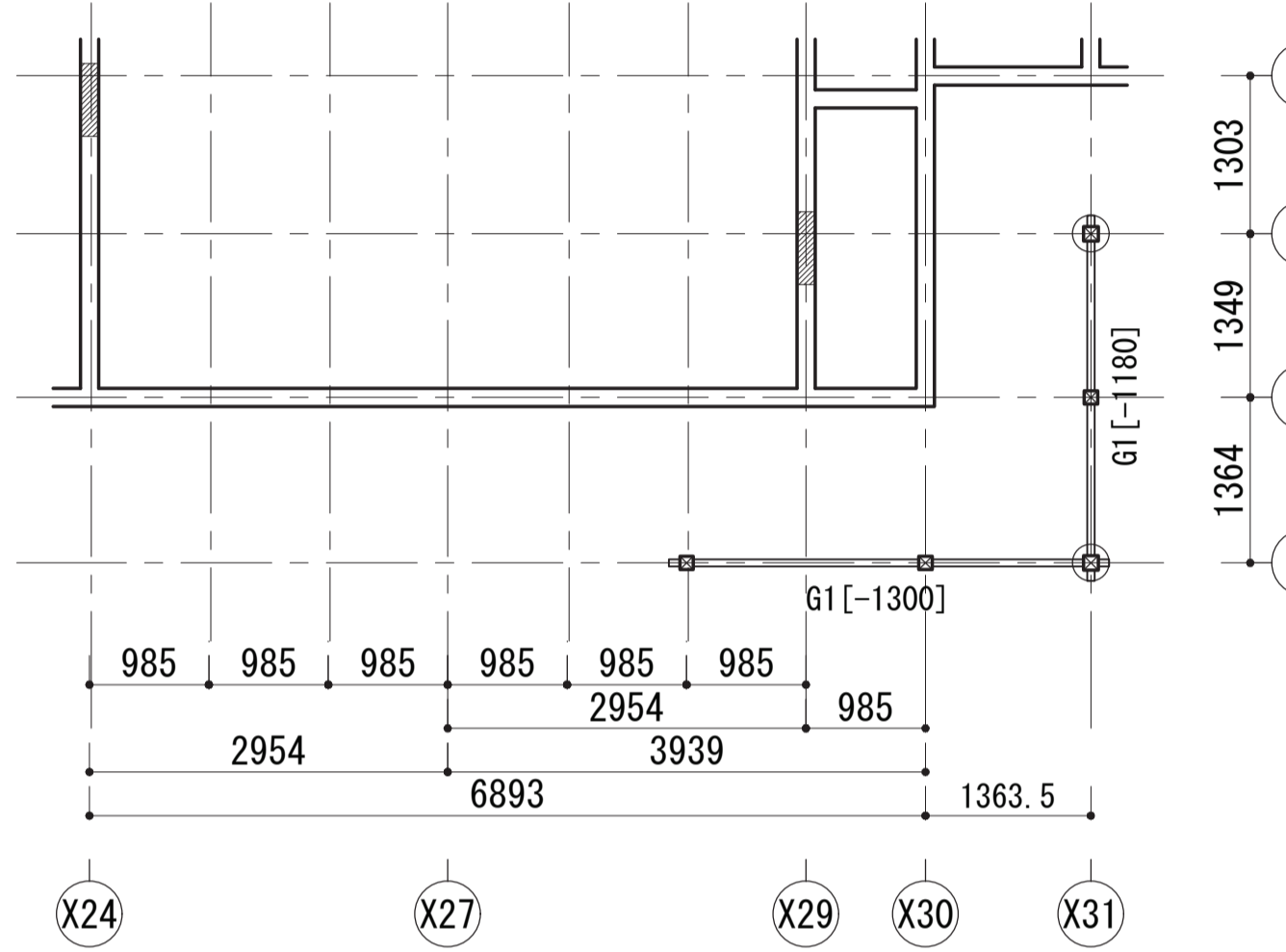


KAP		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)		S-18
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 東宮 文宏 (一級建築士第12-10 宇本 誠3F 長谷川 祥久 (一級建築士第289714号)		小屋伏図		A3/1/120
構造主任技術者 萩生 田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 責任主任技術者 東宮 文宏 (一級建築士第12-10 宇本 誠3F 松本 洋平 (一級建築士第367970号)		環境省新宿御苑管理事務所		103 164



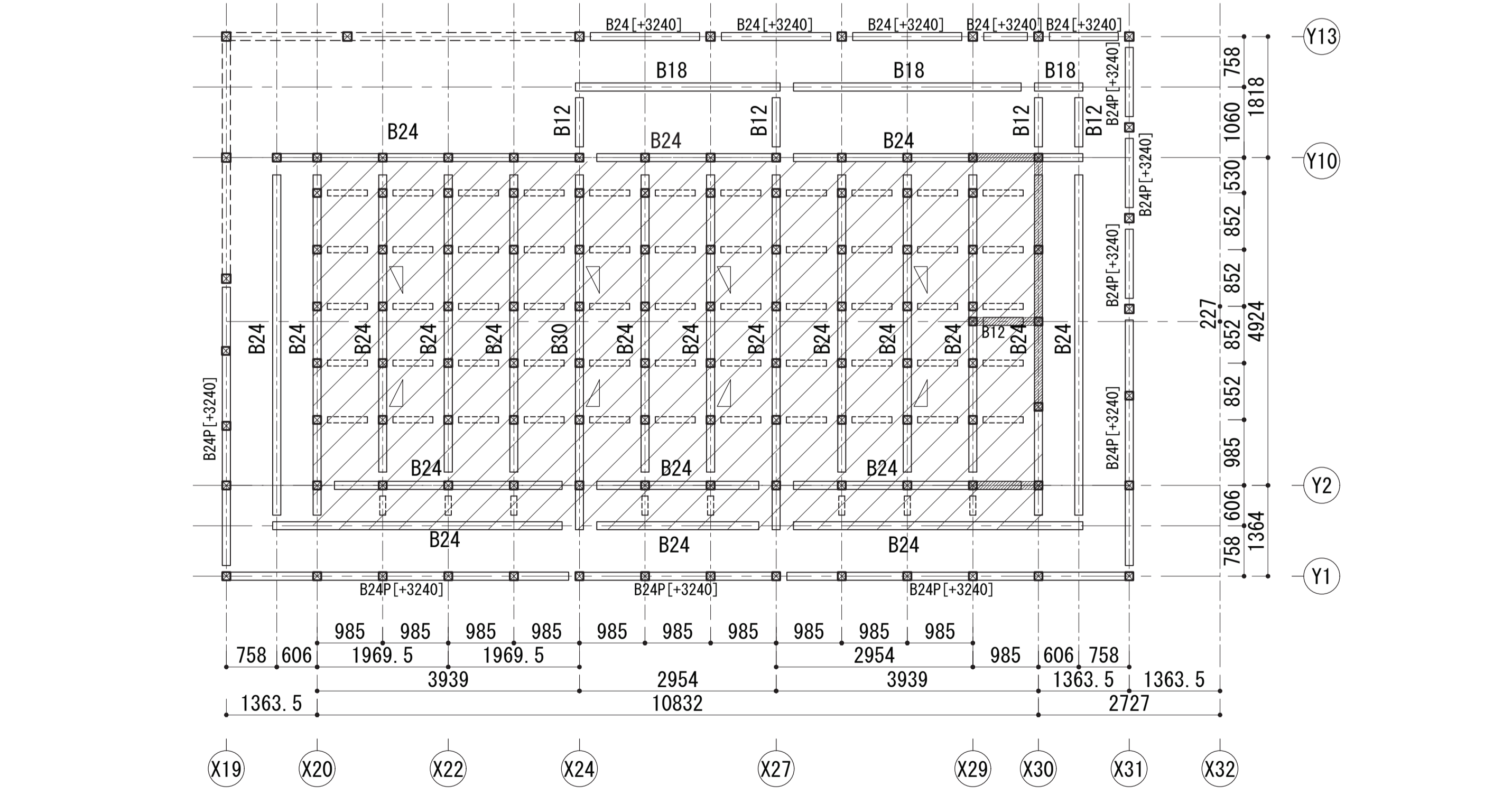
- [通り土間ギャラリー中間梁伏図]**
 梁天端 1FL+1560とする。
- [通り土間ギャラリー小屋伏図]**
- 小屋束
 - ▭ 小屋梁 符号：無特記B1315 梁天端：1FL+2,196
 - ▨ 小屋耐震壁 構造用合板12mm 両面張り
 - △ 片筋交い 45x90 端部BP-2金物
- [通り土間ギャラリー屋根伏図]**
- 小屋束 通り土間ギャラリー小屋伏図 に記載のもの
 - ▭ 棟木 符号：B1318 棟木天端：1FL+2,726
 - ▨ 小屋梁 通り土間ギャラリー小屋伏図 に記載のもの
 - ▨ 垂木 45x60 @ 455
 - △ 片筋交い 45x90 端部BP-2金物
 - ▨ 屋根構面 構造用合板t12 N50@150 垂木に川の字打ち
 - ▭ 上部小屋組範囲 (S-18にて図示)

- [南東 玉藻池側 貫伏図]**
- 柱 S-16にて図示
 - ▭ 貫 G1 □内はFLから梁天端の高さを示す。
 - △ 貫継手位置を示す。
 - ▭ 基礎立上り S-14にて図示
- [南東側御座所部 小屋伏図]**
- 小屋束 符号：C10
 - ▭ 小屋梁 特記なき梁天端：1FL+3996.9
 - ▨ 小屋耐震壁 構造用合板12mm 両面張り
 - △ 片筋交い N50@150以下 壁倍率5.0倍
 - ▨ 片筋交い 45x90 端部BP-2金物



南東 玉藻池側 貫伏図 1

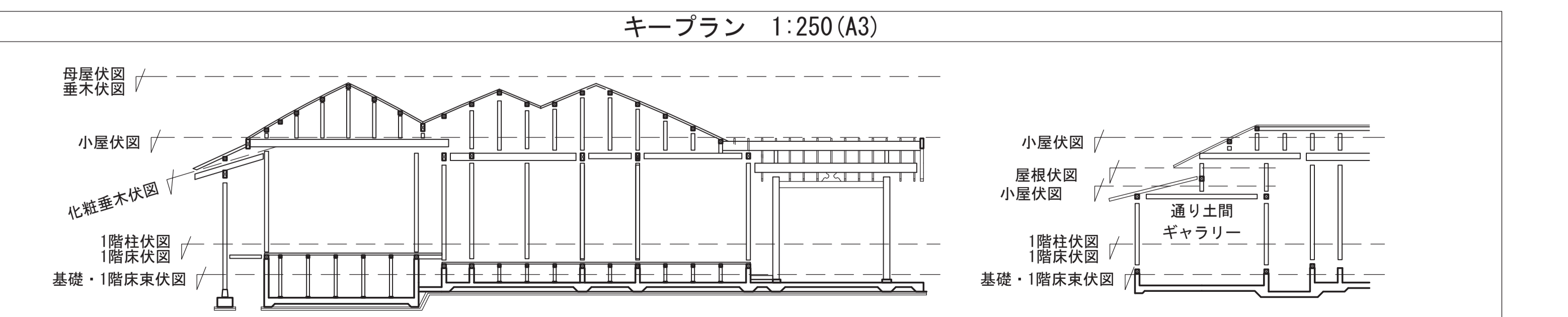
南東 玉藻池側 貫伏図 2



南東側御座所部 小屋伏図

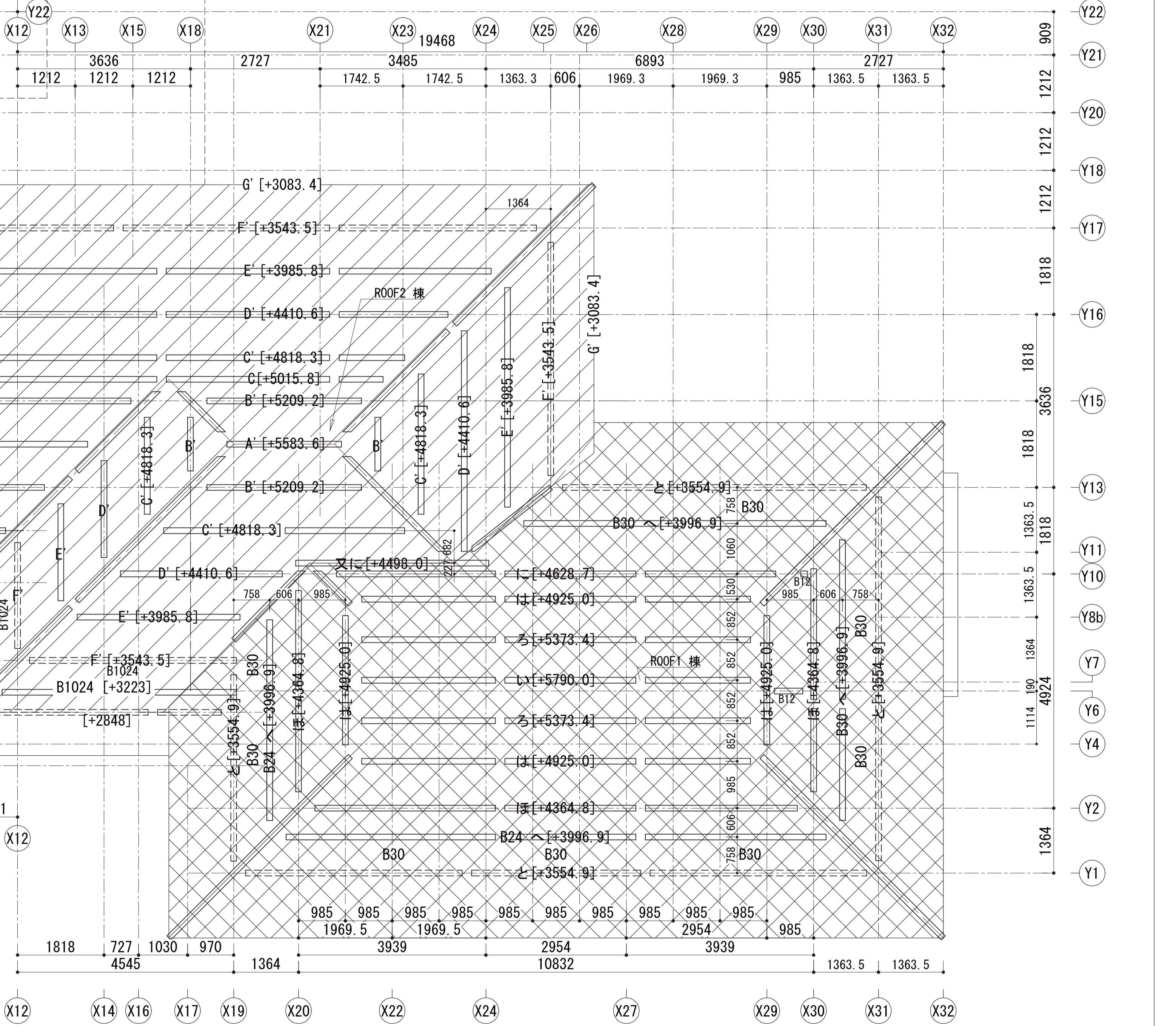
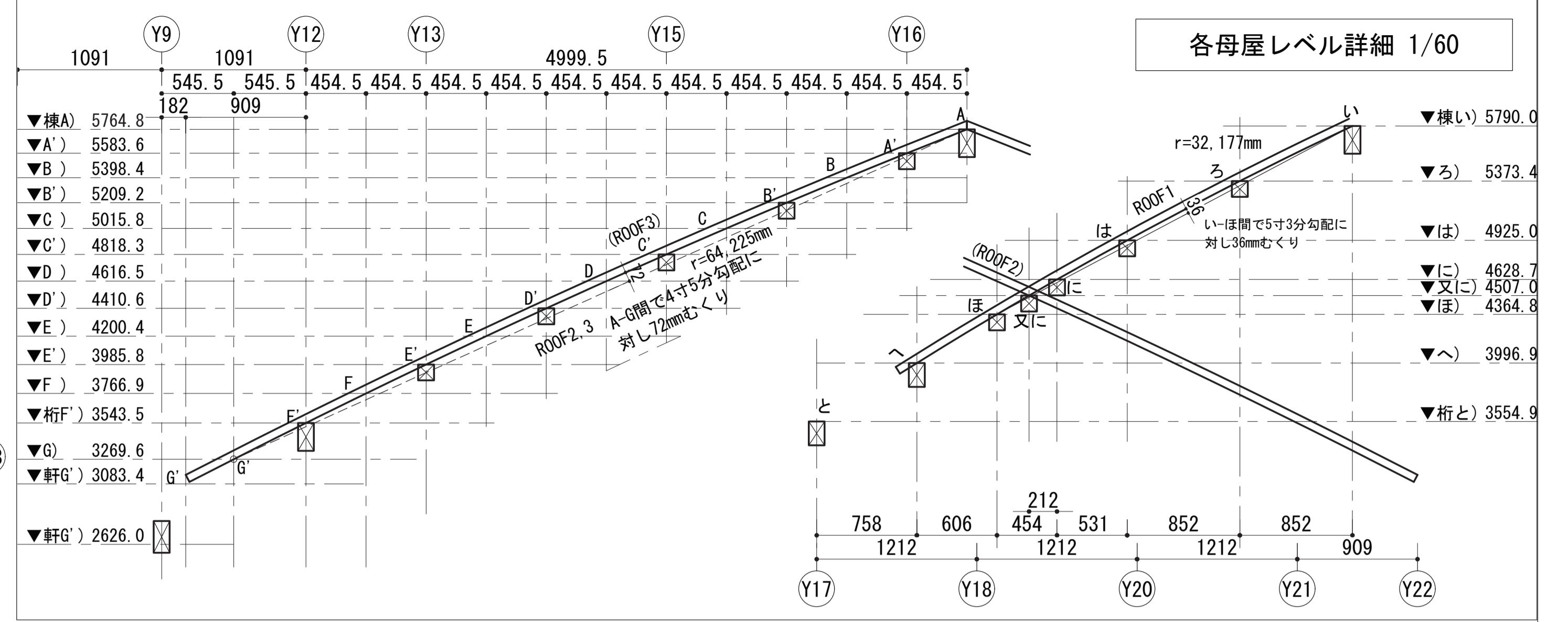
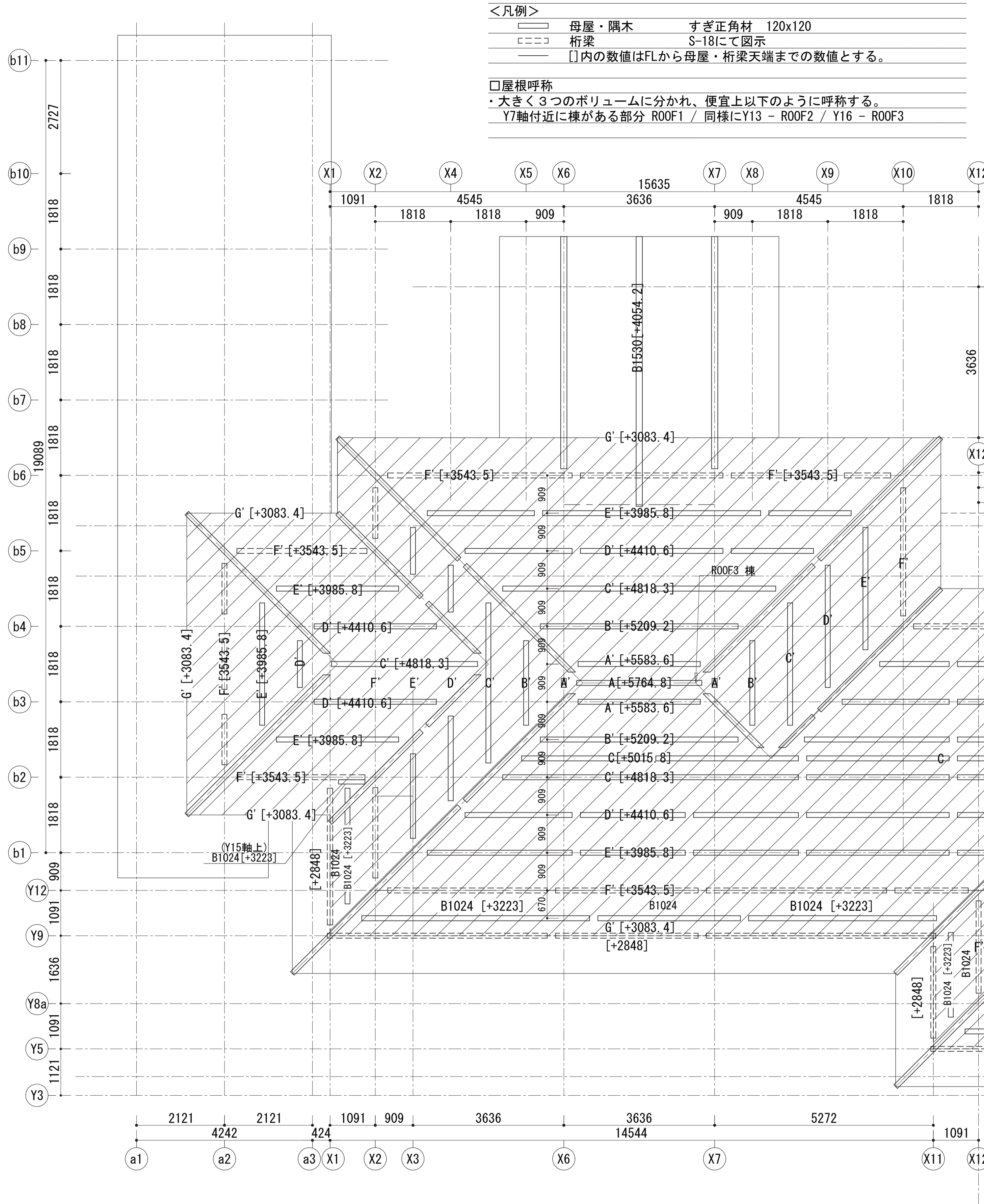
御座所部梁高さ 1FL+3996.9 レベルの伏図を作図するが、Y1 - X19 - Y13 - X31 軸においては[+3240]の梁及びその直上の小屋束を示す。

通り土間ギャラリー中間梁伏図 通り土間ギャラリー小屋伏図 通り土間ギャラリー屋根伏図

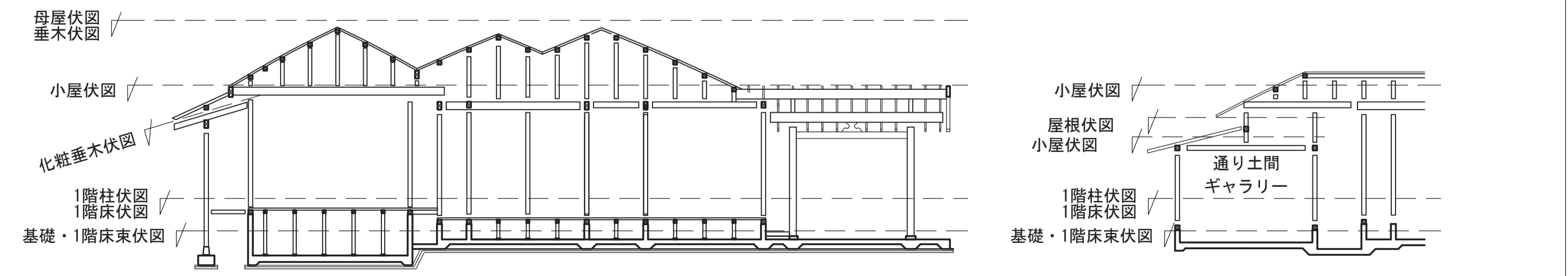


KAP <small>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</small>	香山建築研究所 <small>KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 管理技術者 長谷川 祥久 (一級建築士第289714号) 構造主任技術者 萩生田 秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-19
		各部伏図	A3:1/120
		環境省新宿御苑管理事務所	164

- <凡例>
- 母屋・隅木 すぎ正角材 120x120
 - 桁梁 S-18にて図示
 - []内の数値はFLから母屋・桁梁天端までの数値とする。
- 屋根呼称
- 大きく3つのボリュームに分かれ、便宜上以下のように呼称する。
 - Y7軸付近に棟がある部分 ROOF1 / 同様にY13 - ROOF2 / Y16 - ROOF3



キープラン 1:250 (A3)

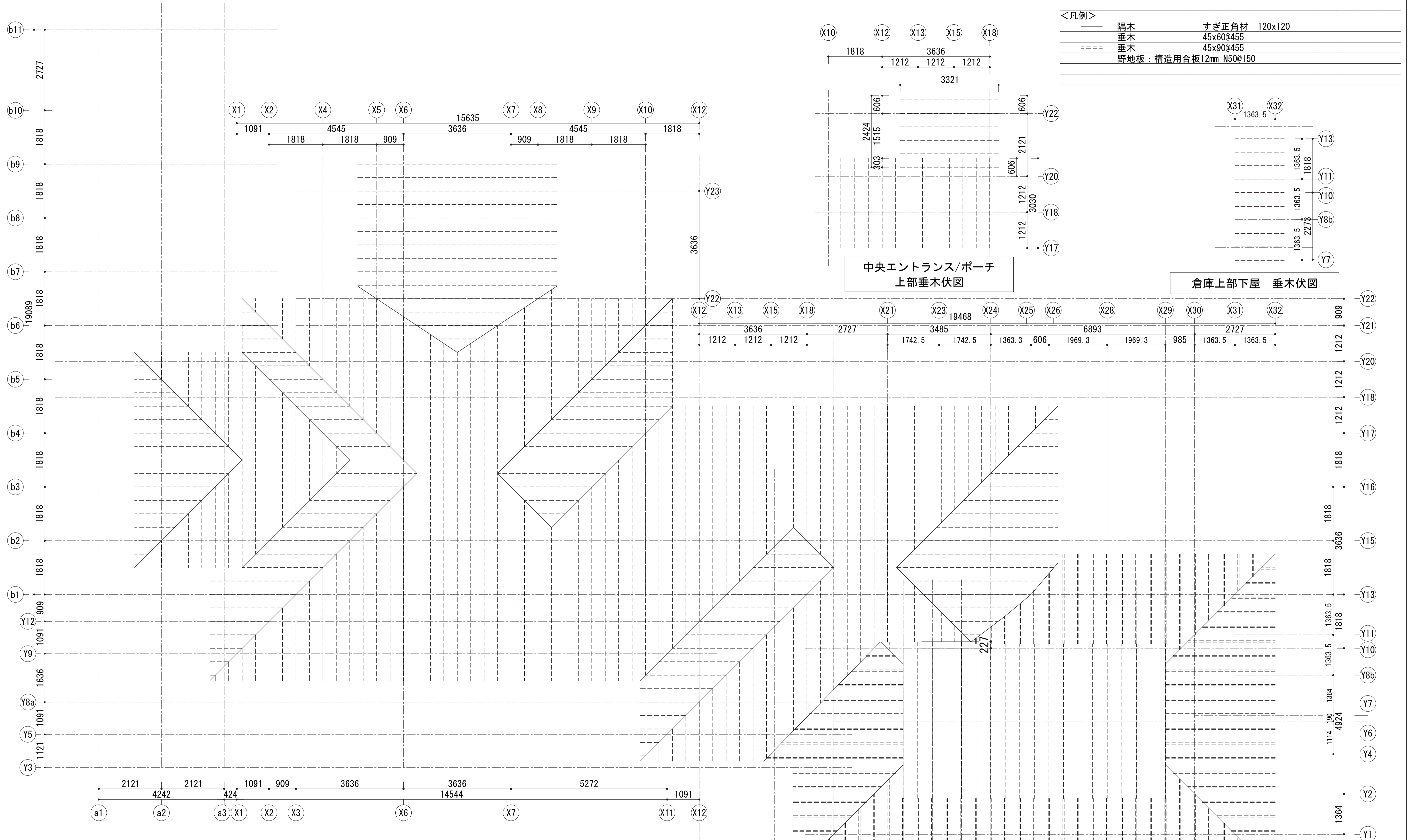


KAP		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)		S-20
一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)		一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 10F 本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)		母屋伏図		A3:1/120
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)		構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)		環境省新宿御苑管理事務所		105 164

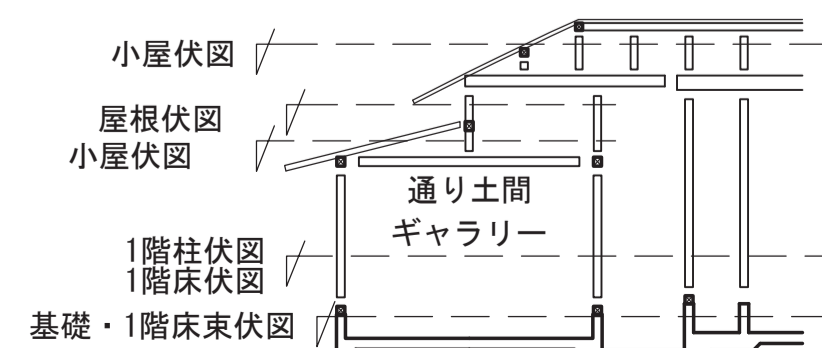
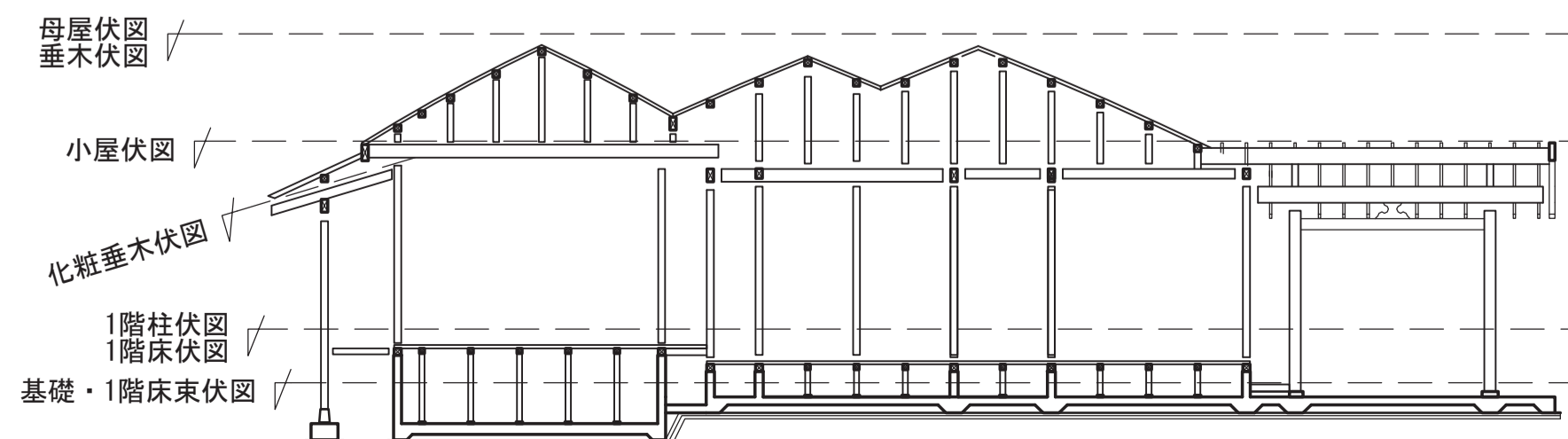
本図においては、屋根仕上げを載せる上端の垂木・隅木配置を伏図形式で示す。

<凡例>

—	隅木	すぎ正角材	120x120
- - -	垂木	45x60@455	
====	垂木	45x90@455	
	野地板：構造用合板12mm N50@150		



キープラン 1:250 (A3)

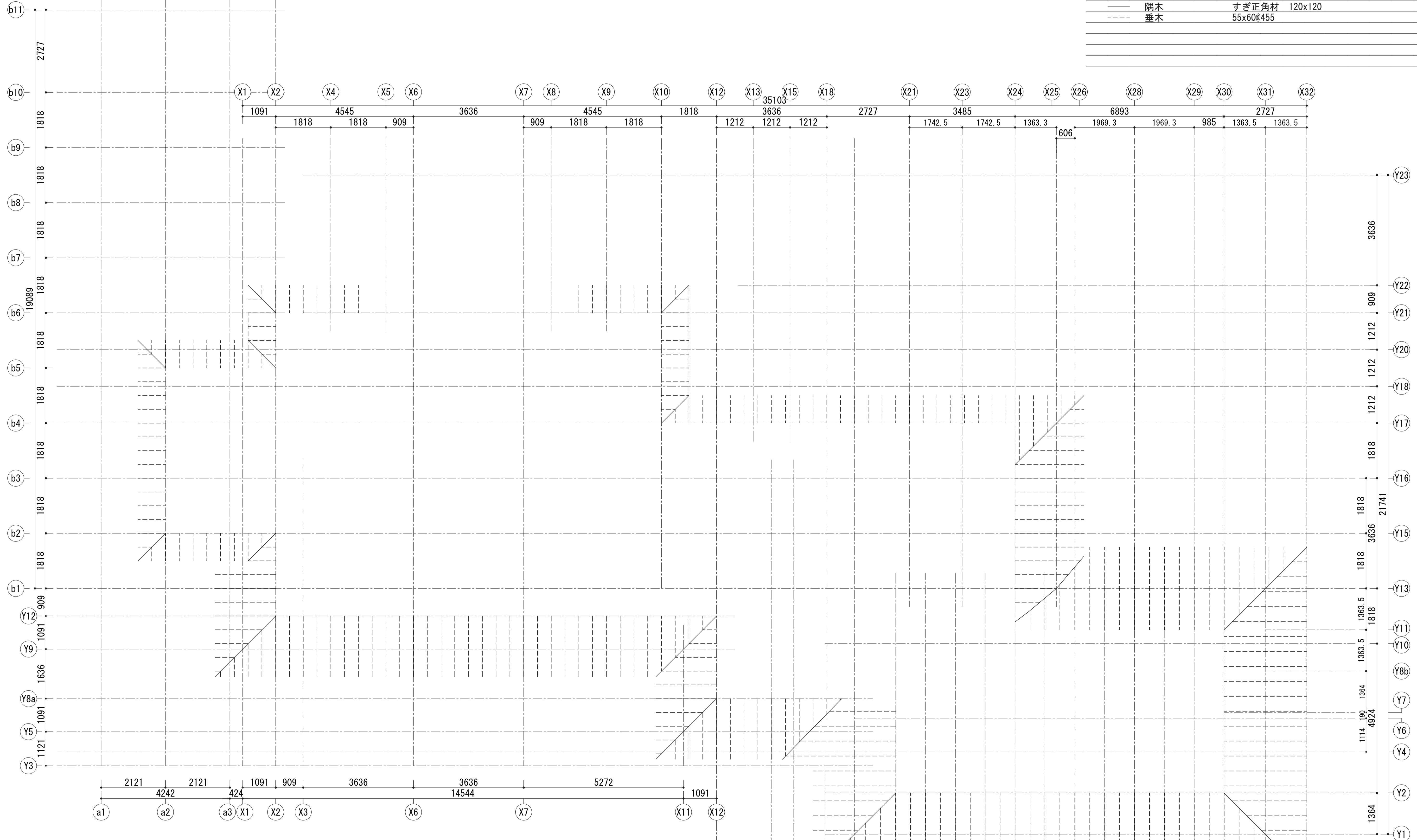


KAP		香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER		令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)		S-21
一級建築士事務所第56306号	株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)	一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)	東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)	垂木伏図		A3:1/120
環境省新宿御苑管理事務所						106
						164

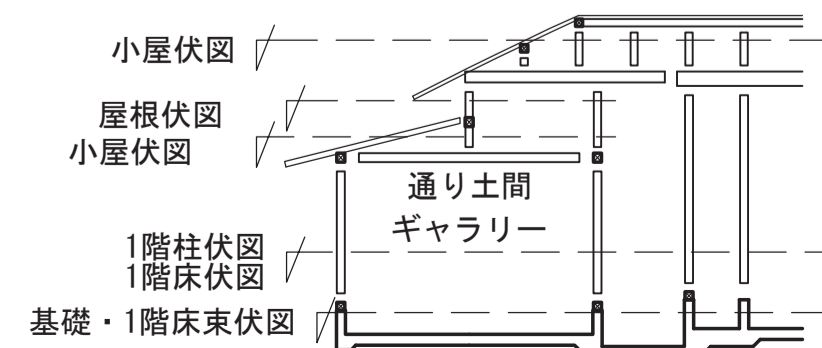
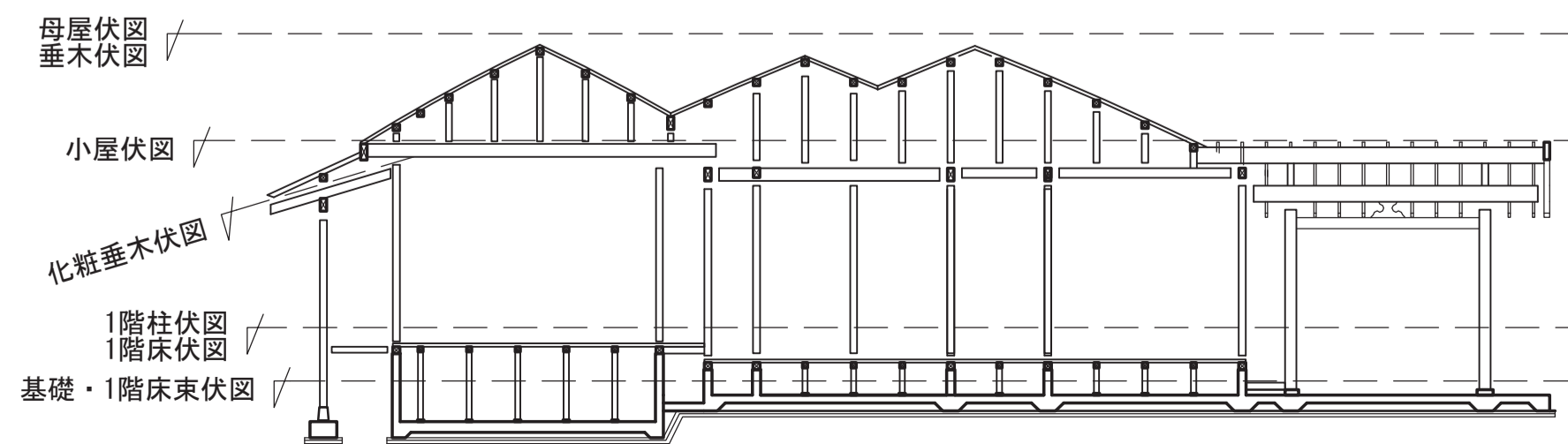
本図においては、垂木が二重となる部分の
 下端の垂木・隅木配置を伏図形式で示す。

<凡例>

— 隅木 すぎ正角材 120x120
 - - - 垂木 55x60@455



キープラン 1:250 (A3)

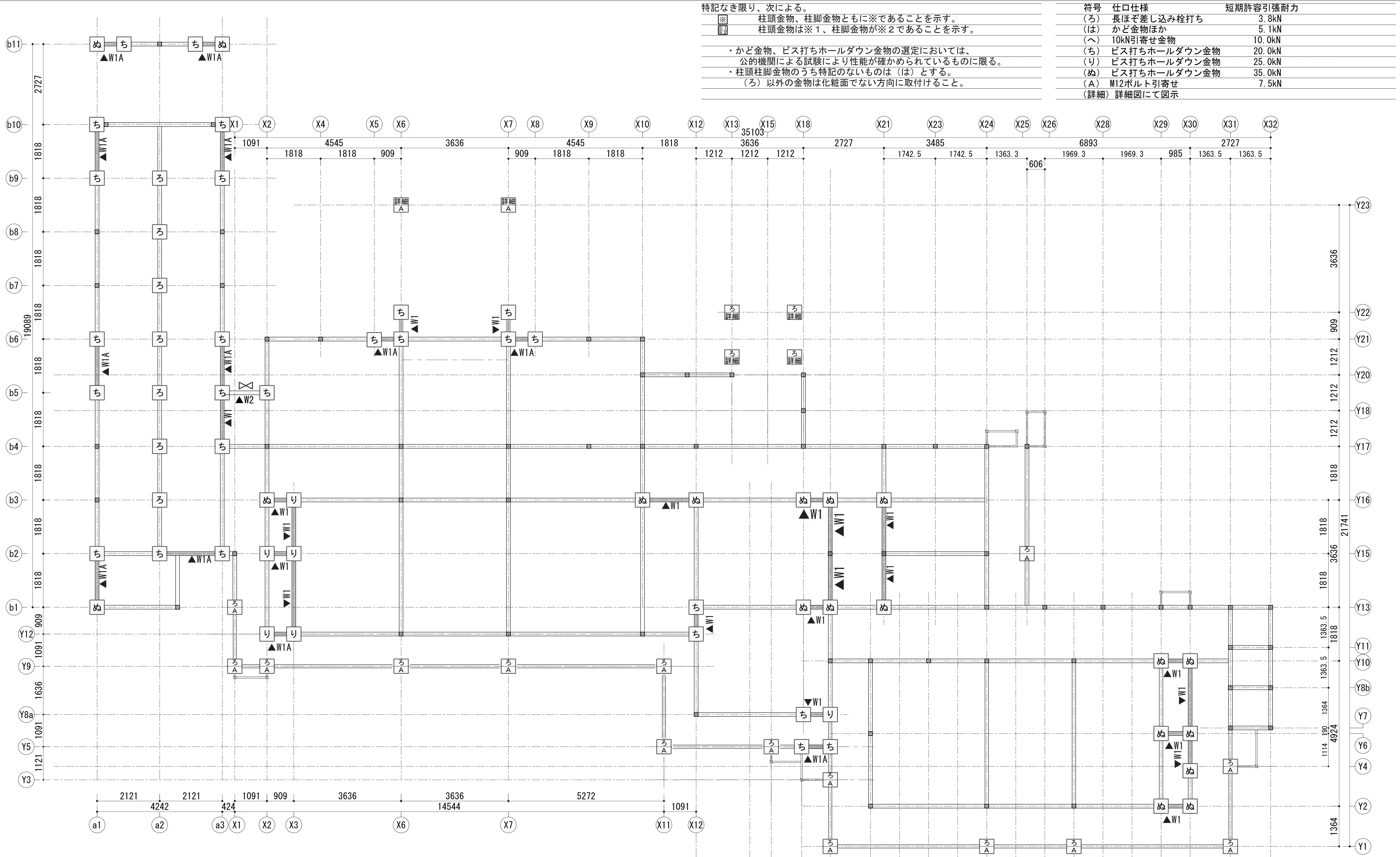


KAP
 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階
 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)
 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号)
 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)

香山建築研究所
 KOHYAMA ATELIER
 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)
 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
 管理技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)
 化粧垂木伏図 A3:1/120
 環境省新宿御苑管理事務所

S-22
 107
 164



特記なき限り、次による。

- 柱頭金物、柱脚金物ともに※であることを示す。
- 柱頭金物は※1、柱脚金物が※2であることを示す。

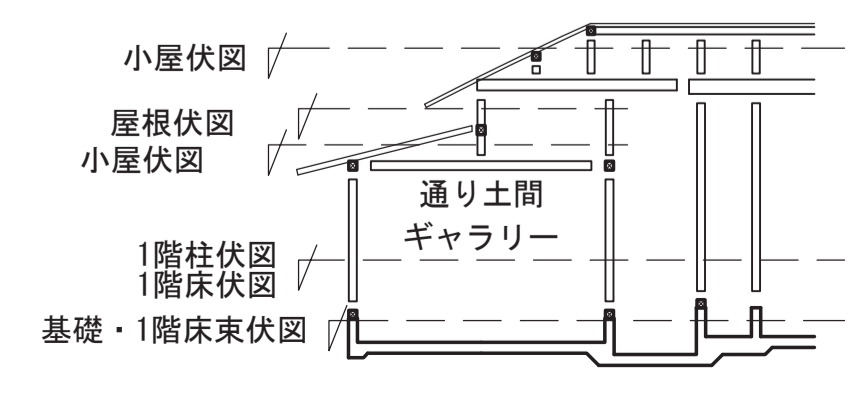
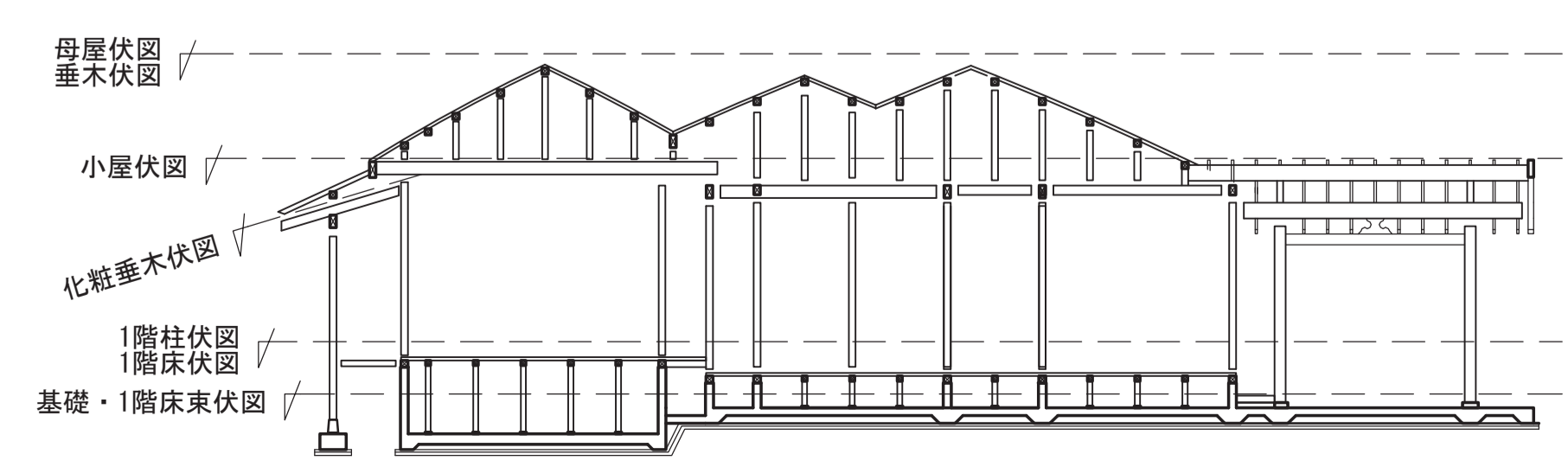
・かど金物、ビス打ちホールダウン金物の選定においては、公的機関による試験により性能が確かめられているものに限る。

・柱頭柱脚金物のうち特記のないものは(は)とする。

(ろ) 以外の金物は化粧面でない方向に取付けること。

符号	仕口仕様	短期許容引張耐力
(ろ)	長ほぞ差し込み栓打ち	3.8kN
(は)	かど金物ほか	5.1kN
(へ)	10kN引寄せ金物	10.0kN
(ち)	ビス打ちホールダウン金物	20.0kN
(り)	ビス打ちホールダウン金物	25.0kN
(ぬ)	ビス打ちホールダウン金物	35.0kN
(A)	M12ボルト引寄せ	7.5kN
(詳細) 詳細図にて図示		

キープラン 1:250 (A3)



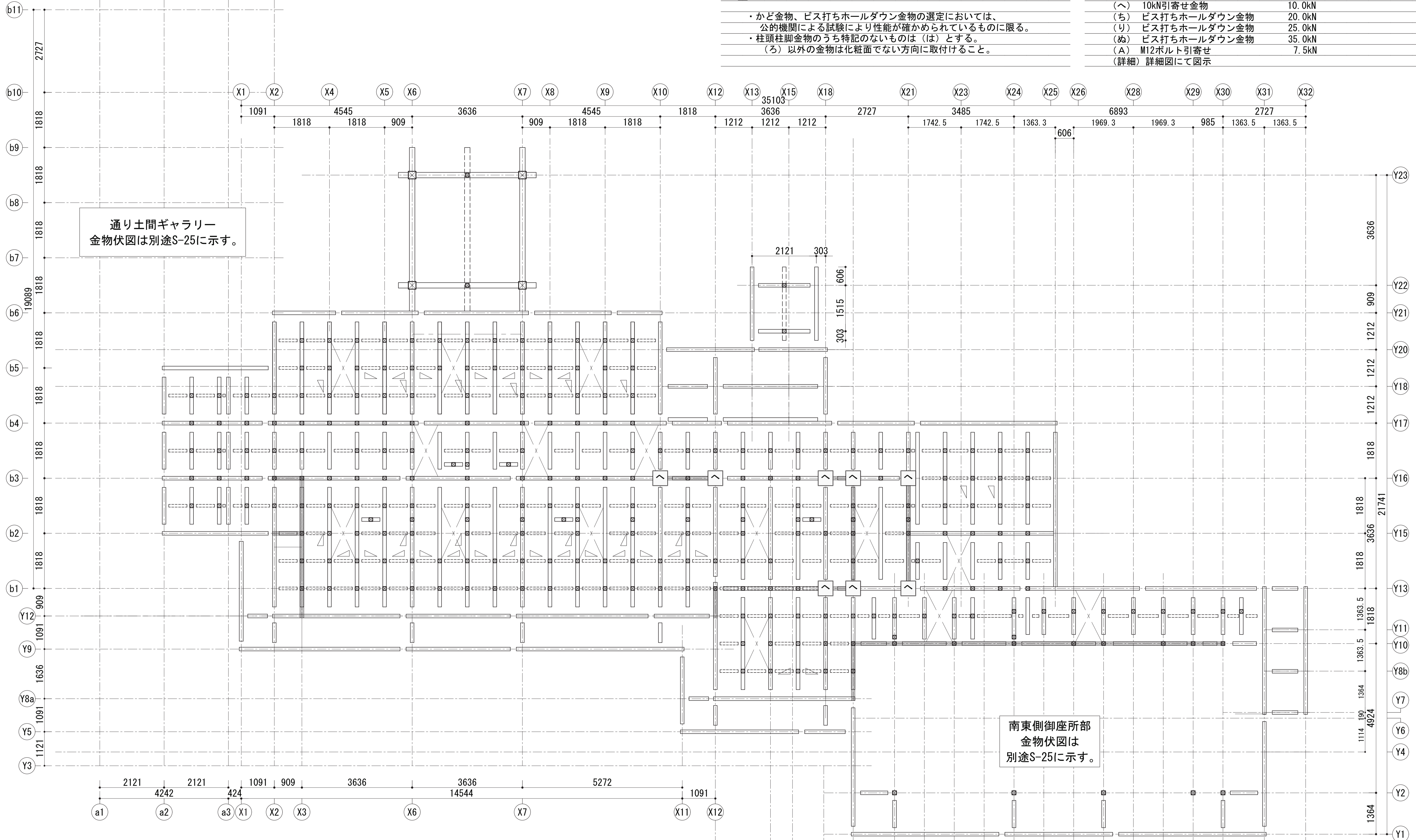
KAP <small>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</small>	香山建築研究所 <small>KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号) 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-23
		柱頭柱脚金物伏図 1	A3:1/120
環境省新宿御苑管理事務所			164

特記なき限り、次による。

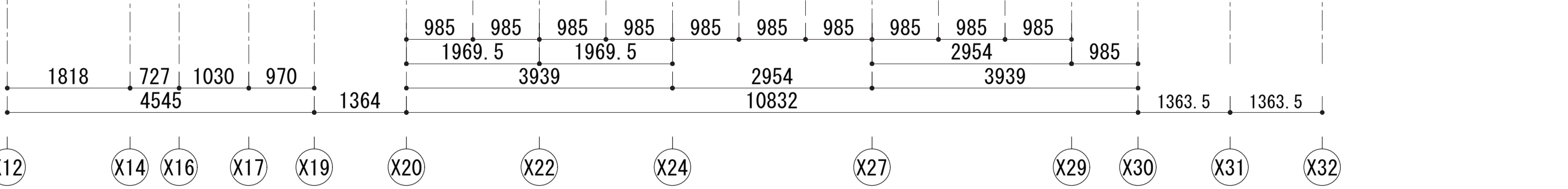
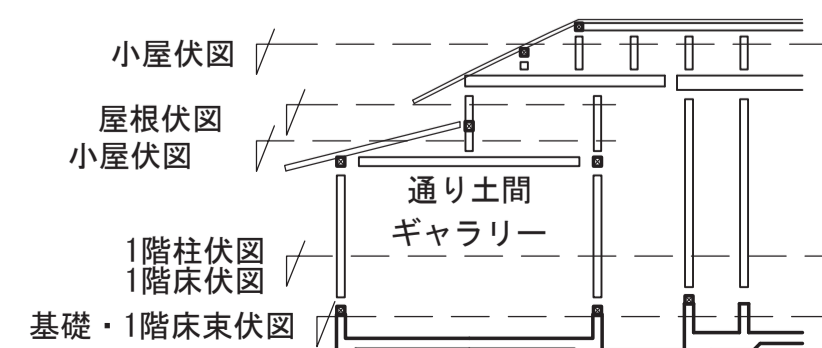
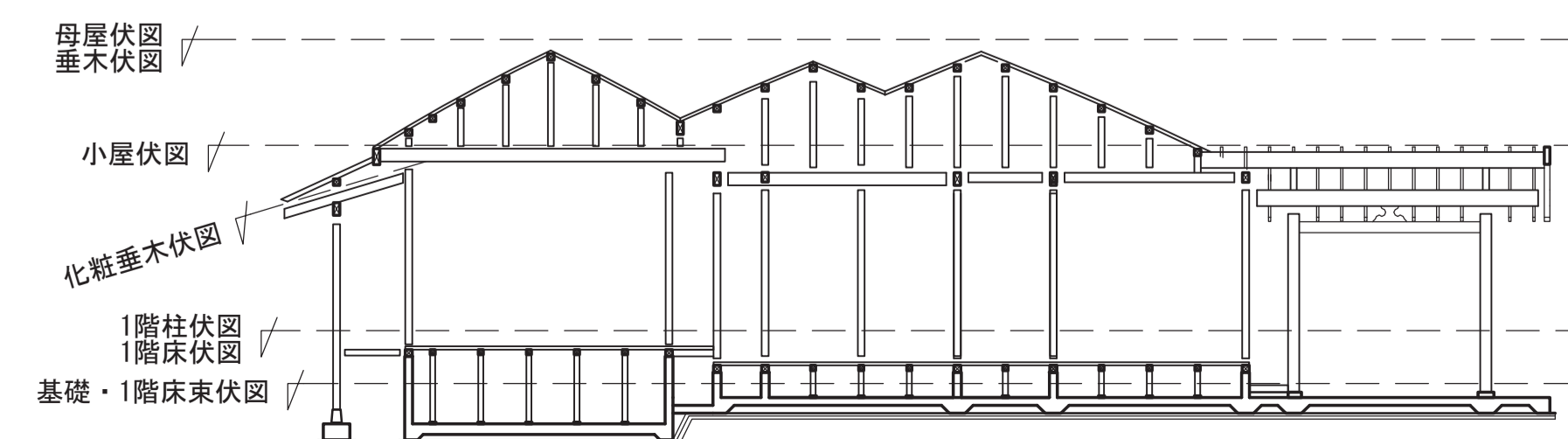
- ☒ 柱頭金物、柱脚金物ともに※であることを示す。
- ☑ 柱頭金物は※1、柱脚金物が※2であることを示す。

- ・かど金物、ビス打ちホールダウン金物の選定においては、公的機関による試験により性能が確かめられているものに限る。
- ・柱頭柱脚金物のうち特記のないものは(は)とする。
- (ろ)以外の金物は化粧面でない方向に取付けること。

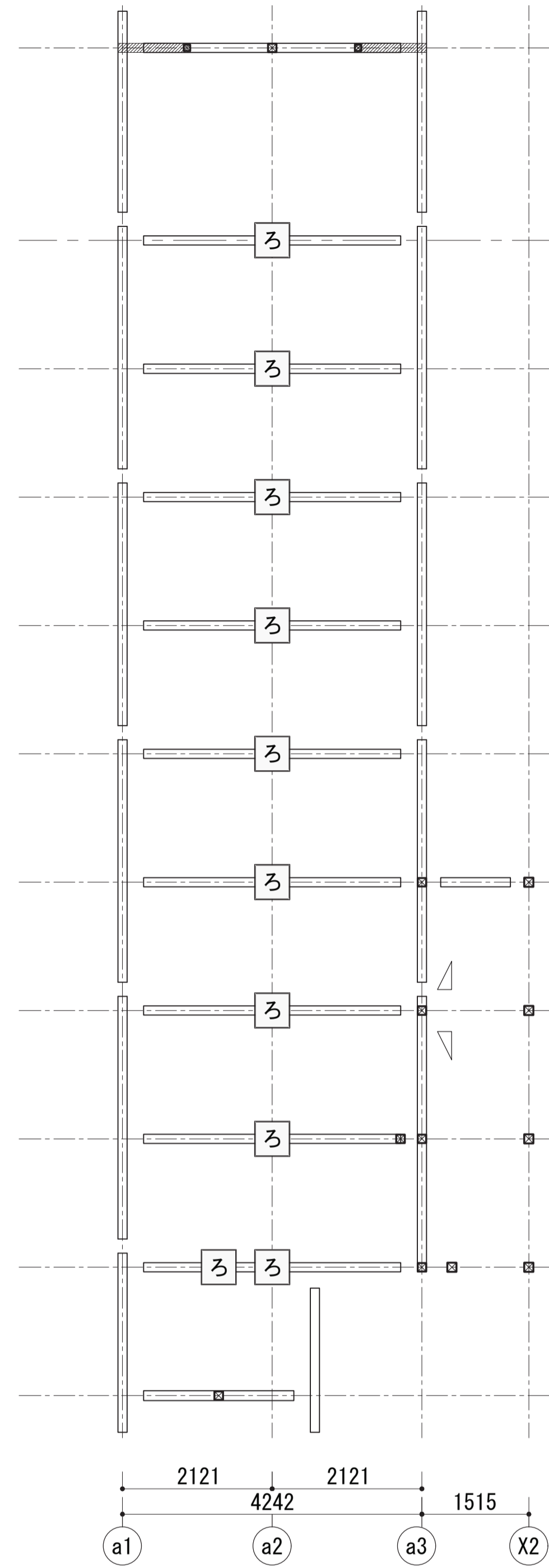
符号	仕口仕様	短期許容引張耐力
(ろ)	長ほぞ差し込み栓打ち	3.8kN
(は)	かど金物ほか	5.1kN
(へ)	10kN引寄せ金物	10.0kN
(ち)	ビス打ちホールダウン金物	20.0kN
(り)	ビス打ちホールダウン金物	25.0kN
(ぬ)	ビス打ちホールダウン金物	35.0kN
(A)	M12ボルト引寄せ	7.5kN
(詳細) 詳細図にて図示		



キープラン 1:250 (A3)

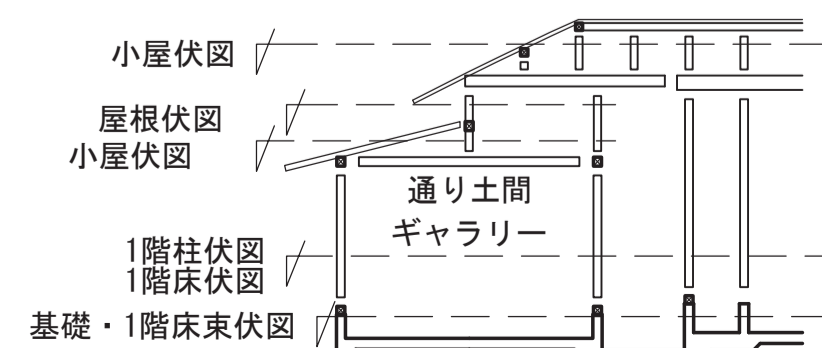
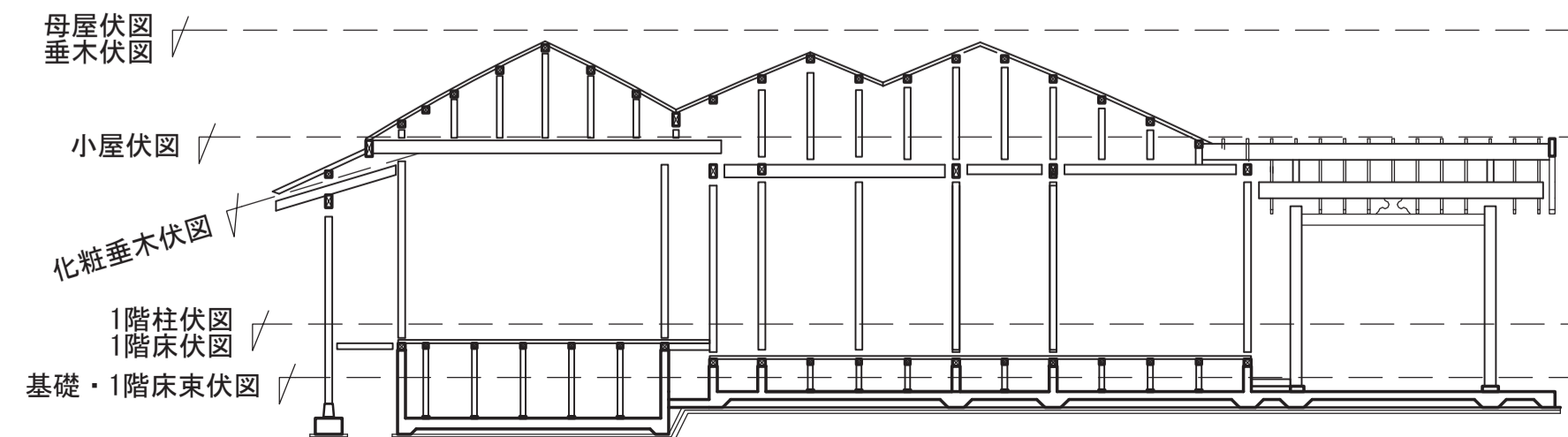


KAP <small>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</small>	香山建築研究所 <small>KOYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川 祥久 (一級建築士第289714号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-24
		柱頭柱脚金物伏図 2	A3:1/120
<small>構造主任技術者 萩生田 秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</small>		環境省新宿御苑管理事務所	164



通り土間ギャラリー小屋伏図

キープラン 1:250 (A3)

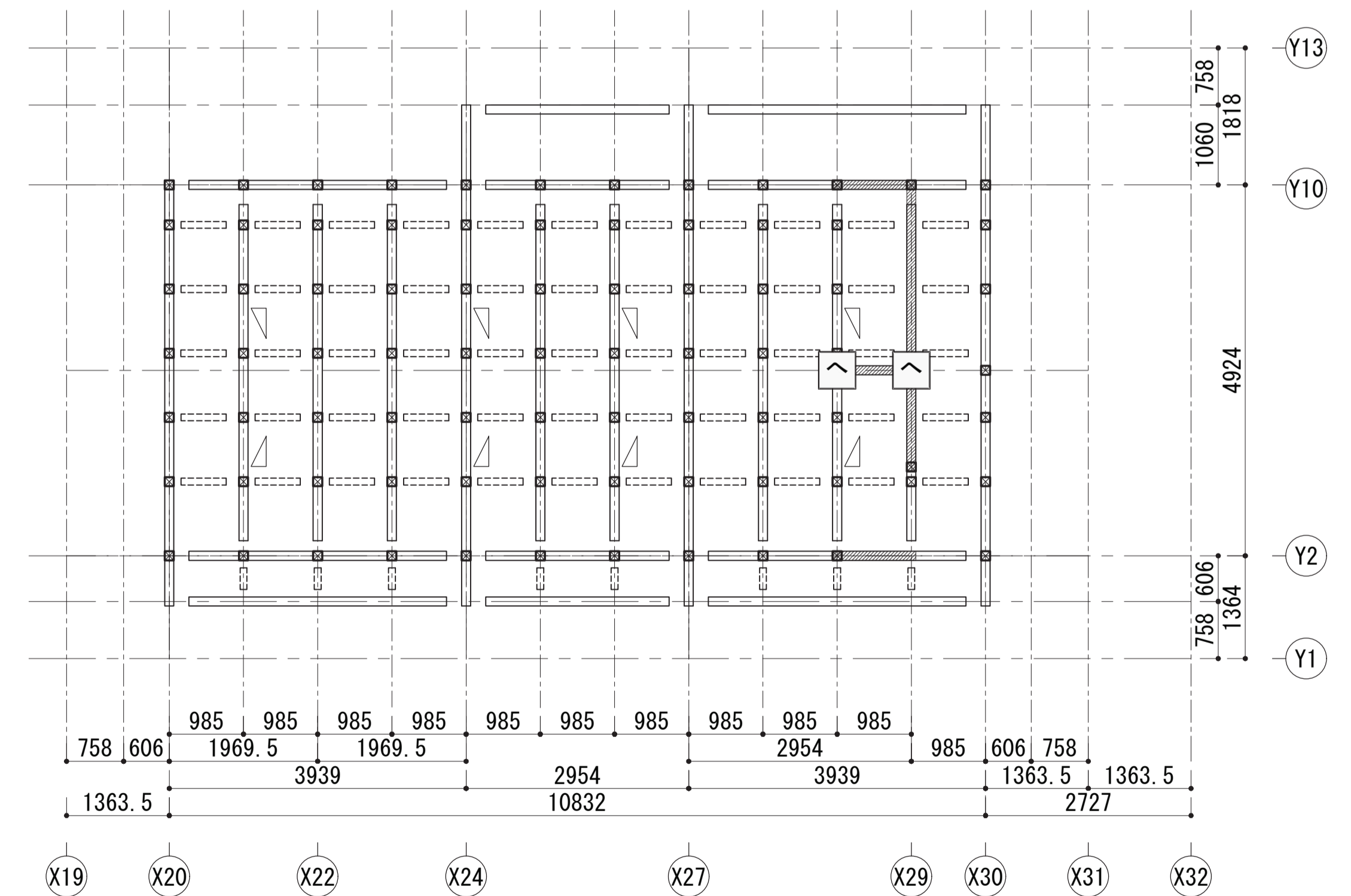


特記なき限り、次による。

- ※ 柱頭金物、柱脚金物ともに※であることを示す。
- ※ 柱頭金物は※1、柱脚金物が※2であることを示す。

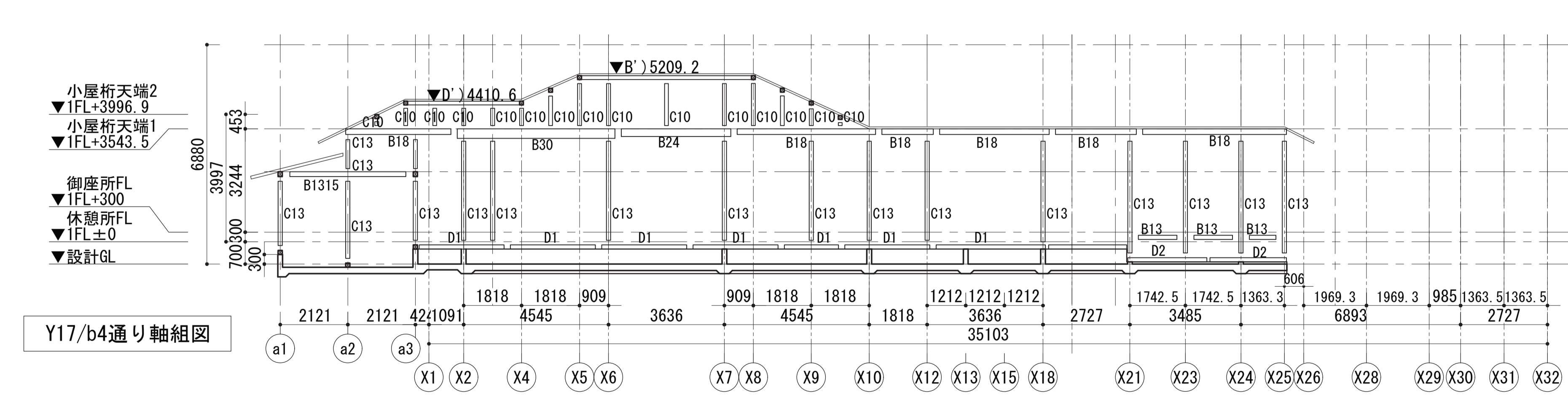
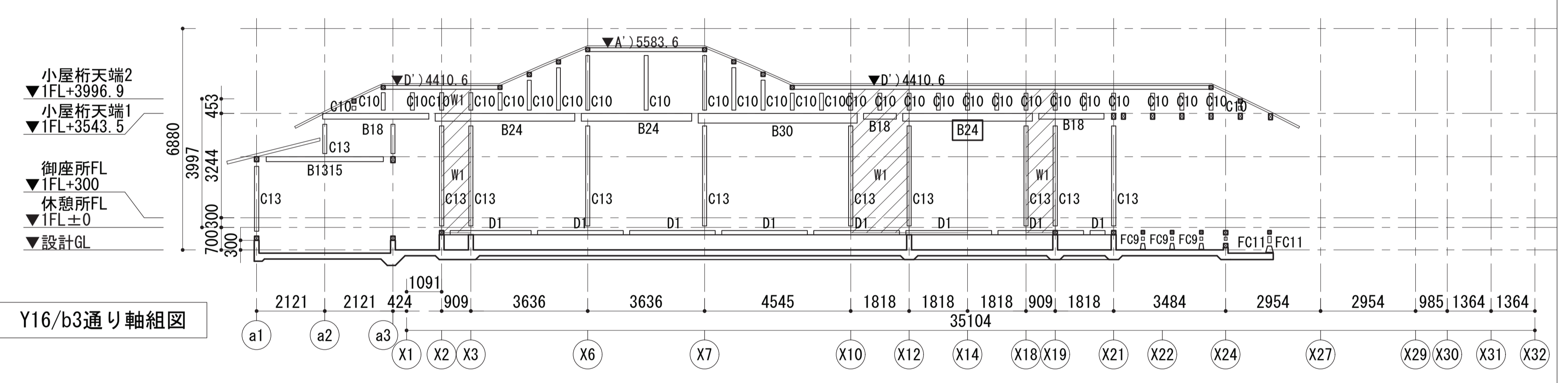
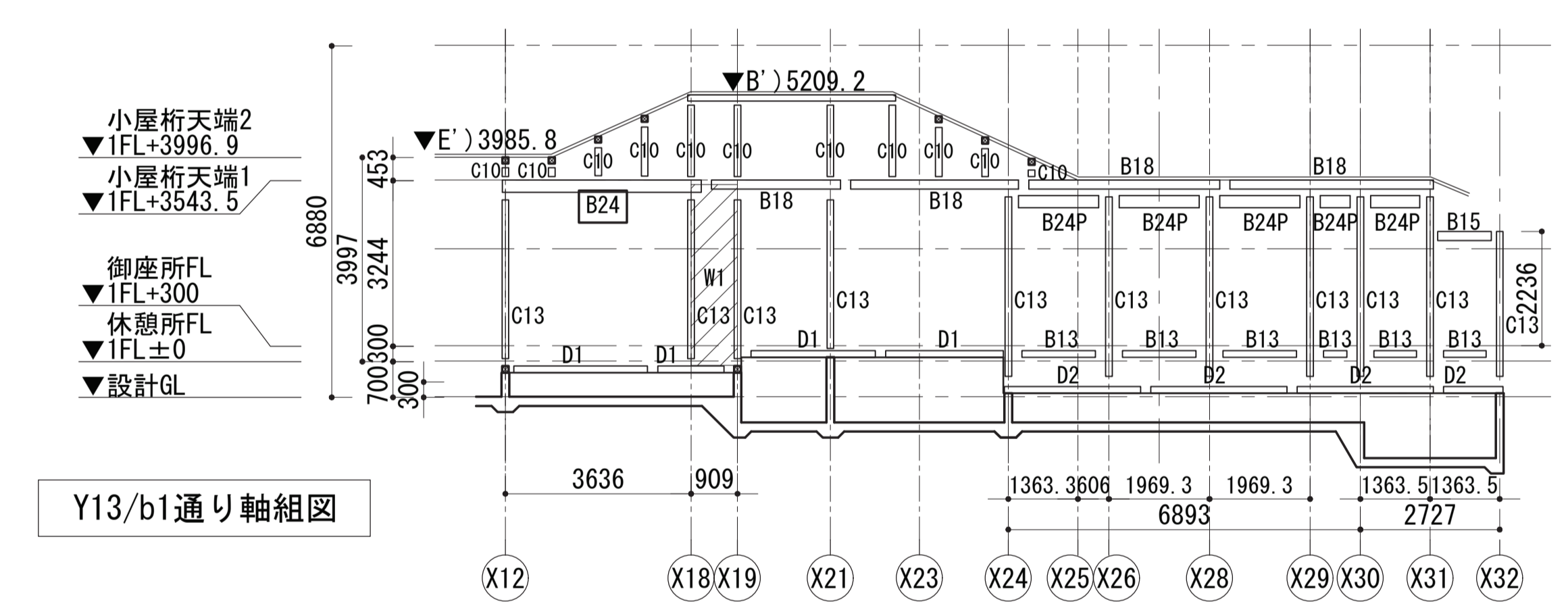
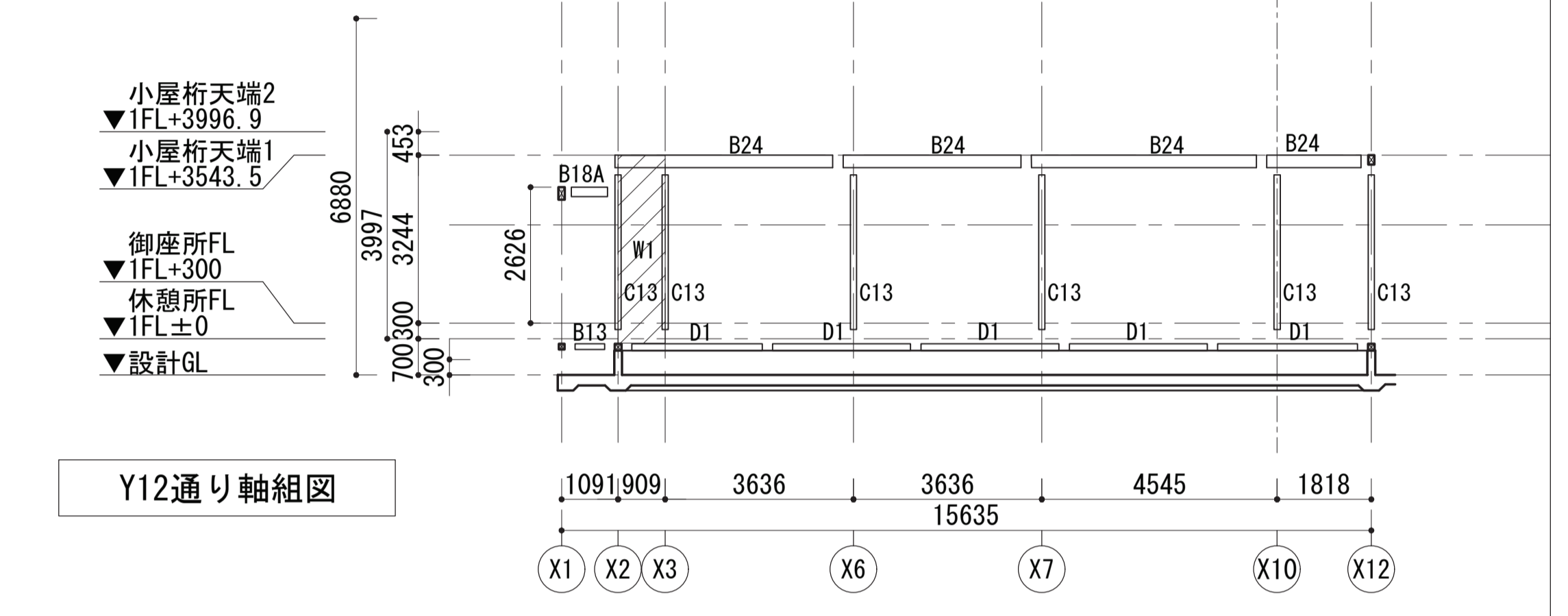
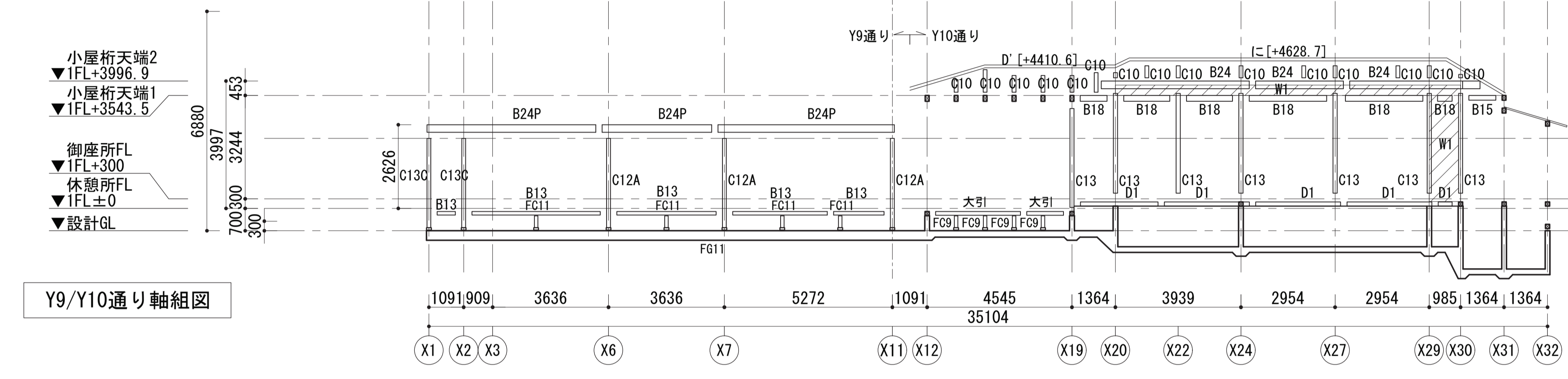
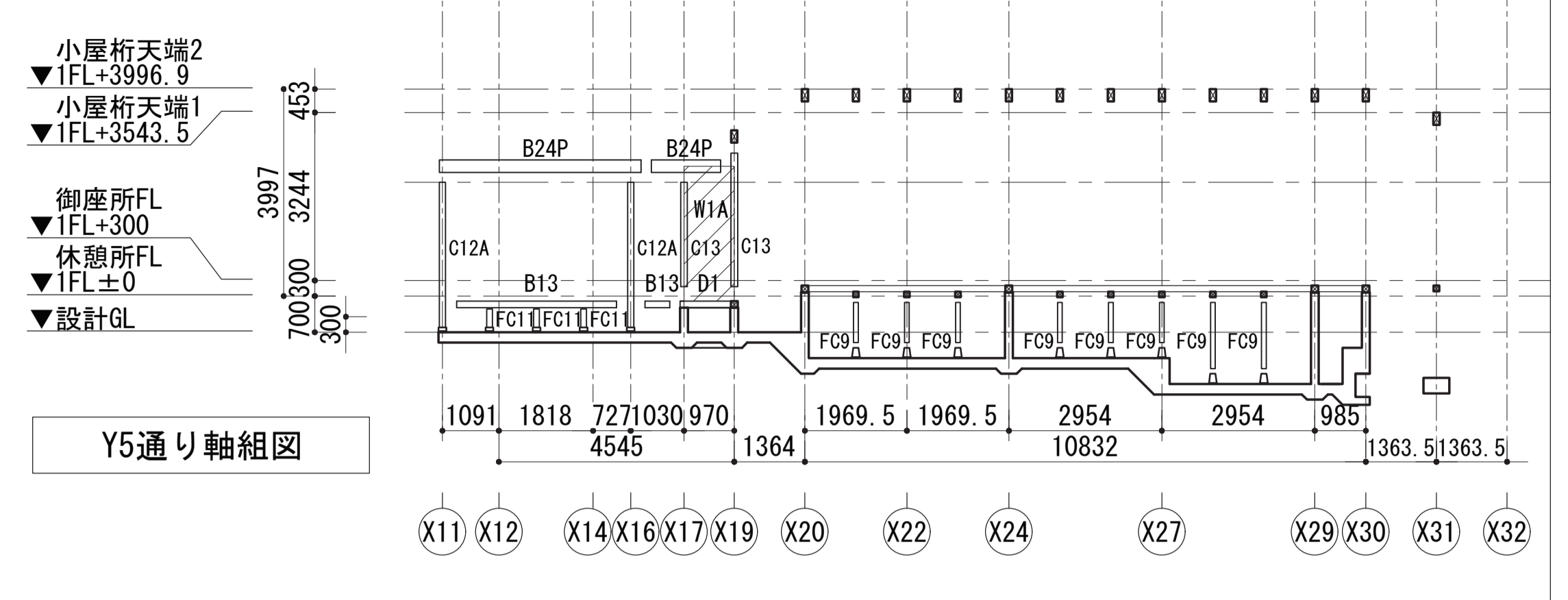
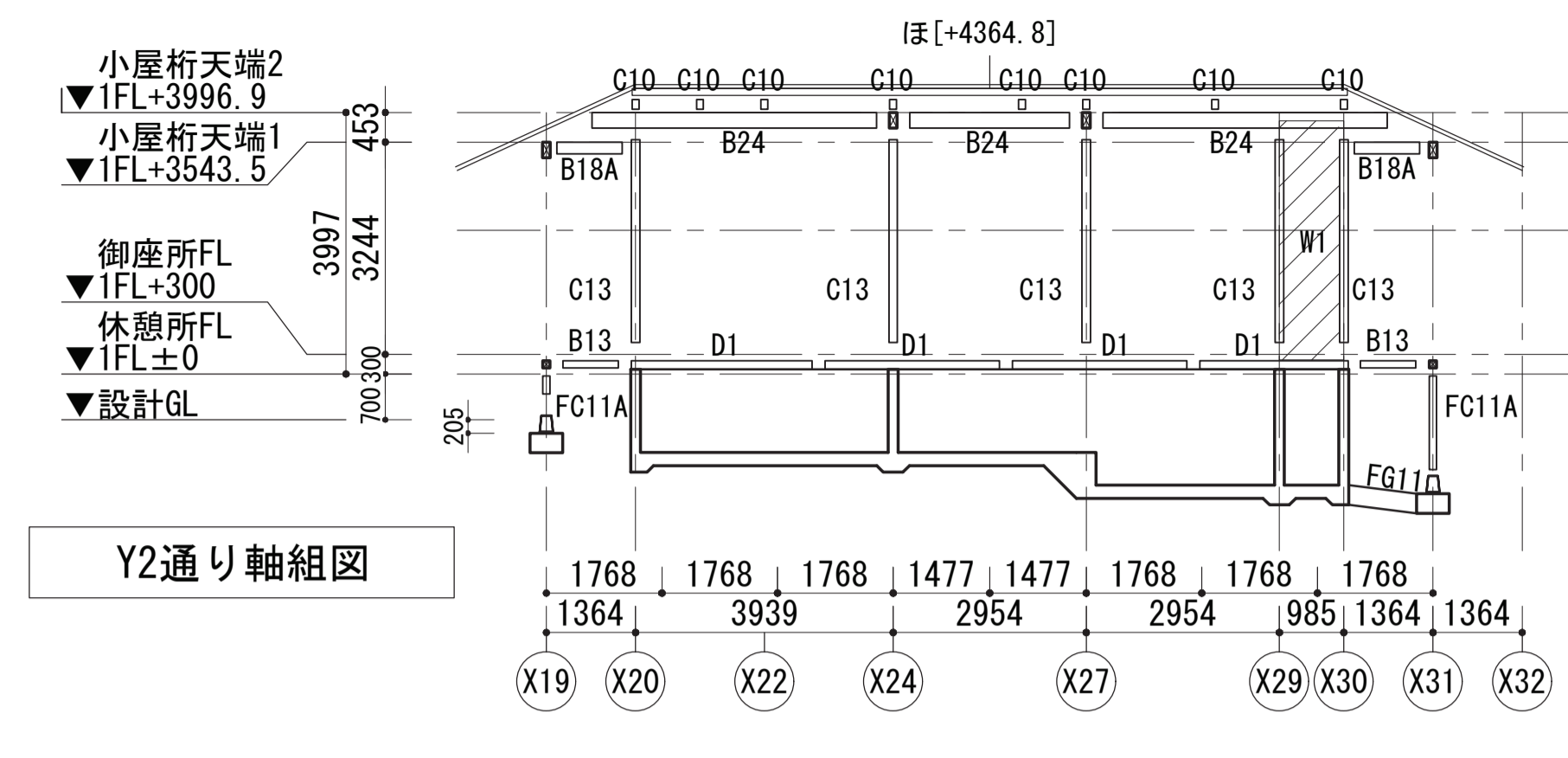
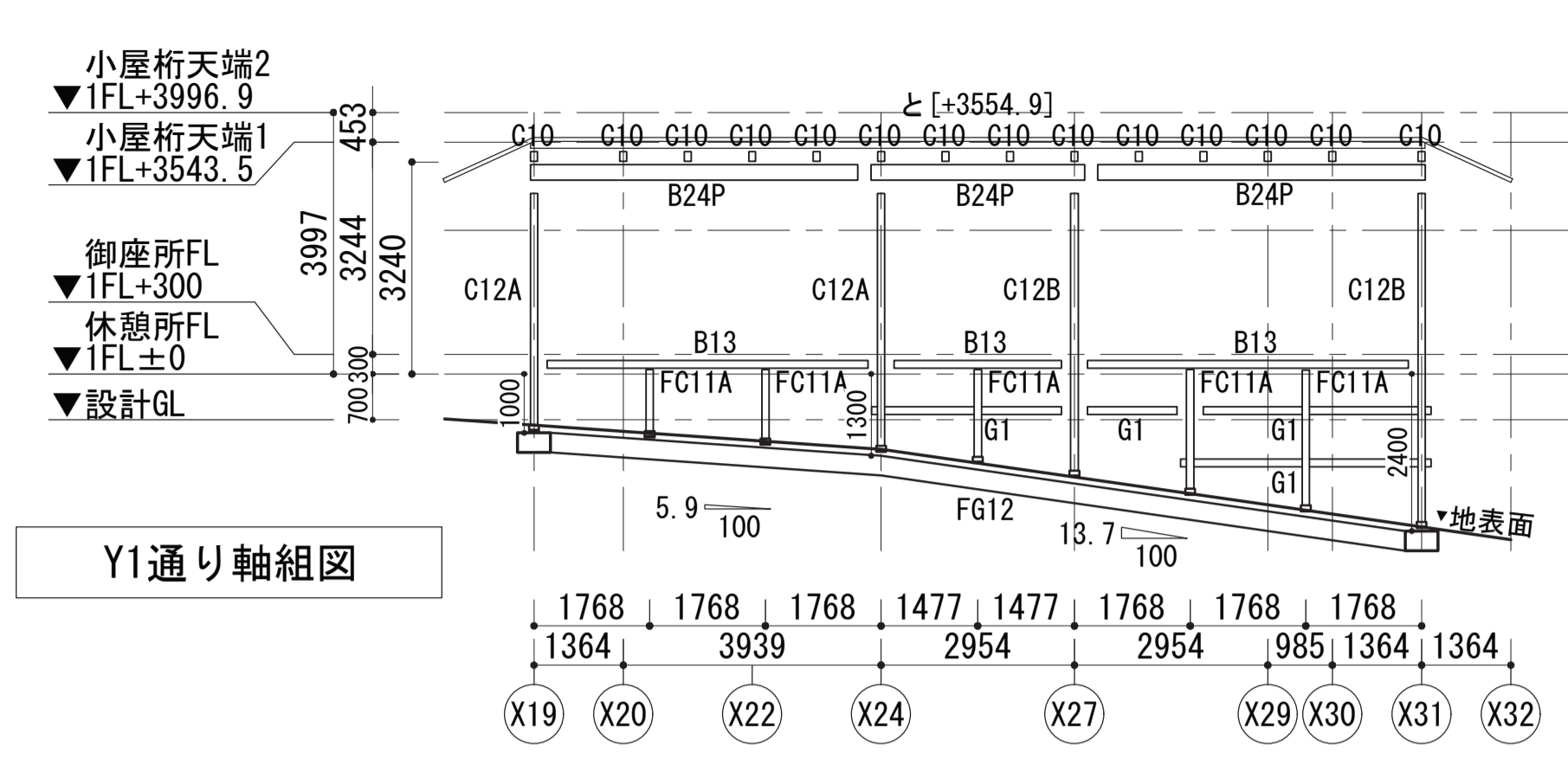
- ・かど金物、ビス打ちホールダウン金物の選定においては、公的機関による試験により性能が確かめられているものに限る。
- ・柱頭柱脚金物のうち特記のないものは(は)とする。
- ・(ろ)以外の金物は化粧面でない方向に取付けること。

符号	仕口仕様	短期許容引張耐力
(ろ)	長ほぞ差し込み栓打ち	3.8kN
(は)	かど金物ほか	5.1kN
(へ)	10kN引寄せ金物	10.0kN
(ち)	ビス打ちホールダウン金物	20.0kN
(り)	ビス打ちホールダウン金物	25.0kN
(ぬ)	ビス打ちホールダウン金物	35.0kN
(A)	M12ボルト引寄せ	7.5kN
(詳細)	詳細図にて図示	

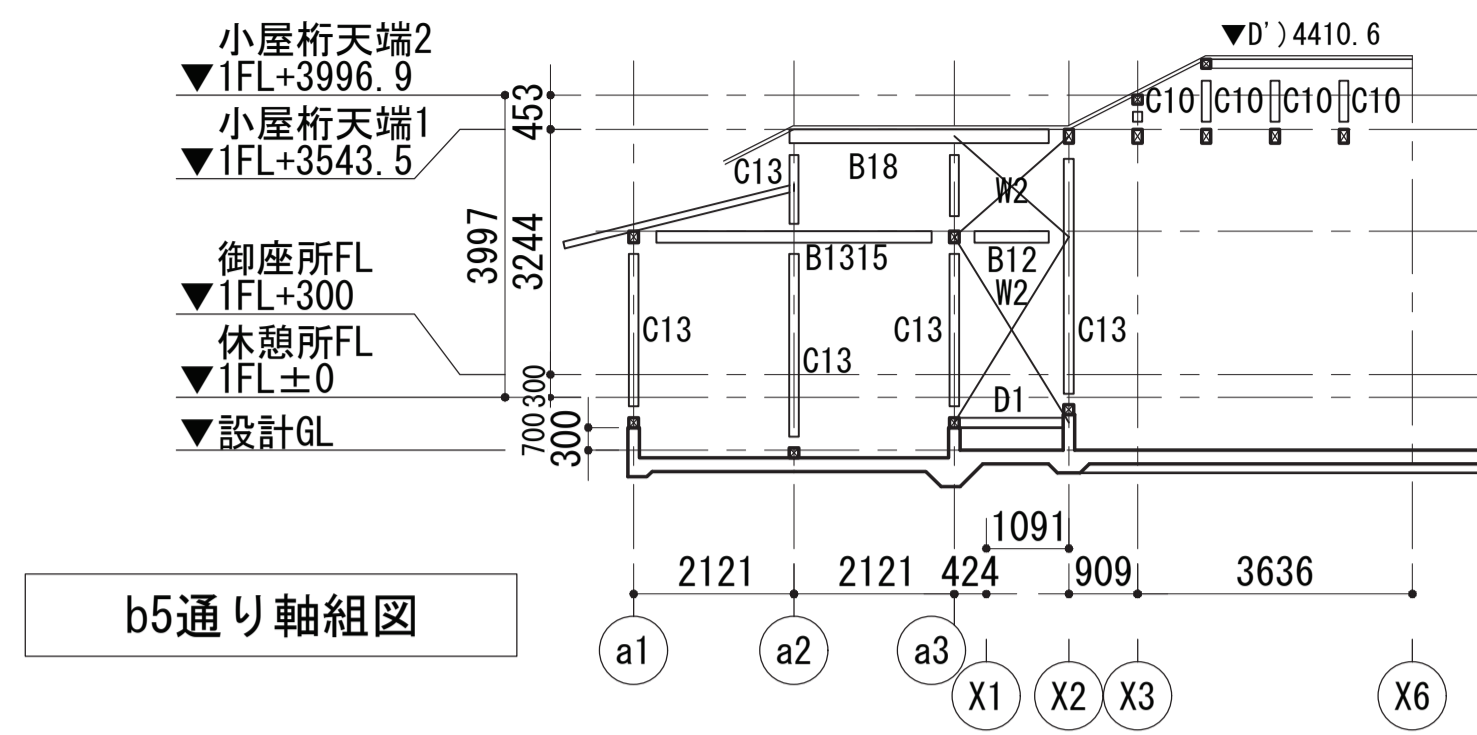


南東側御座所部 小屋伏図

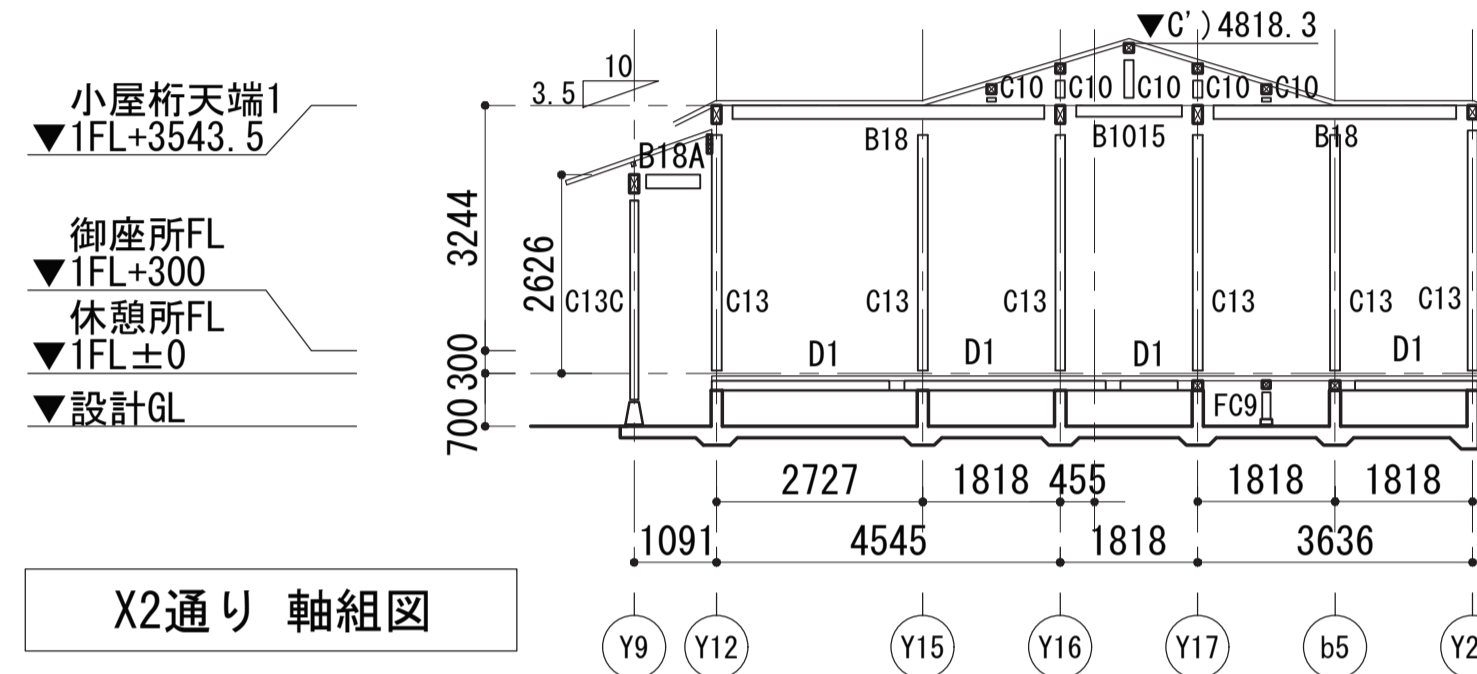
KAP <small>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</small>	香山建築研究所 <small>KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)	S-25
		柱頭柱脚金物伏図 3	A3:1/120
<small>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</small>		環境省新宿御苑管理事務所	164



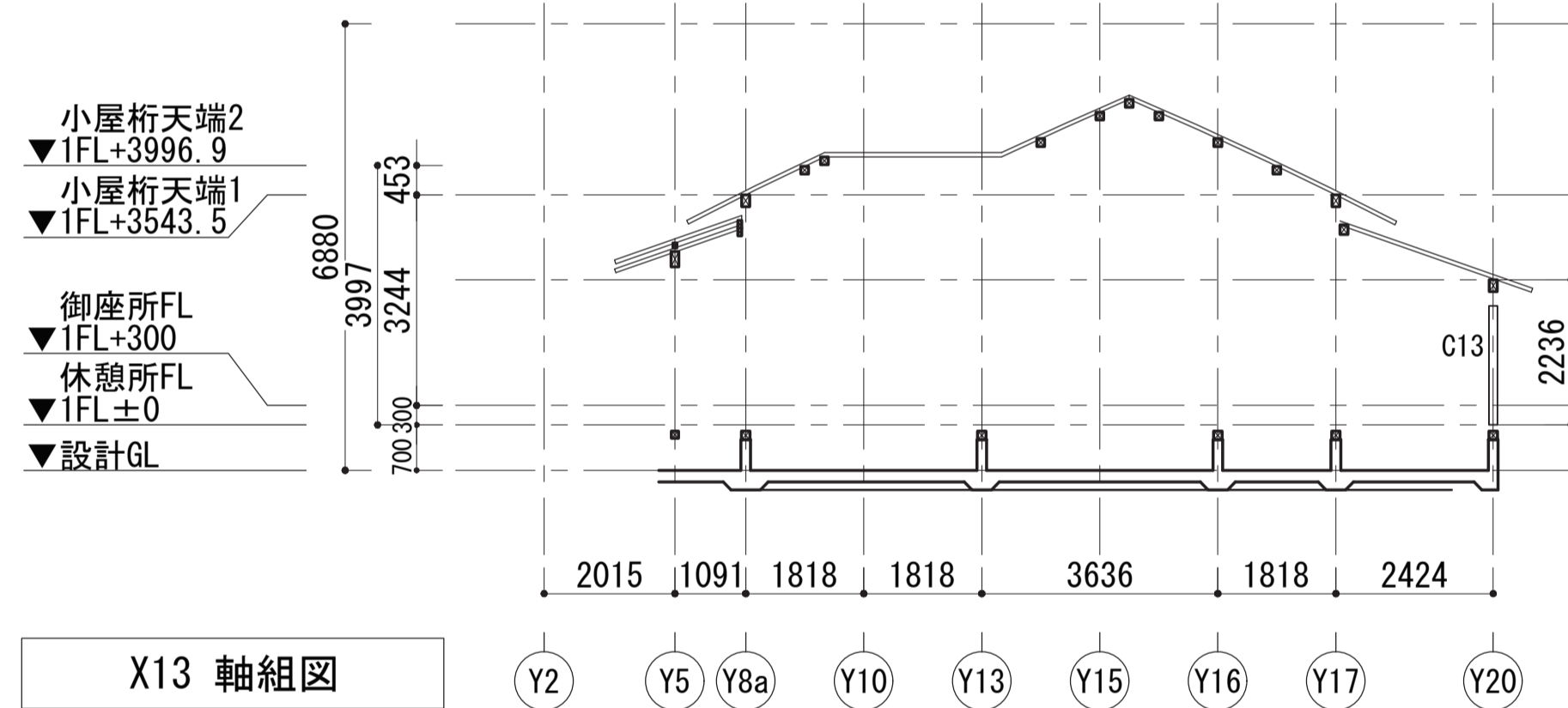
<p>KAP</p> <p>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</p> <p>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</p>	<p>香山建築研究所</p> <p>KOHYAMA ATELIER</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)</p>	<p>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)</p>		S-26
		<p>軸組図 1</p>	<p>A3:1/200</p>	<p>111</p>
<p>環境省新宿御苑管理事務所</p>				<p>164</p>



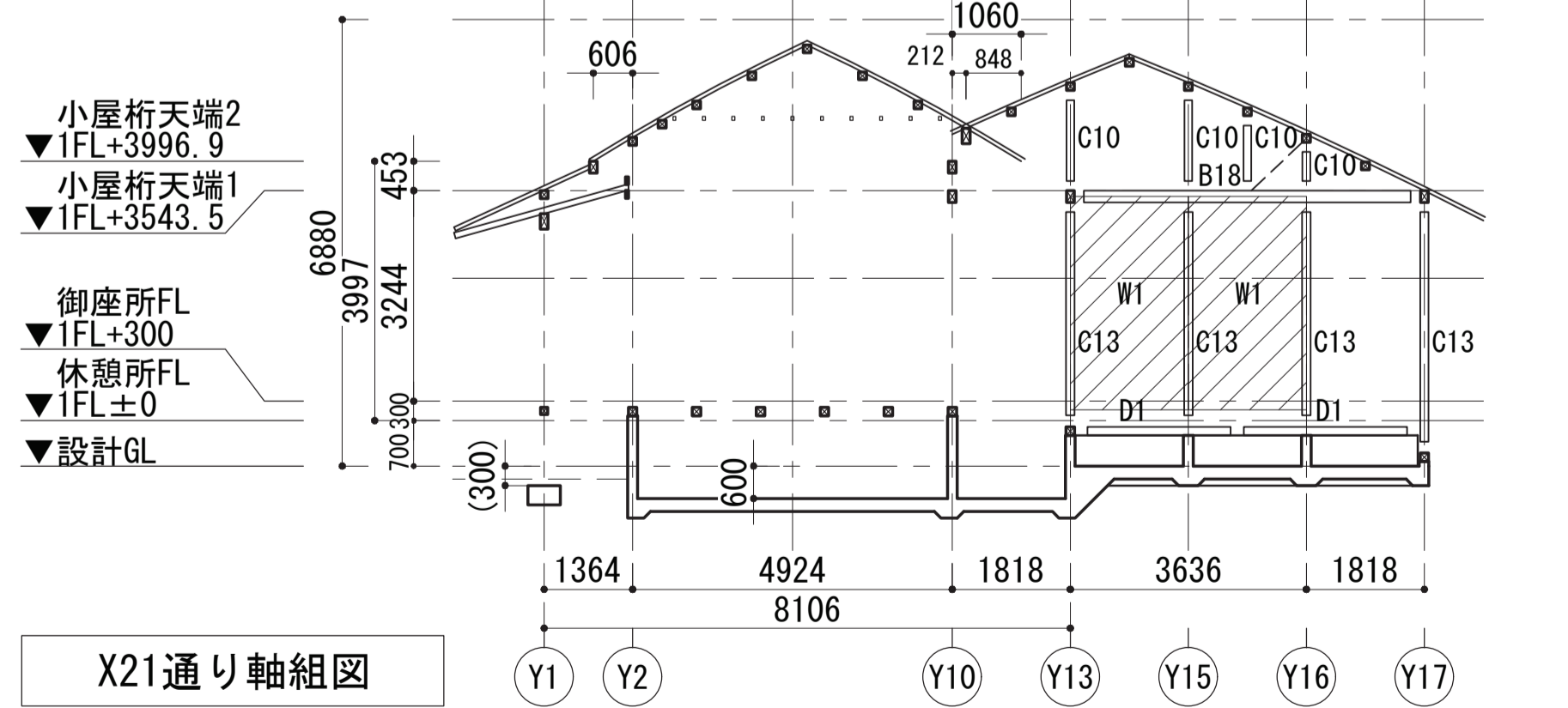
b5通り軸組図



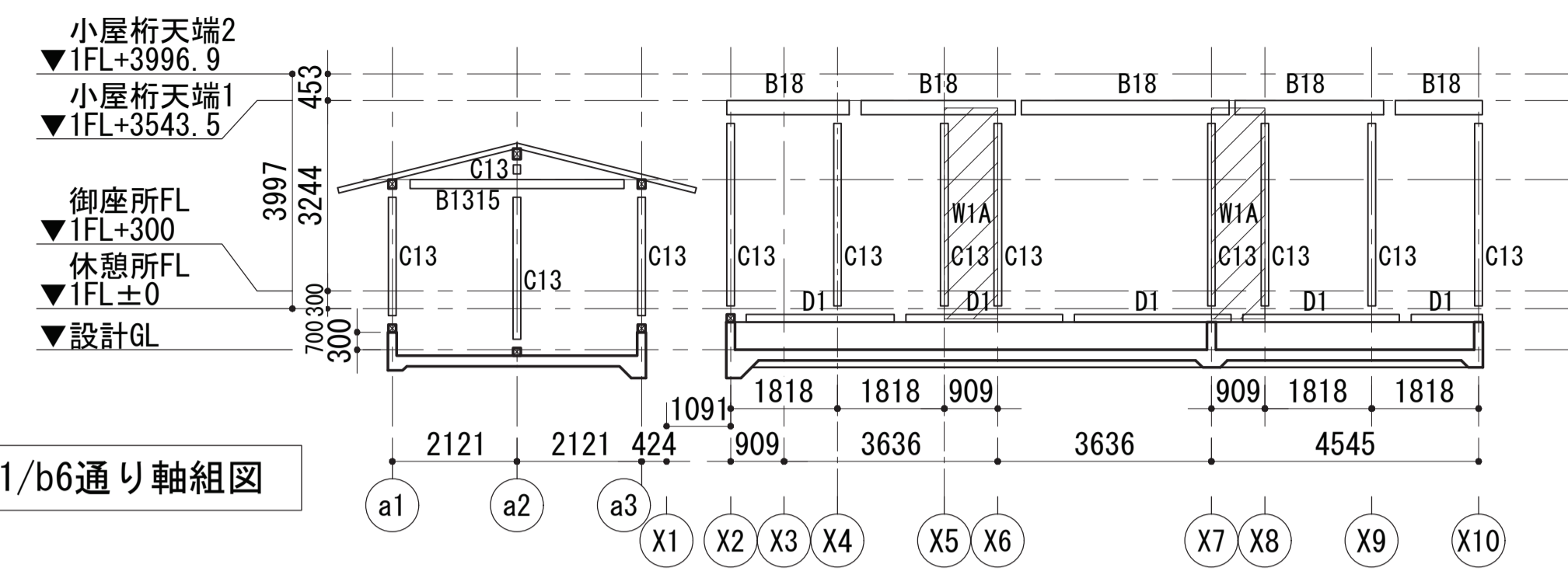
X2通り 軸組図



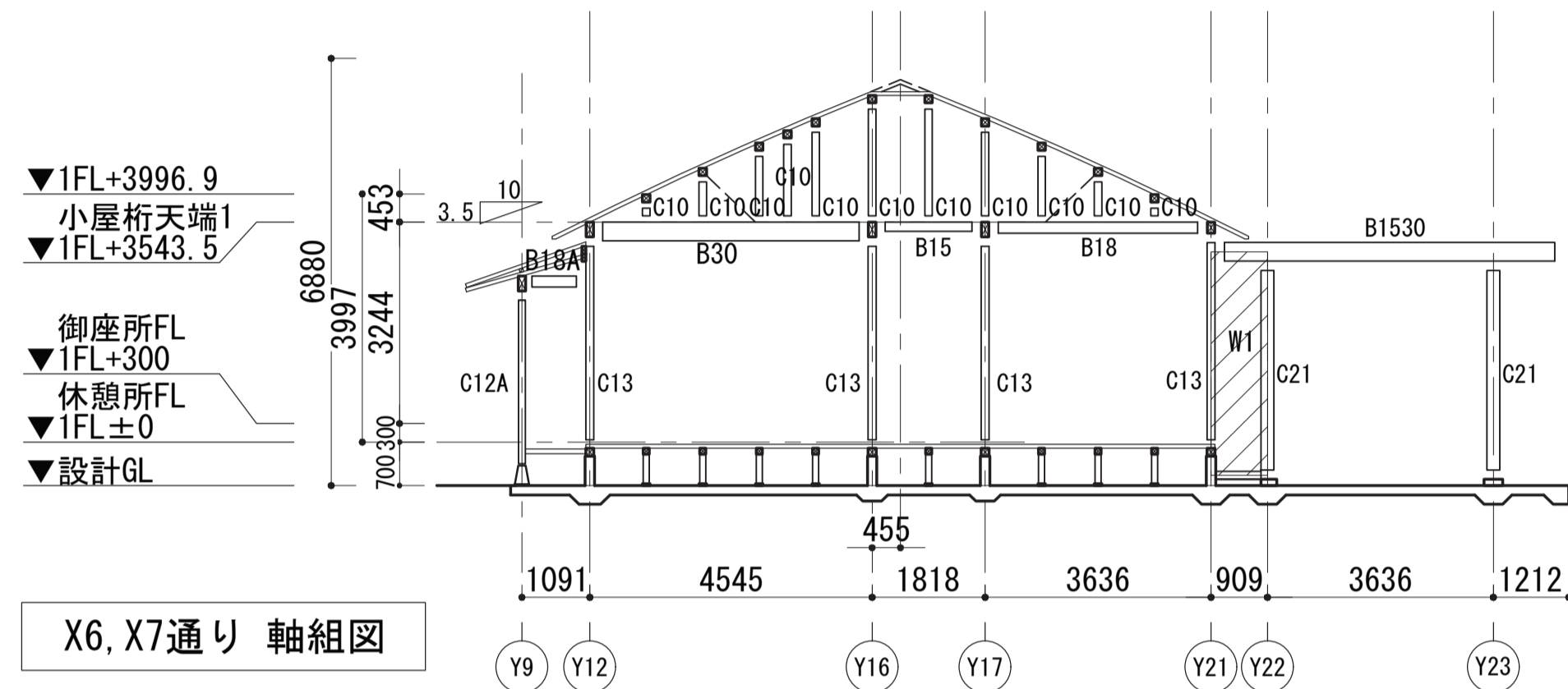
X13 軸組図



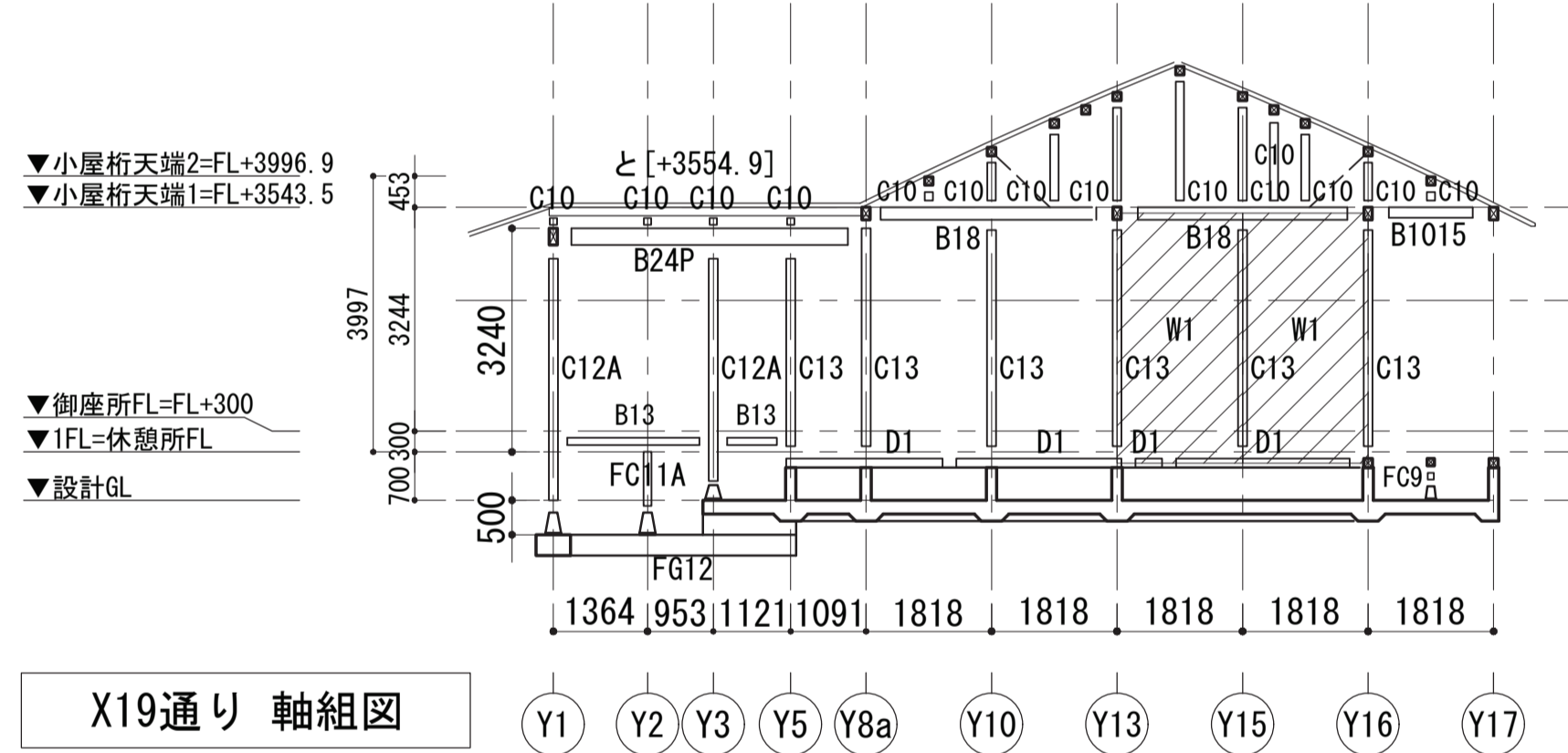
X21通り軸組図



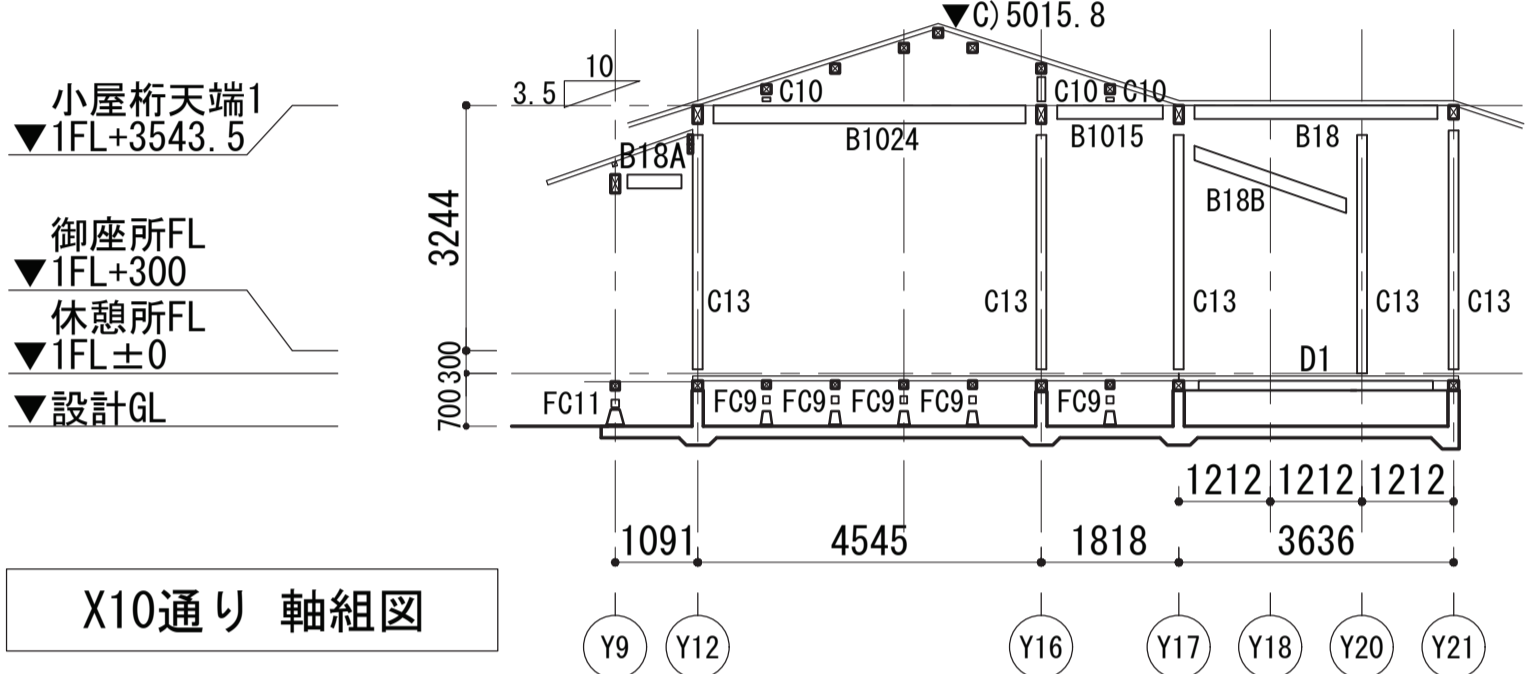
Y21/b6通り軸組図



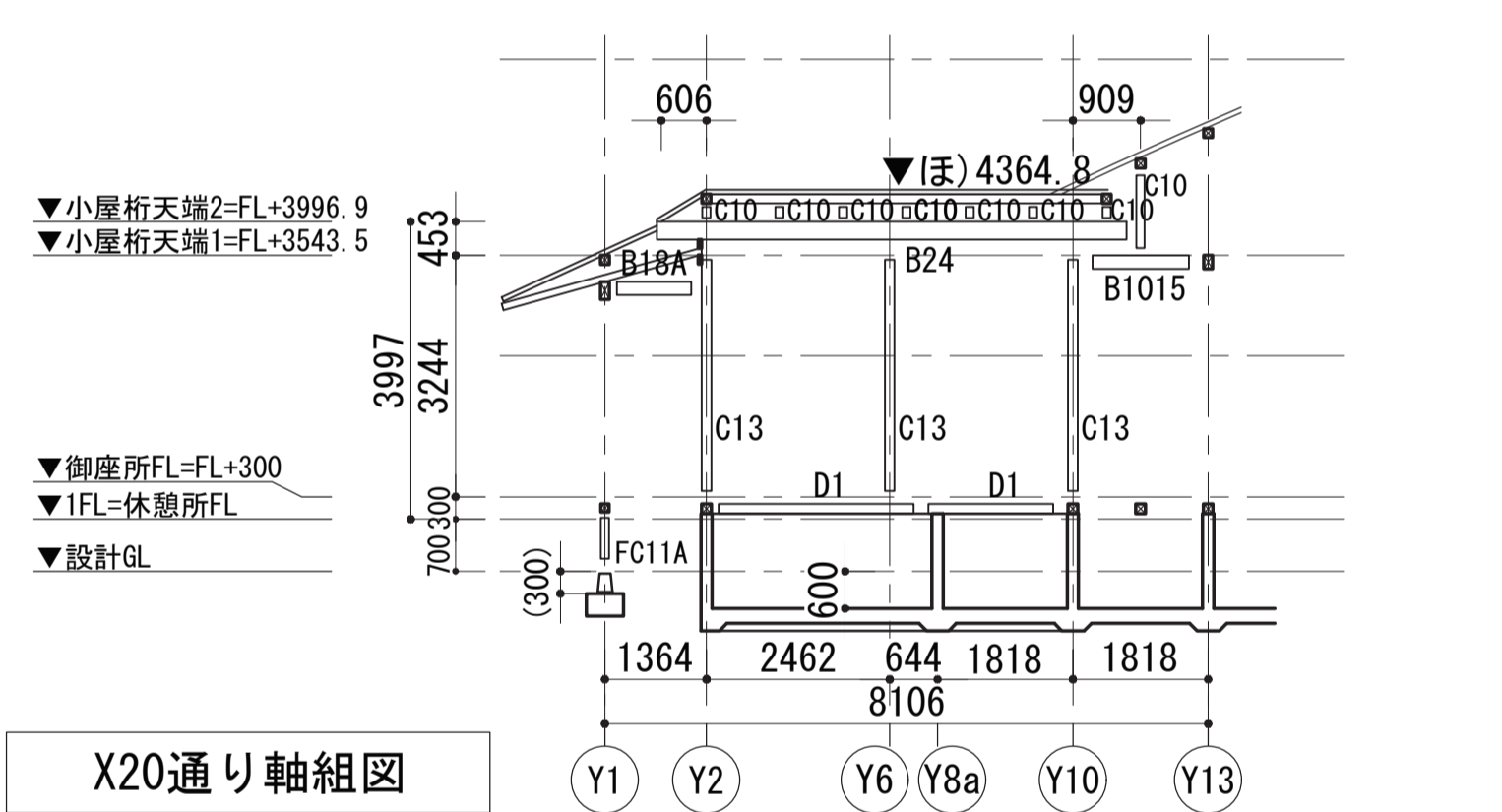
X6, X7通り 軸組図



X19通り 軸組図

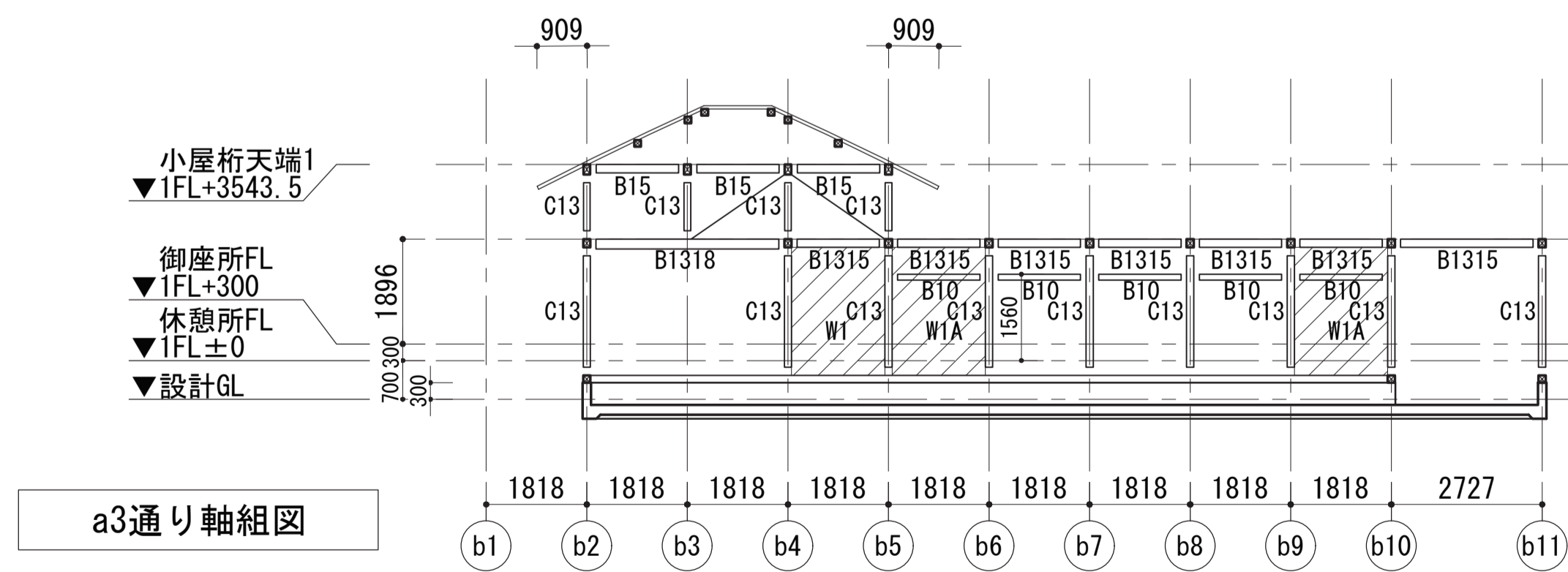
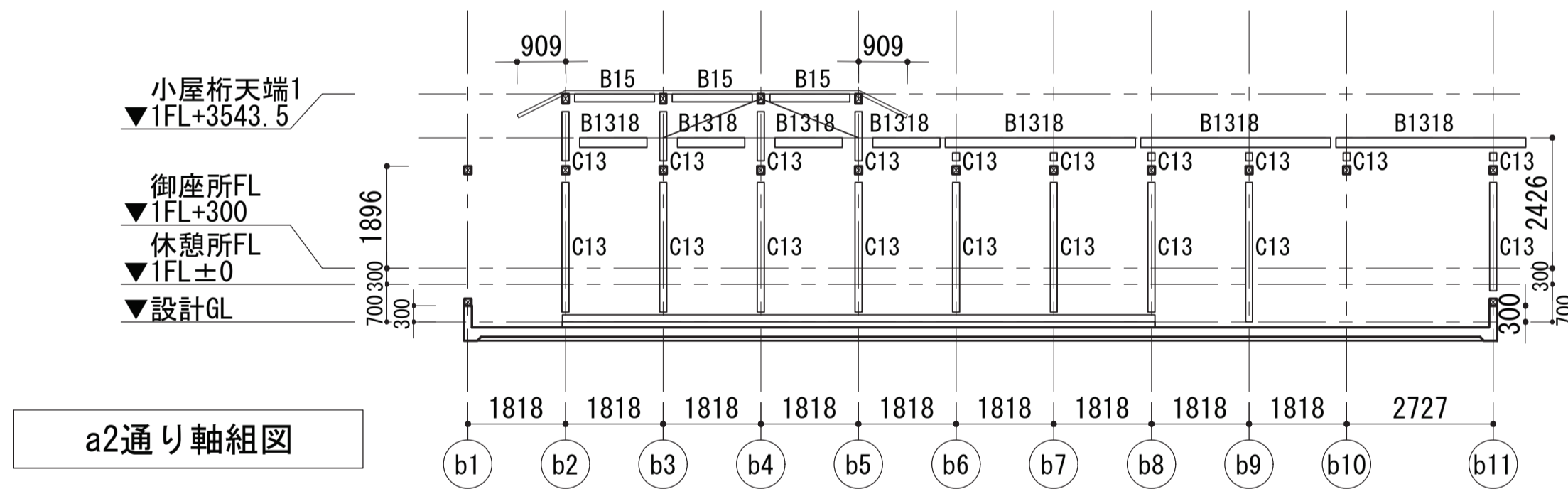
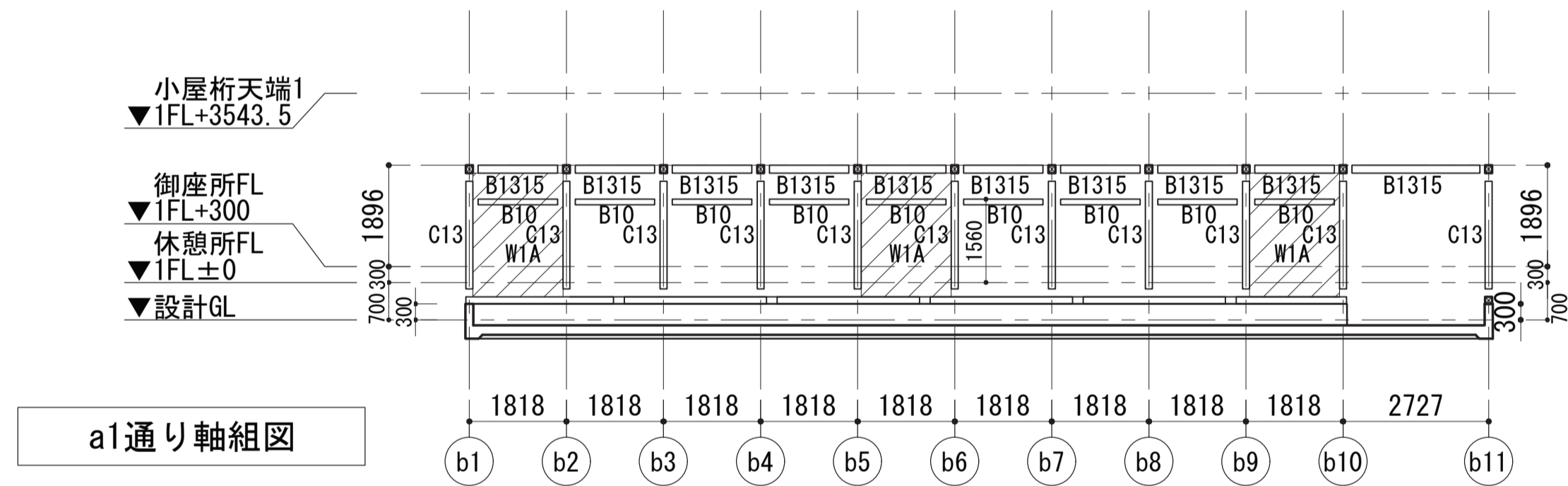
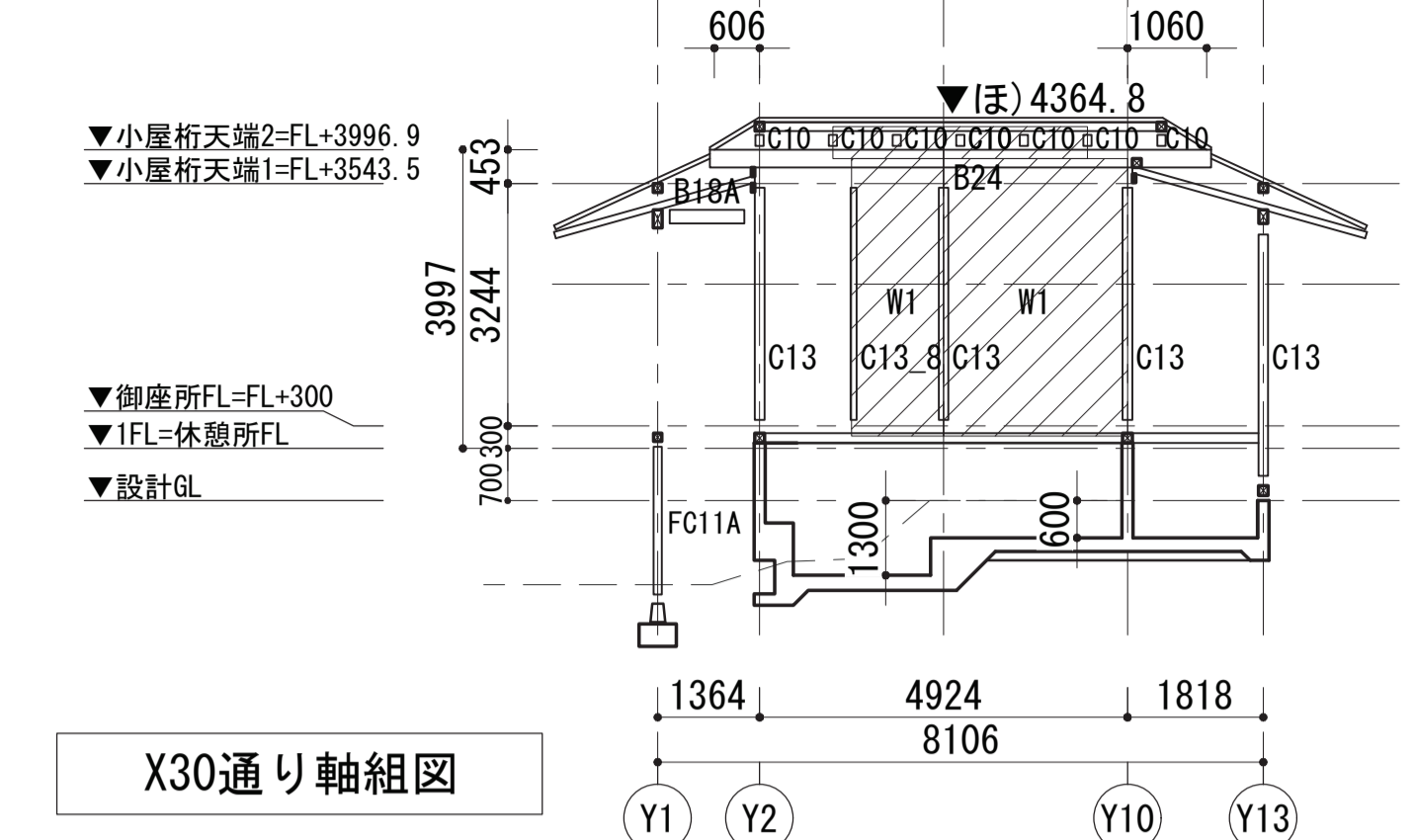
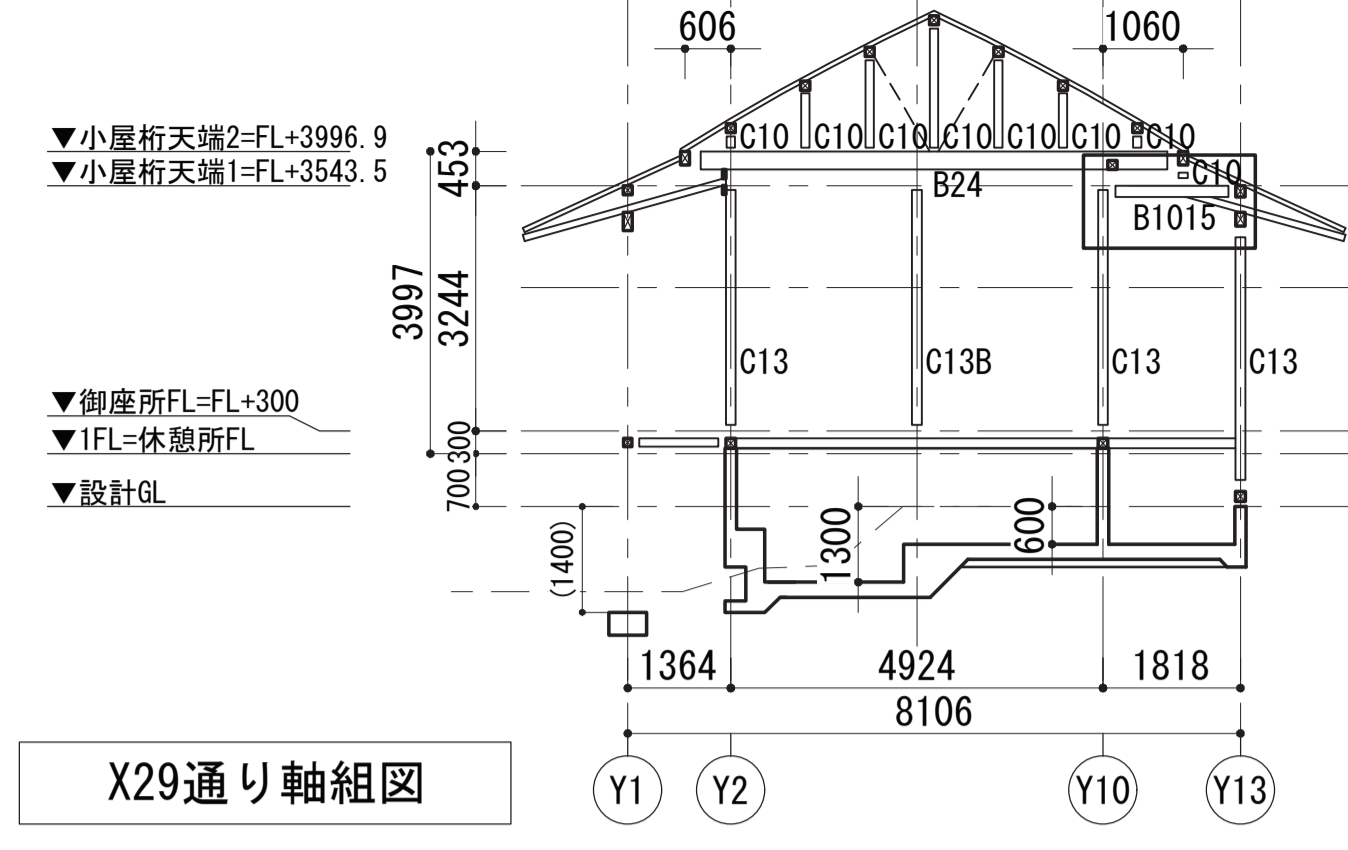
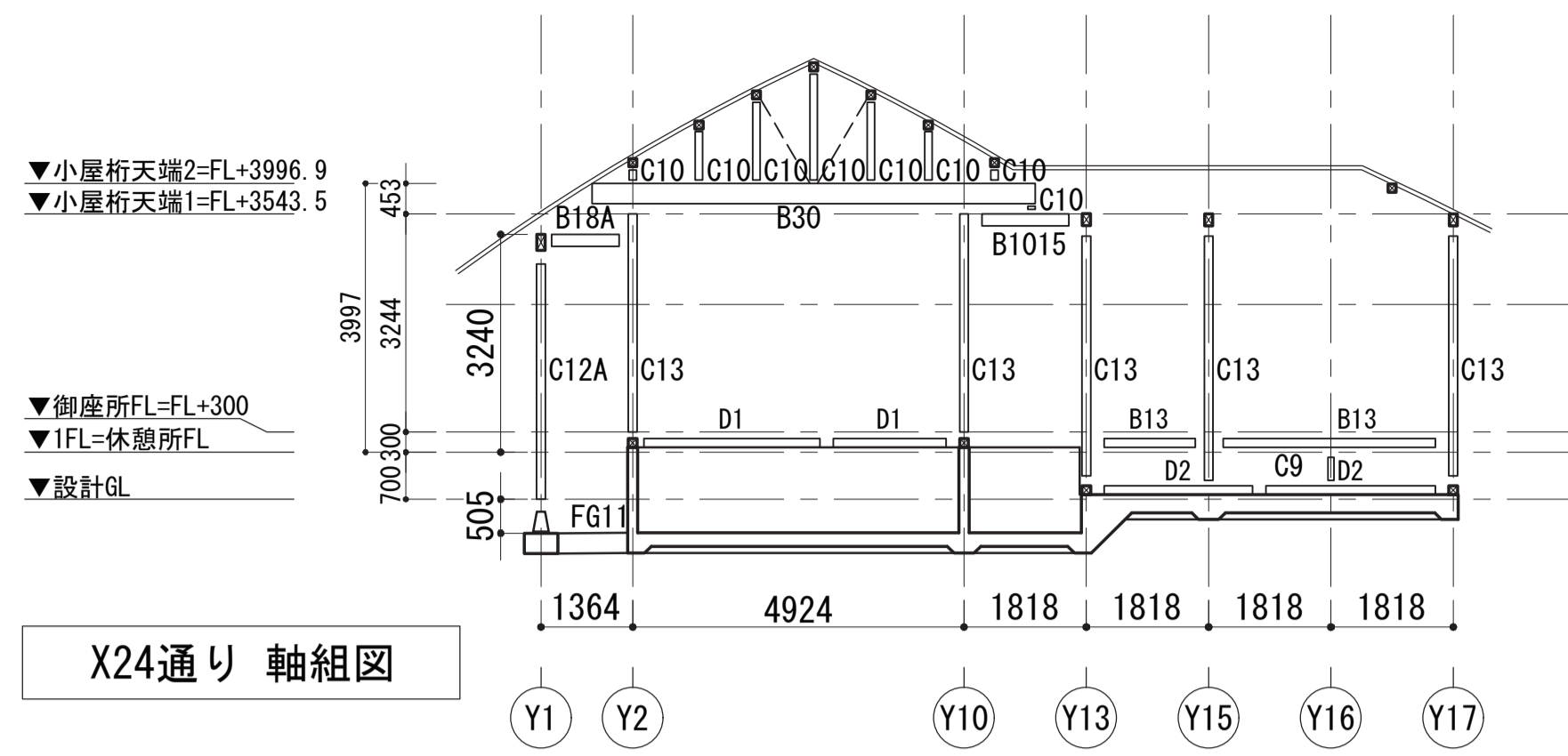


X10通り 軸組図

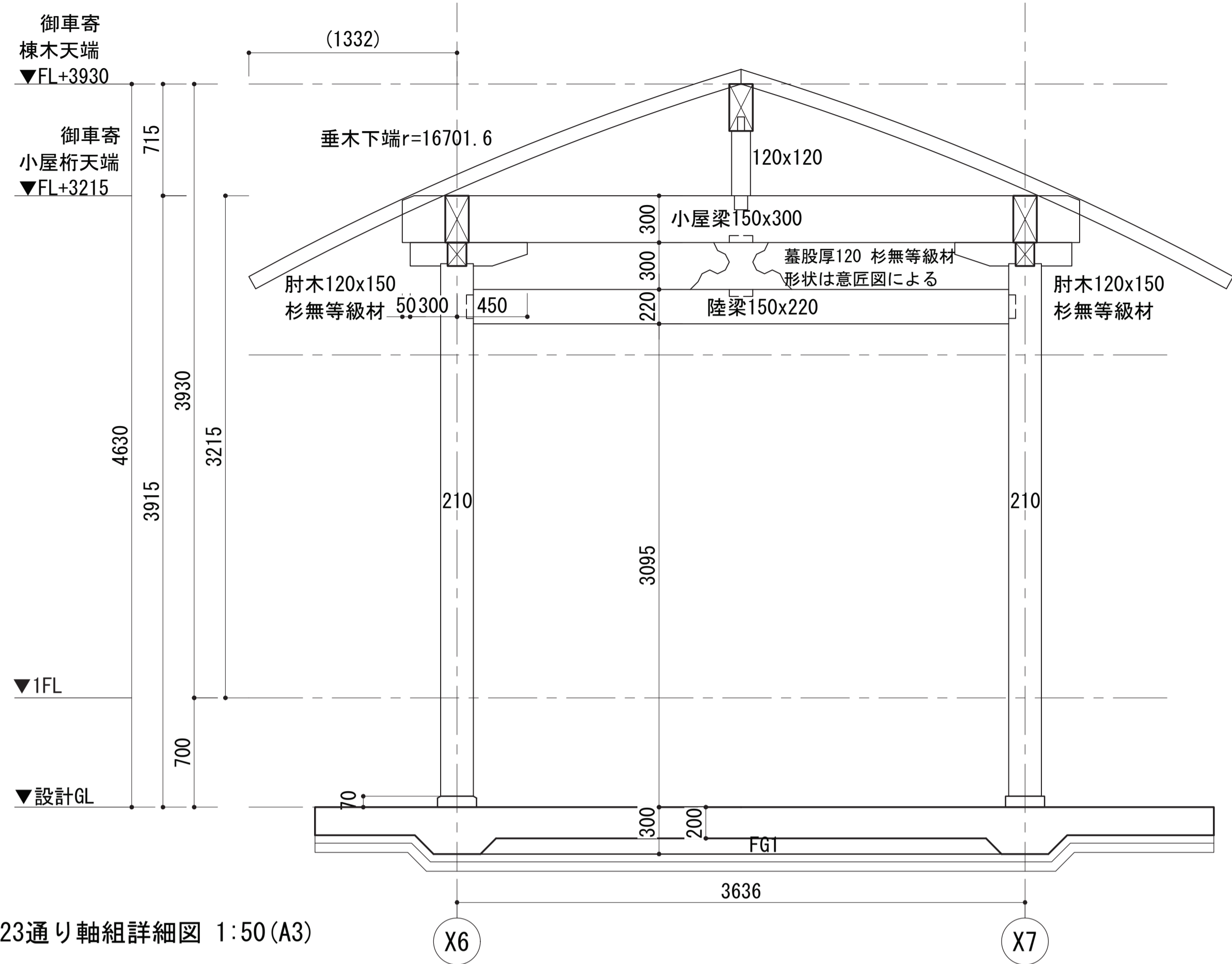


X20通り軸組図

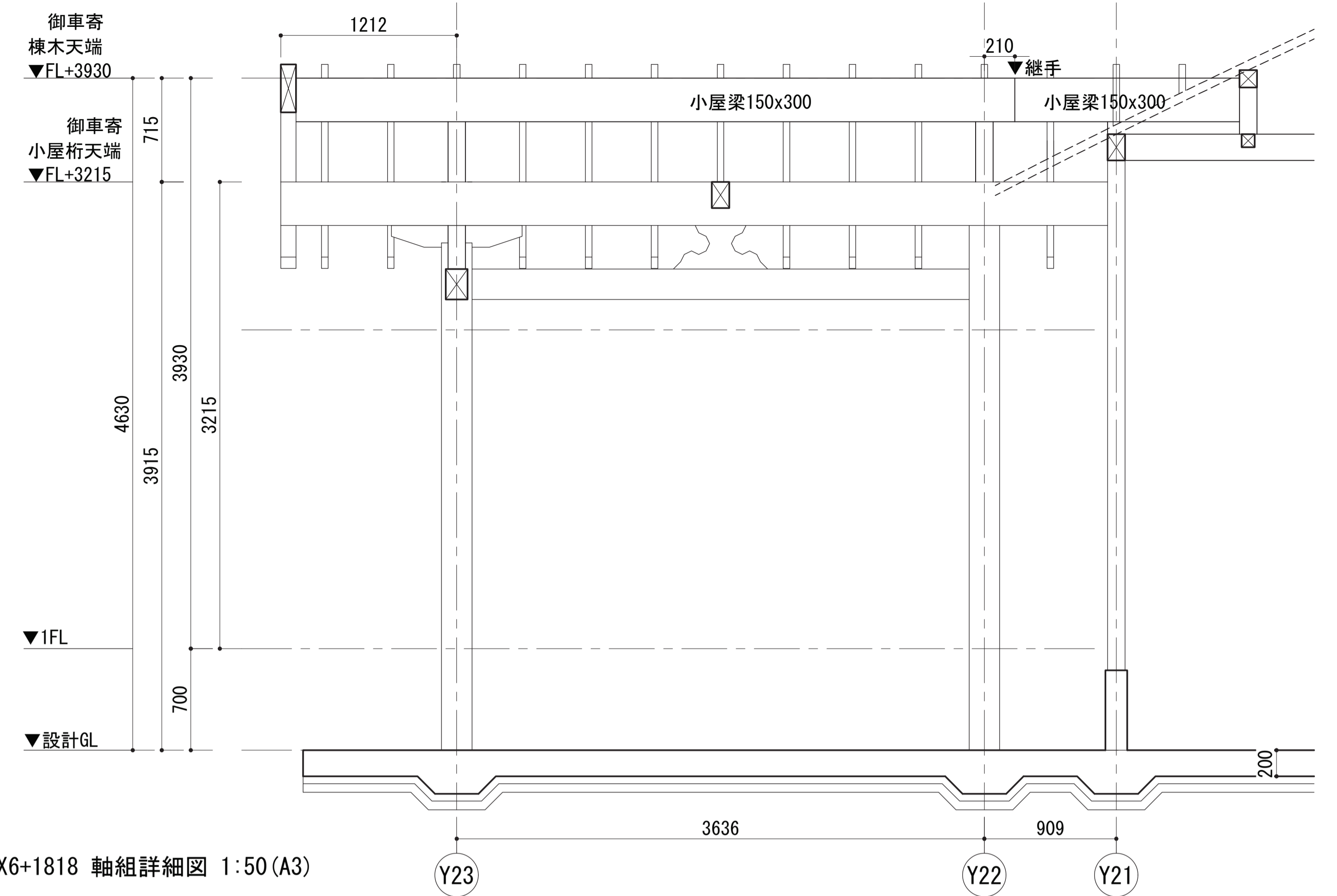
<p>KAP</p> <p>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</p> <p>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</p>	<p>香山建築研究所</p> <p>KOYAMA ATELIER</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)</p>	<p>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)</p>	S-27
		<p>軸組図2</p> <p>A3:1/200</p>	<p>112</p>
<p>環境省新宿御苑管理事務所</p>			<p>164</p>



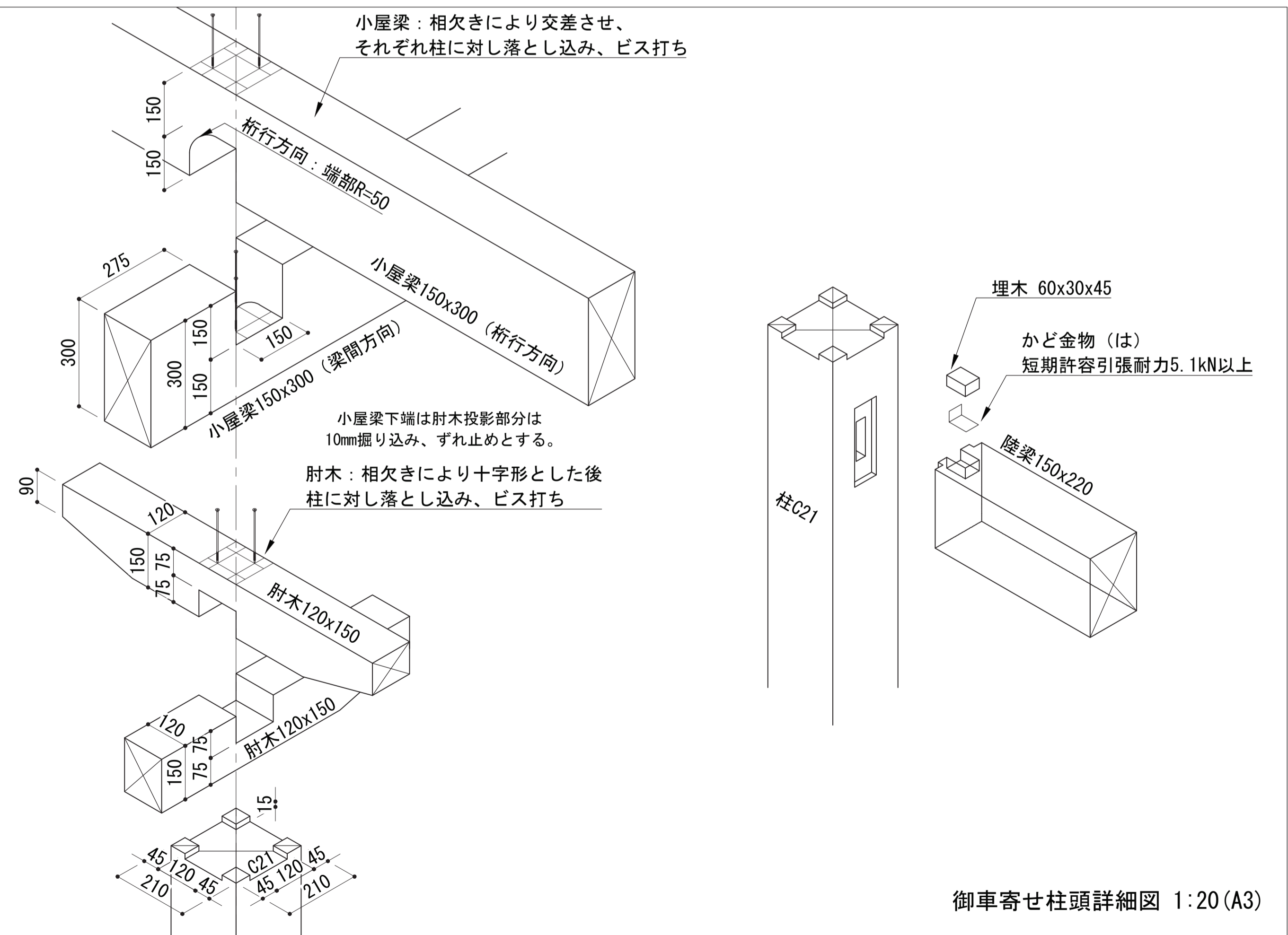
KAP <small>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</small>	香山建築研究所 <small>KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)	S-28
		軸組図 3	A3:1/200
<small>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</small>		環境省新宿御苑管理事務所	164



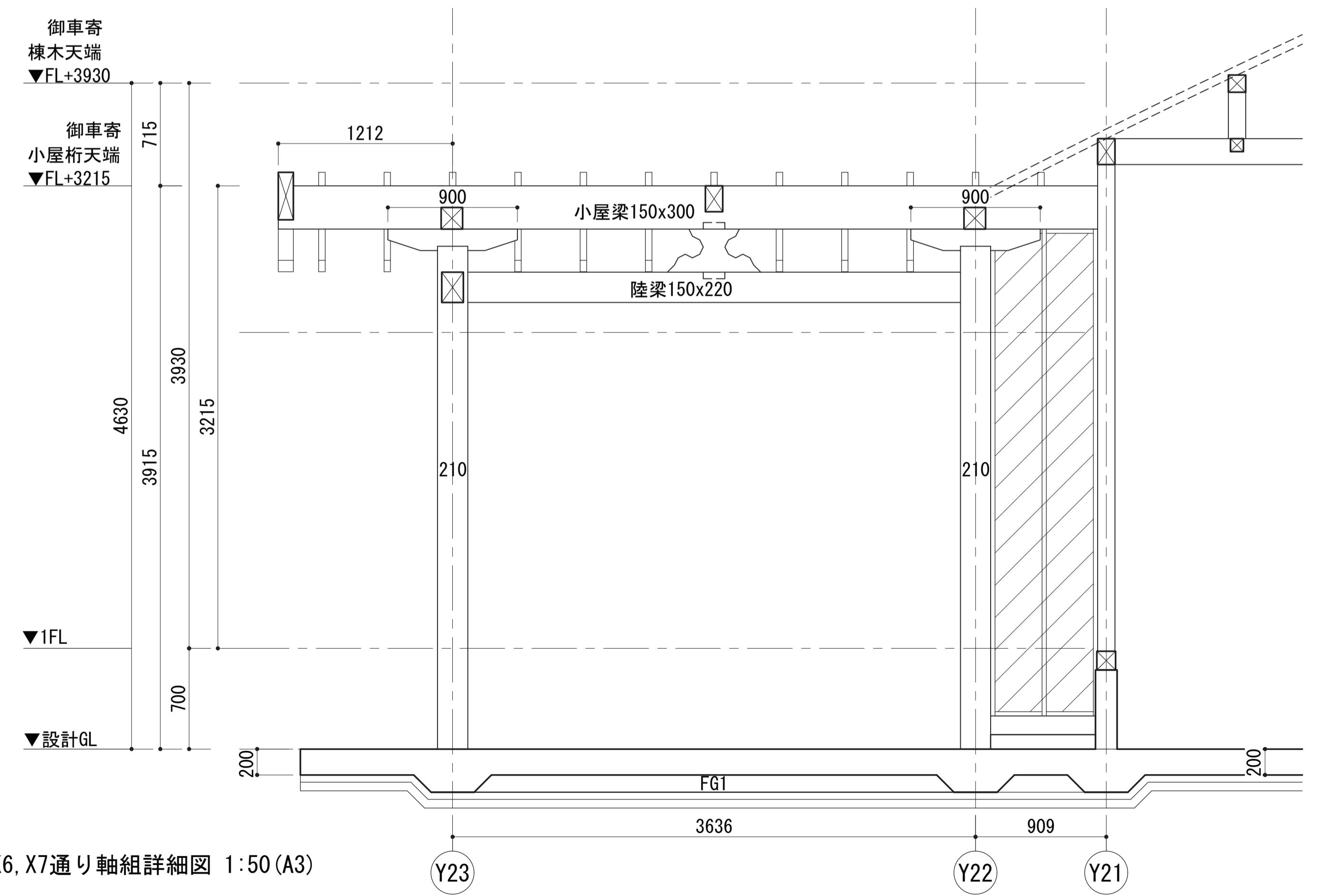
Y22, 23通り軸組詳細図 1:50 (A3)



X6+1818 軸組詳細図 1:50 (A3)



御車寄せ柱頭詳細図 1:20 (A3)



X6, X7通り軸組詳細図 1:50 (A3)

<p>KAP</p> <p>一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)</p> <p>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</p>	<p>香山建築研究所</p> <p>KOHYAMA ATELIER</p> <p>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)</p> <p>構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)</p>	<p>令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)</p> <p>御車寄せ詳細図 A3: 1/20, 50</p>	<p>S-29</p> <p>114</p> <p>164</p>
		<p>環境省新宿御苑管理事務所</p>	

木質部材断面リスト

符合	B13	B12	B1015	B15	B1018	B18, B18A, B18B	B1024	B24	B24P	B1315	B1318	B30	
部材種	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	梁材	
部材	断面	130x130	120x120	105x150	120x150	105x180	120x180	105x240	120x240	120x240	130x150	130x180	120x300
	樹種/等級	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 スギE70
	備考							B18A梁仕口: 大入れ蟻掛け又は胴差 +2-N75鉛め釘打ち B18A:化粧梁: 見え係り面上小節		縁側軒桁 化粧梁 見掛面上小節	エントランス棟 化粧梁 見掛面上小節	エントランス棟 化粧梁 見掛面上小節	

木質部材断面リスト

符合	B1522	B1530	B10	b7	c7	C10	C12	C12A, C12B, C12C	C13	C13B	C13C	C13_8	C21	
部材種	梁材	梁材	梁材	横架材	間柱材	小屋束材	小屋束	柱材	柱材・束材	柱材	柱材	柱材	柱材	
部材	断面	150x220	150x300	105x105	75x75	105x105	120x120	120x120	130x130	130x130	130x130	80x130	210x210	
	樹種/等級	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	ひのき無等級材	JAS機械等級区分 スギE70	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材	JAS機械等級区分 ヒノキE90 又は ヒノキE90同等無等級材
	備考	御車寄せ 化粧梁 材面に死節・抜節のないこと	御車寄せ 化粧梁 材面に死節・抜節のないこと	1面化粧, 化粧面上小節	戸袋部分 c7は束石150x150			化粧面: 上小節(化粧面数伏図) A, C: 新設/B: 既存自然礎石 防腐防蟻処理 性能区分K4※	化粧面: 上小節(化粧面数伏図) 一部柱目 伏図にて指定	3面無節 柱目	化粧面: 上小節(化粧面数伏図) C13C: 柱脚RC束石	化粧面: 上小節(化粧面数伏図)	化粧面: 上小節(化粧面数伏図)	化粧面: 上小節(化粧面数伏図) 柱脚~1000mmの範囲にて 防腐防蟻処理塗装 ※2

木質部材断面リスト

符合	C9	FC9	FC11, FC11A	D1, D2	-	-	-	-	-	-	-	-	G1		
部材種	柱	床束	床束	土台	間柱	大引	根太	垂木	垂木	化粧垂木	母屋・隅木	小屋筋交	貫		
部材	断面	90x90	90x90	110x110	130x130	見付30 見付45	105x105	45x60	45x90	45x60	55x60	120x120	45x90	45x120	
	樹種/等級	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	JAS機械等級区分 ヒノキE90	すぎ無等級材	すぎ無等級材	すぎ無等級材	すぎ無等級材	すぎ無等級材	すぎ無等級材	ひのき無等級材	JAS機械等級区分 スギE70	すぎ無等級材	ひのき無等級材
	備考		束石150x150	束石150x150 芯持ち材	D2ではインサイジングの上 防腐防蟻処理 性能区分K4※	厚は壁の構成に依る					むくり 曲げ有		W3: 片筋交/W4: 襷筋交	防腐防蟻処理 性能区分K4※	

【JAS同等無等級材の品質管理】

本工事において構造耐力上主要な部分に用いる製材は、製材のJASに適合するもの 又は製材のJASに適合するものと同等の品質を有するもの(以下、JAS同等品)とする。JAS同等品の利用に際しては、材料加工に先立ち以下①~③のいずれにも適合することを確認し、全部材に関して各項目の検査記録を監督職員に提出すること。
①曲げヤング係数が指定した以上の数値であることを確認すること。
確認方法は、以下いずれかによる。いずれの場合も試験計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。

- ・製材のJAS規格第6条に規定する曲げ性能の確認方法
 - ・縦振動法(タッピング法、共振法、打撃音法)
 - ・その他監督職員の承認を得た方法
- ②含水率計等により各面の両端及び中央において含水率を計測し、その平均値が20%以下であることを確認すること。
使用する含水率計は監督職員の承認を得ること。
- ③製材のJAS規格第6条に規定する節、集中節、丸身、貫通割れ、目周り、腐朽、曲がり、狂い及びその他の欠点について、品質の基準を満たすことが確認できること。

【現しとなる構造部材の配置管理】

構造用製材の加工に先立ち、現しとなる構造部材のうち下記の部材については特に意匠性に配慮し、使用位置及び設置方向を特定・番付を行い監督職員の承認を得ること。
エントランスホール部(a1-a3, b1-b11)を除く全ての柱
縁側の桁梁・梁 B24P, B18A

【現しとなる構造部材の化粧面以外の品質】

化粧面以外、「抜節・死節のないこと」を材面の品質としての要求項目とする。
【防腐防蟻処理】
※ 兼松サステック株式会社 乾式注入工法 ニッサンクリーンAZN 同等品とし、性能区分K4を満足しかつ処理木材の外観について監理者が同等であると承認したものを指す。
※2 美観上支障のないものとし、監理者の承認を要する。

K A P 一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階 管理技術者 桐野 康則(一級建築士第272618号) 構造主任技術者 萩生田秀之(一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史(一級建築士第367949号)	香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER 一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久(一級建築士第289714号) 構造主任技術者 萩生田秀之(一級建築士第341678号) 担当技術者 池谷 聡史(一級建築士第367949号)	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)		S-30	
		断面リスト1	A1:1/5 A3:1/10		115
		環境省新宿御苑管理事務所			164

RC基礎断面リスト

符号	FG1, FG1B	FG1A	FG2	FG3A, FG3B (適用) 通り土間ギャラリー	FG4-1 (適用) 通り土間ギャラリー	FG4-2 (適用) 御車寄せ	FG4A
断面/全せい	150 x 473 / 773	150 x 473 / 773	150 x 773 / 1073	150 x 420 / 720	150 x 220 / 520	150 x 170 / 470	150 x 70 / 370
主筋	FG1:1-D13/FG1B:2-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	FG3A:1-D13/FG3B:2-D13 上下	1-D13 上下	2-D13 上下	1-D13 上下
あばら筋	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200
腹筋	1-D10	1-D10	2-D10	1-D10			
符号	FG5A	FG6	FG7	FG8	FG6A	FG7A	FG8A
断面/全せい	150 x 670 / 970	150 x 1073 / 1373	150 x 1373 / 1673	150 x 2073 / 2373	150 x 1073 / 1373	150 x 1373 / 1673	150 x 2073 / 2373
主筋	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下	1-D13 上下
あばら筋	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200	D10@200
腹筋	2-D10	3-D10	4-D10	6-D10	3-D10	4-D10	6-D10

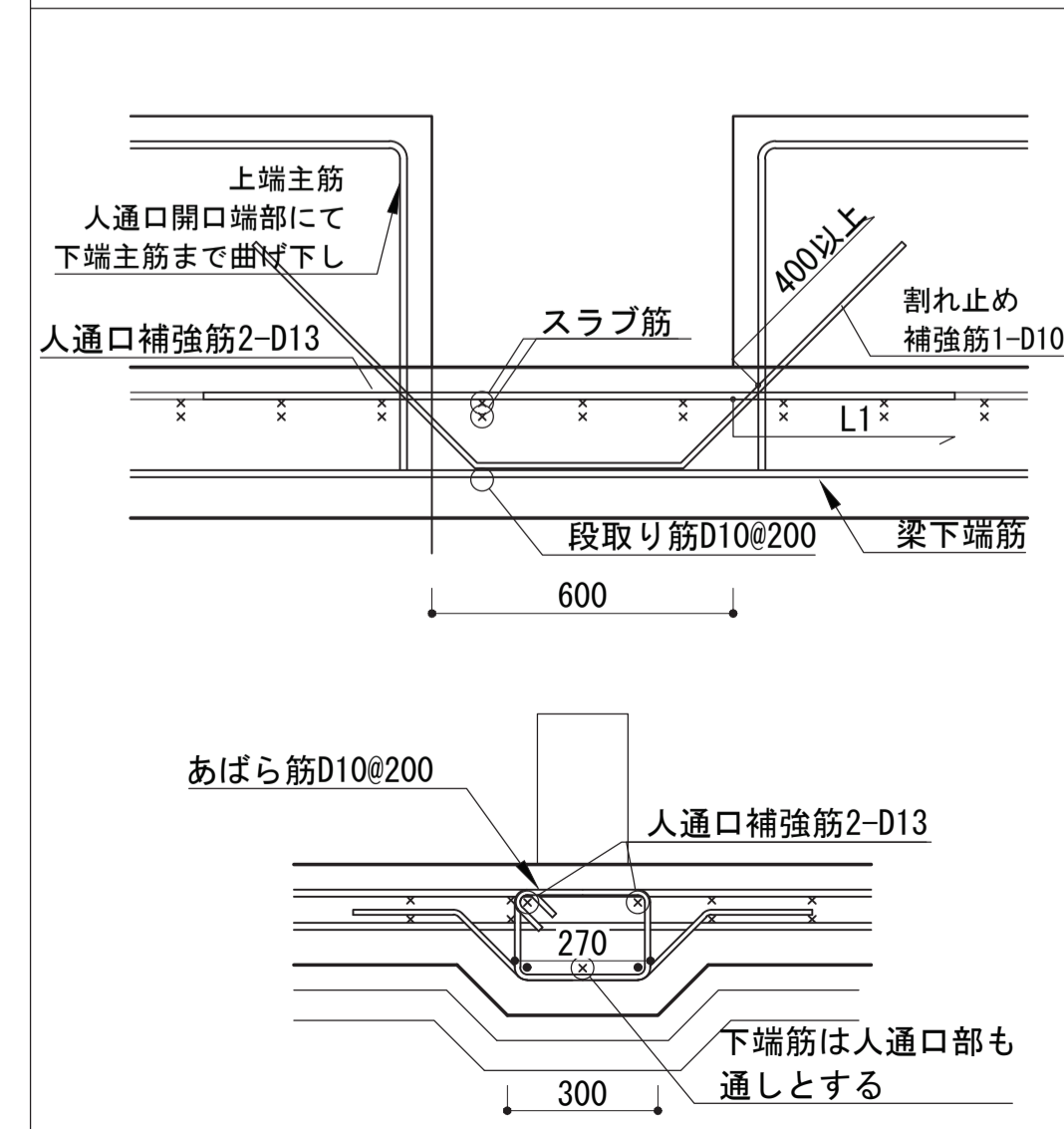
RC基礎梁断面リスト

符号	FG12	FG13	FG14
断面/全せい	300x300	500x300	300x900
主筋	3-D13 上下	4-D13 上下	3-D13 上下
あばら筋	D10@200	D10@200	D10@200
腹筋			4-D10

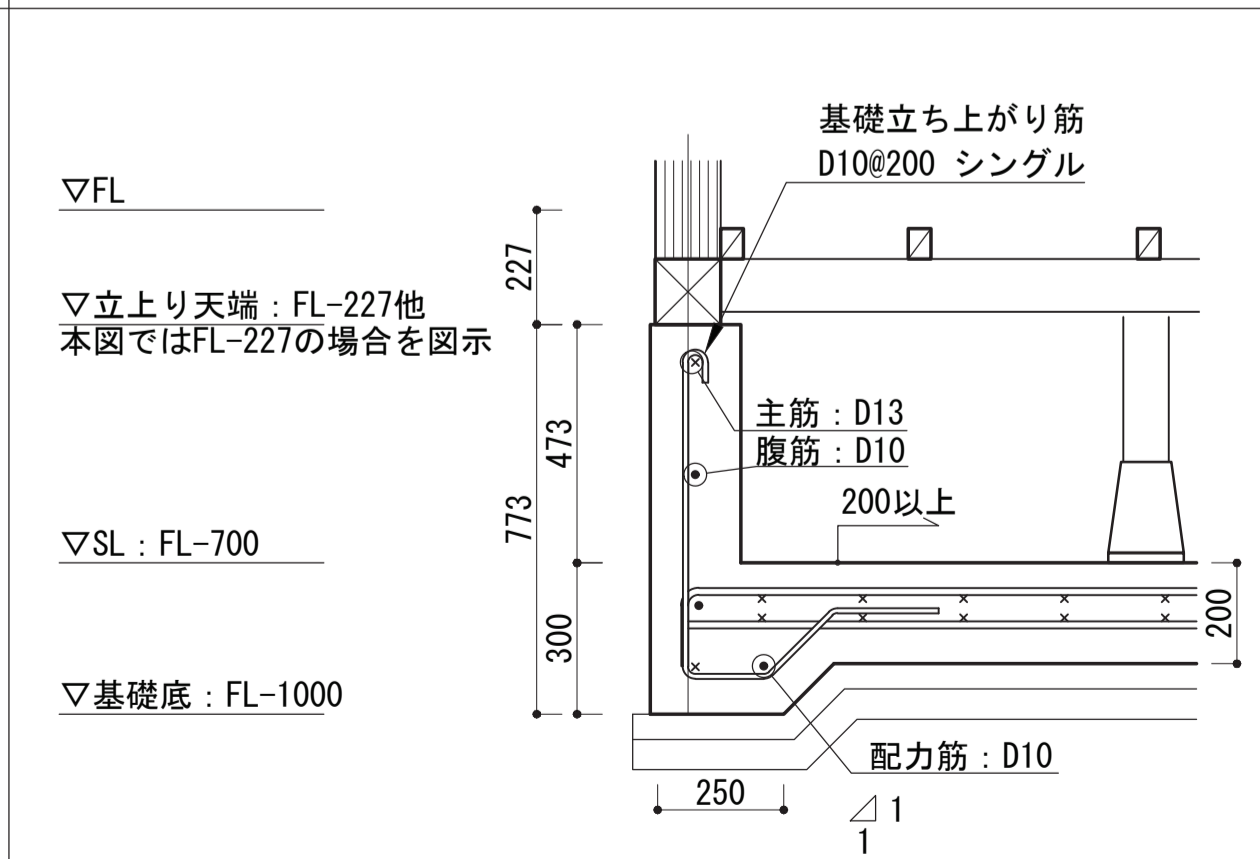
スラブ断面リスト

符号	耐圧スラブ FS1
断面/全せい	300x300
主筋	3-D13 上下
あばら筋	D10@200
腹筋	4-D10

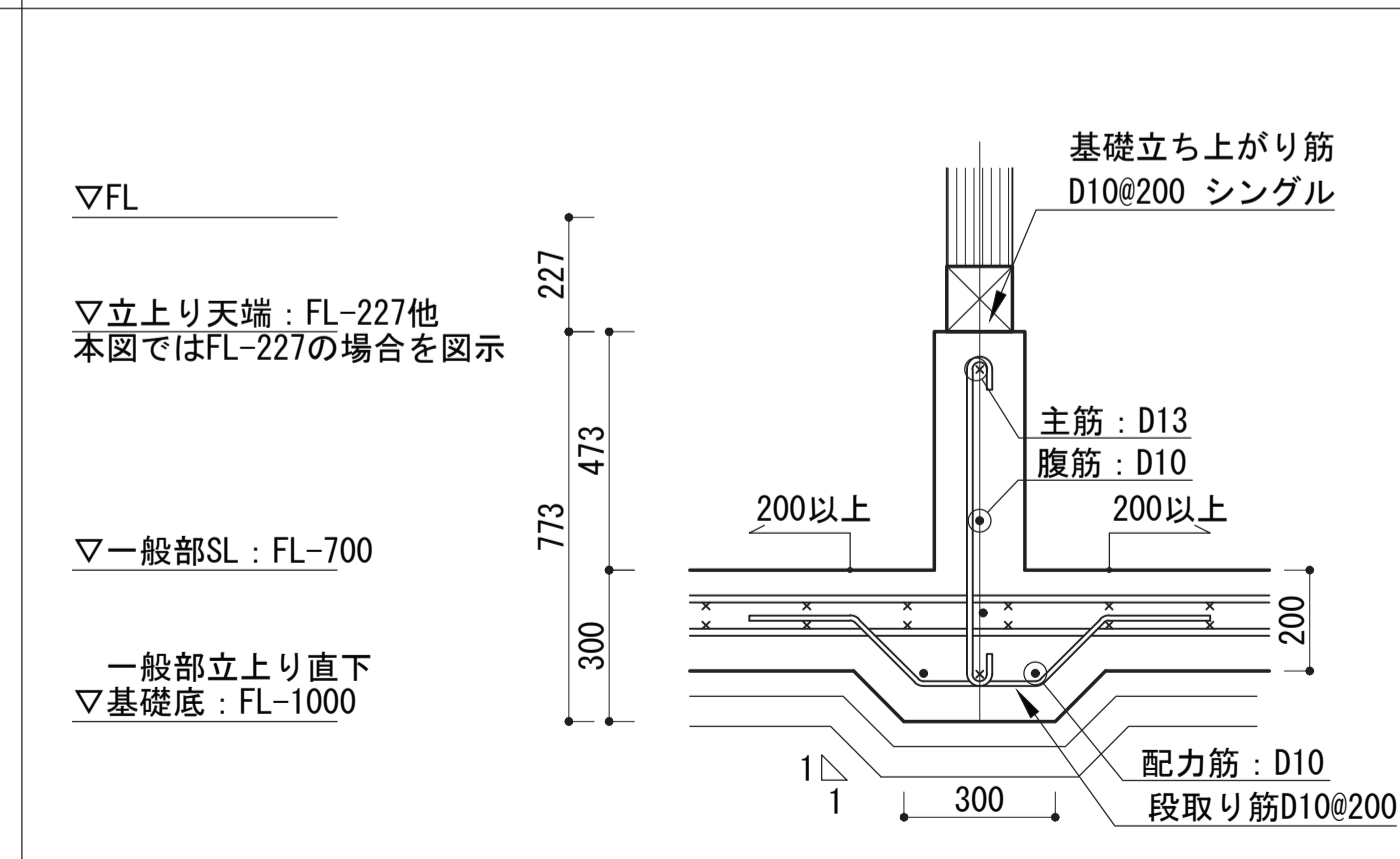
人通口補強詳細図



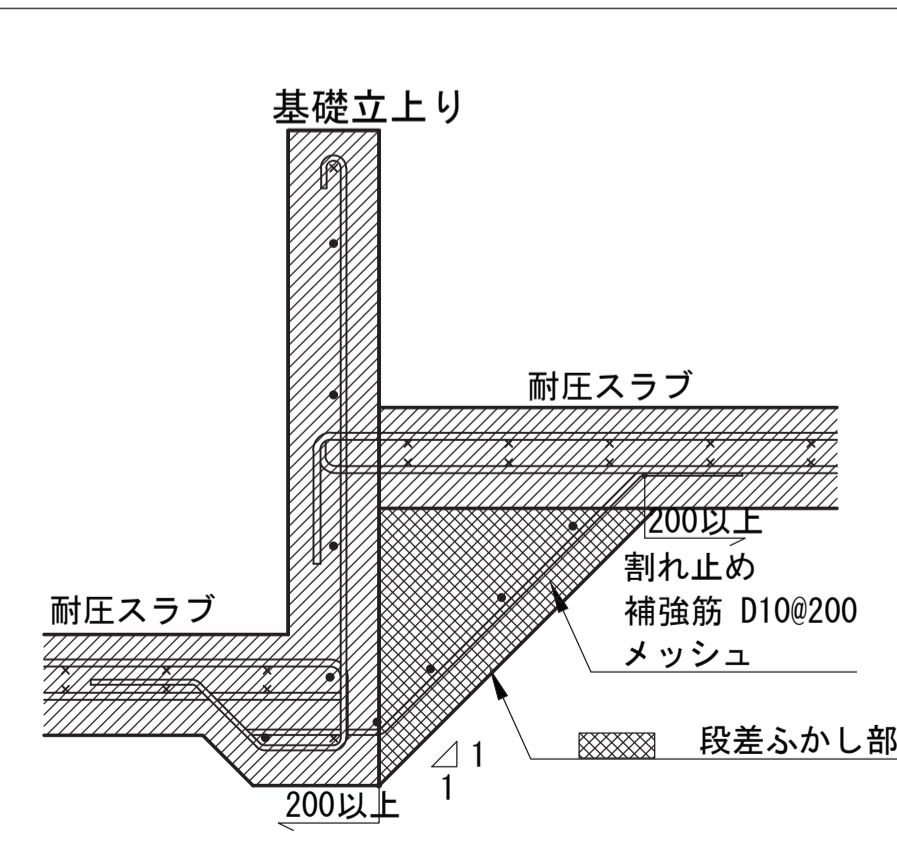
外周部基礎立上り配筋要領



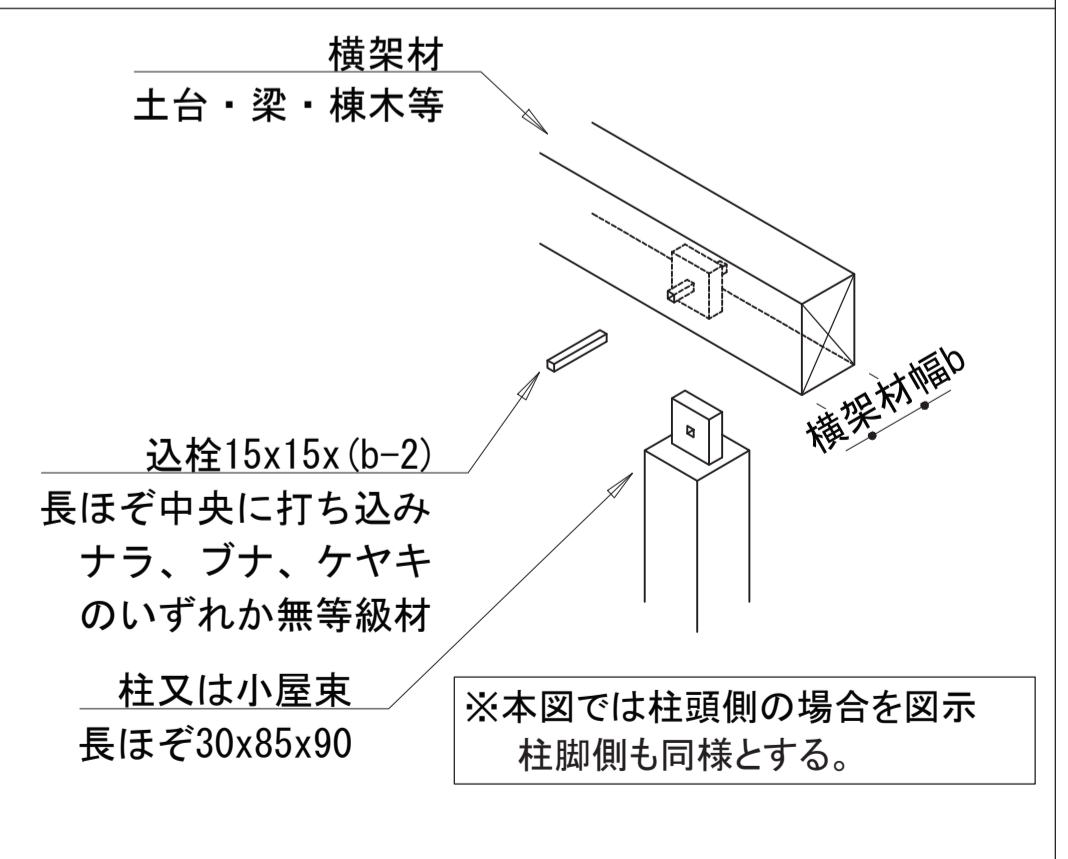
内部基礎立上り配筋要領



段差スラブ納まり詳細図



長ぼぞ差し込み栓打ち詳細図



KAP

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階
管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号)
担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)

香山建築研究所

KOHYAMA ATELIER
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
管理技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)

断面リスト2

環境省新宿御苑管理事務所

S-31

A1:1/15
A3:1/30

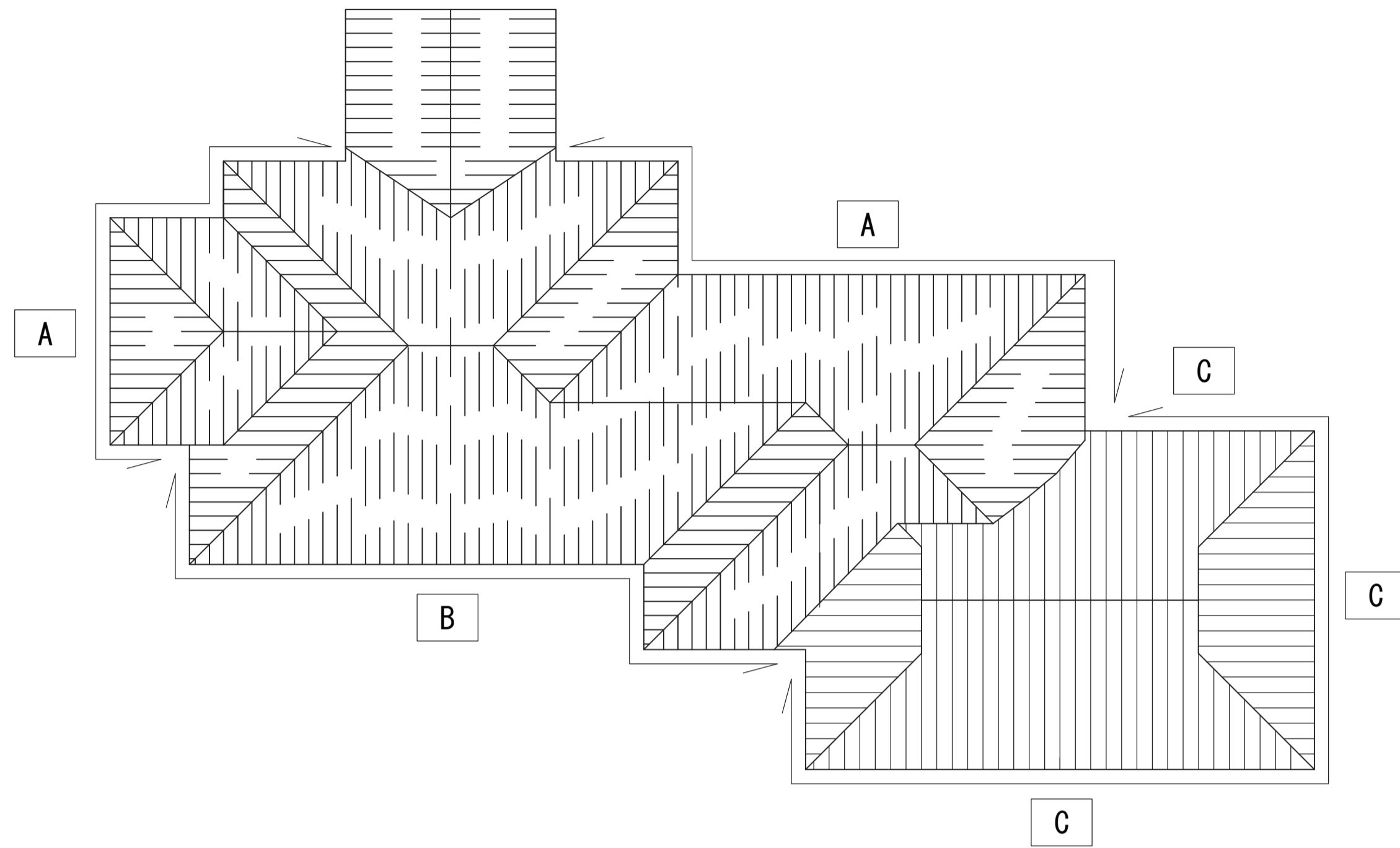
116

164

軒先断面キープラン

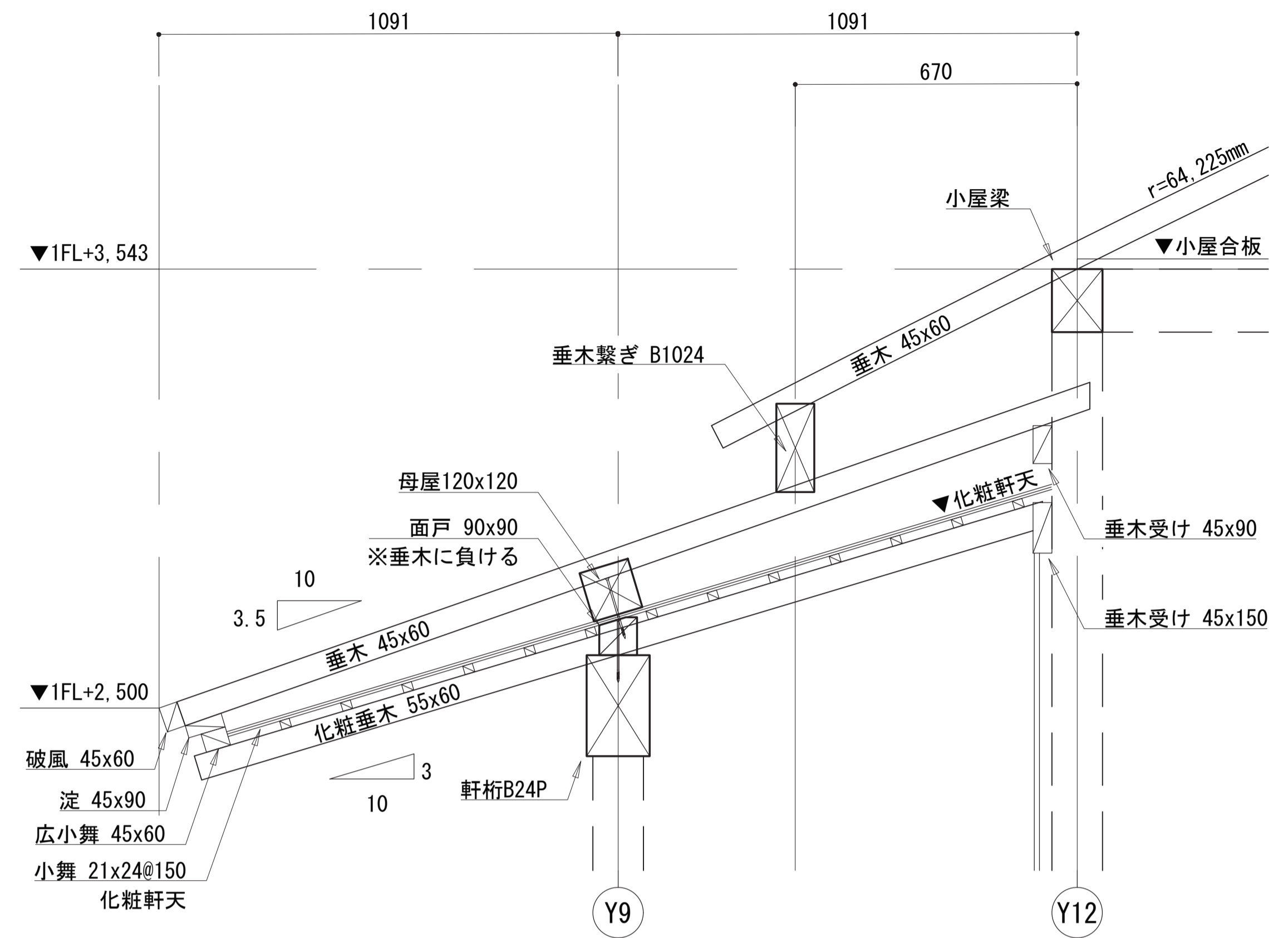
縮尺：1/150 (A1) 1/300 (A3)

本図に示す軒先断面詳細 タイプA,B,Cのうち、断面リストに記載のない部材の材質はすぎ無等級材とする。



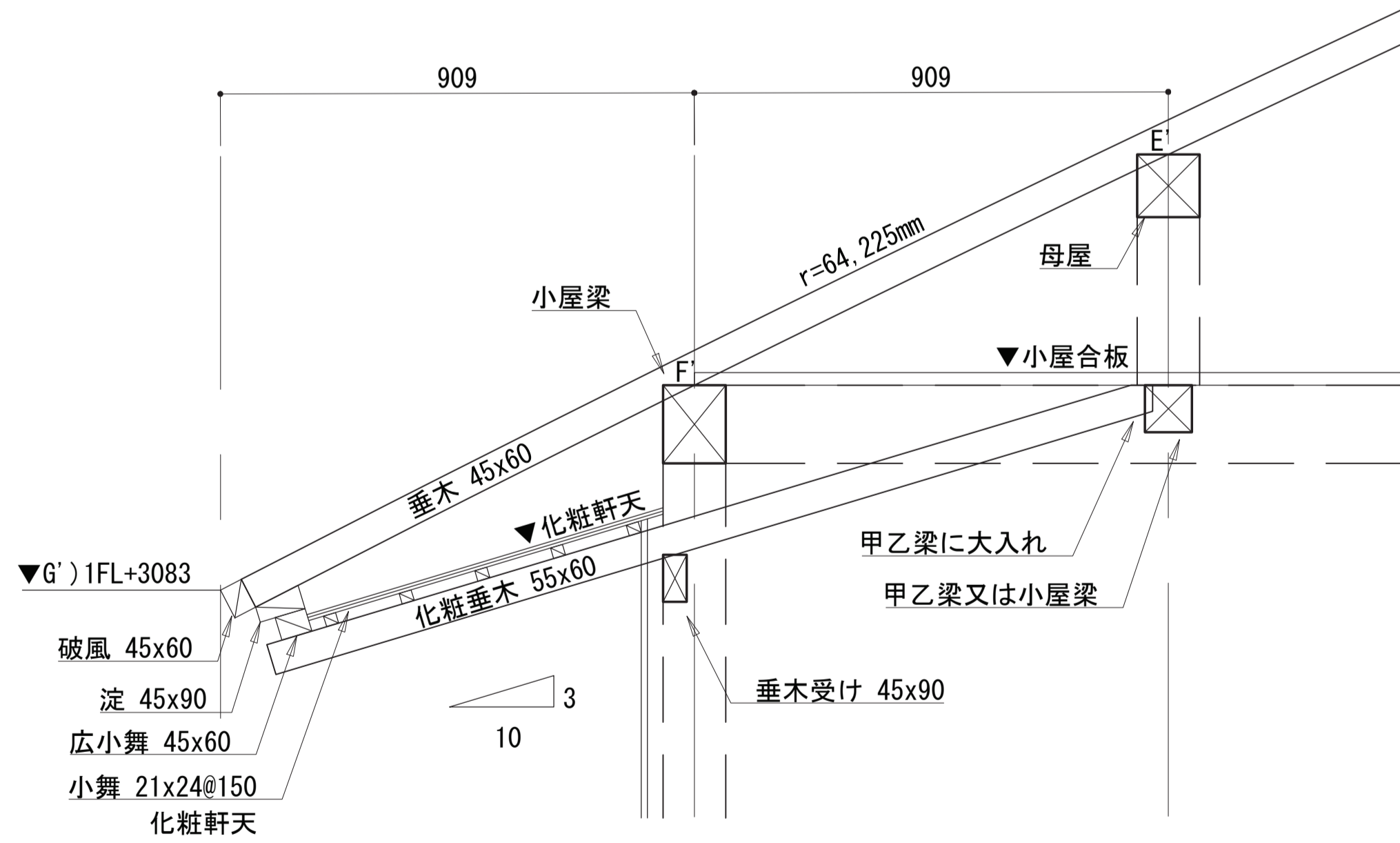
軒先断面詳細 タイプB

縮尺：1/10 (A1) 1/20 (A3)



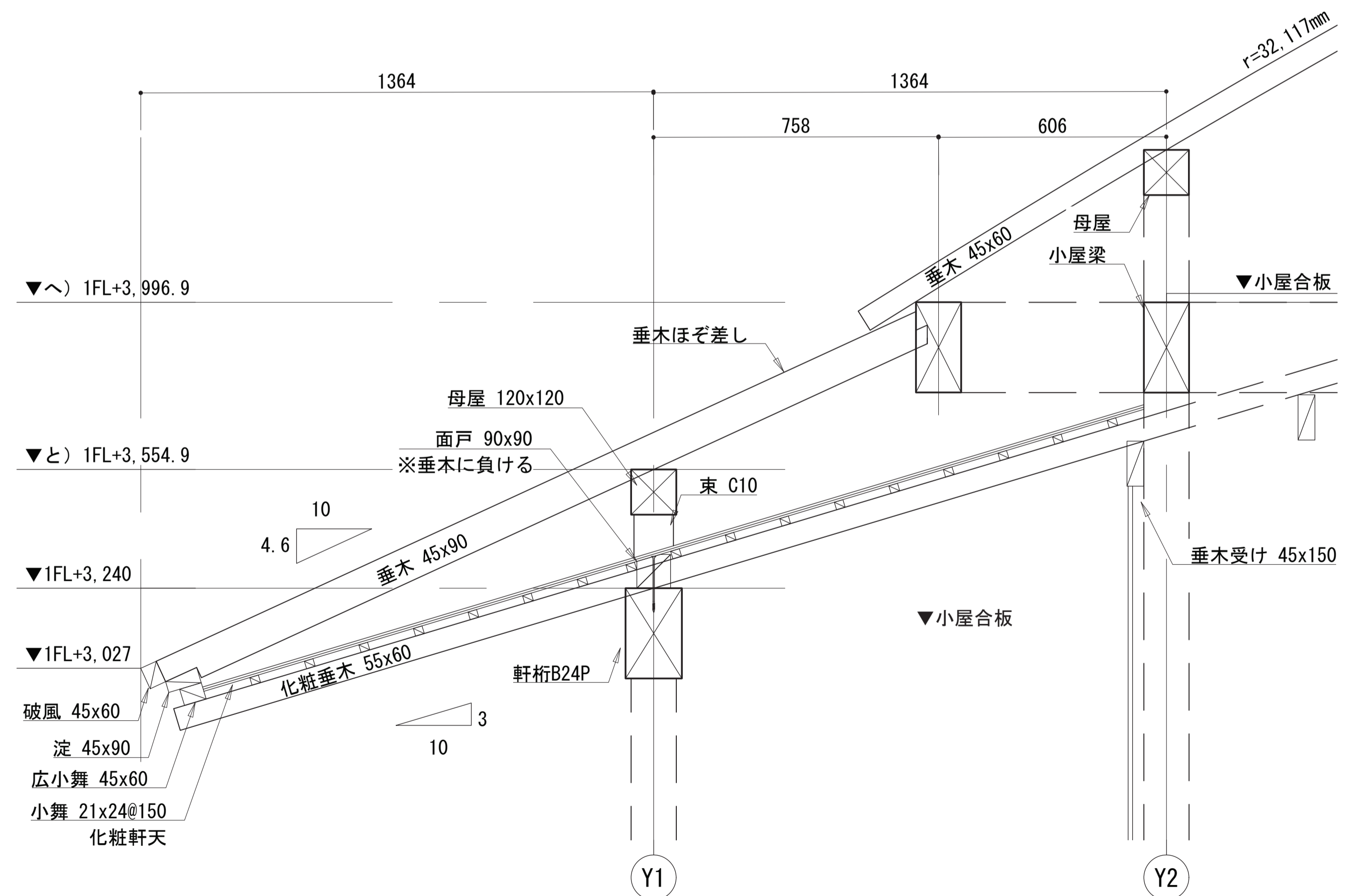
軒先断面詳細 タイプA

縮尺：1/10 (A1) 1/20 (A3)



軒先断面詳細 タイプC

縮尺：1/10 (A1) 1/20 (A3)



KAP

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階
管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)

香山建築研究所

KOHYAMA ATELIER
一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号)
担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事 (I)

垂木詳細図 A1:1/10 A3:1/20

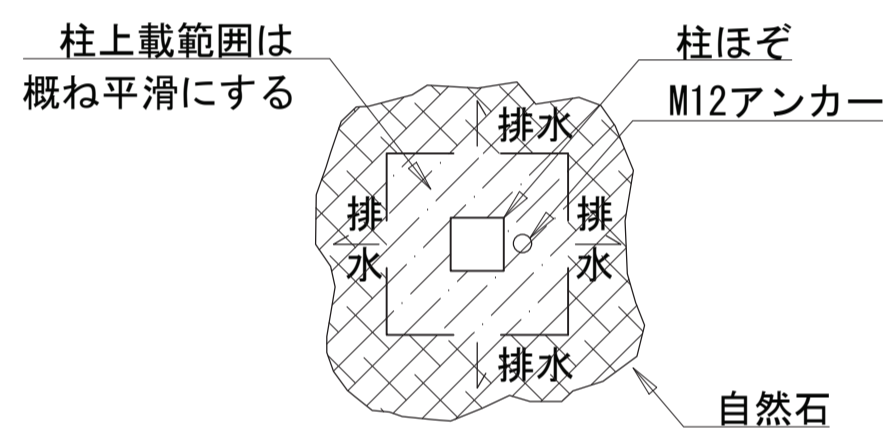
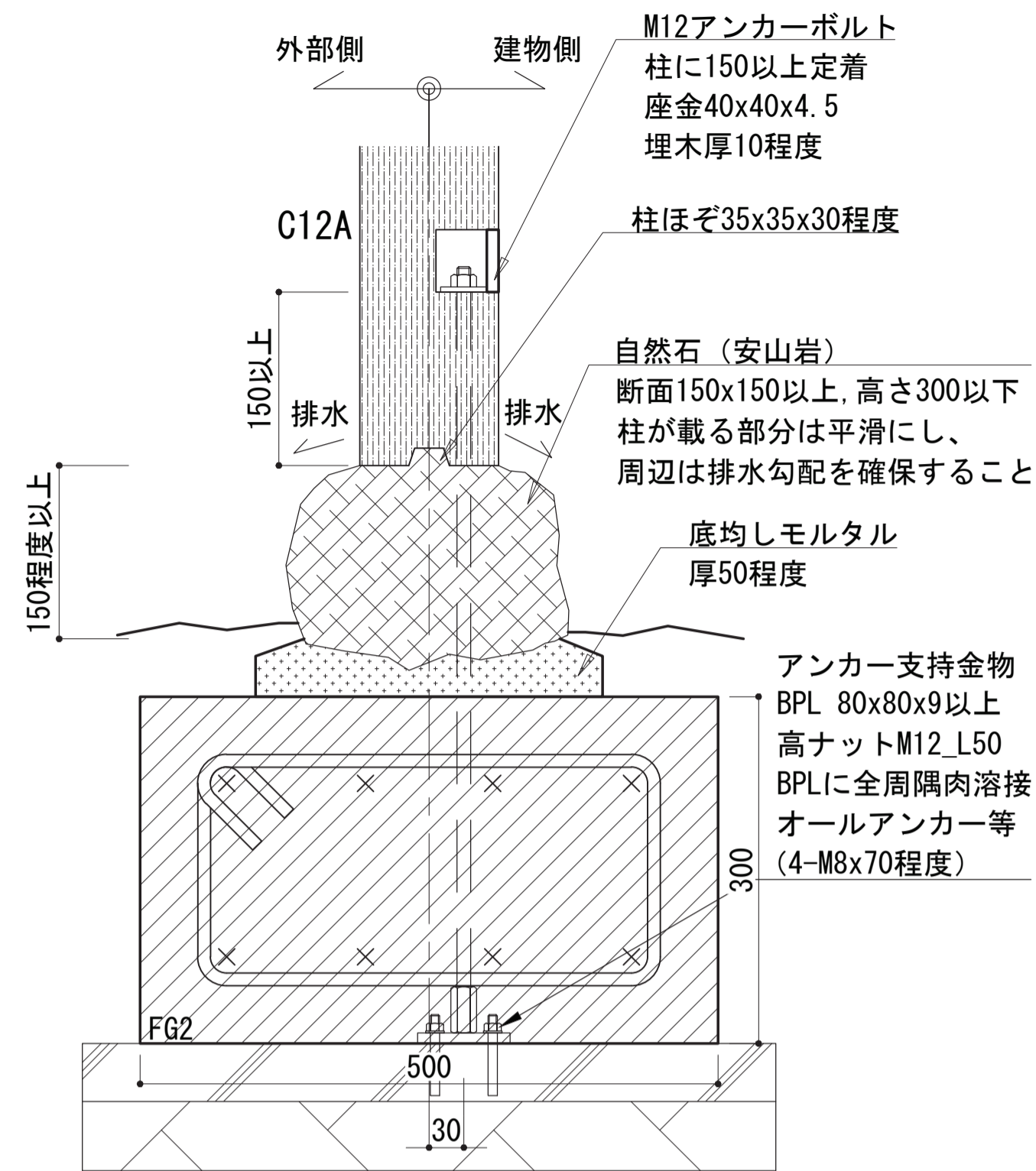
環境省新宿御苑管理事務所

S-32

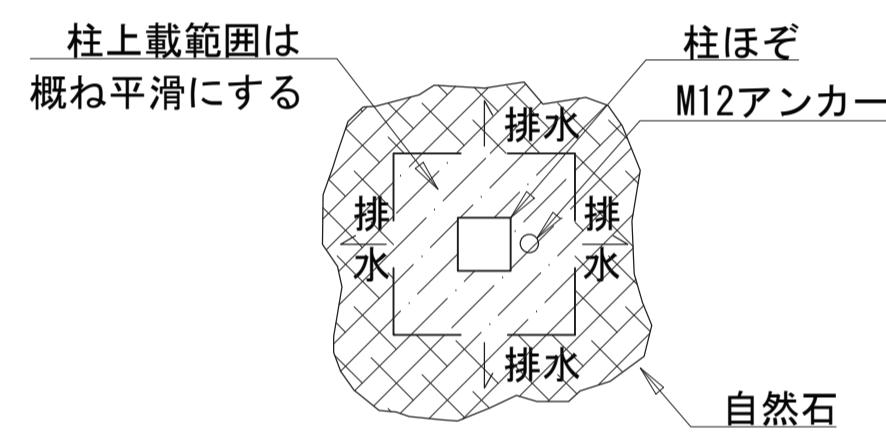
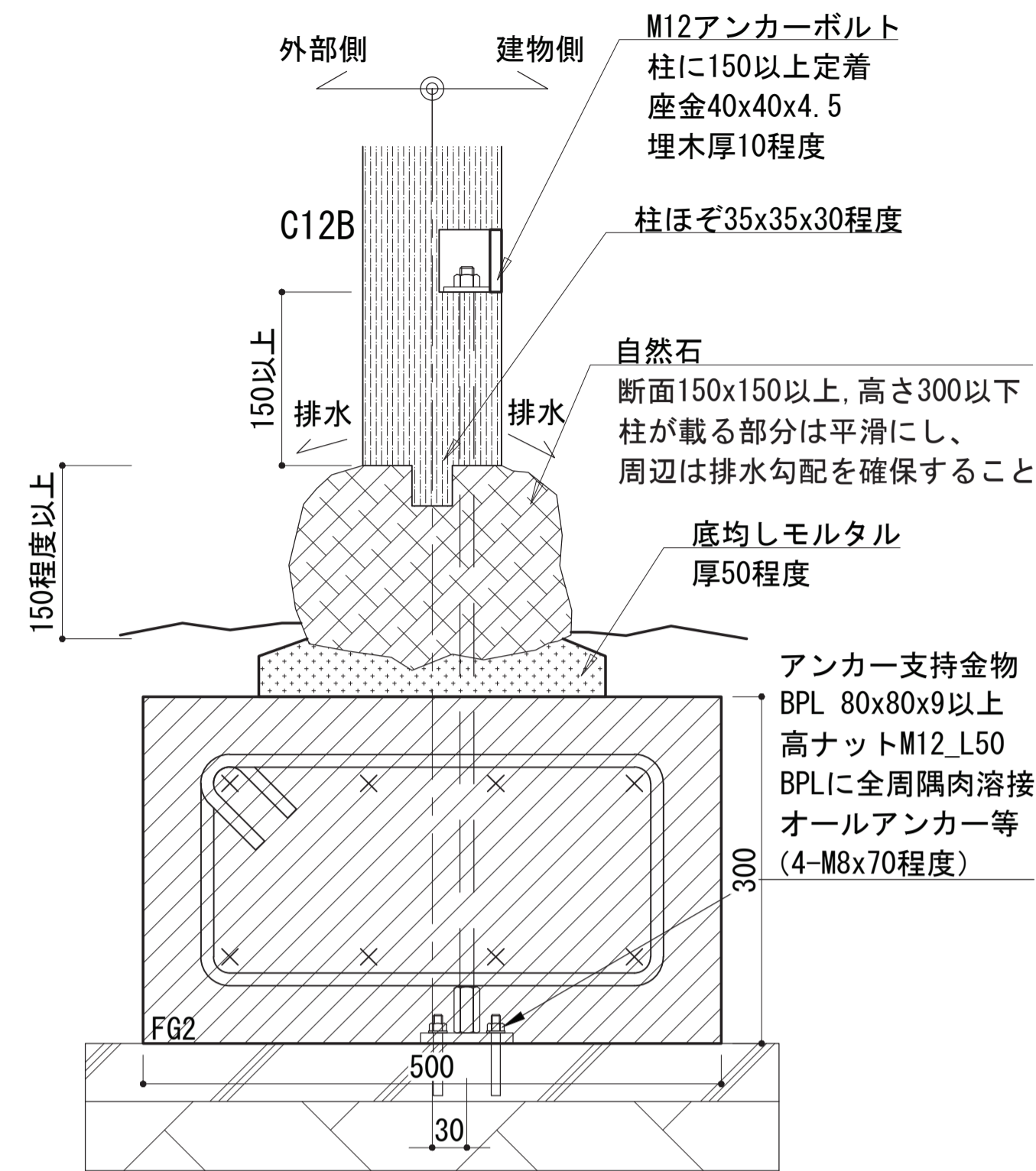
117

164

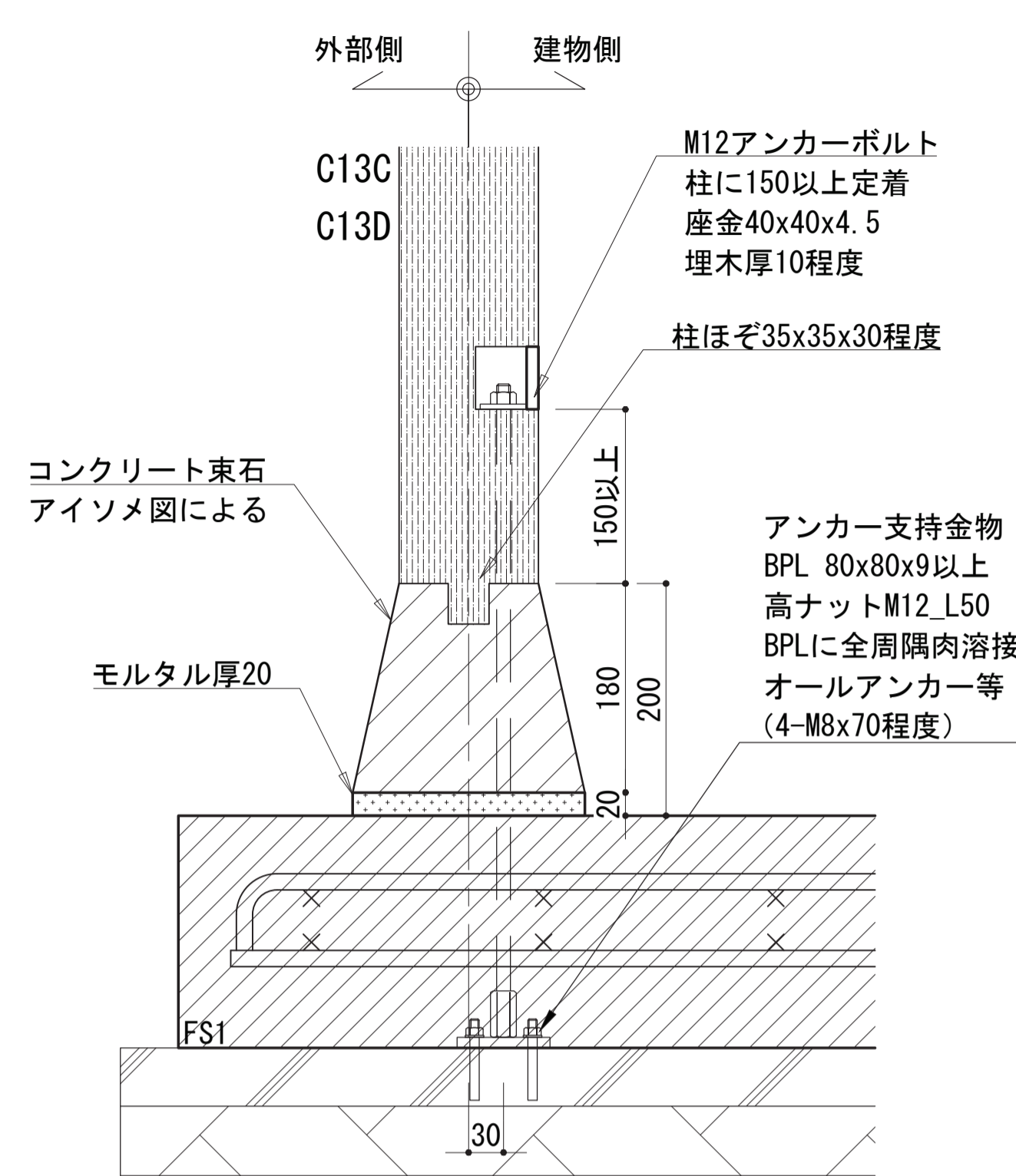
C12A:新設礎石
納まり詳細



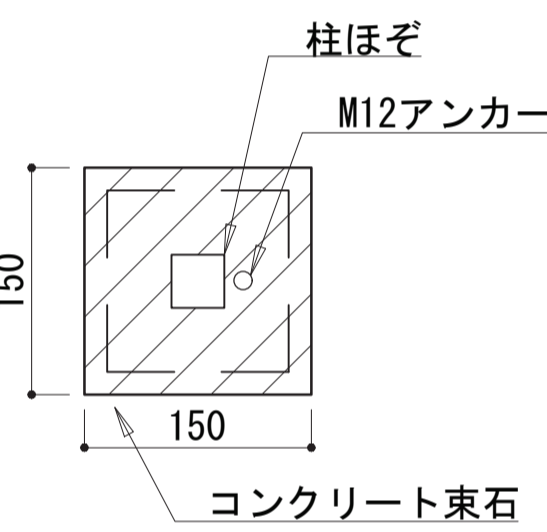
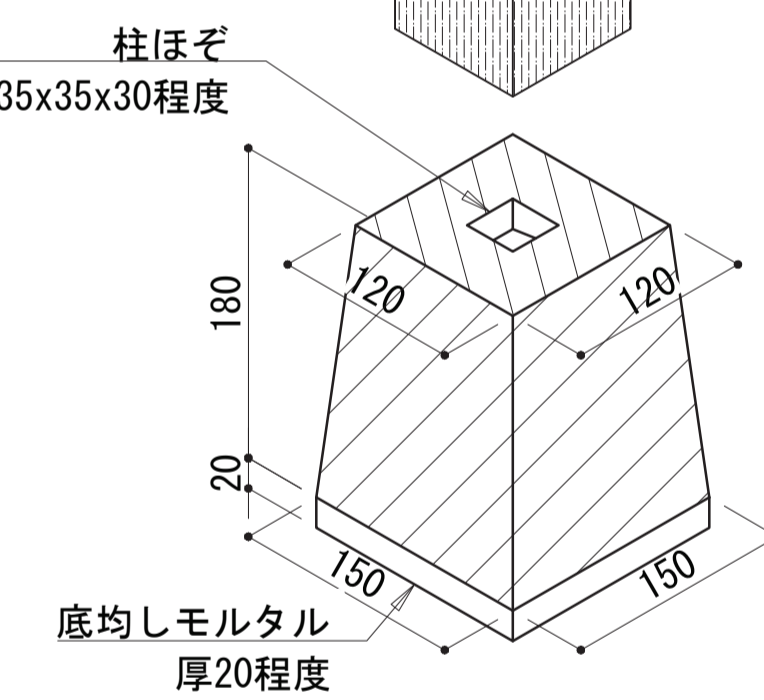
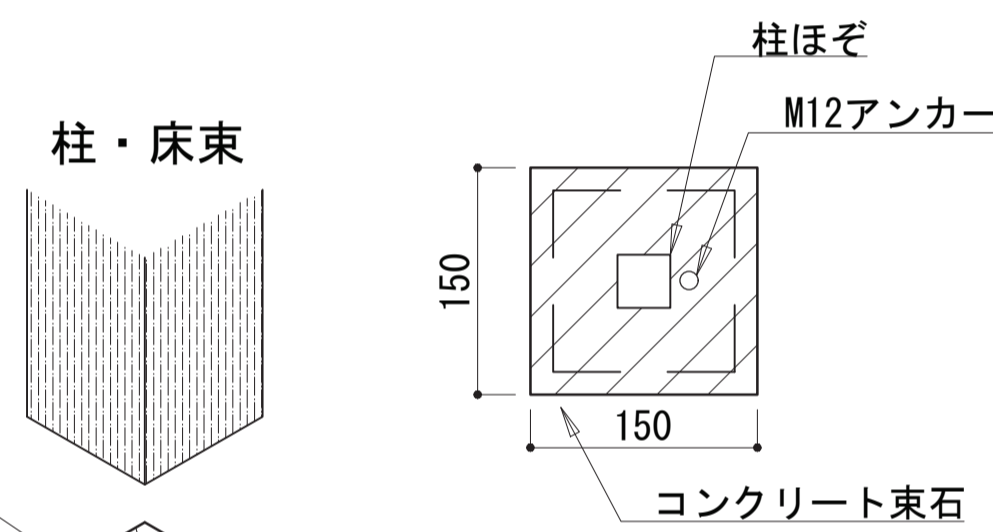
C12B:既存礎石
納まり詳細



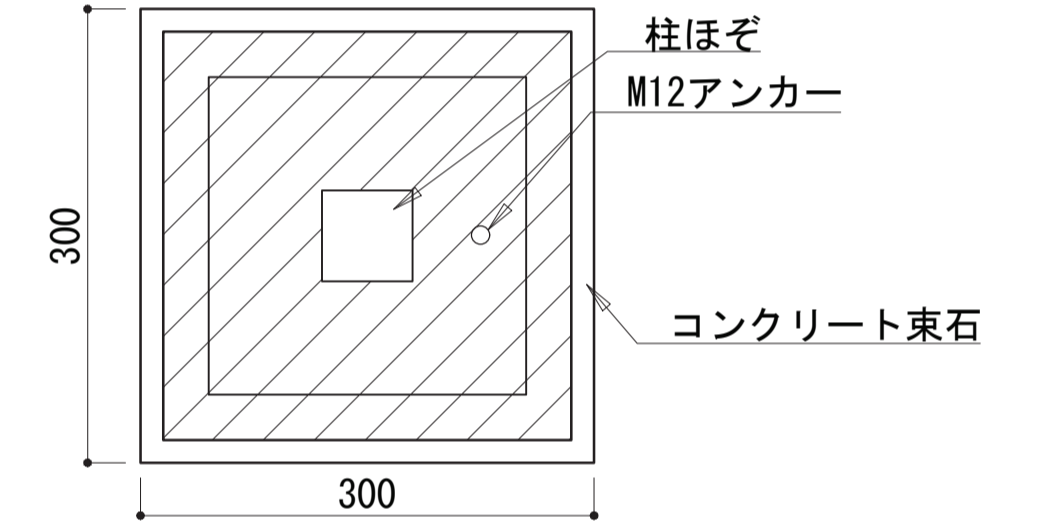
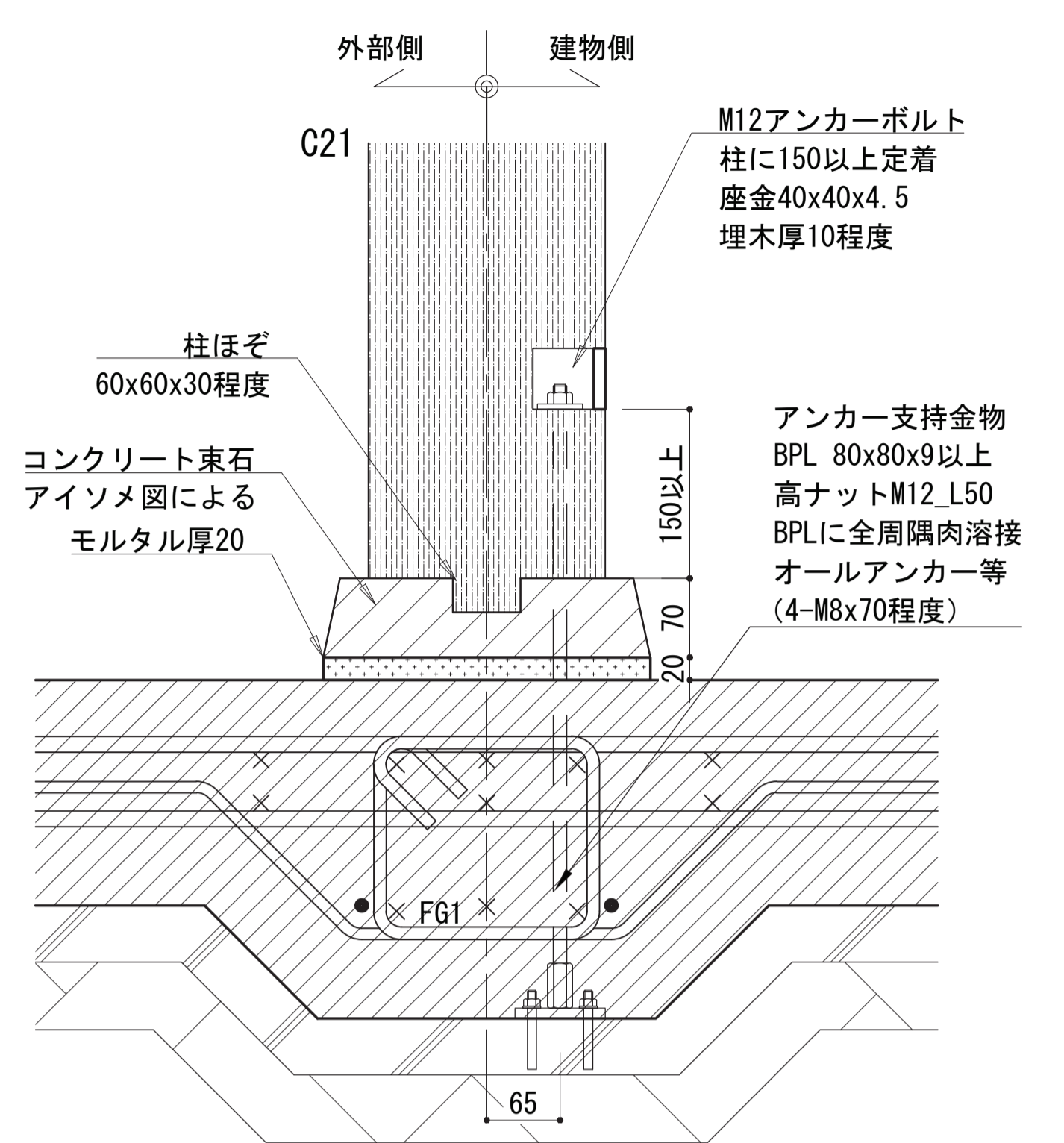
C13C:束石
納まり詳細



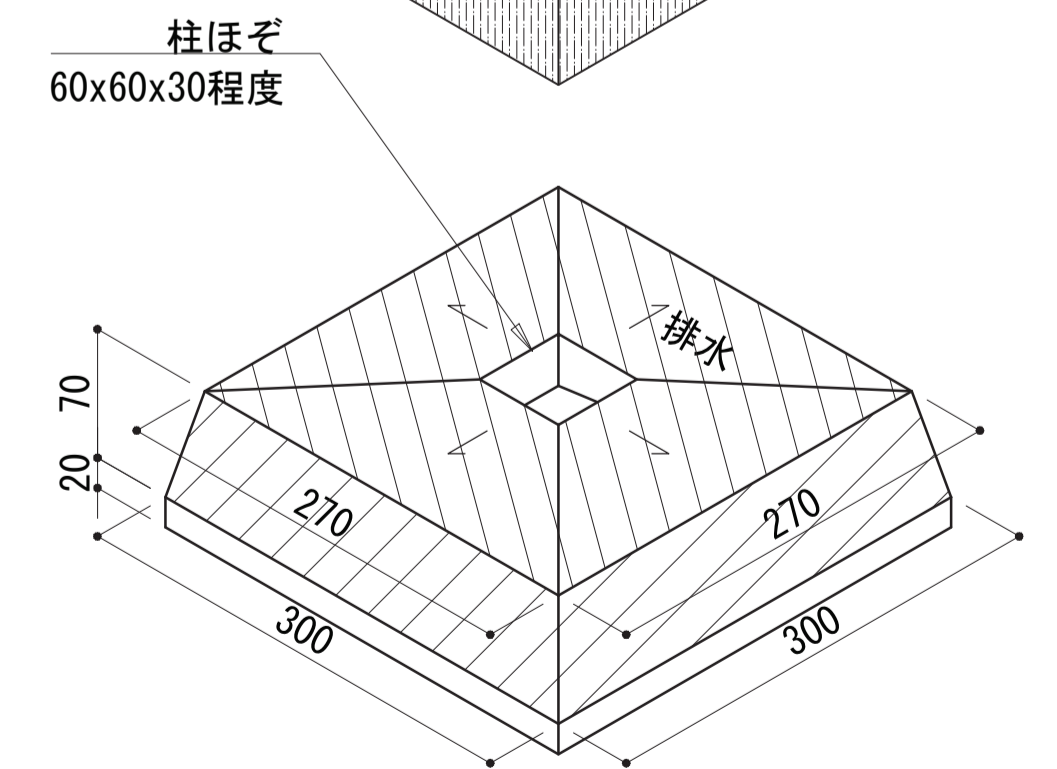
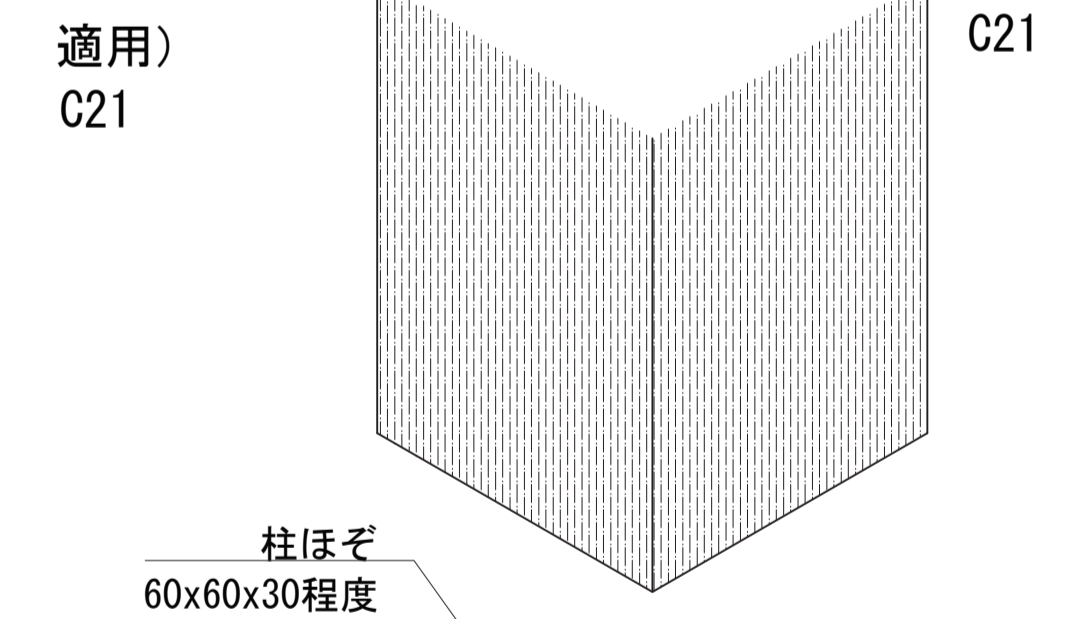
適用)
FC9, FC11, FC11A
C7, C13C, C13D



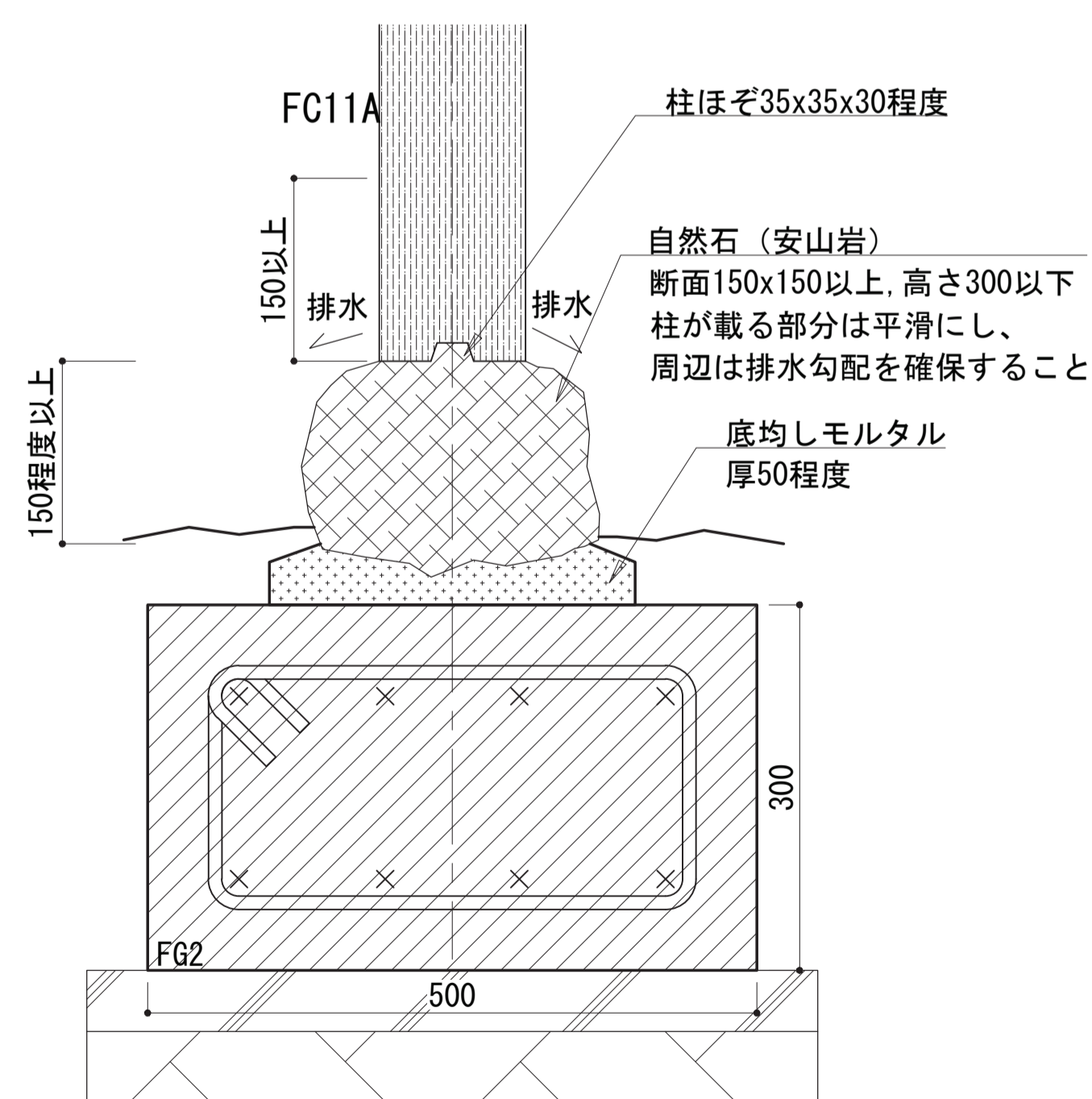
C21:束石
納まり詳細



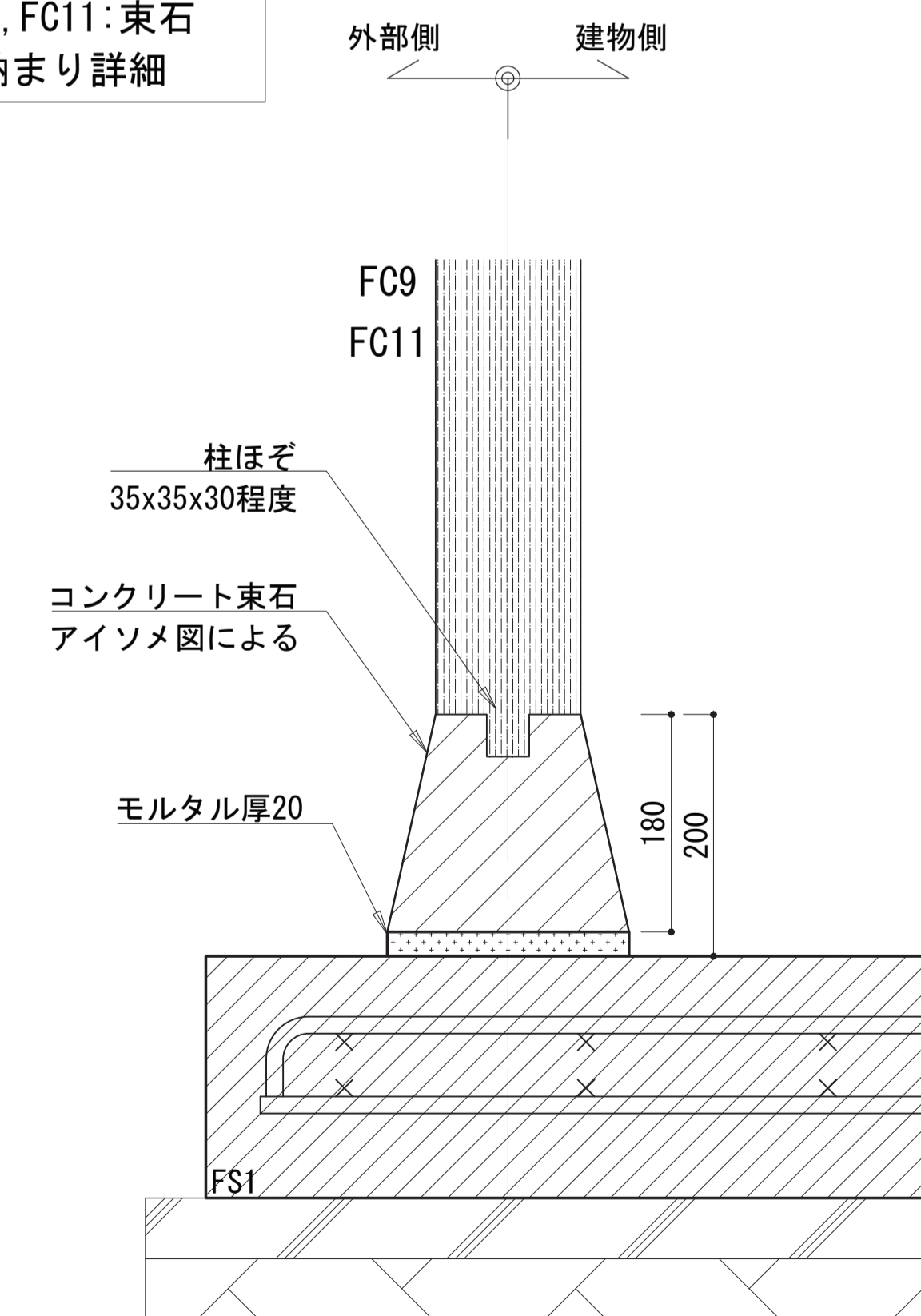
コンクリート束石
アイソメトリック



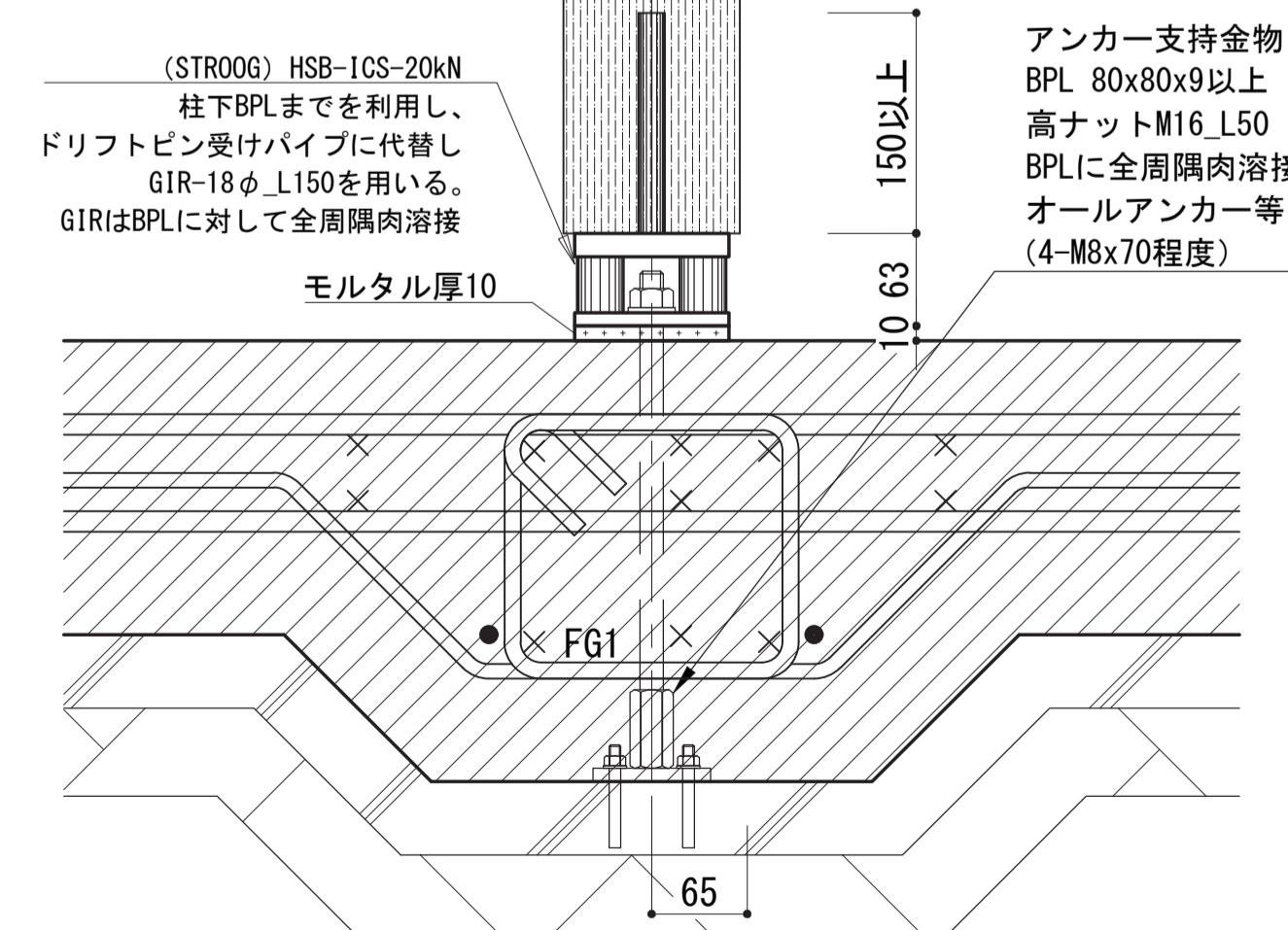
FC11A:束石
納まり詳細



FC9, FC11:束石
納まり詳細



C12C:GIR納まり詳細



KAP

一級建築士事務所第56306号 株式会社KAP 東京都千代田区富士見2-4-9 1階
管理技術者 桐野 康則 (一級建築士第272618号)
構造主任技術者 萩生田秀之 (一級建築士第341678号)
担当技術者 池谷 聡史 (一級建築士第367949号)

香山建築研究所

一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
管理技術者 長谷川祥久 (一級建築士第289714号)
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10 UT本郷3F
責任主任技術者 松本 洋平 (一級建築士第367970号)

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)

柱脚-束石詳細図 A1:1/5 A3:1/10

環境省新宿御苑管理事務所

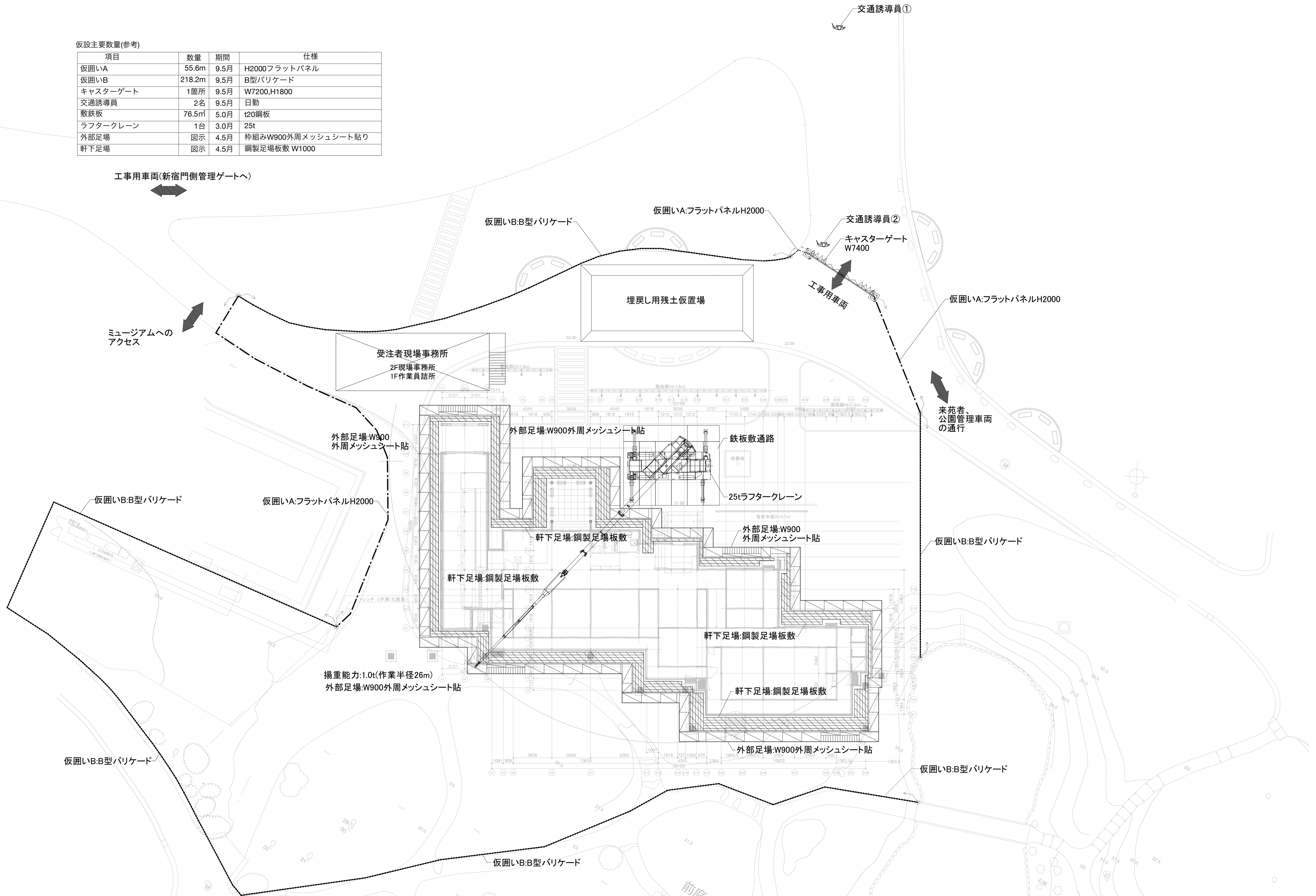
S-33

118

164

仮設主要数量(参考)

項目	数量	期間	仕様
仮囲いA	55.6m	9.5月	H2000フラットパネル
仮囲いB	218.2m	9.5月	B型バリケード
キャスターゲート	1箇所	9.5月	W7200,H1800
交通誘導員	2名	9.5月	日勤
敷鉄板	76.5㎡	5.0月	t20鋼板
ラフタークレーン	1台	3.0月	25t
外部足場	図示	4.5月	枠組みW900外周メッシュシート貼り
軒下足場	図示	4.5月	鋼製足場板敷 W1000



香山建築研究所
KOHYAMA ATELIER

一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F
管理技術者 長谷川祥久(一級建築士第289714号)
一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F
意匠主任技術者 松本洋平(一級建築士第367970号)

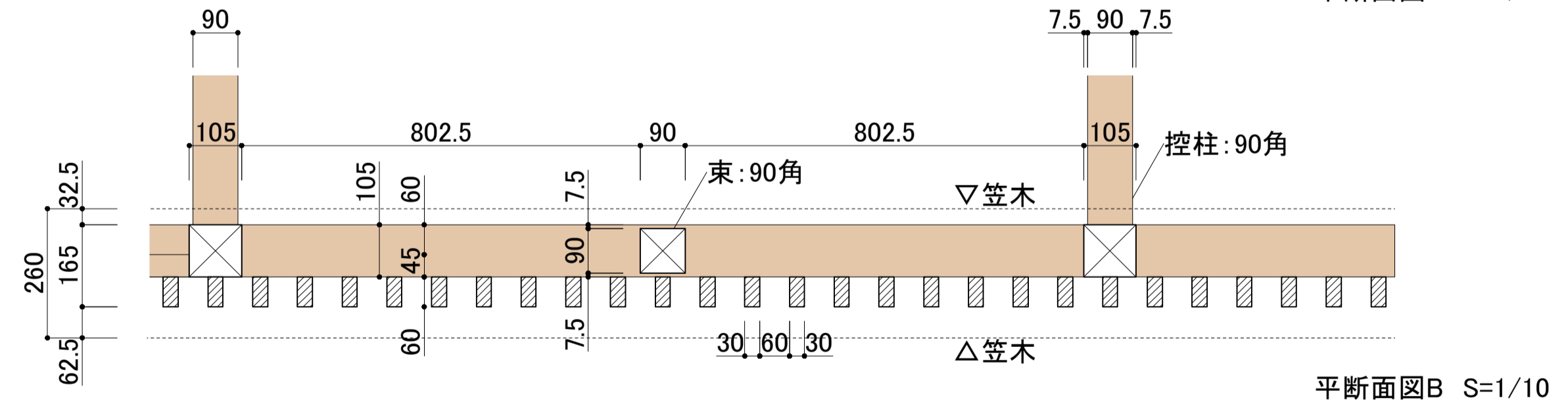
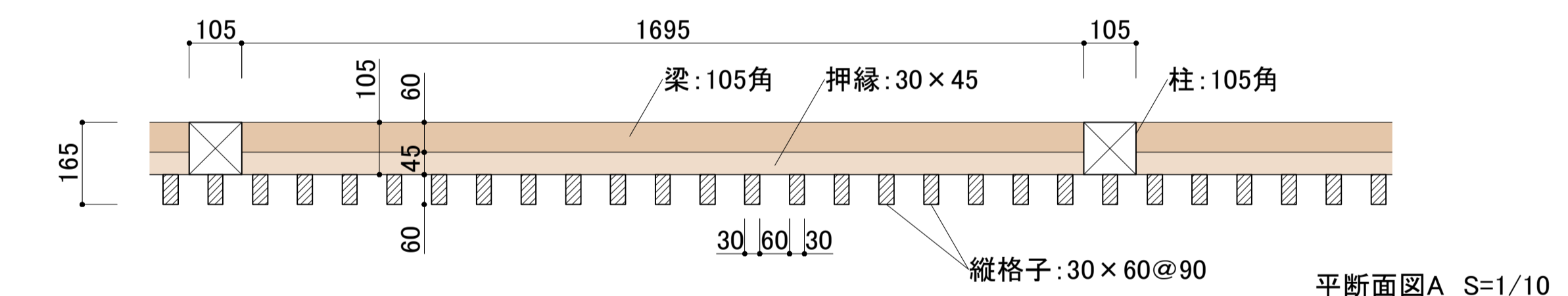
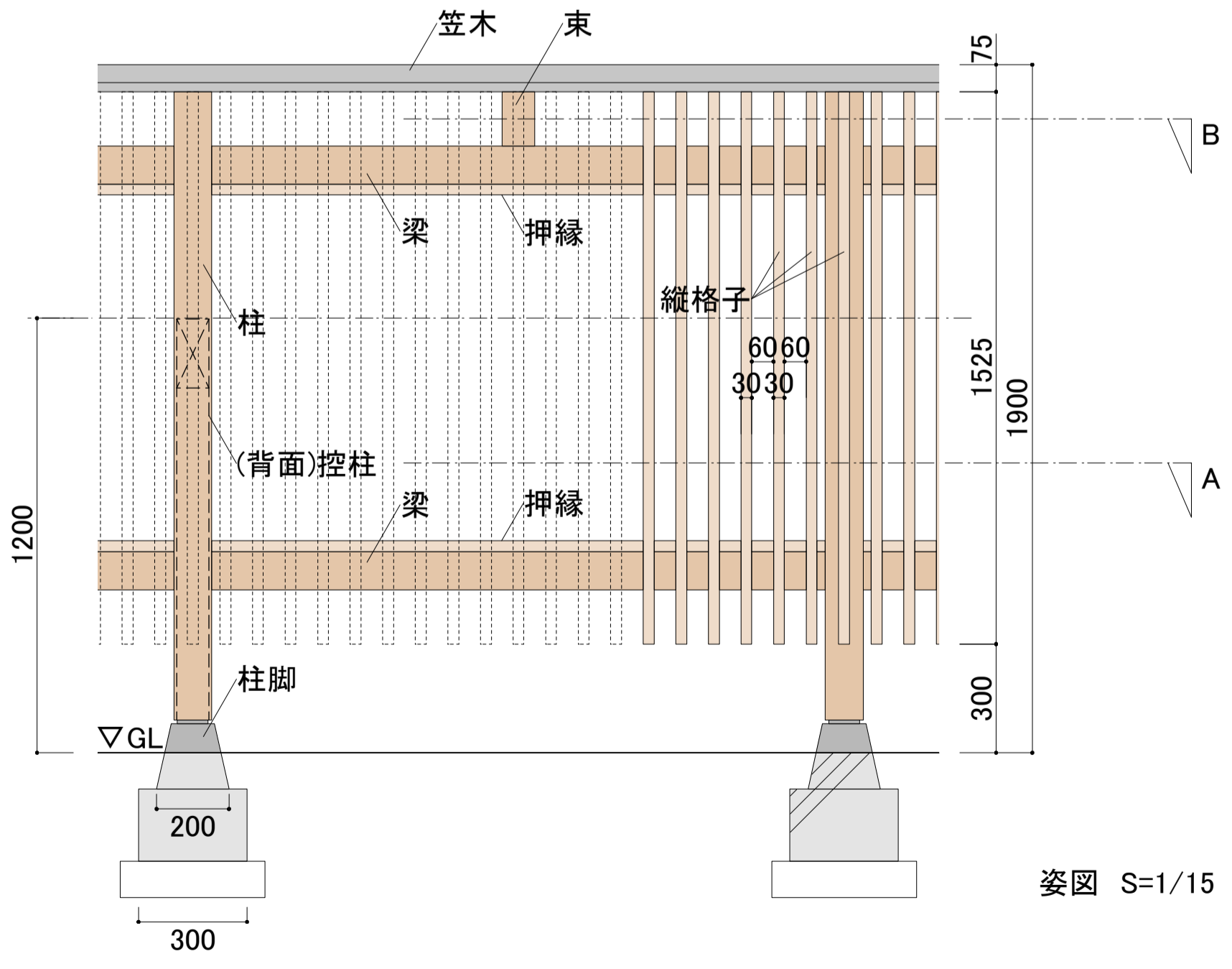
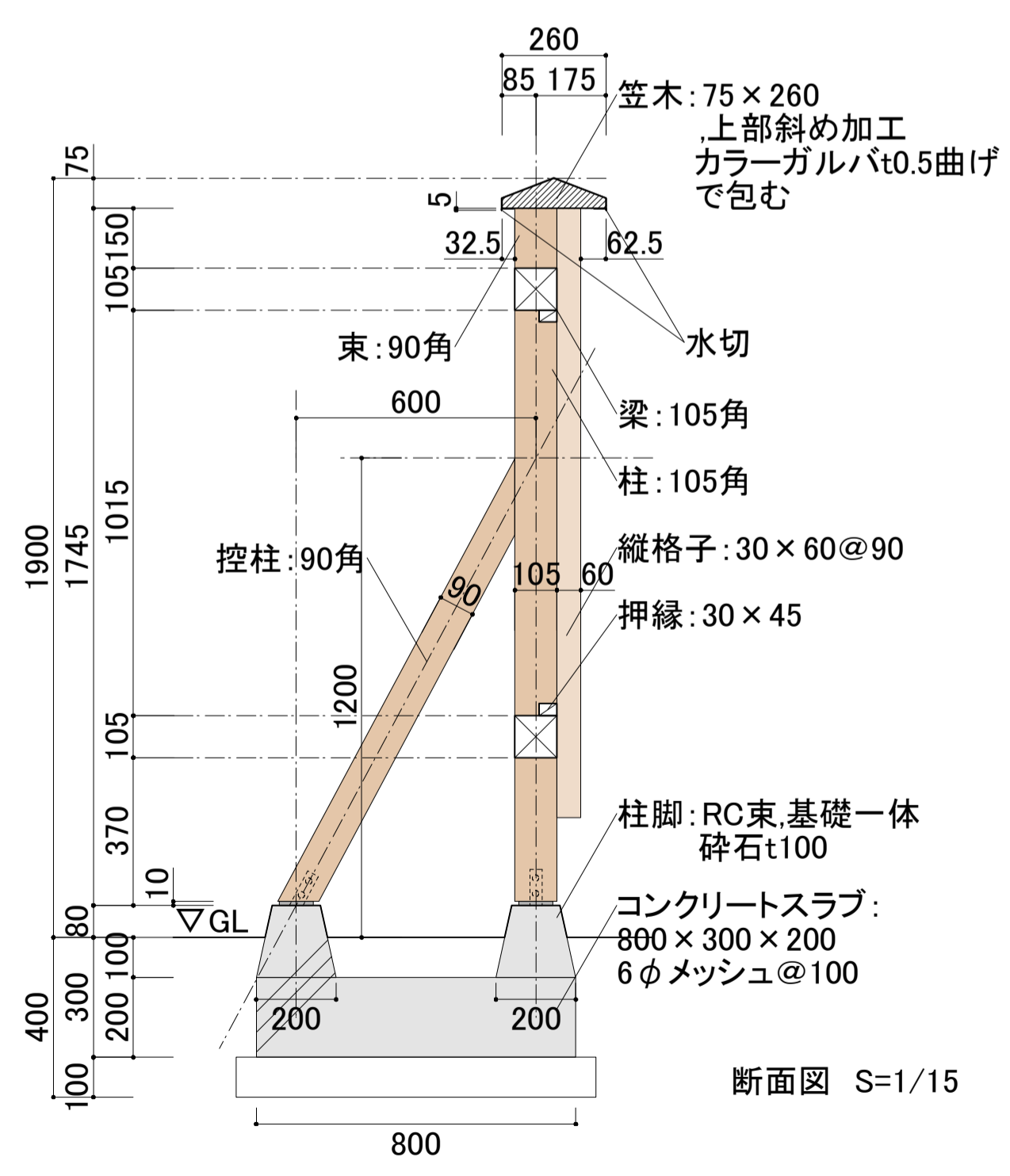
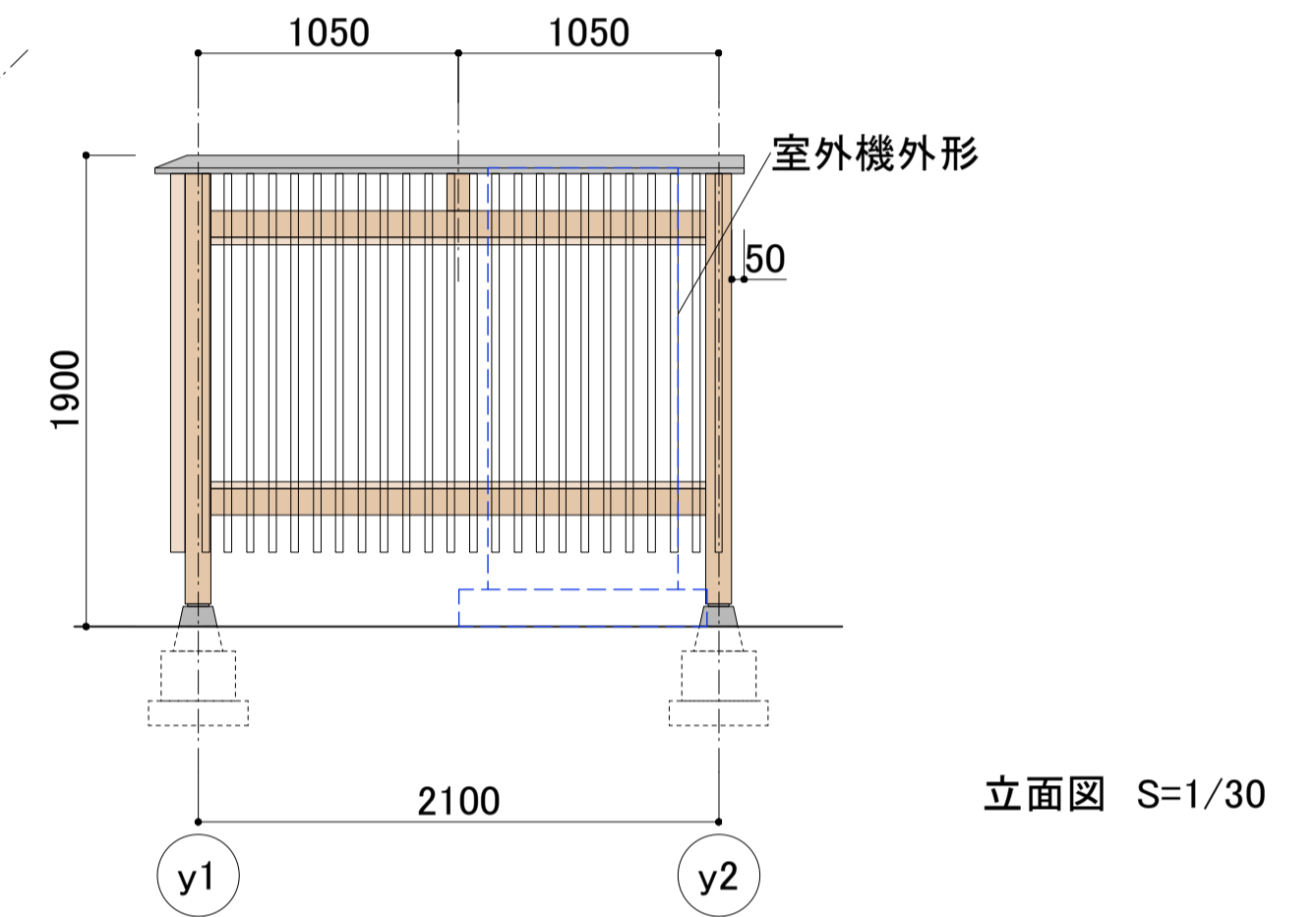
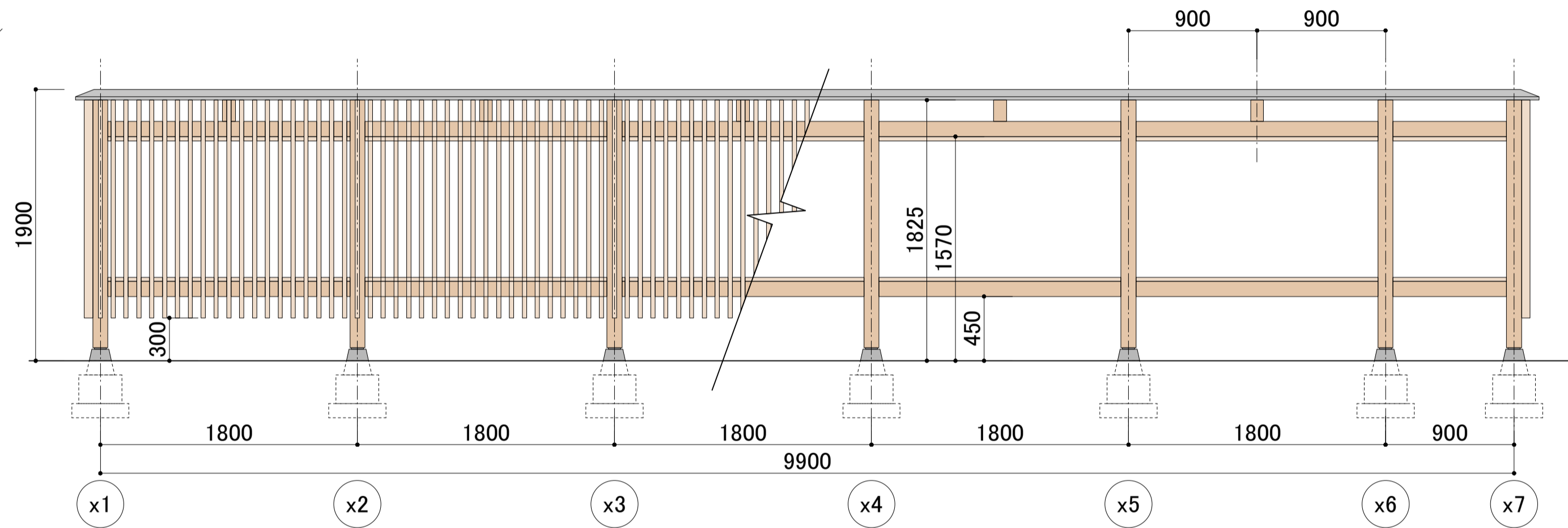
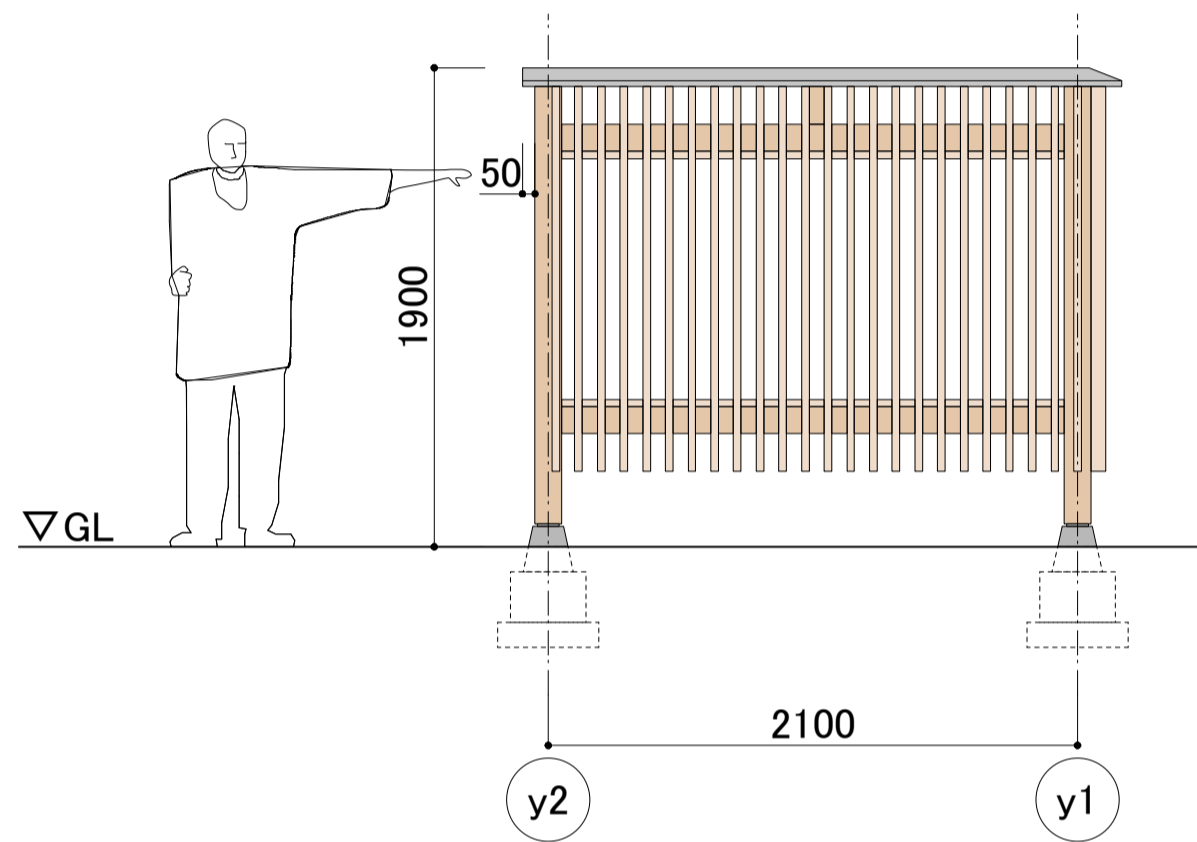
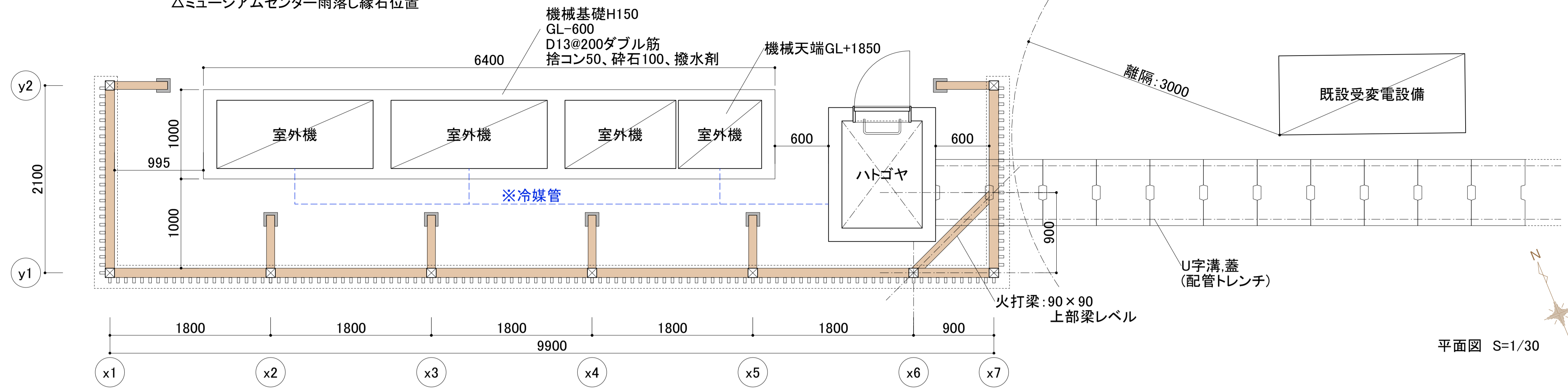
令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(I)

仮設備等計画図 A1: S=1/160
A3: S=1/320

環境省新宿御苑管理事務所

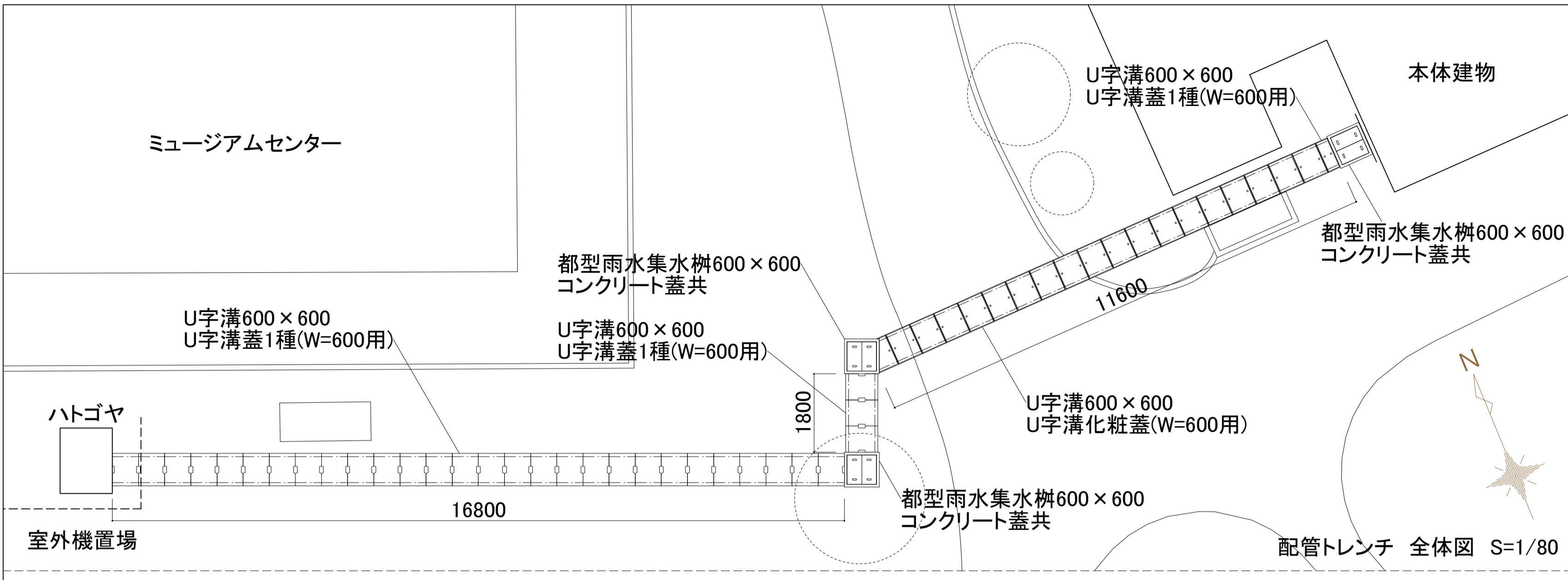
参考
K-01
**

△ミュージアムセンター雨落し縁石位置

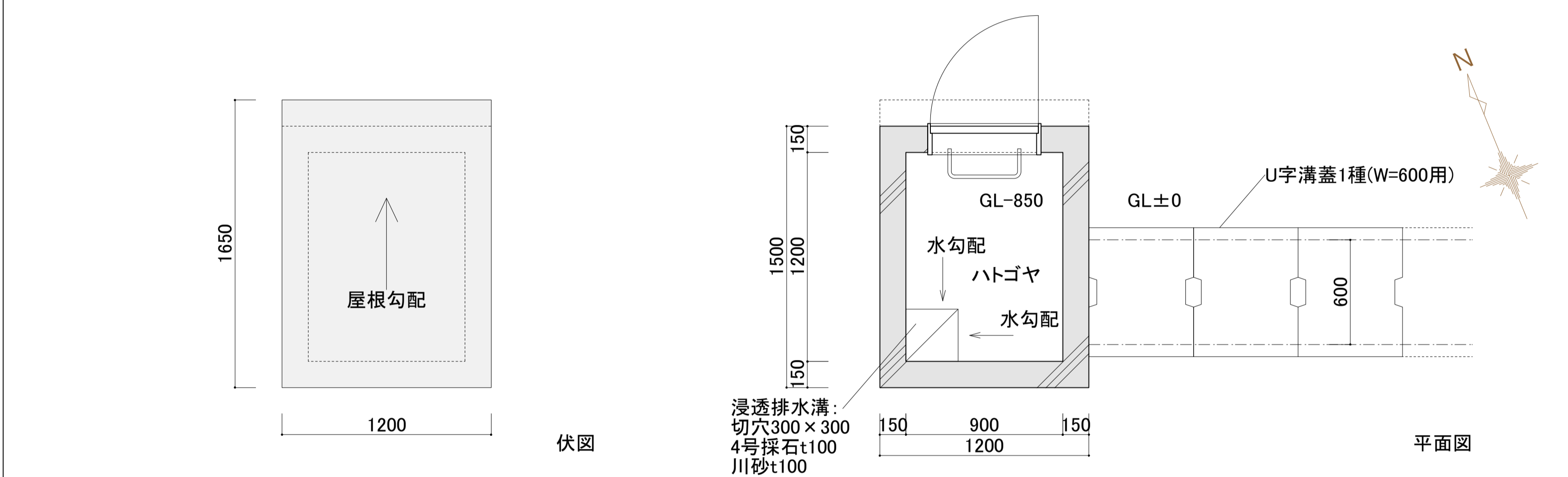


- 【共通事項】
- ・特記なき材は、スギ(並材)とする。
 - ・特記なき限り、木材材は防腐防蟻薬剤含浸、無色、耐久性K4相当
 - ・特記なき限り、木材材は天然水性塗料2回塗り、小口共 (レイノス/池田コーポレーション 同等)
 - ・特記なき限り、鋼製部材はフッ素樹脂塗装
 - ・特記なき限り、RC現し部分は化粧打放し、撥水剤塗布
 - ・特記なき限り、現場打ち鉄筋コンクリートは構造図(S-01 木造特記仕様書1)による。
- ・基礎下には砕石H100を見込む。

※共通事項 新設コンクリート:24N/mm²、スラブ18

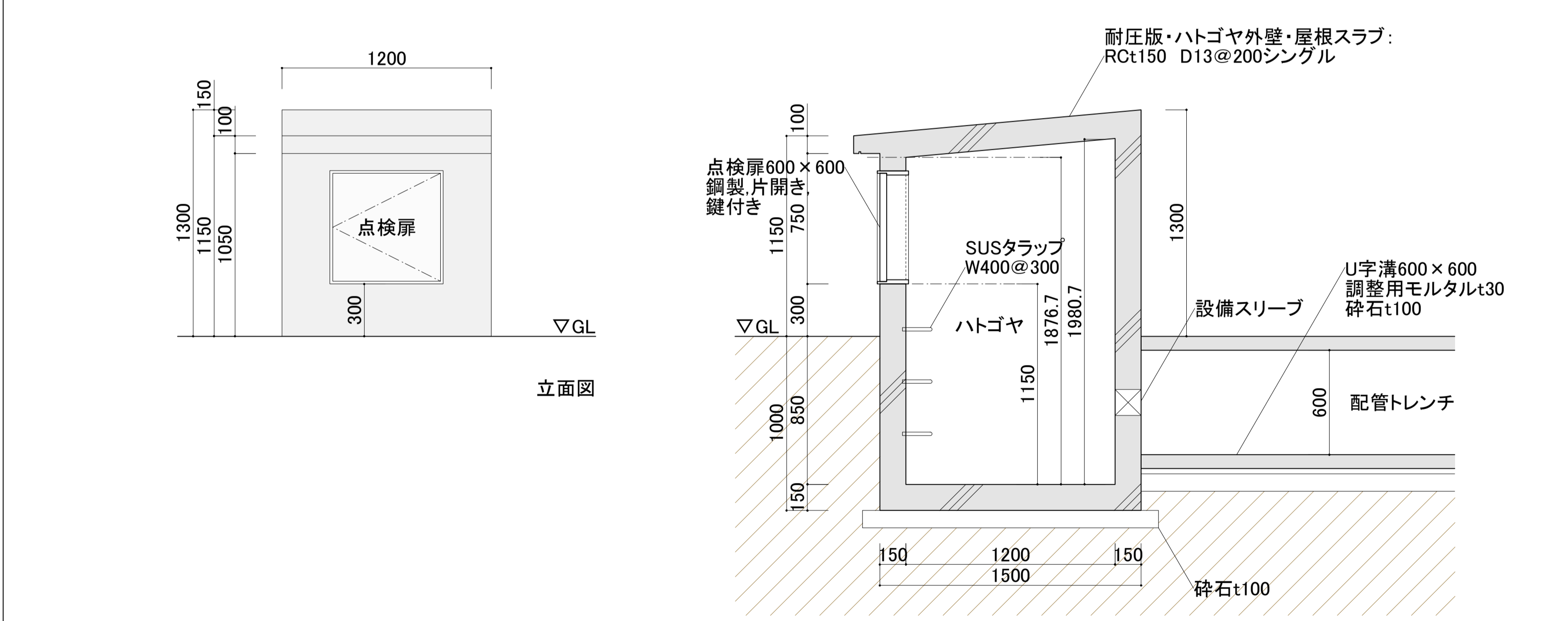


配管トレンチ 全体図 S=1/80



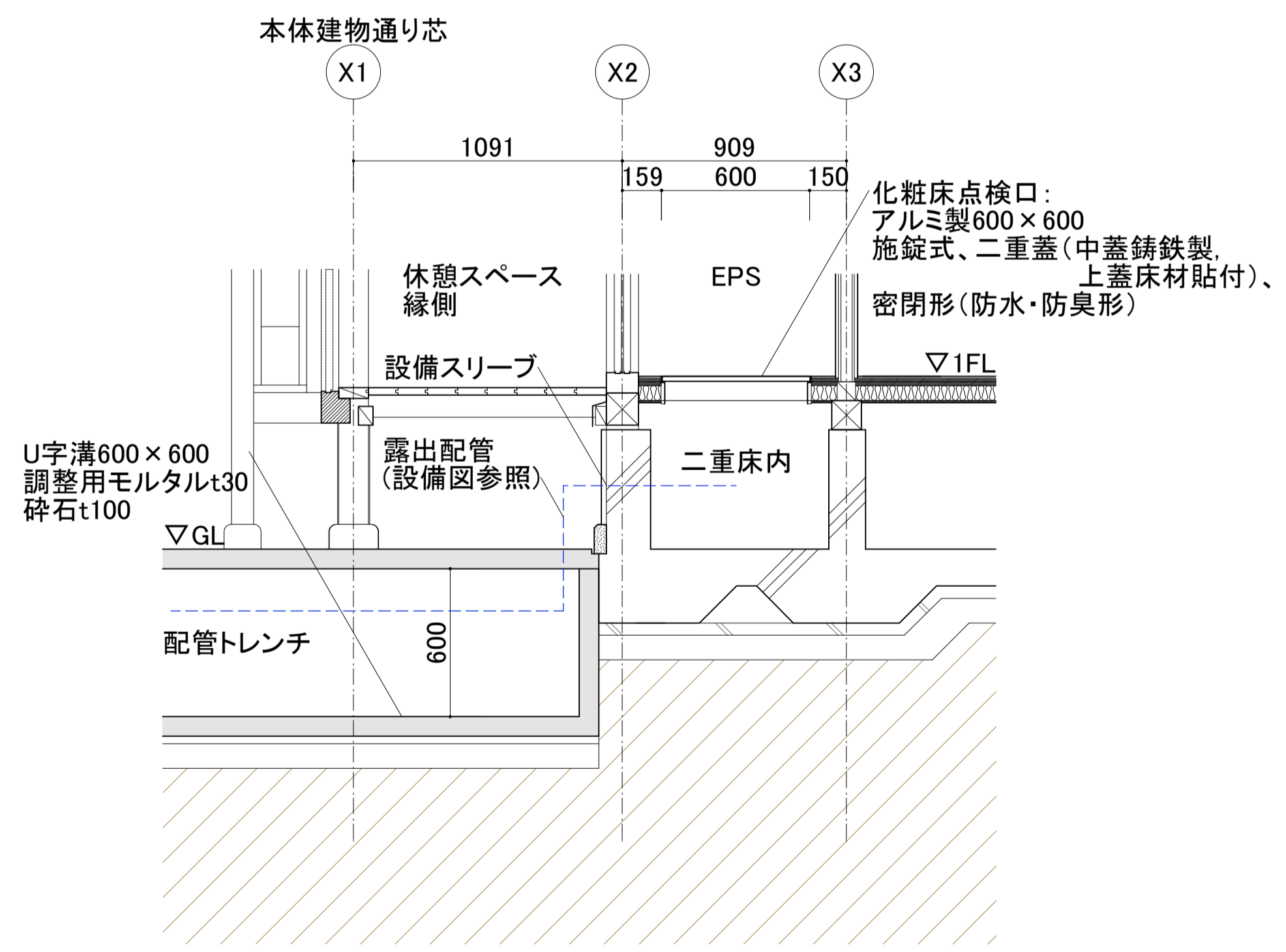
伏図

平面図



断面図

ハトゴヤ詳細図



断面図

配管ピット詳細図

【共通事項】
 ・特記なき限り、RC現し部分は化粧打放し撥水剤塗布
 ・特記なき限り、現場打ち鉄筋コンクリートは構造図(S-01 木造特記仕様書1)による。
 ・特記なき限り、ハトゴヤ内部床・壁は普通型枠外し・自閉樹脂塗膜防水
 ・特記なき限り、鋼製部材は溶融亜鉛メッキの上フッ素樹脂塗装

・共通事項 新設コンクリート:24N/mm²、スランプ18

香山建築研究所 KOHYAMA ATELIER <small>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 管理技術者 長谷川祥久(一級建築士第289714号)</small> <small>一級建築士事務所第12399号(有)香山建築研究所 東京都文京区本郷2-12-10UT本郷3F 主任技術者 松本洋平(一級建築士第367970号)</small>	令和7年度新宿御苑日本館御殿工事(Ⅰ)		AL-02
	詳細図-2 配管ピット	A1: 図示 A3: 1/40, 1/80	79 164
	環境省新宿御苑管理事務所		

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
1		I期工事対象外の項目、外構、電気設備、機械設備工事についてはいつ頃の発注になりますでしょうか。	I工事の進捗を鑑み、II工事（外構・電気・設備）を令和8年度に発注する予定です。
2		上記対象外工事とI期工事を含めた全体工期をお教えてください。	I工事は特記仕様書のとおりです。II工事はI工事の進捗によるため未定です。
3	A-17, 30 内訳29	小屋裏の界壁は下地を含め今回工事範囲外で宜しいですか。内訳では、LGS下地があります。下地のみ範囲内ですか	下地（LGS）は今回工事です。
4	A-29, 32	雨落ち下の浸透管（暗渠管）が今回工事範囲外ですが、浸透管が外構工事として後工事になると、施工した縁石及び玉砂利を一度取外し再取付することになります。外構工事で撤去復旧費を見込むことになりましたが宜しいですか	外構工事で撤去復旧費を見込む計画はありません。II工事（外構・電気・設備）を、I工事の進捗を鑑み令和8年度に発注する予定です。
5	A-18, 26, 28	外構工事が範囲外のため、縦樋からの水が垂れ流し状態になります。雨水枡を設置するために縦樋及び樋受け石を取外し再取付になります。外構工事で撤去復旧費を見込むことになりましたが宜しいですか。	外構工事で撤去復旧費を見込む計画はありません。II工事（外構・電気・設備）を、I工事の進捗を鑑み令和8年度に発注する予定です。
6	A-19, 20, 29	外壁白漆喰塗は、下塗り・中塗りを含め今回工事範囲外でラスカットボード張までで宜しいですか	ラスカットボード張までです。
7	A-13 AL-01, 02 内訳36, 38	室外機置場1及びトレンチは本工事対象外とありますが建築外構図があり、内訳もあります。ハトゴヤを含め今回工事範囲外と考えて宜しいですか	室外機置場1及びトレンチは今回工事の対象となります。図面の誤植です。
8	AL-02	基礎部分から設備の配管類が取り込まれると考えられますが基礎開口の大きさ、位置などは設計者から指示を頂けるのでしょうか（開口補強が必要となりますので見積期間中に必要になります）	電気設備及び機械設備の基礎梁に設けるスリーブ関連図面（参考図）を添付しますので、ご確認ください。
9	A-26	床下電気ラック（電気設備工事）とあります。設備工事が今回工事範囲外ですと、電気・給排水・空調設備は床下に潜って施工するように考えているのでしょうか。または、床組みを取外し再取付と考えるのでしょうか。	II工事（外構・電気・設備）を、I工事の進捗を鑑み令和8年度に発注する予定です。I工事の施工時に、根太組での工夫とします。
10		電気設備・給排水設備の建物内への取り込みは、基礎下の埋設配管になると思われます。根切時に埋設配管し、立ち上げる作業が必要になります。設備工事が今回工事範囲外にできないのではないのでしょうか。	設備工事は今回の工事範囲外です。
11	A-30, 31	縁側の小舞及び天井板は野地板張後では、施工できません。今回工事範囲外ですが、先行して施工するとして宜しいですか。	縁側の小舞及び天井板は今回工事の対象です。
12	A-55, 58	長押釘隠し等の金物は、取付部材が範囲外のものを含めて今回工事範囲ですか。また、取付できなくても取付費を見込むのですか	金物の対象は図面のとおりです。取付できないものは協議となります。
13	S-01	地盤改良は図示による（Sa-01）とありますが、Sa-01図が無いようです。地盤改良は不要ですか。必要であれば図面・仕様書をいただけますか。	地盤改良工事は今回の工事対象外です。
14	内訳29	LGS天井下地は今回工事範囲内ですか。今回工事になると、設備配管時に取外し再取付になります。	LGS天井下地は今回工事範囲内です。設備配管に絡む場合は協議とします。
15	A32 内訳29	図面と内訳で整合性がとれていない場合、図面が優先と考えて宜しいですか。エントランス床見切り、床照明見切りはA32図で取り消し線があるが、内訳に数量あり。	質疑にて、不整合箇所をお示しください。内訳書は、「参考」資料のため、図面が優先となります。図面間に不整合がある場合は、施工する上で確実性の高い図を優先して仕様、数量を見込んでいただくことが原則となります。
16	A31	使用する木材について赤みの割合を指示していただけますか。御用邸レベルであるか否かで異なるため、見積ができません。	源平の割合について数値指定はございません。木材の色味については、矩計図の欄下特記事項を参照されてください。
		<<構造>>	
17	S-01	地盤改良について、S-01図特記仕様書で、図示によるに適用の印がありますが、地盤改良の図示がありません。地盤改良は無しと考えてよろしいのでしょうか。	地盤改良は無しです。
18	-	地業について、構造図に地業についての記載が有りません。基礎下・土間下共に捨コンt50+砕石t100で、建屋内の接地スラブ下（基礎梁下含む）には全面防湿シート（ポリエチレンフィルムt0.15）が必要と考えてよろしいのでしょうか。	ポリスチレンフィルムt0.15 捨てコンt50 砕石砂利（再生クラッシュラン）t100

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
19	A-16	建屋内接地スラブ下断熱材について、A-16図仕上表で、図示によると記載が有りますが、図示がありません。建屋内接地スラブ下に必要な場合、仕様・厚さ・適用範囲をご指示下さい。	スラブ下は断熱材は不要です。
20	-	捨コンクリートの仕様について、図面に捨コンクリートの仕様についての記載がありません。数量書よりFc18-15と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
21	S-01	コンクリートのスラブについて、S-01図特記仕様書では、SL18cmですが、数量書ではSL15cmです。数量書のSL15cmが正と考えてよろしいでしょうか。	図面の通り、SL18cmで見込んでください。
22	S-01	コンクリートのセメント種類について、構造図に記載がありませんが、数量書では高炉セメントB種の記載です。セメントの種類は高炉セメントB種と考えてよろしいでしょうか。	普通ポルトランドセメントとしてください。
23	S-02	コンクリート単位水量の測定について、S-02図構造関連共通事項で「異常が認められた時実施」と記載がありますが、見積上はコンクリート単位水量の測定試験を見込むと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。回数は受注者にてご判断ください。
24	A-29	止水板について、A-29図矩計図の様に、設計GLとRCスラブの天端がほぼ同じレベルの場合でも、見積上は外周部のRC立上り部には止水板を見込むと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
25	A-22 S-14	休憩スペース縁側の耐圧スラブについて、A-22図断面図4では、休憩スペース縁側の下部に耐圧スラブの記載がありませんが、S-14図基礎伏図では耐圧スラブの図示があります。休憩スペース縁側の下部に耐圧スラブは必要と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
26	S-14	建築用RC梁貫通補強について、通気管・連通管の記載がありません。必要な場合、各々径・配置・補強要領をご指示下さい。	通気管、連通間は不要です。
27	-	設備用RC梁貫通補強について、設備用RC梁貫通補強は無しと考えてよろしいでしょうか。必要な場合、径別・補強要領別のか所数をご指示下さい。	必要箇所については質疑8の回答の参考図をご確認ください。補強要領については、S-04図を参照ください。
		<<外部>>	
28	A-27	復元展示室C縁側前面 床縁石について、参考数量書(P-14)ではW120xH100とありますが、平面詳細図(3)ではW120xH150とくい違います。参考数量書(P-14)のW120xH100を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り W120×H150を正としてください。
29	A-19 A-29	外壁下部縦格子について、参考数量書(P-15)・矩計図(1)では縦枠:W45xD45・縦格子:W45xD45@105とありますが、立面図では縦枠:W30xD40・縦格子:W27xD30@90・幕板:桧t6とくい違います。参考数量書(P-15)・矩計図(1)を正と考えてよろしいでしょうか。	A-29図の通り、縦格子はW45×D45でお見込みください。
30	A-25 A-27	外壁 付け柱(隅部) 巾130+130高さ3600について、参考数量書(P-16)では4か所とありますが、平面詳細図(1・3)では3か所です。参考数量書(P-16)の通り4か所と考えてよろしいでしょうか。	外壁 隅部について、X1, Y9通り、X2, Y21通り、X10, Y21通り、X18, Y20通りの計4か所になります。
31	A-27	復元エリア 外壁付け柱(隅部) 巾130+130高さ3600について、参考数量書(P-16)では1か所とありますが、平面詳細図(3)では2か所です。参考数量書(P-16)の通り1か所と考えてよろしいでしょうか。	復元エリア 隅部について、X32, Y7通り、X32, Y13通りの計2か所になります。
32	A-25	外壁 外壁入隅調整材 48x48 高さ3600について、参考数量書(P-16)では5か所とありますが、平面詳細図(3)では6か所です。参考数量書(P-16)の通り5か所と考えてよろしいでしょうか。	外壁 入隅調整材について、X2, Y19通り、X6, Y21通り、X7, Y21通り、X10, Y20通り、X18, Y17通りの計5か所になります。
33	A-27	復元エリア 外壁 外壁入隅調整材 48x48 高さ3600について、参考数量書(P-16)では3か所とありますが、平面詳細図(3)では1か所です。参考数量書(P-16)の通り3か所と考えてよろしいでしょうか。	復元エリア 入隅調整材について、X6, Y21通り、X7, Y21通りの計2か所になります。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
34	A-27	外壁 開口部入隅調整材 見付60、見込80高さ3600について、参考数量書(P-16)では5か所とありますが、平面詳細図(3)では2か所です。参考数量書(P-16)の通り5か所と考えてよろしいでしょうか。	外壁 開口部入隅調整材について、X10、Y21通り、X18、Y17通りの計2か所になります。
35	A-25	エントランス部外壁付け柱(隅部) 巾130+130 高さ1720について、参考数量書(P-16)では2か所とありますが、平面詳細図(1)では4か所です。参考数量書(P-16)の通り2か所と考えてよろしいでしょうか。	エントランス部外壁 隅部について、b10、a1、a3通り、b1、a1、a2通りの計4か所になります。
36	A-25 A-26	エントランス部 外壁外壁入隅調整材 48x48について、参考数量書(P-16)では高さ1720とありますが、平面詳細図(1・2)ではH3600とくい違います。参考数量書(P-16)の通り高さ1720と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
37	A-29 A-30 A-31	参考数量書(P-17)の屋根裏天井見切縁 60×20程度 94.4mについて、矩計図(1~3)で見当りません。参考数量書(P-17)の通り見込むと考えるとよろしいでしょうか。	宜しいです。
38	A-29 A-30 A-31	参考数量書(P-17)の屋根裏天井鼻隠し 45x60 鼻隠し下地板:杉 並材厚30 巾91共 94.4mについて、矩計図(1~3)で見当りません。参考数量書(P-17)の通り見込むと考えるとよろしいでしょうか。	鼻隠し板:スギt30×91についてはお見込みください。
39	A-23 A-24	御車寄 軒天猿頬天井について、参考数量書(P-17)では天然木練付合板 厚6.0目透かし W3 @300程度目地底テブ張りとありますが、天井伏図では杉 柱目t7とくい違います。参考数量書(P-17)の通り天然木練付合板と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り、スギ柱目t7でお見込みください。
40	A-23 A-24	御車寄 軒天 天井廻り縁について、参考数量書(P-17)ではD60xH80とありますが、天井伏図ではD60xH90とくい違います。参考数量書(P-17)の通りD60xH80と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り、D60×H90でお見込みください。
41	A-57	戸袋1,2,4柱 90×90について、参考数量書(P-17)ではH2360とありますが、部分詳細図(2)ではH3050です。参考数量書(P-17)の通りH2360と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り以下でお見込みください。 戸袋1の柱H: 4060 戸袋2の柱H: 3050 戸袋4の柱H: 3050
42	A-57	戸袋3,5柱 H1834.5について、参考数量書(P-18)では90x90とありますが、部分詳細図(2)では70x70です。参考数量書(P-18)の通り90x90と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り、70×70でお見込みください。
43	A-30	休憩スペース縁側上屋根2 野地板について、参考数量書(P-18)では杉 厚15 巾180とありますが、矩計図(2)では構造用合板t12とくい違います。参考数量書(P-18)の通り杉 厚15 巾180と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り、構造用合板t12でお見込みください。
44	A-30	休憩スペース縁側上屋根2鼻隠し板について、参考数量書(P-18)では厚30 H135とありますが、矩計図(2)ではt30x91とくい違います。参考数量書(P-18)の通り厚30 H135と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り、30×91でお見込みください。
45	A-31	復元展示室縁側上屋根2 野地板について、参考数量書(P-19)では杉 厚15 巾180とありますが、矩計図(3)では構造用合板t12とくい違います。参考数量書(P-19)の通り杉 厚15 巾180と考えるとよろしいでしょうか。	図の通り、構造用合板t12でお見込みください。
46	A-31	復元展示室縁側上屋根2 鼻隠し板について、参考数量書(P-19)では厚30 H135とありますが、矩計図(3)ではt30x91とくい違います。参考数量書(P-19)の通り厚30 H135と考えるとよろしいでしょうか。	図の通りt30×91でお見込みください。
47	A-32	エントランス部 霧除け2について、矩計図(3)であぶり板 t/キ 45x15とありますが、参考数量書にはありません。あぶり板 t/キ 45x15を追加してよろしいでしょうか。	図の通り、あぶり板をお見込みください。
48	A-29 A-30 A-31	矩計図(1)について、膳板下部に水切板 t/キ t24 D95がありますが、参考数量書にはありません。水切板 t/キ t24 D95を追加してよろしいでしょうか。	図の通り、お見込みください。
49	A-18	屋根 一文字切隅瓦(符号:J)について、参考数量書(P-25)では4か所とありますが、屋根伏図では3か所とくい違います。参考数量書(P-25)の通り4か所と考えるとよろしいでしょうか。	3箇所、お見込みください。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
50	A-18 A-30 A-31 A-62	軒樋A・這樋・集水箱樋A・軒樋B・集水箱樋B・豎樋・呼び樋について、参考数量書(P-27・28)・屋根伏図では銅板 厚1.2 曲げ加工とありますが、矩計図(2・3)・部分詳細図(7)では銅板 厚0.5 曲げ加工とくい違います。参考数量書(P-27・28)・屋根伏図の銅板 厚1.2 曲げ加工を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、厚さ0.5mmでお見込みください。
51	A-32	エントランス部 腰壁 出隅ブラケットについて、参考数量書(P-28)ではL-93x90+66とありますが、矩計図(4)ではL-93x90+66+66とくい違います。参考数量書(P-28)の通りL-93x90+66と考えてよろしいでしょうか。	L-93x93+66+66でお見込みください。
52	A-55 A-58	南面外壁出隅金物(敷居・鴨居)について、参考数量書(P-28)では復元エリアに各2か所とありますが、部分詳細図キプランでは復元エリアに各2か所、休憩スペースに各1か所とくい違います。休憩スペース 各1か所を追加してよろしいでしょうか。	図の通り、復元エリアは2カ所、休憩スペースに1カ所でお見込みください。
		<<内部>>	
53	A-01	防水工事 工事区分について、木造特記仕様書(その1-1)/工事範囲より、すべてと指示がありますが、参考数量書では防水工事に気密シートの計上が確認できません。参考数量書より工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。(ただし、気密シートは本工事には含みません。)
54	A-01	左官工事 工事区分について、木造特記仕様書(その1-1)/工事範囲より、内部は本工事対象外と指示がありますが、参考数量書の左官工事では珪藻土塗り・撥水材塗布とあります。参考数量書を正と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
55	A-26 A-28	参考数量書 木工事について、1F休憩スペース縁側で階段木下地/L3570xD380の計上がありますが、図示範囲が確認できません。参考数量書を正と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。 A-28より、1F休憩スペースA内の内部階段2がL3570、縁側の縁側階段はL1022になります。
56	A-62	参考数量書 木工事について、1F中央エントランス踏面で踏板木下地に構造用合板t12の計上がありますが、部分詳細図(7)/中央エントランス階段では構造用合板t12に取消し線があります。参考数量書を正と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
57	A-21	参考数量書 金属工事について、界壁 軽量鉄骨壁下地の計上がありますが、該当範囲は断面図(1)記載の共通事項/隔壁の建築基準法施行令114条3項に適合し、準耐火構造範囲と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
58	A-06	参考数量書 内外装工事について、床/ガラスウール32kg/m3厚60の計上がありますが、木造特記仕様書(その1-6)では32kg/m3は厚45とありくい違います。参考数量書より厚60を正と考えてよろしいでしょうか。	厚60でお見込みください。
59	A-26	1F 受付～廊下1 床見切Aについて、参考数量書ではFB-6x38ですが、平面詳細図(2)略語凡例ではFB-6x25とありくい違います。参考数量書よりFB-6x38を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、FB-6x25でお見込みください。
60	A-59	1F復元展示室A(御座所) 床脇について、部分詳細図(4)では壁側金物Aの図示がありますが、参考数量書では計上が確認できません。下記の項目を追加してよろしいでしょうか。 ・壁側金物A W290.5xH32 1か所 ・壁側金物A W290.5xH36 1か所	数量書では「壁側金物A」を「金物A」と同じものとして合算して形状しています。数量書の通りでお見込みください。
61	A-59	1F復元展示室A(御座所) 床脇 金物Aについて、参考数量書ではW124xH32とW124xH36を2か所ずつの計上ですが、部分詳細図(4)の図示ではW124xH32とW124xH36は1か所ずつと思われます。見積書よりW124xH32とW124xH36は2か所ずつを正と考えてよろしいでしょうか。	質疑回答60参照
		<<建具>>	
62	A-44	WW-14の枠寸法について、参考数量書(P.21)では上枠・下枠ともW150xH45とありますが、建具表(3)には45x105とありくい違います。参考数量書のW150を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、45x105でお見込みください。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
63	A-45	WDG-6の敷居・鴨居延Lについて、参考数量書(P.21)にはL=2824とありますが、建具表(4)では建具W3506とく違いいます。参考数量書のL=2824を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、W3506でお見込みください。
64	A-45	WDG-6の鴨居H寸法について、参考数量書(P.21)にはH60とありますが、建具表(4)ではH45とく違いいます。参考数量書のH60を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、H45を正です。
65	A-40 A-45	WDG-9枠の数量について、参考数量書(P.22)には1か所とありますが、建具表(4)と建具キプランでは2か所く違いいます。参考数量書の1か所を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、2カ所でお見込みください。
66	A-46	WDM-9の下枠H寸法について、参考数量書(P.22)にはH66とありますが、建具表(5)ではH60とく違いいます。参考数量書のH66を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、H60でお見込みください。
67	A-47	WDC-1の数量について、参考数量書(P.23)には2か所(休憩スペース)とありますが、建具表(6)・建具キプランでは復元展示室廊下1-2間にも1か所あり計3か所とく違いいます。参考数量書の2か所を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、3カ所でお見込みください。
68	A-47	WDB-4の敷居・鴨居延Lについて、参考数量書(P.23)にはL=2196とありますが、建具表(6)では建具W695でく違いいます。参考数量書のL2196を正と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、W695でお見込みください。
69	A-47	WDB-5の戸当り・上下戸ずり棧について、建具表の姿図に記載がありますが、参考数量書には記載がありません。参考数量書を正とし不要と考えてよろしいでしょうか。	図の通り、本工事にお見込みください。
		<<外構>>	
70	A-13	室外機置場1 工事区分について、配置図より本工事対象外と指示がありますが、参考数量書では基礎及び塀の計上があります。参考数量書を正として本工事対象と考えてよろしいでしょうか。	配置図中の文言が誤記です。室外機置場1の設備基礎及び塀については、全て本工事に含まれます。
71	A-13	トレンチ及び化粧蓋 工事区分について、配置図より本工事対象外と指示がありますが、参考数量書ではU字溝・集水桝・ハト小屋の計上があります。参考数量書を正として本工事対象と考えてよろしいでしょうか。	配置図中の文言が誤記です。室外機置場1から本体建物に連絡するトレンチ及び化粧蓋は、全て本工事に含まれます。
		<<仮設>>	
72	K-01	引込み位置について、仮設給排水、電気、LANの引込み位置が不明です。引込位置をご指示ください。	別紙の「光ケーブル」「電源ケーブル」「給水管路」を参照ください。
73	K-01	ラフタークレーンについて、現場説明書では搬入車両が4tアップ限定とありますが、K-01図では25tラフタークレーンが選定されています。25tラフタークレーンの搬入、搬出のみ許されているのでしょうか。また、搬入にあたって経路上の支障物除去工事や補強工事は必要でしょうか。	<保留>
74	-	場内仮置き場について、参考内訳書にて建設発生土が場内仮置き場まで4tアップ、場内仮置き場～場外が10tアップとなっていますが、場内仮置き場の記載がありません。場内仮置き場の案内図と形状・大きさをご教示ください。	<保留>
75	-	生コン打設について、ポンプ車、生コン車についても小型ポンプ車、4t車限定と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
		<<内部>>	
60	A-06 A-27 A-31	内外装工事について、 壁/ガラスウール充填32kg/m3厚50の計上がありますが、木造特記仕様書（そのI-6）では32kg/m3は厚45とあり且つ矩計図(3)でも24kg/m3厚45とくい違いします。 参考数量書及び平面詳細図共通事項（遮音壁）より32kg/m3厚50を正として考えてよろしいでしょうか。	A06図の通り、ガラスウール32kg/m3 厚50mmでお見込みください。 ※ただ、木軸外壁に充填される断熱材はガラスウール24kg/m3 厚90mmです。
		<<建具>>	
61	A-51	WRGL-8について 建具表に記載がありますが、参考数量書には記載がありません。 木製枠は不要と考えてよろしいでしょうか。	A-41図中「WRG-18」は「WRGL-8」とします。 木製枠はお見込みください。
62	A-51	WRGL-2～7の枠部材について 桧 W110xH60 L=W寸法 縦枠x2:桧 W35xD21 H=560とありますが、該当部材が図面ではわかりません。 該当部材をご指示ください。	A-51図中の木製縦格子付きガラス入り欄間 詳細図 1/5 を参照すること。
63	A-50	AD-2の扉部1/4円形ガラス厚について 参考数量書では70t板ガラスt6とありますが、建具表(9)の姿図にはP3とありくい違いします。 参考数量書のt6を正と考えてよろしいでしょうか。	t6でお見込みください。
64	A-50	網戸-1・2について 建具キープランで符号が囲われていますが、参考数量書に記載がない為、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	網戸については、II工事の対象とします。
		<<構造>>	
65	A-19	断熱材について 断熱材の密度、熱伝導率表記が無く価格が大きく相違する為、各断熱材の範囲をご指定下さい。 屋根:硬質ウレタンフォームt10の範囲 屋根:フェノールフォーム1種t60の範囲 外壁下:ガラスウール24kg t45の範囲 外壁上:ガラスウール24kg t90の範囲 床断熱材:ガラスウール24kg t60の範囲	屋根:硬質ウレタンフォームt10の範囲 →A20.21図の通り（銅板（一文字葺）1, 銅板（銅板葺）2の範囲） 屋根:フェノールフォーム1種t60の範囲 →A20.21図の通り（全ての屋根の範囲） 外壁下:ガラスウール24kg t45の範囲 →以下の通り訂正します。範囲は、金属パネルの範囲が該当。 訂正前) t45 訂正後) t90 外壁上:ガラスウール24kg t90の範囲 →A20,21図の通り（白漆喰仕上げの範囲） 床断熱材:ガラスウール24kg t60の範囲 →参考図を添付します。
66		内部造作杉材について 内部造作杉材は基本的に桧の源平してよろしいでしょうか。	よろしい。ただし、設置の際には、色合いに著しいばらつきがないように配慮してください。
67		木の産地について 産地の指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	国産材を基本とします。
68		原寸図作成について 原寸図作成は不要と考えてよろしいでしょうか。	工事契約後に必要となります。必要箇所を施工者にて検討のうえ作成ください。
69		材木検査について 製材所現地にて、材木検査が必要でしょうか	必要です。
70	A-30	床下地普通合板について 床下地普通合板t9の表記ありますが、構造用合板t9、7mm合板T1t9のどちらでしょうか。	構造用合板t9です。
71	A-31	下屋銅板屋-2の根化粧垂木について 下屋銅板屋-2の根化粧垂木が45x60と45x55の2種類存在しています。 45x60で統一してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
72	A-31	化粧軒天井板t9の杉赤身について 各所アイジャリ見え掛かりをW120としてよろしいでしょうか。	宜しいです。
73		各所軒先軒反りについて 軒先軒反りがあればご指示ください。 ・母屋瓦屋根 ・母屋銅板屋根-2 ・北エントランス銅板屋根-1 ・中央エントランスチ屋根 ・御車寄	南側縁側上部および、重要度復元エリアの金属屋根の出角5箇所には、軒反をお見込みください。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
74	A-23, 24 A-31, S32	木小舞の丁数について A-23. 24軒天井見上げ図とA-31断面詳細図、S-32の木小舞の丁数が 違っております。 A-23. 24軒天井見上げ図を正としてよろしいでしょうか。	A31を正としてください。
75		同上桁上面戸板について 同上桁上面戸板は意匠図ではt45. 構造図ではt90です。 意匠図を正と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
76	A-20. 21	西側X31～X32の下屋の付け桁について 西側X31～X32の下屋の付け桁は60x150ですが、 持ち出し部は付け柱が130の為、W135xH150としてよろしいしょう か。	現場協議とします。
77		破風板について 西側X31～X32の破風板として55x145を見込む事でよろしいでし ょう。	30×91でお見込みください。
78		化粧垂木他について 西側X31～X32の化粧垂木を45x60、広小舞を90x30、淀を55x120、 化粧軒天井板アイジャリt9横貼り、働き巾120、野地合板t12-2重貼り、 木小舞を24x21と考えてよろしいでしょうか。 また、差し棟木を120x150、垂木掛けを45x100と考えてよろしいで しょうか。	宜しいです。
79		差し母屋について 西側X31～X32の差し母屋は120x150、垂木掛けは45x100でよろしいで しょうか。	発注図の通りでお見込みください。
80		霧除け(七伍庇)絵ぶり板について 北側Y21. X1. X10' の霧除け(七伍庇)絵ぶり板t30のH. Lの寸法が不明で す。 ご指示ください。	A 32図を参照ください。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
81		出隅化粧隅木取り合い雇桁について 母屋上屋の付け桁は60x100の表記がありますが、 出隅化粧隅木取り合い雇桁は110x100を見込む事でよろしいでしょうか。 それとも留め加工納めでしょうか。	ご指摘の箇所が不明です。発注図の通りでお見込みいただきご不明点については、現場協議とします。
82		段差について X31.Y1～Y6縁桁120x270とY6～Y13母屋付け桁60x100で 段差ができますが、このままでよろしいでしょうか。	現場協議とします。
83	A-23.24 A-29～30 S-32	寸法及び丁数について 意匠図と構造図で寸法及び丁数が違うところあります。 意匠図を正としてよろしいでしょうか。	構造上主要な部位については、構造図を正とし、非構造部材については意匠図を正としてください。
84	A-30. S-32	銅板屋根と瓦屋根立ち上がり部について 意匠図は化粧垂木が貫通しておりますが、 構造図は、105x240の枕梁を下屋の垂木上に施して納めております 構造図を正としてよろしいでしょうか。	宜しいです。
85	A-30. S-32	軒先及び、木小舞等について 軒先及び、木小舞等は意匠図を正としてよろしいでしょうか。	No83の回答のとおり、非構造部材は意匠図正で宜しいです。
86	A-30. S-32	軒先及び、木小舞等の立ち上がりについて 上記立ち上がりは、杉一等材料下地銅板包みと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
87	A-30. S-32	納まりについて A-31とS-32でタイプCの納まりが違います。 構造図S-32を正としてよろしいでしょうか。 また、立ち上がりは銅板包みと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。ただし段差部は、A31通り瓦小口のみとし最小の段差となるように瓦屋根の垂木下端の形状の調整が必要になります。 立ち上がりは、瓦小口としてください。
88	A-30. S-32	軒先及び、木小舞等の底板板金下地杉板について 底板板金下地杉板はt9としてよろしいでしょうか。	A-30を参照ください。
89	A-23.24 A-19～21 A-32	中央エントランス ^o -子独立屋根について 中央エントランス ^o -子独立屋根の断面詳細図がありませんが、 北エントランス同様の納まりとし、材種は桧でよろしいでしょうか。 化粧垂木:45x90 455@ 面戸板:45x98.4 鼻隠し、破風板:30x210 野垂木:45x90 通気垂木:45x30 野地板:耐水合板t12 棟抑え:120x45 化粧束:105x105 E90同等 繋ぎ梁:120x180板虹梁仕様 E90同等	質疑回答No. 15より 化粧垂木W55×H60 鼻隠し、破風板はA32図より30×135 上記以外については、図面の通りでお見込みください。
90	A-32	中央エントランス ^o -子独立屋根の鼻隠し裏通気について 鼻隠し裏通気は、棟換気として水下のみとし、 登りは無しと考えてよろしいでしょうか。	鼻隠裏から外気を取り込み、通気層を登って、換気棟から排出。という気流ルートを想定しています。
91	A-32	基礎内側の巾木、土台見切りについて 基礎内側の巾木、土台見切りは、抹消してありますが、 今回別途と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
92	S-29.31	垂木の成について 軒詳細図が有り、軒の出、片持ち出しがかなりありますが、 垂木の成が小さいと思われれます。 見積りは図面通りと致しますが、よろしいでしょうか。	宜しいです。（部材断面の変更については現場協議とします。）
93	S-30	柱目表記について その他化粧材柱、桁梁は芯持ちとなり背割り有りとなりますが、 よろしいでしょうか。	現し材については、原則として背割りなし、で計画していますが、 背割りを追加する場合は、現場協議とします。
94	A-19.29 S-28	縁下格子について 意匠図ではX21～X31縁下格子が断面図基礎に立ち上がっておりますが、 立面図、断面図、構造図には縁下格子がありません。 縁下格子は必要と考えてよろしいでしょうか。	必要です。
95		床下格子について X25.Y13～Y18立面図に床下格子の表記ありません。 必要と考えてよろしいでしょうか。	不要です。
96	A-19.21 29	窓格子について A-29の多機能トイレ窓格子が削除されておりますが、 WC2.売店キッチン、倉庫1.2.3も別途と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
97	A-32, 33	基礎巾木見切り材について エントランス部屋内側の土台取り合いの基礎巾木見切り材は 今回別途考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
98	A-58	欄干について 御座所、御次の間縁側の欄干は今回別途と考えてよろしいでし ょうか。	A31の通り、欄干は今回工事対象外です。
99	A-29, 30	表記について 床下地内訳書の表記と意匠図の表記に相違があります。 意匠図を正と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
100	A-51	欄間格子について WRGLの欄間格子が内訳書に表記がありません。 別途は考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
		<<外構>>	
101		復旧について I期工事完了後に、一部仮囲いの内側にある芝生や砂利やASは、 復旧するでよろしいでしょうか。	別途協議とします。
		<<その他>>	
102		残置物について 新宿御苑日本館御殿工事の跡地のフェンスの内側に、 残置物がありますが、 ないものとして見積りすることでよろしいでしょうか。	宜しいです。
103	K-01 現場説明書	管理門～工事エリアの車両動線の通行時間に制約があるようでしたら ご教示ください、	作業時間内であれば問題ありません。
104	K-01 現場説明書	管理門～工事エリアまでの間、車両が通行する際、誘導員による誘導 が必須でしょうか。ご教示ください。	誘導員は必要で、別途協議とします。
105	K-01 現場説明書	工所用道路の経路（正門～プラタナス並木～外周路～現場）の園路養 生の制約に記載がある大型車両とは何トン以上のことを指すのかご教 示ください。	4t以上のことです。
106	K-01 現場説明書	工所用道路の経路（正門～プラタナス並木～外周路～現場）の園路養 生とは、どのようなものを想定されているのかご教示ください。	プラタナス並木の玉砂利は車輪圧により食い込むため、通路幅につ いて事前に掃き除き工事後の掃き戻しを要します。
107	K-01 現場説明書	25tラフターは、高さ方向を除けば4t車両とサイズは同等です。25t ラフターを管理門から入退場させることは可能でしょうか。	25tラフターは正門からの入退場を基本とします。
108	K-01	仮囲いや足場の転倒防止のための控えの単管杭を、芝面、園路に打て ると考えてよろしいでしょうか。	玉藻池の芝生地内の玉砂利道には樹脂製のハニカム構造が施されて おり単管杭の打ち込みはできません。景観対象となる芝生地は監督 職員と協議のうえ必要最小限で打ち込み可能です。
109	K-01	計画地における、既存埋設配管の位置と深さのわかる図面のご提供を お願いいたします。	今回添付する参考図をご確認ください。深さについては後日別途と する。
110	K-01	現状設置してあるネットフェンス、及び内側の黒シート、資材の撤去は別 途と考えますが、よろしいでしょうか。	宜しいです。
111	K-01	大木戸門から入って左手側にあるトイレを、工事関係者も使用してい ただけると、考えてよろしいでしょうか。	仮設工事の期間は宜しいです。
112	K-01	工所用仮設電気設備はどこから引き込めば良いか教示下さい。また 引き込み電気容量に制限があるかご教示ください。	今回添付する参考図をご確認ください。大木戸駐車場変電所から余 剰埋設管による電源ケーブルを引き込みます。
113	K-01	工所用仮設給水はどこから引き込めば良いかご教示ください。また 給水管サイズをお教えください。	今回添付する参考図をご確認ください。立水栓があります。
114	K-01	工所用仮設排水は、どこに流したらよいでしょうか。またその配管 の管底レベルをご教示ください、	今回添付する参考図をご確認ください。立水栓付近に汚水マンホー ルがありますので、使用されてください。
115	S-01	4地業工事 地盤改良工法の記載のSa-01図の提示をお願いいたしま す。	地盤改良はございません。
116	S-01	4地業工事 地盤の載荷試験の特記記載がありません。質疑No19地盤 調査に基づき、地山が出ることを確認で載荷試験は不要という解釈で よろしいでしょうか。載荷試験が必要であれば、位置と載荷荷重をご 教示ください。	宜しいです。現場にて協議とします。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
117	S-01 A-01 A-29 A-31	S-01図4地業工事 再生クラッシュラン砂利厚さ60mm A-01_3-2地業工事 構造図S-01による A-29では再生クラッシュランH60 A-31では再生クラッシュランH100と記載されています。構造図の砂利厚さ60mmを正としてよろしいでしょうか	碎石砂利（再生クラッシュラン）t100mm でお見込みください。
118	S-01 内訳書	内訳書に高炉メントB種に記載がありますが、構造図の6コンクリート工事 セメント種類 適用箇所の記載ありません。普通ポルトランドメントを使用出来ると考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
119	S-01	6. コンクリート工事 構造体コンクリートの仕上り適用箇所の記載がありません。C種と考えるとよろしいでしょうか。	宜しいです。
120	S-02	3. 地盤調査資料 今回工事に含まれる地盤調査については構造図を参照とあります。該当資料の提示をお願いいたします。	今回工事に地盤調査は含みません。
121	S-08	4. 木造工事1防腐防蟻処理につきまして、引渡し後の保証期間は設定されていないという認識でよろしいでしょうか。	10年以上をお見込みください。
122	A-01	3-1土工事埋戻しB種とあります。現地の土にガラなどが含まれていた場合には、搬出し、別途購入と考えるとよろしいでしょうか。	現場にて協議とします。
123	A-01 A-05	10木工事 木材の耐候性処理について18塗装工事の木材保護塗料塗について木部外部のWP同等品として記載されている商品はメーカーHPによると透明仕様がありません。塗膜を形成しない有機溶剤系の木材保護塗装仕様で考えるとよろしいでしょうか、	宜しいです。
124	A-01 A-05	10木工事 木材の耐候性処理について18塗装工事の木材保護塗料塗について木部内部のWP同等品として記載されている商品はメーカーHPによると3分つや仕様です。塗膜を形成しない有機溶剤系の木材保護塗装仕様で考えるとよろしいでしょうか、	宜しいです。
125	A-02	13タイル工事 取り消し線がついていますが、内訳書にはエントランスポーチ部に9.4㎡入っています。図面を正として対象工事なしと考えるとよろしいでしょうか。	誤記です。ポーチ2の範囲は含みます。
126	A-03	16左官工事 塗材、漆喰調塗装、砂壁に○がついていますが、内訳に入っていません。図中にも図中各所に漆喰塗は対象外との表記があります。対象箇所はないと考えるとよろしいでしょうか。	宜しいです。 (塗材、漆喰調塗装、砂壁は本工事に含みません。)
127	A-03 A-50	17建具工事 網戸等に○がついています。A-50図中アルミ建具はすべて今回工事に含むとの記載がありますが、内訳に記載がありません。網戸は対象外と考えるとよろしいでしょうか。	宜しいです。
128	A-10	11その他 雨水流入管と屋上緑化に建築工事○がついていますが、対象部位が不明です。対象外と考えるとよろしいでしょうか。	宜しいです。回答No4も参考にしてください。
129	A-12	工事エリア内もしくは近傍で、レベル基準（ベンチマーク）をご指示ください。現況図で測定されたポイントが現地に無く、新宿御苑外の東京都の水準点から追いつく必要があるのでしたらそのようにご指示ください。	施工者確定後に追加資料として提供いたします。
130	A-12	建物配置の基準（XY方向の追い出し寸法）をご指示ください。X27/Y1の工程とX31/Y1の交点を結んだラインが基準となると推察致しますが、それをどこから追いつているのか読み取れませんでした。基点の引照点の記録などがあればご提供ください。	施工者確定後に追加資料として提供いたします。
131	A-12 A-17 A-19	レベルはA-17の1FL=TP32.7、700下がりがGLなので設計GL=TP32.0を正としてよろしいでしょうか。 A-12現況図で既存建物解体後の平均GLは32.10と記載がありましたので、念の為に確認になります。	宜しいです。
132	内訳書 S-14	束石の数 S14 コンクリートの束石（上辺120*120）の数が図面と内訳に相違があります。図面245か所と内訳書237か所と相違があります。S14を正としますがよろしいでしょうか	図面に記載されている数を正としてお見込みください。
133	S-14 S-33 A-57	戸袋1.2.4の下の束石S-14、S-33にC7 コンクリート束石と記載があります。A-57では自然石らしき形状をしています。仕様の記載は有りません。構造図を正としますがよろしいでしょうか。 ※内訳書の内訳も構造図より拾われたと思われる。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
134	S-33 A-31 内訳書	礎石のサイズと仕様と固定方法に相違があります。 S-14 150*150*h 300以下 安山岩 東石下取外 内訳書 同上 同上 同上 A-31 300*300*300程度 御影石 RC一体化 A-31 300*300*300程度 御影石 RC一体化 内訳書、構造図S-14を正とします。仕様変更生じた場合には、として 施工中の協議事項とさせていただきますようお願いいたします。	S-14, S-33の通りで宜しいです。
135	S-14	基礎伏せ図に設備スリーブの記載ありません。耐圧盤、基礎立上に設備配管に設備スリーブは不要で開口補強も不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は具体的なご指示をお願いいたします。	質疑3の回答に添付した参考図を参照願います。
136	AL-02	配管トレンチの通路横断部分のU字溝蓋と記載されていますが、既製品が見つかりません。U字溝蓋1種と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
137	S-14	下部設備トレンチ、配置詳細は設備図によるとあります。設備図の提供をお願いいたします。頂ける設備図は、周囲の雨水排水レベル、設備埋設配線配管レベルと整合が取れていますでしょうか。	設計時に、整合性は確認しておりますが、施工する上で詳細寸法の調整が必要であれば現場協議とします。
138	AL-02 S-14	ハトゴヤの耐圧ベル、AL-02はGL-1000 S-14はGL-1500、AL-02を正とし、設計GL-1000と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
139	AL-02	共通事項に記載されている、溶融亜鉛メッキの上フッ素樹脂塗装とする鋼製部材とは何を際しているのかご教示ください。	点検扉及び砕材が該当します。
140	A-21、 A-43から 内訳書	図面各所に木製建具は対象外と記載があります。内訳書の木材保護塗装の項目に、木製建具面698㎡の記載がありますが、対象外と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
141	内訳書	別紙18 化粧石束について、花崗岩御影石水磨き t 30 接着工法の場合をご指示ください。	A-19, A-20をご参照ください。
142	AL-01、02	基礎工事に関係するため、室外機置場から建物までの、レベルまた周囲の仕上との取り合いをご指示ください。工事エリア全体の排水計画レベルも含め、ご指示ください。	AL-01, AL-02、L-03、L-05, をご参照ください。
143	A-01～ S-05～	木造特記仕様書の記載が設計図、構造図で記載が異なる場合、設計図を正としてよろしいでしょうか。また、設計図内で記載が異なる場合は、どの図面を正とすればよろしいでしょうか。 以下に代表例を参考にお示しします。 ・束柱配置（立面図（A-20）・展開図（A-37）と伏図（A-55）） ・縁廻りの横架材の断面寸法（A-30・31、S-16・30） ・Y16通のX10-12通間の表記（A-37:壁表記、A-38:開口部表記） ・床束位置と大引位置の平面位置（S-14, S-16） ・床束の断面（A-29・31:120角、S-30:90角） ・復元展示室Aの根太間隔（A-31:@303、S-16(@492.5） ・一筋敷居・二筋敷居の断面（A-29・31・57） ・戸袋柱の断面（A-57:70角と90角、S-17:75角） ・A-48のH-5・6の鴨居の断面でH45とH60の記載	発注図書の内容に齟齬がある場合は、施工する上で確実性の高い数量・仕様を正としてください。
144	A-16	仕上表について、木仕上の天井下がLGSになっていますが、法的に制限等があるのでしょうか。法的制限がない場合、施工効率と施工精度の観点から木下地としてお見積してもよろしいでしょうか。	天井下地材に関する法的制限はございません。LGS下地から木下地への変更も今後の協議において可能性はございますが、現時点では発注図書の通りでお見込みください。
145	A-01	4. 木造工事の和室の造作について、柱で背割不要の処置とありますが、処置方法と対象とする柱を具体的にお示し下さい。	対象としては、現しとなるのは柱。処置方法としては、材面割れや内部割れが生じない適切な乾燥方法を採用してください。
146	A-01	4. 木造工事の表面仕上げについて、機械加工のA種・B種が記載されていますが、仕上げ種別毎の対象箇所がわかりません。見え掛かり部をA種、見え隠れ部をB種としてお見積してもよろしいでしょうか。	A種は、柱（現し）と外装の付柱。その他はB種です。
147	A-02	14. 屋根及びとい工事の粘土瓦葺きについて、「瓦の詳細形状については沼津御用邸の屋根瓦、及び敷地内遺構調査の出土品を参照すること。」とありますが、明細では既製品と記載されております。基本的には既製品で近いものを選定し、鬼瓦や留蓋のように意匠性の高い役物瓦のみは、参照して特注製作するという理解でしょうか。もし、沼津御用邸の瓦材料を参照する場合、計測作業（寸法計測や写真撮影等）は可能という理解でよろしいでしょうか。	鬼瓦と留蓋については、沼津御用邸の瓦を参照し、その他は、既成瓦としてお見込みください。 工事受注後の類似施設への調査については、今後の協議とします。
148	A-02	14. 屋根及びとい工事の粘土瓦葺きについて、いぶし瓦の表面仕上げのご指定はありますか。ご指定のない場合、いぶし銀のままとしてお見積してもよろしいでしょうか。	宜しいです。瓦の色調などについては、玉藻池との調和を考慮していただきたいのですが、現時点で古色調整は想定しておりません。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
149	A-02他	14. 屋根及びとい工事の金属板葺きについて、平葺き（一文字葺）の板裁ち寸法をお示し下さい。ご指定のない場合は、4枚切りとしてお見積してもよろしいでしょうか。	宜しいです。
150	A-02	14. 屋根及びとい工事のといについて、仕様が銅板と塩化ビニル樹脂製が指定されていますが、対象部位・対象仕様をお示し下さい。ご指定のない場合は、全て銅板としてお見積してもよろしいでしょうか。	全て銅板としてお見込みください。
151	A-02他	15. 金属工事の銅製飾金具について、「詳細形状については、敷地内遺構調査の出土品を参照すること。」とありますが、仕様について情報提供をお願いします。また、同等品と記載のある企業に見積仕様を確認した所、仕様が異なり費用の差が大きい状況です。具体的な見積仕様についてお示し下さい。	No152の回答を参照されてください。
152	A-02他	15. 金属工事の銅製飾金具について、以下、ご教示ください。 ①製造方法において、鋳型製造の記載がありますが、鋳物の場合3mm以上の厚さになる可能性があります。鋳物の材料については、銅板ではなく、インゴットになります。インゴットの場合、不純物が多く混じりますがよろしいでしょうか。 ②表面処理に「金鍍金（電気又は貼り付け工法）」とありますが、これらは「電気めっき」又は「箔鍍金（水銀アマルガム鍍金）」を示しているという理解でよろしいでしょうか。それとも貼り付け工法は、「漆箔（金箔貼付）」という理解でしょうか。 ③金鍍金の金の厚さについて箔鍍金や漆箔の場合、金箔（厚さ0.1~0.2μm/枚）を使用しますので、箔押し回数をご指示頂けないでしょうか。 ④釘隠し（丸型）は、材料が銅板の指定があるため、打ち出しや旋盤加工、プレス加工とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	飾金物について以下の通り、訂正致します。 ①製造方法について 全種類の飾金物については、各種1つを彫鍛金技法で製作し（元金物）、残りについては、元金物から電鍍又は鋳造で複製してください。 ②鍍金方法については、以下の通りでお見込みください。 電気めっきではなく、漆箔による金箔の貼り付け工法としてください。 ③金鍍金の金の厚さについては、箔押しの回数は5回以上でお見込みください。（金箔厚0.1~0.2μm/枚、金箔の純度は99.7%以上） ④よろしいです。 ただし、旋盤加工で製作した際に旋盤痕が生じた場合は、これを除去すること。
153	A-02他	15. 金属工事の真鍮製飾金具について、詳細形状については、敷地内遺構調査の出土品を参照すること。」とありますが、仕様について情報提供をお願いします。特注柄の文様もお示し下さい。ご指定のない場合は、縁に蹴り彫りのみを施す仕様としてお見積してもよろしいでしょうか。また、明細に真鍮製飾金具が見当たりませんでした。本工事では見積対象外という理解でよろしいでしょうか。	遺構調査資料については、受注後に発注者より提示を予定しております。 特注柄については、花紋様程度をお見込みください。 真鍮製飾金物については、A58図の欄干金物（笹金物）が該当します。
154	A-19, S-30他	木材の品位について、見え掛かりとなる部分の赤身割合は、源平以上の品位を基本とすることでよろしいでしょうか。	宜しいです。
155	入札説明書	競争参加資格について、入札説明書P3 4.(5)3に記載の要件と別記様式2-1での記載の要件に相違があります。入札説明書の通り文化財保存修理工事が含まれる認識でよろしいでしょうか。	宜しいです。
156		実数量清算について 電気料金、給水料金については実数量清算となっていますが、現在の単価等を教えていただくことは可能でしょうか。	単価は月ごとの園内総使用量との按分となります。 （参考）令和7年3月の上下水道の園内総量 使用量：2,830m ³ 料金：約2,421千円（税込）
157		実数量清算について 給水単価には、排水（下水）使用量も含むと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
158		実数量清算について 雨水排水に伴う排水公課については、今回は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
159	入札説明書P5, (2), (3), (ア)	施工方法に関する技術提案における「施工精度の向上に関する提案」の評価内容について、「日本館御殿の復元性を高めることを目的に」に技術的所見が求められるのは、受注者にて作成する矩計図作成、木材料の調達、木材加工技術の3つすべてでしょうか。矩計図作成についてのみでしょうかご教示ください。	「矩計図の作成」、「木材料の調達」、「木材加工技術」のうち、「矩計図の作成」のみ“日本館御殿の復元性を高めることを目的とした”技術提案を検討されてください。 「木材料の調達」は図示した等級程度、「木材加工技術」も図示した仕様程度での提案を検討されてください。
160	入札説明書P6, (2), (3), (イ)	企業の技術力評価（加算点）において企業の施工能力の同種工事の施工実績にある、より同種性の高い工事について、年間一般来館者数が公開されていない施設はどのように証明すればよろしいでしょうか。確認についてご教示ください。	年間一般来館者数が非公開の施設の場合は、推計値を諸元とともに記載ください。なお諸元の確認のため、追加で資料を求める場合があります。
161		復元的整備において、学識者や専門家による有識者委員会などの設置は予定されていますでしょうか。	有識者へのヒアリングを適宜実施予定しております。
		<共通>	

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
162	現場説明書	3.現場にかかわる事項 (2)施工条件等①施工の制約 時間制限8:30～17:15において、施工実務時間外の8:00～8:30に準備及び安全朝礼、17:15～17:45清掃片付けが行えるものと考えてよろしいですか？	宜しいです。
163	A17 A29 A30 A32 S16	設備電気の埋設配管・配線等がⅡ期工事となるようなので以下を指示ください ①床下配管配線が考えられるWC1・WC2・多機能トイレ・EPS・DSの範囲には、構造図の根太及び意匠図の合板&気密シート&断熱材&根太はⅠ期で施工しない考えでよいですか？ ②上記①のエリア以外にも床下配管がある場合にはご指示ください。 ③外周部への突き出し取り込み配管等が絡む範囲がある場合にはご指示ください。（Ⅱ期において、コンクリート土間+化粧砂利洗い出し仕上げ等のⅠ期工事分を壊して施工しなければならない範囲は無いものと考えてよろしいですか？） ④内外部でLGSをⅠ期工事にて組み上げる部分には配管配線が無いものと考えてよいのでしょうか？	①： 施工します。 ②： ございません。 （ただし、設備を含む2期工事発注図については、今後決定します。） ③： 質疑回答8を参照下さい。 ④： 宜しいです。（設備を含む2期工事発注内容については、今後決定します。現時点では、無いものとしてお見込み下さい。）
164	A-01 A-13 AL-01	「室外機置場1」について、A-01図では新設一式となっておりますが、A-13図では本工事対象外となっております。A-01図を正としてAL-01図記載の内容は本工事対象内と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
165	A-01 A-13 AL-02	「設備用トレンチ（室外機置場1側）」について、A-01図では新設一式となっておりますが、A-13図では本工事対象外となっております。A-01図を正としてAL-02図に記載のある内容は本工事対象内と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
166	-	工事関係車両の構内搬出入ルートについて、想定図（別紙①）が通行可能と考えてよろしいでしょうか。異なる場合にはご図示をお願い致します。	現場協議とします。 想定図（別紙①）は添付がなされていませんでした。
167	-	構内では、工事用車両の通行時に来園者との接触防止対策が必要と思われる。動線区分方法・安全対策等の具体的な処置対策をご指示くださいますようお願い致します。	1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用する。 2. 車両等の園内走行は、定められた経路にて、ハザードランプを点灯の上、最徐行（時速15km以下）を行い、来園者の安全確保には十分留意する。 3. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛（クラクション）は使用しない。 4. 車両等は、園路以外の場所に進入しない。やむを得ず進入する必要がある場合は、管理事務所の指示を得る。 5. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わない。やむを得ない場合は、その都度管理事務所の指示を得る。 6. 車両等の入退園は、原則として管理門若しくは作業等のために定められた門を使用する。
168	現場説明書	(2)施工条件等の⑨に2“大型車両の通行時は園路の養生を行うこと”との記載がありますが、養生方法は強化型プラスチック敷板（通行後速やかに撤去）と考えてよろしいでしょうか。	園路は舗装厚70mm、路盤150mmがある。施工計画においてご検討ください。
		(構造関係)	
169	S-01	確認ですが、本物件は直接基礎ですが、砂利地業は切込碎石ではなく再生クラツツランでよろしいでしょうか。	宜しいです。
170	A-31 S-01	砂利地業の厚さについて、矩計図では100mm、構造図では60mmと食い違っております。構造図を正と考えてよろしいでしょうか。	矩計図の通り100mmでお見込み下さい。
171		確認ですが、本物件は直接基礎ですが、平板載荷試験は不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は箇所数をご指示願います。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答																		
172	参考数量内訳P11 S-01	コンクリート仕様について、参考数量内訳では高炉セメントB種と記載がありますが、構造図では特に指定がありませんので、普通ポルトランドセメントと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。																		
173	A-01 S-01	コンクリート仕様について下記のようにかんがえてよろしいでしょうか。 ・単位水量185kg/m3以下 ・単位セメント量270kg/m3以上 ・水セメント比65%以下（上記質疑で高炉の場合は60%以下）	宜しいです。																		
174		現況地盤が分かる資料（現況測量図等）があれば、いただけないでしょうか。	A-12図を参照下さい。																		
175	A-19	設計GLは31.95と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。																		
176	S-01	地業工事に於いて、地盤改良工法に丸がついており、図示によると記載がありますが、図面が見当たりません。採用なしと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。																		
177	S-31	地中梁FG10Aについて、土台下敷石受けのふかしコンがあります。コンクリート強度は躯体コンと同様で無筋と考えてよろしいでしょうか。	S33図を参照下さい。																		
178	S-01	構造関係特記仕様書の4. 地業工事において、捨コンクリートのスラフが15cm又は18cmとございますが、15cmを採用と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。																		
179	S-14 S-26~28	下記位置の地中梁符号が基礎伏図と軸組図とで相違しております。基礎伏図を正と考えて宜しいでしょうか。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎伏図</th> <th>軸組図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・Y1/X19-32</td> <td>FG13</td> <td>FG12</td> </tr> <tr> <td>・Y9/X1-12</td> <td>FG12</td> <td>FG11</td> </tr> <tr> <td>・Y2/X30-31</td> <td>FG12</td> <td>FG11</td> </tr> <tr> <td>・X19/Y1-5</td> <td>FG13</td> <td>FG12</td> </tr> <tr> <td>・X24/Y1-2</td> <td>FG12</td> <td>FG11</td> </tr> </tbody> </table>		基礎伏図	軸組図	・Y1/X19-32	FG13	FG12	・Y9/X1-12	FG12	FG11	・Y2/X30-31	FG12	FG11	・X19/Y1-5	FG13	FG12	・X24/Y1-2	FG12	FG11	宜しいです。
	基礎伏図	軸組図																			
・Y1/X19-32	FG13	FG12																			
・Y9/X1-12	FG12	FG11																			
・Y2/X30-31	FG12	FG11																			
・X19/Y1-5	FG13	FG12																			
・X24/Y1-2	FG12	FG11																			
180	A-32	矩計図(4) エントランス部等において、建物外部にRC基礎200×200がござい ますが、コンクリート強度及び配筋を下記のように考えて宜しい でしょうか。 ・コンクリート強度：Fc24N・SL18 ・配筋： 縦筋（スタップ型）D10@200 天端と下端補強筋・各2-D13 横筋（腹筋）2-D10	RC基礎の縦断面サイズはH250 W200です。 その他については、お見込みの通りで宜しいです。																		
181	A54	壁詳細図：真壁間柱45×45の取付けは、ホゾにて取付もしくは、ツラ釘止 として宜しいでしょうか？	ツラ釘止で宜しいです。																		
182	S18	X10通り、Y20-Y17通り中央エントランス桁受材のB15梁は、天井より低く 見掛として化粧材となりますか？梁レベルを確認願いたい。	化粧ではありません。																		
183	A35 S18	縁側上の化粧梁B24Pにおいて、構造伏図&リストからはH240となってい ますが、意匠矩計図ではH270となっています。どちらを正としますか？	構造図を正としてください。																		
184	A32 S19 S30	ギャラリー中間梁において、意匠矩計図(4)では120×180となってい ますが、構造矩計図A32ではB10:105×105となっています。どちらを正としま すか？	意匠図を正としてください。																		
185	A35	A詳細X25通りは、軒先タイプAのご指示がありますが、垂木掛けの仕様も しくは化粧梁の仕様でしょうか？ご指示願います。	S-32の通りです。																		

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

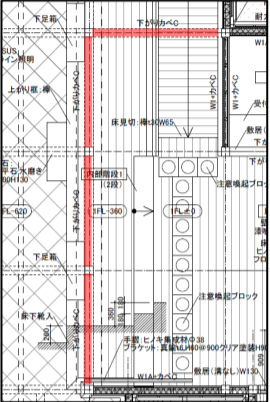

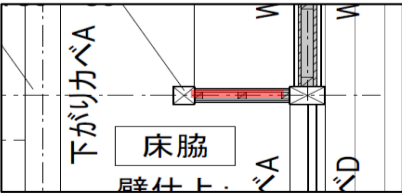
No.	図面番号	質問	回答
186	A30 S16 S30	縁側一筋敷居において、構造伏図B13は杉E70となっておりますが、意匠矩計図は桧116×130と表記されています。受木を杉E70とし、敷居は桧上小と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
187	A30	断面図において、欄間鴨居・欄間敷居は長押に乘せる形となるためⅡ期工事なると考えてよろしいですか？	Ⅰ期工事にお見込みください。
188	A22	断面図8において、構造から追い出すと[添付資料1]のようになると思われます。梁高さの再確認をお願い致します。 ①Y10通り梁レベルがCH3200より下となっております。CH3000程度へ下げる考えでよろしいですか？ ②Y13通り梁レベルがCH3000より下となっております。CH2700程度へ下げる考えでよろしいですか？	発注図の通りでお見込みください。 寸法調整については、現場協議とします。
189	A39 S14 S17	X12-Y17通り柱C13(4)において、構造図1F床から立ち上がっていますが、意匠展開図Cでは1FLより下に伸びています。X10-Y17通り柱C13(3)と同様に1F床から立ち上がる納まりと考えるとよろしいですか？	意匠図の通り、土台から立上がりでお見込みください。
190	A-01 現場説明書(5) 発生材等 ⑦建設発生土の 処理方法	木造特記仕様書(その1-1) 3-1 土工事と現場説明書(5) 発生材等 ⑦建設発生土の処理方法に於いて、発生土の処理方法が下記のとおり相違しております。 現場説明書を正とし、場外搬出 搬出距離(29km以内)と考えると宜しいでしょうか。 ・木造特記仕様書(その1-1) 3-1 土工事 構内の指示場所に堆積 ・現場説明書(5) 発生材等 ⑦建設発生土の処理方法 場外搬出 搬出距離(29km以内)	宜しい。ただし構内指定場所に一時保管は可とする。
191		【参考】金抜き内訳書において、P108の東石に下記の項目が計上されておりますが、図面上で詳細図及び設置場所・設置位置が確認出来ませんでした。 詳細図、設置場所を御指示下さい。 【参考】金抜き内訳書 P108 東石 ・化粧石束 花崗岩 御影石水磨き(t30) 接着工法 2.0m ²	質疑回答141を参照下さい。
		(外部仕上関係)	
192	A-12・28 S-33	現況図に『既存景石再利用(4個)』とあります。下記のように考えて宜しいでしょうか。 ・既存沓脱石 2個 ・既存東石(天然石) 2個 計4個 異なる場合は、内容を御指示下さい。	宜しいです。
193	A-18・19	屋根伏図凡例にK. 熨斗瓦に『大棟:4段、降棟:2段』とありますがROOF2/3取合の大棟(X8-17/Y15)に指示のある熨斗瓦は立面図より2段と考えると宜しいでしょうか。	宜しいです。
194	A-18	屋根伏図においてX26/Y18の隅棟先端に凡例P:隅棟鬼瓦の指示がありませんが必要と考えると宜しいでしょうか。	宜しいです。
195	A-18	屋根伏図において『むくりA(ROOF2・3)』『むくりB(ROOF1)』の指示がありますが使い分けの内容を図面で御指示下さい。	むくりBは、むくりAよりも曲率が大きい。
196	A-18	また、御車寄せ屋根にむくりA・Bの指示がありません。勾配の近いROOF1に倣い『むくりB』と考えると宜しいでしょうか。	御車寄せ屋根のむくりは図示の通りでお見込み下さい。
197	A-18	屋根伏図において降棟(ROOF1・御車寄せ屋根)に瓦屋根凡例の記載がございません。凡例K・Lが必要と考えると宜しいでしょうか。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
198	A-19 A-20	立面図において、下記の部分に『縦格子』の指示がありますが図示と異なります。図示を正と考えて宜しいでしょうか。縦格子が必要な場合は寸法と数量を御指示下さい。 ・北側X1-2間 ・南側a2-3間 ・東側Y10(倉庫2下部) ・西側Y9-12間	図示の形状を正と考えてください。縦格子は不要です。
199	A-30・31	矩形図において、基礎に撥水材の指示がありますが、撥水材は汎用品と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は仕様・メーカー品番等を御指示下さい。	宜しいです。
200	A-30・31	矩形図において、基礎/土台取合いに通気パッキン(既製品)とあります。メーカー品番を御指示下さい。	城東テクノKP-120 同等品でお見込みください。
201	A-54	壁詳細図において、外壁の<長押上部>に『亀裂防止ネット』とありますが仕様・詳細・メーカー品番をご指示下さい。	既製品のガラスファイバーネットでお見込みください。
202	A-32	矩形図(4) エントランス部において、平面図<腰壁>のブラケット裏に『調整材:ゴムパッキン』とありますが、断面図のブラケット裏には指示がありません。調整材:ゴムパッキンの仕様・詳細・納まりをご指示下さい。	硬質ゴムt20W120、接着貼 でお見込みください。
203	A-32 S-19	矩形図(4)と構造図でエントランス部の垂木の部材寸法が相違しています。構造図を正と考えて宜しいでしょうか。 ・矩形図(4) : 45×90 ・構造図 : 45×60(正)	構造図が正で宜しいです。
204	A-30	下記の金属屋根の軒先の詳細がありません。矩形図(2)休憩スペース縁側に倣って宜しいでしょうか。 ・倉庫1-3屋根 ・中央エントランス屋根 ・ホーチ1庇(中央エントランス)	宜しいです。
205	A-30	また、上記屋根のケラについて、詳細がありませんが、ケラ納まりを下記のように考えて宜しいでしょうか。 ・淀:杉55×120+ケラ板:杉 30×91 (広小舞は無しと考えて良いでしょうか。)	宜しいです。
206	A-24	天井伏図において、ホーチ1庇に『化粧天井野路板』とありますが詳細がありません。詳細及び樹種を御指示下さい。	屋根裏天井でお見込みください。
207	A-24 A-30	また、ホーチ1庇の軒天の仕様を除き軒先の納まりは納まり・仕様を矩形図(2)休憩室南側に倣って宜しいでしょうか。	宜しいです。
208	A-32	エントランス部 金属屋根のケラ納まり(木工含め)について詳細が見当たりません。軒先に倣い下記のように考えて宜しいでしょうか。 ・淀:杉 30×135+ケラ板:杉30×135 (広小舞は無しと考えて良いでしょうか。)	宜しいです。
209	S-33	中央エントランスの庇について、構造図において柱部束石がGIR納まり(C12C)となっています。中央エントランスの庇の柱足元の仕上の納まりを御指示下さい。	RC化粧打放し撥水剤塗布。 形状については、A19を参照ください
210	A-62	部分詳細図(7)【御車寄】において、垂木の小口に『胡粉塗装』の指示がありますが、御車寄以外の垂木小口にも胡粉塗装は必要でしょうか。必要な範囲をご指示下さい。	不要です。
211	A-32 A-33	エントランス部軒天(天井)について下記のように相違しています。断面詳細図を正と考えて宜しいでしょうか。 ・矩形図:化粧野地板 t15w300 本実加工10×10 ・断面詳細図:化粧野地板 s15t15w300 本実加工10×10 …(正) (屋外・屋内で仕様を変えるのでしょうか)	宜しいです。
212	A-30	矩形図(2)の天井伏図において、休憩所南側(縁側)の屋根裏天井の小舞のピッチが表記(@200程度)と図示(@330程度)で相違しています。表記@200程度を正と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
213	A-31	矩形図(3)において、御座所(縁側)の屋根裏天井の小舞のピッチが断面詳細図(@150)と天井伏図(@327.3)で相違しています。断面詳細図(小舞@150)を正と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答		
214	A-32 A-60	エントランス部壁見切(桁部)の樹種が矩形図(桧 75×60)と部分詳細図(5)(杉 75×65)で相違しています。矩形図(桧 75×60)を正と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。		
215	A-60	また、部分詳細図(5)において、エントランス自動ドア廻りの各種見切(AD上部・側部・付長押・付鴨居)の樹種に杉とあります。確認となりますが杉材で宜しいでしょうか。 (各図での相違はありません)	宜しいです。		
216	A-01 A-56 A-58	各階段の踏石の仕様が特記仕様書と部分詳細図で下記のように相違しています。部分詳細図を正と考えて宜しいでしょうか。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 特記仕様書 ・階段4 安山岩 水磨 (鉄平石) ・階段1-3 " </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 部分詳細図 花崗岩 水磨 (稲田石) 花崗岩 割肌 (白御影) </td> </tr> </table>	特記仕様書 ・階段4 安山岩 水磨 (鉄平石) ・階段1-3 "	部分詳細図 花崗岩 水磨 (稲田石) 花崗岩 割肌 (白御影)	宜しいです。
特記仕様書 ・階段4 安山岩 水磨 (鉄平石) ・階段1-3 "	部分詳細図 花崗岩 水磨 (稲田石) 花崗岩 割肌 (白御影)				
217	A-18 A-62	軒樋など下記の項目の板厚が屋根伏図凡例(t=1.2)と部分詳細図(t=0.5)で相違しています。屋根伏図(t=1.2)を正と考えて宜しいでしょうか。 ・軒樋A・B ・集水箱樋A・B ・這樋 ・呼び樋	t0.5が正です。		
218	A-20	立面図でボ-チ2庇(中央エントランス)は『銅板(一文字葺)2』とありますが、外部～外部となり本体屋根からも独立しているため、屋根の断熱材(吹付t10・敷込t60)は不要と考えて宜しいでしょうか。	躯体保護のためお見込みください。		
219	A29～32 A-54	白漆喰の納まりが矩形図と部分詳細図で相違しています。矩形図を正と考えて宜しいでしょうか。 ・矩形図:本漆喰(下地含む)t10+ ラスカットボードt9+防水シート+構造用合板 ・部分詳細図:白漆喰t20+亀裂防止ネット +防水シート+構造用合板	矩計図が正です。ただし、亀裂防止ネットは見込みます。		
220	A-01	礎石の石種が特記仕様書(花崗岩:稲田石同等)と構造図(安山岩:鉄平石同等)で相違しています。構造図を正と考えて宜しいでしょうか。	A-01が正です。		
221	A-19・23・29	御車寄について、天井をCH3700に張っているため屋根の入母屋部分は塞ぎが必要と思われます。入母屋の仕上・納まり・詳細を御指示下さい。	現場協議とします。		
222	A-19・29・62	また、懸魚の形状・寸法が不明確です。詳細を御指示下さい。	A62図を参照ください。		
		(内部仕上関係)			
223	A-16 A-23・24 A-30	下記に示す木製天井について、表面仕上が記載されていませんが、外部を除き木材保護塗装等の塗装は不要と考えて宜しいでしょうか。(廻り縁も含む) ■猿頬天井 ■稲子天井 ■屋根裏天井 ■敷目板天井 (見え掛かりになる柱・梁の仕上は特記なき限り木材保護塗料塗りとあります)	外部に露出される木部は、木材保護塗料2回塗り。 内部の天井は今回工事対象外です。		
224	A-28	復元展示室A,B縁側 欄干について、両開き部の納まり・取付金物等の詳細を御指示ください。	欄干は今回工事対象外です。A-53図参照		
225	A-28	また、両開き部の寸法は下記のように考えて宜しいでしょうか。 ■外部階段1前 W1800 ■外部階段2前 W1050	欄干は今回工事対象外です。		
226	A-24	空調チャンパ-ボックス(設備工事)について、確認ですが、チャンパ-ボックス部のガラス巻きも設備工事と考えて宜しいでしょうか。	2期工事の対象です。		
227	A-24 A-28 A-35	復元展示室廊下2の天井高について、天井伏図でH2150、展開図ではH2700で相違しています。展開図を正と考えて宜しいでしょうか。	H=3000でお見込みください。		

No.	図面番号	質問	回答
228	A-21・26	<p>通り土間ギャラリーに指示がある下がりかゝC(左図赤部)について、CH2650の周囲に指示があるため天井上に必要という指示に思われますが、エントランス部の棟木より高いため下がりかゝCは不要と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>それとも垂木～梁上部に垂壁(両側ボート+仕上)が必要でしょうか。(平面詳細図)</p> 	現場協議とします。
229	A-31・58	<p>欄干金物について、矩計図(3)/平面詳細図より、柱廻りの支柱上端に欄干金物(釘隠し)は不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	宜しいです。
230	A-28・58	<p>欄干金物の形状について、欄干両開き部の支柱上端は、半管型の欄干金物を見込むと考えて宜しいでしょうか。</p>	宜しいです。
231	A-53・55	<p>吊束の有無について、部分詳細図キプラン(無し)と建具表(12)/WRGI-1(有り)で相違している箇所があります。建具表(12)よりWRGI-1部に吊束が必要と考えて宜しいでしょうか。(下図赤丸部/2箇所)</p> 	宜しいです。
232	A-30・38・52・55	<p>下記の場所の吊束の仕様について、矩計図(2)と展開図(5)及び建具表(11)で相違しています。展開図(5)及び建具表(11)を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>■休憩スペース～休憩スペース縁側間 矩計図(2) : スキ 130×105 展開図(5) 及び建具表(11) : ヒキ 見附105 見込130 【正】</p>	宜しいです。
233	A-17 S-24・25・28	<p>X25通りの小屋裏界壁部の梁型について、構造図で梁型が見当たりません。X24通り軸組図に倣い、梁型(B30・B1015)があると考えると宜しいでしょうか。</p>	宜しいです。
234	A-25・56	<p>腰壁の木組下地について、確認になりますが、内壁と同様の木下地に支柱支持材があると考えると宜しいでしょうか。</p> <p>内壁 木下地： 木間柱45×45 @450以下 木胴縁45×100 @610以下 支柱支持材：75×75</p>	宜しいです。
235	A-28・59	<p>床脇にある間仕切(下図赤部)について、下記と考えると宜しいでしょうか。</p> <p>■床脇FL～天井 ■木間柱：30×30 @450以下 木胴縁：30×100 @610以下</p> 	宜しいです。
236	A-16	<p>化学物質の濃度測定について、以下を指示ください</p> <p>①Ⅱ期工事での接着剤等使用量が多くなり途中段階の想定値は意味を成さない為、今回は別途と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>②もしも、測る場合には、測定バツジF、V(バツジ型)法でよろしいでしょうか？</p> <p>③Ⅱ期の着工前・後の2回測定にしますか？</p>	<p>① 宜しいです。 ② 1期工事対象外です。 ③ 2期工事発注段階で検討します。</p>

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
237	A-32・33・62	断面詳細図/エントランス部、矩計図(4)及び部分詳細図(7)において下記範囲の土間に断熱材敷き込みの指示がありますが範囲が不明確です。範囲図をご指示ください。 ・北エントランス ・南エントランス ・通り土間ギャラリー、玄関、内部スロープ1、車椅子乗換スペース ・中央エントランス	北エントランス、南エントランス、通り土間ギャラリー、玄関、内部スロープ1、車椅子乗換スペース、中央エントランスの土間スラブ上全域に断熱材を敷き込みします。
238	A-17・21・23・26	X2-3/b2-3にある部屋について、平面図及び断面図と平面詳細図及び天井伏図で指示が相違しています。平面詳細図及び天井伏図を正と考えて宜しいでしょうか。 平面図及び断面図 → 収納 平面詳細図及び天井伏図 → PS 【正】	収納が正です。
239	A-40・61	また、建具表にWD-2(収納)がありますが建具キプランにありません。上記回答が収納となる場合は建具キプランのWDB-5(PS)をWD-2に読替えるものと考えて宜しいでしょうか。(WDB-5とWD-2のどちらかは該当無しと考えて宜しいでしょうか。)	A-40建具表通りです。
240	A-16・28	仕上表 倉庫1～3の壁仕上に『腰壁:羽目板張』とありますが、腰壁の高さ・断面詳細を御指示下さい。	腰壁高さはH1200でお見込みください。詳細は現場協議とします。
241	A-28	平面詳細図において、倉庫1に『床下入口』の記載があります。詳細をご指示下さい。	鋼製床点検口600×600
242	A-33 S-26・28	エントランス部の梁の寸法について、断面詳細図と構造図で相違しています。構造図を正と考えて宜しいでしょうか。 a1-a3通り、a1-a3間 断面詳細図 H=180 構造図 H=105・150	意匠図が正です。
243	A-56	車椅子乗換スペースの床 フローリングについて、モルタル面にフローリング直張となっておりますが、セルフベリング t10及び下地合板t12(捨張)が必要と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
244	A-16・25～28・54	外壁側の壁の仕様について、壁詳細図/外壁と平面詳細図/壁下地凡例及び仕上表で相違しています。平面詳細図/壁下地凡例及び仕上表を正と考えて宜しいでしょうか。 壁詳細図：合板面に仕上 平面詳細図及び仕上表 ：合板面に石膏ボード/ケイカル板の上に仕上 【正】	内装は今回工事対象外です。
245	A-06 A-32	壁 硬質ウレタンフォームについて、特記し証書で「A種1又はA種1H」と記載されていますが、A種1と考えて宜しいでしょうか。	壁 硬質ウレタンフォームについて、特記“仕様書”で「A種1又はA種1H」と記載されているものは、A種1と考えて宜しいです。
246	A-06 A-32他	土間部床・立上りのスタイロフォーム t50について、2種b程度と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
247	A-26	壁見切B(桧一方枠)について、浸透性保護塗装と記載されていますが、メーカー品番を御指示ください。	内装は、今回工事対象外です。
248	A-03	下記の仕上のボード面/ケイカル板の素地こしらえについて、A種(継目処理)と考えて宜しいでしょうか。 ■ 漆喰調塗装 ■ 茶根岸砂壁	内装は、今回工事対象外です。
249	A-16 A-39	【参考】金抜き内訳において、1FWC前室 腰壁見切が計上されていますが、WC前室に腰壁の指示が無い為、不要と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
250	A-26	【参考】金抜き内訳において、WC前室～WC1・2部に床見切Bが計上されていますが、WC1・2の扉部には敷居が図示されている為、床見切Bは該当なしと考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
251	A-26	【参考】金抜き内訳において、玄関・通り土間ギャラリー等で「下り壁下端見切縁」が計上されていますが、意匠図に下端見切縁は図示されておられません。不要と考えて宜しいでしょうか。	必要です。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
		(建具関係)	
252	A-41・51	WRGL-8について、建具表姿図に中央エントランスの記載がありますが、欄間キープランではWRG-18(建具表無し)と相違しています。欄間キープランのWRG-18をWRGL-8に読み替えて宜しいでしょうか。	WRGL-8で宜しいです。
253	A-51・55	また、中央エントランス(A面)の吊束について、部分詳細図キープランで指示がありますが、建具表(10)/WRGL-8より、不要と考えて宜しいでしょうか。	現場協議とします。
254	A-40・46	WDM-1・3について、建具表備考欄に「外部に面する建具」の記載がありますが、建具・雨戸キープラン取付箇所より内部建具と考えられる為、内部建具として計上して宜しいでしょうか。	現場協議とします。内部建具別途になります。
255	A-03・40・44・50	網戸-1について、建具・雨戸キープランのWW-9付近に網戸が見当たりません。また建具表の設置場所が網戸-1(管理者控室)とWW-9(中央エントランス)で相違しています。キープランより網戸-1は不要と考えて宜しいでしょうか。(木造特記仕様書17項網戸の該当建具のWW-9・WDL-9は誤記と考えて宜しいでしょうか。)	現場協議とします。網戸不要です。
256	A-50	AD-2の額入ガラスについて、建具表姿図に寸法が見当たりません。半径300mm円形とし、中間の幅を100mmと考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
257	A-51	WRGL-8について、ガラス枠の記載が見当たりませんが、他建具に倣いガラス枠3分割と考えて宜しいでしょうか。	現場協議とします。
258	A-44	WDL-1・2について、鴨居のH寸法が姿図(H60)と姿図備考(H45)で相違しています。姿図備考を正とし、鴨居H45と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
259	A-46	WDM-14のW寸法について、姿図(W=462)と建具表(W=426)で相違しています。建具表を正としW=426と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
260	A-44・46	建具表特記に「敷居に溝がある場合、敷居埋め材設置」と記載がありますが建具姿図で下枠(膳台等)の記載がある建具(腰上設置の建具)に敷居埋め材設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	必要です。
261	A-28・40	戸袋3について、建具・雨戸キープラン・平面詳細図等で建具の指示が見当たりません。建具の取付が必要な場合は建具符号等の建具仕様をご指示下さい。	WDM-10です。
262	A-46・57	WDM-10について、戸袋5に取付く建具ですが建具表H2130・戸袋詳細図ではH1499.5と相違しています。戸袋詳細図を正としH1499.5と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
263	A-27・28	WDS-2~4について平面詳細図に「雨戸戸当り」と記載がありますが寸法をご指示ください。	図面から採寸ください。
264	A-42	がり形状について、共通事項に外部Ⅰ型・内部Ⅲ型と記載がありますがⅠ型・Ⅲ型の凡例図示が見当たりません。ご指示下さい。	現場協議とします。
265	A-50	WD-1の枠塗装にSOPとありますが木枠の樹種はヒノキで宜しいでしょうか。	特記事項を参照ください。
266	A-43	G-1について、建具表形状分類に18枚引硝子障子とありますが、姿図は17枚の図示で相違しています。姿図を正とし「17枚引硝子障子」と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
267	A-28・40	復元展示室廊下1(X24/b1)に取付くWDM-2の枠について、建具表と平面詳細図で下記のように相違しています。建具表を正と考えて宜しいでしょうか。 ■建具表【正】 縦枠:130×30 ■平面詳細図(4) 方立:130×48	宜しいです。
268	A-30・52	休憩スペース縁側に取付くWRG-3～7の枠について、建具表と矩形図で下記のように相違しています。建具表を正と考えて宜しいでしょうか。 ■建具表【正】 21×35 ■矩計図(2) 30×35	矩計図を正としてください。
269	A-51	建具表WRGLについて、枠寸法が姿図と(右上)詳細図で下記のように相違しています。詳細図を正と考えて宜しいでしょうか。 ■建具表 姿図備考【正】 21×35 ■建具表 詳細図 21×30	宜しいです。
270	A-31	また、WRGLの組子(縦格子)のピッチが建具表(@60)と矩形図(@125)で相違しています。建具表(@60)を正と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
271	A-31	WRGI-1の詳細について、建具表と矩形図で下記のように相違しています。建具表を正と考えて宜しいでしょうか。 建具表【正】 矩計図(3) ■ガラス フロート厚3.0 厚4 ■額縁 桧23×60 桧24×70 ■押縁 9×9 樺9×10 ■組子 5×5@17 樺5×9@17	宜しいです。
272	A-43～	建具用金物について、建具表G-1等に「真鍮引手・真鍮丸球止め」と記載がありますが、既製品と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
273	A-43～	G-1等に使用される『ゆらぎガラス』のメーカー品番をご指示下さい。	同等品対象を指定しておりません。 特注製作は想定しておりません。 あくまで既製ガラスを想定しております。
		(外構関係)	
274	AL-02	詳細図-2 配管ピットに於いて、U字溝化粧蓋の仕様及びメーカー品番をご指示下さい。	質疑回答136を参照ください。メーカーについては同等品対象を指定しておりません。
275	AL-01	詳細図-1 室外機置場1の塀の笠木下端に『水切』とありますが、笠木:カラガハの水切り加工と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
276	AL-02	詳細図-2 配管ピットにおいて、ハト小屋詳細図に点検扉(鋼製、片開き、鍵付)の指示がありますが、片面フラッシュ戸と考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
277	AL-02	詳細図-2 配管ピットに於いて、共通事項に記載されている自閉樹脂塗膜防水のメーカー品番及び仕様の程度をご指示下さい。	大関化学工業株式会社 パラテックス 同等品
278	A-07 AL-02	確認となりますが詳細図-2 配管ピットのハト小屋及び配管トンチに記載されている砕石t100の仕様は特記よりRC-40(再生材)と考えて宜しいでしょうか。 異なる場合は仕様をご指示下さい。	宜しいです。
109	K-01	計画地における、既存埋設配管の位置と深さのわかる図面のご提供をお願いいたします。	後日回答としていたN0109について訂正をします。 (誤)今回添付する参考図をご確認ください。深さについては後日別途とする。 (正)前回参考図の光ケーブル土被り300mm程度、今回参考図の消火栓土被り800mm程度です。施工計画作成時に確認をしていただきます。
73	K-01	ラフタークレーンについて、現場説明書では搬入車両が4tアップ限定とありますが、K-01図では25tラフタークレーンが選定されています。 25tラフタークレーンの搬入、搬出のみ許されているのでしょうか。 また、搬入にあたって経路上の支障物除去工事や補強工事は必要でしょうか。	保留としていた回答について。 園路は舗装厚70mm、路盤150mmがあります。施工計画においてご検討ください。

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）の入札への質問に対する回答（令和8年3月6日掲載）

No.	図面番号	質問	回答
74	-	<p>場内仮置き場について、参考内訳書にて建設発生土が場内仮置き場まで4tダンプ、場内仮置き場～場外が10tダンプとなっていますが、場内仮置き場の記載がありません。場内仮置き場の案内図と形状・大きさをご教示ください。</p>	<p>保留としていた回答について。場内仮置き場は、正門脇を予定しています（建設地より600m程度の位置）。大きさは20m×10m程度（鉄板敷）、20m×10m程度（土）です。</p>

現場説明書

工事名 令和7年度新宿御苑日本館御殿工事（I）

1. 工事請負契約書案について

(1) 第7条（下請負人の通知）関係

受注者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他（下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含む）を所定の様式により通知すること。

(2) 第9条（監督職員）関係

第5項の設計図書に定める書面は、次のとおりとする。

- ① 変更見積書
- ② 工事請負変更契約書
- ③ 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）
- ④ 既済部分代金請求書
- ⑤ 完済部分代金請求書
- ⑥ 完成代金請求書

(3) 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係

第1項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を通知するときは、所定の様式に経歴書を添付して、契約締結後14日以内に提出すること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、受注者が本工事の競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

(4) 第18条（条件変更等）、第19条（設計図書の変更）、第20条（工事の中止）、第22条（受注者の請求による工期の延長）関係

第18条第1項の規定により監督職員に通知する場合には、単に事実関係のみでなく、設計図書の修正等に必要な資料、図面等を添付すること。

また、工程に変更が生じる場合には、受注者は標準仕様書に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、工程の変更理由が以下のi)～v)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議すること。

- i) 監督職員が承諾した実施工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合
- ii) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- iii) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- iv) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- v) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(5) 第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係

- ① 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
- ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライド請求があった日から起算して14日以内で、発注者と受注者が協議して定める日において総括監督員又は主任監督員が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。

(6) 第30条（不可抗力による損害）関係

- ① 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ② 1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。

(7) 第35条（前払金）関係

- ① 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上、かつ、入札説明書の支払条件において中間前払金を選択できる場合に限り、中間前払金と既済部分払のいずれかを選択することができる。
また、その選択結果については、契約締結時まで申し出ること。
- ② 中間前払金を選択した場合には、監督職員の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。
- ③ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済材料を含む。）でも2分の1以上である場合に行うものとする。
- ④ 本工事は、予決令第86条に規定する調査を受けたものとの契約については「低入札価格調査制度の調査対象契約における契約保証及び前払金の額について」（平成26年1月10日付け環境会発第1401102号、最終改正平成28年12月16日付け環境会発第1612161号）に基づき、別冊工事請負契約書第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、工事請負契約書第35条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、工事請負契約書第35条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に変更する。

なお、本措置の対象となった場合においても、中間前払金及び部分払は引き続き請求することができる。

(8) 第36条（保証契約の変更）関係

- ① 第35条第6項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。
- ② 受注者は、第3項の保証事業会社への通知により保証事業会社から保証期限変更通知書が送付されたときは、その写し1部を発注者に提出すること。

(11) 第57条（火災保険等）関係

火災保険等の付保の要否 要

2. 指導事項について

- (1) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条

件等の改善等に努めること。

(2) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は退職金共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を、電子申請専門サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に適正に報告し、又は当該労働者の退職金共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係るポイント又は証紙を併せて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。
 - ③ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、証紙添付方式の場合は工事契約締結後 1 か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。
なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ。）により申し出ること。
 - ④ 受注者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - ⑤ ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
 - ⑥ 建退共制度に加入していない建設業者、ポイント又は証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
 - ⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (3) 工事請負契約書第 10 条第 1 項により工事現場に設置される現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事請負契約書に規定されている権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する。た

だし、以下に掲げる期間で、工事請負契約書第 10 条 3 項に定める「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」場合に該当するものとして、請負契約の締結後に監督職員と協議して期間を定めた場合は、その期間については現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - ② エレベーター等の工事において、工場製作のみが行われている期間
 - ③ 工事完成後、検査が終了した日（発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日をいう。）の翌日以降の、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ④ その他、発注者が認める期間
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 6 条の規定により、受注者が工事現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (5) 主任技術者及び監理技術者が専任の者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者をいう）でなければならない場合の扱いは、次の通りとする。
- ① 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の i) ～ viii) の要件を全て満たさなければならない。
 - i) 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ii) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - iii) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - iv) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - v) 特例監理技術者が兼務できる工事は東京都 23 区内の工事でなければならない。
 - vi) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - vii) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - viii) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、① i) ～ viii) の事項について確認できる書類を提出すること。

- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
 - ④ 主任技術者又は監理技術者は、次の i) から iv) の期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、工事現場への専任を要しない。
 - i) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。
 - ii) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - iii) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - iv) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
 - ⑤ 技術者の技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で、専任で配置する主任技術者又は監理技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて、現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、発注者の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (6) 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取り扱いについては以下の通りである。なお当該規定については監理技術者には適用されないことに留意すること。
- ① 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合も含まれると判断して差し支えない。
 - ② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。
- (7) 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び講習修了を証するものを提示すること。
- (8) (4)～(7)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (9) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該事務所管内で入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理及び安全管理に関し、指名停止又は官庁営繕部長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化として次の業務を行うこと。

- ① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
 - 1) 受注者は、総括監督員の求めに応じて、施工体制台帳を総括監督員に提出する。
 - 2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じること。
- ② 施工計画書の内容のヒアリング
標準仕様書（※1）に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じること。

(※1) 標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいう。
なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

・建築工事編

公共建築工事標準仕様書

・電気設備工事編、機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

・建築工事編

公共建築改修工事標準仕様書

・電気設備工事編、機械設備工事編

公共建築木造工事標準仕様書

建築物解体工事共通仕様書

(11) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 新宿御苑管理事務所が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(12) 工事の下請負について

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

① 受注者が、工事の施工において総合的に企画、指導及び調整するものであること。

② 下請負人が環境省大臣官房会計課長から工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

③ 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(13) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。

① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請負人及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律 131 号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

⑥ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

⑧ ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。

⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。

⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。

(14) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

3. 現場及び技術に係わる事項について

(1) 共通事項

① 工事関係図書等に関する業務効率化

1) 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。

2) 工事関係図書等の提出一覧は監督職員の指示による。

3) 工事関係図書等の作成については、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」に関して、省略可能な書類に係る協議をするものとする。また、協議の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。

4) 工事書面の取扱い

設計図書（図面、標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則として (a) による。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合 (b) による。

(a) オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する。

i) 工事着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。

ii) 電子メールの送信は、原則として、i) で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。

iii) 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが i) で共有したものと同一であるか確認すること。

iv) ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、i) で共有した者の間で、監督職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(b) オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。

ただし、工事着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の定例会議・面談等において提出される書面については、押印の省略にあたって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

(c) その他

(i) (a) で用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の

運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

(ロ) 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで行う。

② ワンデーレスポンス

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- 1) ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- 2) 実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3) 工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

③ 情報管理体制の確保

- 1) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、発注者が別途提示する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。
- 2) 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。
- 3) 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

④ 図面等の情報の適正な管理

- 1) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書及び標準仕様書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
 - i) 発注者の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ii) 工事の履行のための下請負人等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - iii) 図面等の情報の送信又は運搬は、工事の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - iv) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - v) 発注者が貸与する図面等の情報（例えば、既存建物の図面、CADデータ等）

については、業務又は工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

- vi) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
 - 2) 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
 - 3) 上記 1) を踏まえ、契約終了後においても図面等の情報が適正に管理され、流出することのないよう必要となる措置を講ずる。また、上記について、契約終了後に生じた情報漏洩についても対象とする。
 - 4) 上記 1) から 3) は、下請負人等による図面等の情報の管理についても対象とする。
 - 5) 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - i) 次に該当する図面、特記仕様書等
 - ・ 工事の契約に係る設計図書
 - ・ 工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - ii) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む）
 - iii) 完成図（未完成の図書を含む）
 - iv) 工事完成写真
- ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等
- 1) 工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した施工体制台帳及び作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、監督職員に提出する。（建設業法第 24 条の 8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項）
 - i) 建設業法第 24 条の 8 第一項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
 - ii) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - iii) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - 2) 建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項）
 - 3) 建設業許可を受けた建設業者（下請負人を含む）は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第 40 条、同規則第 25 条）
- ⑥ 作業員等
- 1) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。
 - 2) 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）及び受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真及び所属会社名の入った名札を着用させるものとする。

⑦ 関係法令等の遵守

関係法令（条例を含む。）の改正等により、工事内容が法令等に抵触するおそれがあることを認識した場合には、その対応について、監督職員と協議する。

⑧ 工事写真

- 1) 工事写真(原本及びアルバム)については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」によるものとする。
- 2) 工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を監督職員に提出する。
- 3) 2視点の定点撮影を施工開始後から竣工までの期間で実施すること。

⑨ 施工中の安全確保

- 1) 施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事等編（令和元年国土交通省告示496号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成27年1月20日国営整第216号）」によるものとする。

受注者は、工事の着手に先立ち工事安全計画を作成し、施工計画書に記載するほか、必要となる関係書類を添付して監督職員に速やかに提出する。

i) 工事安全計画の内容は次による。

- (a) 安全に関する現場組織体制（下請負契約が未了の場合は、契約完了後に当該部分を追加する。）
- (b) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）の項目ごとの安全対策又は安全対策案（当該工事に関係しない項目は除く。）

ii) 工事安全計画に変更が生じた場合は、その内容を監督職員に提出する。

iii) 監督職員との協議により、必要に応じて、工事安全計画に基づく安全対策の実施状況について工事写真等を監督職員に提出する。

- 2) 足場の組立て・変更時等の点検は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成24年2月9日付け 基安発0209第2号、一部改正 平成27年5月20日付け 基安発0520第1号）」^{*2}に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行い、足場の安全確認に関する看板を設置する。

なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者が含まれる。

i) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）

第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

ii) 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

iii) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記 i) 又は ii) に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

※ 2) 推進要綱は、以下、厚生労働省のホームページよりダウンロードすることができる。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

- 3) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保のための対策について、監督職員に報告する。
 - 4) 墜落制止用器具の着用について
労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
 - 5) はつり作業等を行う場合は、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工すること。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち合わせる。
 - 6) 解体作業を行う場合は、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成 15 年 7 月 3 日国土交通省総合政策局長及び住宅局長）」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。
 - 7) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、対応する。費用については別途とする。
 - 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
 - ドライミスト
 - 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置
 - 8) 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について鉛等有害物質を含有する塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則関係法令を遵守する。
- ⑩ 施工中の環境保全等
- 1) 騒音、振動、粉じんの発生が予想される工事等、執務に支障のある作業や周辺住民への配慮を必要とする作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、必要な対策を講ずる。
 - 2) 本工事において、環境省の「環境物品等の調達を円滑にするための方針」に則り、グリーン購入法基本方針、特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の建設機械を使用する場合や、「工法」の工法を採用する場合は、グリーン購入法に係る判断の基準を満たすものとする。なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したもの

を使用する。

- 3) 本工事において、低振動型建設機械を採用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）」に基づき国土交通大臣が型式指定を行った建設機械を使用するものとする。
- 4) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について
 - i) 本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、各都道府県等の定めるディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
 - ii) 本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
 - iii) 本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
 - iv) 取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
 - v) 資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。
- 5) 本工事の施工にあたっては周辺の自然環境に影響を及ぼさないよう留意すること。総合施工計画書または工種別施工計画書に自然環境に配慮した工法を記載することとし、監督職員の承諾を受けること。

⑪ 材料

1) 環境への配慮

- i) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月閣議決定。以下、「グリーン購入法基本方針」という。）」に定める特定調達物品等（22分野282品目）について、環境省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り使用する。なお、特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。特定調達物品等以外の環境物品等についても環境への負荷の少ない物品等の使用に努める。
- ii) グリーン購入法基本方針における特定調達品目「公共工事」の配慮事項（資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。）に留意する。

2) 木材の選定について

- i) 木材調達計画を契約後速やかに提出すること。
- ii) 粧造作材については、木目や色味について監督員との協議により決定する。
- iii) 木材の選定においては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第1条（目的）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用推進本部決

定)」第 1（建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向）の趣旨を踏まえる。

⑫ 施工

- 1) 受注者において主要箇所の矩計図を作成し、監督職員との協議により決定する。
- 2) 瓦や飾金物、釘隠の意匠を再現に、埋蔵文化財調査にて出土した創建部材を参考に、監督職員との協議により決定する。
- 3) 施工図の提出から承諾までの期間として 1 ヶ月以上確保すること。
- 4) 技能士
本工事に必要な工事作業及びその作業に従事する職種について適用する。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。
- 5) 新技術の活用について
受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。ただし、当該施工が少量となる場合等は、この限りでない。

(2) 施工条件等

① 施工の制約

- 施工時期の制限 ()
施工時間の制限 (原則 8 時 30 分～17 時 15 分とする)
施工順序の制約 ()

② 材料の搬出入等

材料、撤去材及び建設機械の搬出入、材料置場等は、次に指定するものを除き、監督職員と協議により決定する。

- 材料、撤去材及び建設機械の搬出入口 (仮設図に図示)
工所用車両の駐車場所 (仮設図に図示)
資機材置場、仮設事務所設置場所 (仮設図に図示)

③ 構内既存施設の利用

- 工用水 (利用できる 有償)
工用電力 (利用できる 有償)

④ 仮用地の使用

- 使用場所 (仮設図に図示)
使用期間 (工期内)
使用条件及び復旧方法 (現況復旧とする)

⑤ 工事支障物、近接施設等

- 支障物等名 ()
位置 ()
管理者 ()
工事方法 (保護等) ()

⑥ 協議中の項目

- 関係機関 ()
協議内容 ()
制約等 ()

- ⑦ その他施工条件
園内の工事に当たっては、新宿御苑作業要領に従うこと。
- ⑧ 交通誘導警備員
警備業者の警備員で、交通の誘導に従事するものを、工事期間中（延べ 418 人・日）交通誘導警備員として配置する。
- ⑨ 工事用道路の使用条件
構内道路の使用制限
 - ・経路（ 管理門～現場 ）制約（ 4t 車まで ）
 - ・経路（ 正門～プラタナス並木～外周路～現場 ）期間（ 原則休園日 ）
制約（ 大型車両の通行時は園路の養生を行うこと ）

⑩ 広報

当該工事の安全性確保、来園者に対して一定期間において園内の一部を占有し工事を行うこと、観光立国推進基本計画に基づき訪日外国人旅行者等の受入環境として整備されることから、受注者において、効果的な広報活動を行うこと。

(3) 工期・工程等

① 別契約の関連工事等

- 1) 本工事に関連する別契約の工事

新宿御苑日本館御殿工事（Ⅱ）、新宿御苑造園工事

② 週休 2 日制試行対象工事

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休 2 日について取り組む内容を協議したうえで工事を 実施する週休 2 日促進工事である。

- 2) 週休 2 日の考え方

詳細は入札説明書による。

③ 工事の一時中止に係る計画の作成

- 1) 契約書第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

- 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(4) 調査等

① 化学物質の濃度測定

- 1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

② 類例施設の視察

- 1) 監理技術者及び現場代理人は、類例施設（沼津御用邸、田母沢御用邸）を契約後速やかに視察すること。

(5) 発生材等

① 建設リサイクル法 11 条通知完了連絡書の送付

受注者は、建設リサイクル法第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行っ

た旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

② 建設副産物情報交換システム

本工事の情報を「建設副産物情報交換システム」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合にはそれぞれ、速やかにデータ入力を行う。また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

③ 廃棄物等の適正な取扱いの徹底等

- 1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底する。また、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守するとともに、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守する。
- 2) 杭打ち、山留め工事においては「建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成18年6月12日国土交通省）」により、建設汚泥の発生量の抑制に努める。

④ 発生材の処理等

1) 再資源化を図るもの

- | | | |
|-------------------|------|---|
| コンクリート | 搬出先（ | ） |
| コンクリート及び鉄から成る建設資材 | 搬出先（ | ） |
| 木材 | 搬出先（ | ） |
| アスファルト・コンクリート | 搬出先（ | ） |

⑤ 特定建設資材の処理

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。

また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。この場合の書式は、「建設副産物情報交換システム」で作成したものとする。

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化等をする 施設の名称	所在地
コンクリート		
コンクリート及び鉄から成る建設資材		

木材		
アスファルト・コンクリート		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

⑦ 建設発生土の処理方法

- 1) 近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。

搬出距離（ 29km 以内 ）

DID 区間（ あり ）

仮置場（ なし ）

(6) 提出図書等

① 官公署その他への届出手続等

建築基準法に基づく完了検査の必要な工事の場合、受注者は完了検査（中間検査を含む。）時には、官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意する。

② 完成図等の提出

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

- 1) 完成図（施工図、施工計画書を除く。）

CAD データ（電子納品） 3 部

A1 版原図

A1 複写図（製本） 2 部 A3 複写図（製本） 2 部

- 2) 施工計画書

A4 ファイル綴じ 1 部

- 3) 保全に関する資料（「建築物等の利用に関する説明書」を除く。）

A4 ファイル綴じ 2 部

- 4) 工事概要書

- 5) 施工図（次に示すものに限る。）

原図又はそれに代わる図

[建築工事]

鉄筋配筋図（納まり図含む） 一式

コンクリート躯体図 一式

カーテンウォール製作図 一式

復元的整備にかかる図 一式

[設備工事]

~~機器製作図 一式~~

~~制御システム図 一式~~

試験成績書 一式
 機器・配管固定の施工図 一式

6) 工事資料

復元的整備として資料に残しておくべきもの

③ 電子納品

1) 本工事の提出書類のうち完成図（施工図、施工計画書を除く。）を電子納品の対象とし、電子データを納品する。なお、完成図の作成にあたっては、次の規定に従うものとする。

i) 建築工事においては、「建築工事設計図書作成基準（令和 2 年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」第 1 章総則第 2 項適用範囲において「建築工事の図面等の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「図面等」を「完成図（施工図、施工計画書を除く）」と読み替え準用する。

ii) 建築設備工事においては、「建築設備工事設計図書作成基準（平成 3 0 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」第 1 章総則第 2 項適用において「建築設備工事の設計図書のうち、図面及び仕様書の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「設計図書のうち、図面及び仕様書」を「完成図（施工図、施工計画書を除く。）」と読み替え準用する。

2) 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

④ 建築物等の利用に関する説明書

建築物等の利用に関する説明書（以下「説明書」という。）を次により作成する。

1) 別添 5 「建築物等の利用に関する説明書（本編）の作成対象及び作成担当者一覧表」において、作成対象である項目（「作成対象」欄に「○」の付けられた項目）のうち、受注者が作成を担当する項目（「作成担当者」の「工事受注者」欄に「○」がある項目）について、説明書を作成する。

2) 説明書は、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（平成 2 8 年 1 2 月改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」を参考に作成する。

3) 説明書作成例のオリジナルデータは発注者から貸与する。ただし、貸与されたデータは本工事の説明書作成以外の目的に使用してはならない。

4) 建築設計意図伝達業務受注者及び本工事に関連する各工事の受注者が作成した説明書を監督職員から受領し、取りまとめる。なお、説明書の項目の重複や欠落がないように建築設計意図伝達業務受注者及び各工事の受注者と調整を行う。また、建築設計意図伝達業務受注者及び各工事の受注者から説明書作成に関する情報提供等の要請があった場合は、それに協力する。

⑤ 完成写真

1) 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位 及び 箇所数	形式・サイズ	提出セ ット数	画素数 及び 画質等	撮影者

外観正面 1箇所	カラー印画紙キャビネ判	1	4500×3000 ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※			
	電子データ (JPEG フルカラー・圧縮率 1/4 程度)	1		
	カラー木製パネル半切 (324×400mm)			
上記と異なる外部：1箇所、内部：5箇所	カラー印画紙キャビネ判	1		
	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ※			
	電子データ (JPEG フルカラー・圧縮率 1/4 程度)	1		
外部： ()箇所、 内部： ()箇所 程度	カラー印画紙キャビネ判 A4アルバム綴じ		1280×960 ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意
	電子データ (JPEG フルカラー)			

注：※のアルバムは併せて作成する。

- 2) 1)の写真の撮影に関する著作権者の権利等については次の i) 及び ii) によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。
- i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作権名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
- ii) 受注者、撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

⑥ 建築物における木材利用促進法に係る木材利用状況調査

本工事の目的物は、「脱炭層社会の実現に資する等のため建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第2条第1項に規定する「建築物」に該当することから、木材利用実績調査要領により Excel ファイルで作成し、完成時に監督職員に提出すること。

(7) その他

① CADデータの貸与

本工事的设计図CADデータを貸与する。

なお、貸与するCADデータは令和6年度新宿御苑（仮称）大木戸御殿設計業務（発注者：新宿御苑管理事務所、受注者：有限会社香山建築研究所）の成果品であり、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利は新宿御苑管理事務所及び有限会社香山建築研究所の共有に帰属する。

② 適用基準等

本現場説明書、特記仕様書等で適用することとされた基準等のうち、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した基準類は、次のURLによる。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

その他のガイドライン等は、それぞれ次の URL による。

- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf>
- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r2bp.pdf>
- ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）
<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kurom/pdf/siken.pdf>

③ 工事实績情報の登録

工事实績情報を（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録する。ただし、工事請負代金額（税込）が500万円未満の場合を除く。

また、工事实績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。

建築物等の利用に関する説明書の作成対象及び作成担当者一覧表

構成	項目	作成対象	作成担当者		備考	作成方法
			建築設計意図伝達業務受注者	工事受注者		
概要	目的		○	○		作成例の加筆、修正
	説明書の概要		○	○		
	設計主旨		○	○		
	施設概要		○	○		
	使用条件		○	○		
	使用方法		○	○		
	将来の改修・修繕における留意事項		○	○		
	目的		○	○		
	建物の位置の評価		○	○		
	ラインアップ等設備図		○	○		
防災編	非常時の対応(発災時)		○	○		作成の手に引きに基づき、作成例を参考に作成
	緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法		○	○		
	業務継続計画のために考慮すべき事項		○	○		
	災害時に備えた訓練		○	○		
	保全の概要		○	○		
	保全の方法		○	○		
	点検対象・周期一覧表		○	○		
	測定対象・周期一覧表		○	○		
	取扱資格者一覧表		○	○		
	届出書類一覧表		○	○		
保全の手引き	設計及び工事担当者一覧表		○	○		作成の手に引きに基づき、作成例を参考に作成
	資・機材一覧表		○	○		
	官公署連絡先一覧表		○	○		
	保全計画の概要		○	○		
	中長期保全計画		○	○		
	年度保全計画		○	○		
	保全台帳の概要		○	○		
	建築物等の概要		○	○		
	点検及び確認記録		○	○		
	修繕履歴		○	○		
保全台帳	その他の項目の記録		○	○		作成の手に引きに基づき、作成例を参考に作成
			○	○		

機密性 2